

Historical Library of Matsue City 18

March 2025

MATSUE SHISHI KENKYU No.16 Research of Matsue City's History

Result of Ground-Penetrating Radar Survey at Hiranomae-Haiji in Matsue City	KISHIDA Toru, TSUMURA Hiroomi	(1)
Based on the Result of Ground-Penetrating Radar Survey at Hiranomae-Haiji	NIWANO Hiroshi	(7)
Excavation of Kitakohara Yokoanabogun (Kitakohara Tunnel Tombs)	OKAZAKI Yujiro	(11)
About the System of the Village Officials (Mura-yakunin) in Matsue Domain (III) : Unravel the "Gonin-gumi Cho" in the Late Edo Period	OKUHARA Keizo, KOYAMA Sachiko	(37)
The Actual Condition of Shrine Construction as Seen in Mochida Shrine's Munafuda: A Stone Lantern in Wada, Nishimochida, Matsue City	OMOTSUBO Kiku, NIWANO Hiroshi	(47)
About the Comprehensive Survey of Regional Historical Materials in Shinji and Location Reconfirmation Survey 2023	INATA Makoto, MATSUMOTO Miwako	(63)
The Kozai Mozaemon Family and the Unshu Matsudaira Family (I) : Morikiyo Kozai, the Founder of the Mozaemon Family, and His Views on "Family", Official Structure, and Lord-Vassal Relationships	UNO Rion	[1]
Report on the Formation of Painting Collection by Otobe Family, a Chief Retainer of Matsue Domain: The Change from the 9th Yoshitomo to the 10th Yoshitoki and New Methods of Collecting Chinese Paintings	MURAKADO Noriko	[23]

松 江 市
Matsue City

Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-911264-13-3
C3321 ¥1500E

松江市
定価 (本体1500円【税別】)



松
江
市
歴
史
叢
書
18

Historical Library of Matsue City

松江市歴史叢書18

2025 年 3 月

松江市史研究 16 号

松江市平ノ前廃寺における地中レーダ探査結果	岸田 徹・津村宏臣 (1)
平ノ前廃寺における地中レーダ探査結果をうけて	丹羽野 裕 (7)
北小原横穴墓群の発掘調査	岡崎雄二郎 (11)
松江藩における村役人制度について (3)－近世後期の五人組帳を紐解く－	奥原啓三・小山祥子 (37)
持田神社棟札に見る神社造営の実態 附・松江市西持田町和田の石灯籠について	面坪紀久・丹羽野裕 (47)
宍道町古文書悉皆調査と古文書所在再確認調査 2023 について	稲田信・松本美和子 (63)
香西茂左衛門家と雲州松平家 (一) －茂左衛門家の祖香西守清と「家」・職制・主従観－	宇野 鈴音 [1]
松江藩家老・乙部家の絵画コレクション〈形成〉に関する調査報告 －九代可備から十代可時への展開と新たな唐絵蒐集方法－	村角 紀子 [23]



(藤田美術館所蔵の乙部家旧蔵品)

松 江 市

【表紙写真解説】

大阪市都島区網島町にある藤田美術館は、明治期の実業家・藤田傳三郎（1841-1912）が築いた東洋美術コレクションを核とする日本有数の私立美術館である。ここに現在、松江藩家老・乙部家旧蔵の中国絵画が5件収蔵されている。令和5年（2023）10月、同館にて特別観覧を行い、5件すべてに乙部家収蔵当時のいわゆる「乙部仕立」が完璧な状態で残っていることが確認できた。

写真は向かって左から伝蘇軾（東坡）筆「竹図」、伝馬遠筆「鹿柴之図」、伝梁楷筆「寒山拾得図」、伝馬遠筆「李白観瀑図」、伝銭選筆「荷葉貝図」（縦組34～38頁図版も参照）の外覆。外覆とは埃除けのために外箱に被せられた布製のカバーで、底面のない直方体状に縫い合わされており、表地に和更紗が用いられている。上面中央部の色が薄くなっているのは、かつて外箱の紐を外覆の上で結び固定していた跡と考えられる。150年以上の時を超え、乙部家の収蔵形式を今に伝える貴重な現存例である。

（村角紀子）

松江市平ノ前廃寺における地中レーダ探査結果

岸田 徹・津村宏臣

はじめに

平ノ前廃寺は松江市東生馬町に所在する古代寺院跡である。同地域は古くから水田畔に祀られていた礎石および近傍の瓦窯跡の存在から古代寺院の存在が推定されていた。1973年（昭和48）にこの地域一帯の圃場整備を契機として、遺構の確認調査が実施された。その結果、掘立柱穴、瓦、鉄鉢形土器、灯明皿形土器が確認されている。基壇跡や礎石建物跡は確認できなかったが、南北約20m、東西約30mの範囲に小規模の仏堂と関連建物が想定されている（松江市2023）。

探査の概要

2021年11月、同志社大学文化遺産情報科学調査センターは、同遺跡において古代寺院に関連する遺構の存在を非破壊で探るべく地中レーダ探査を実施した。地中レーダ探査に使用した機器は米国GSSI社製SIR-3000及び中心周波数200MHzアンテナである。過去の発掘調査から遺構の存在が推定される箇所にA区、Bw区、Be区の計3か所の探査区を設定して探査を実施した。探査区の位置を図1に示す。また、同地区は詳細な地形図が存在しておらず、探査に先立って、三次元レーザーによるSLAM測量を用いて探査区周辺の三次元モデルを作成した（図2）。A区は南北17m、東西66mを測る。本探査地は畑地であり、探査時には等間隔に金属製支柱が並び（写真1）、また支柱同士を横方向に結ぶ支柱も存在したため、等間隔に測線を設定することが不可能であった。そのため、測線の間隔はまばらであり、測線方向についても南―北、東―西方向が混在している（図3）。また畝による地表の凹凸も激しく、探査は非常に困難であった。Bw区はA区の北側、道路を挟んで一段高くなった水田上に南北20m、東西31mで、Be区は、畔をはさんだその東側に南北20m、東西20mの範囲で設定した。探査区の写真は写真2に示す。Bw区は水田であり、探査時は探査区の北西隅および南西隅に水たまりが存在したため、その部分は避けて探査を行った。Be区は畑地であったが作物が植えられている場所については探査を避けるようにした。それ以外の箇所については測線間隔0.5mとして東―西方向に測線を設定し探査を実施した（図4）。各探査区で得られたデータは解析ソフト“GPR-SLICE v.7”を使用し、各種フィルター処理を実施しノイズをできるだけ除去するとともに、全てのデータを統合し、任意の深度幅における反射の強弱の平面分布図（time-slice図）を作成した。



平ノ前廃寺の位置



図1 地中レーダ探査範囲 (google Earth画像に加筆)

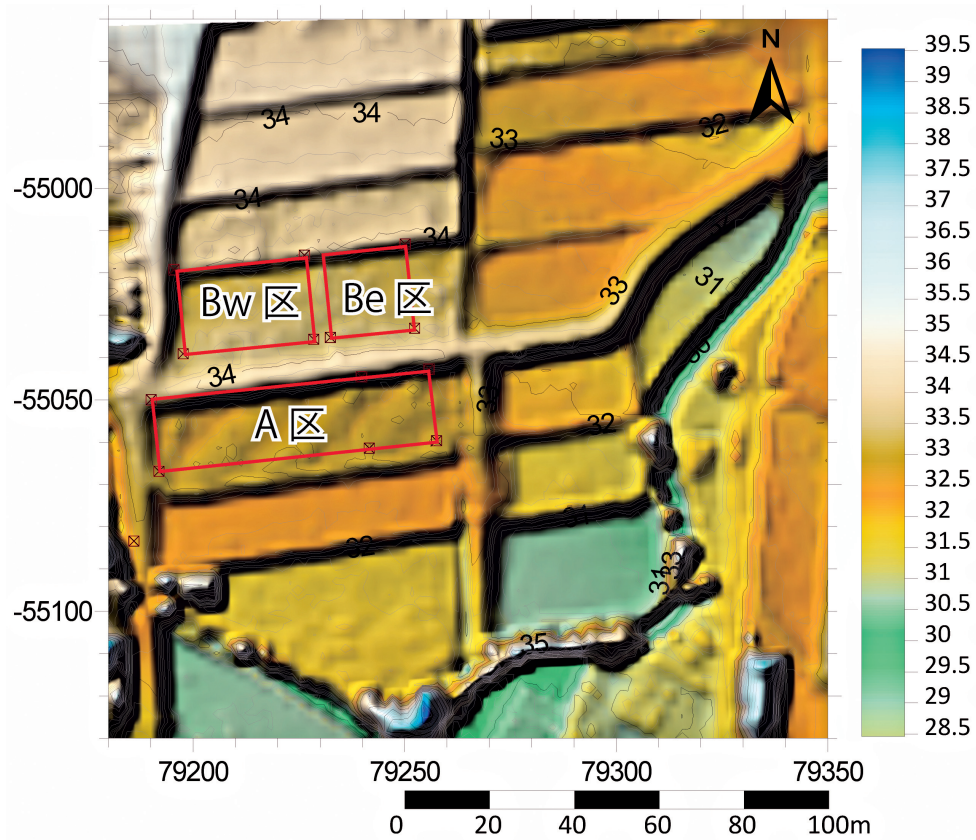


図2 SLAM測量より作成した測量図と 地中レーダ探査範囲



写真 1 調査時の A 区の状態
(上：北西より、下：北東より)

写真 2 調査時の B 区の状態
(上：Bw区（南西より）、下：Be区（南東より）)

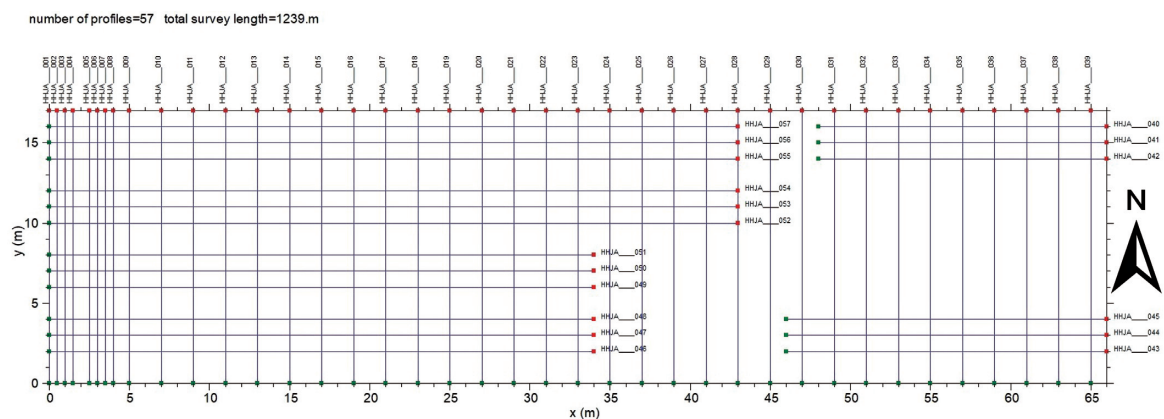


図 3 A 区における測線配置図

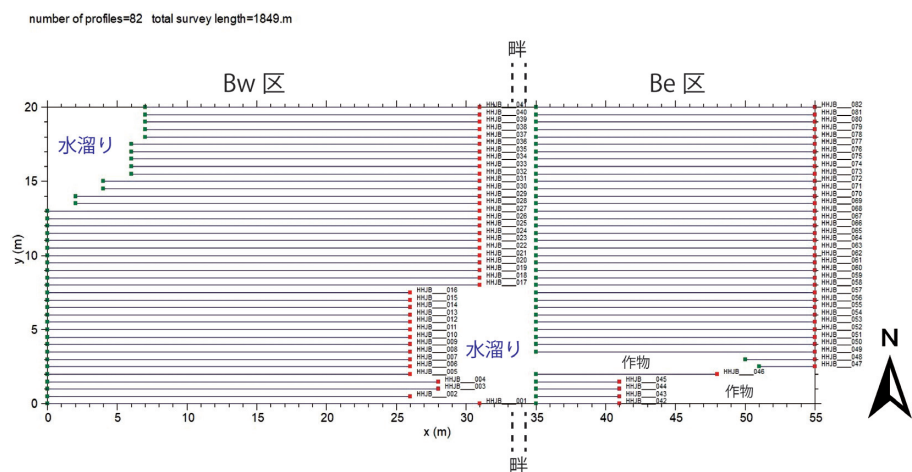


図 4 B 区における測線配置図

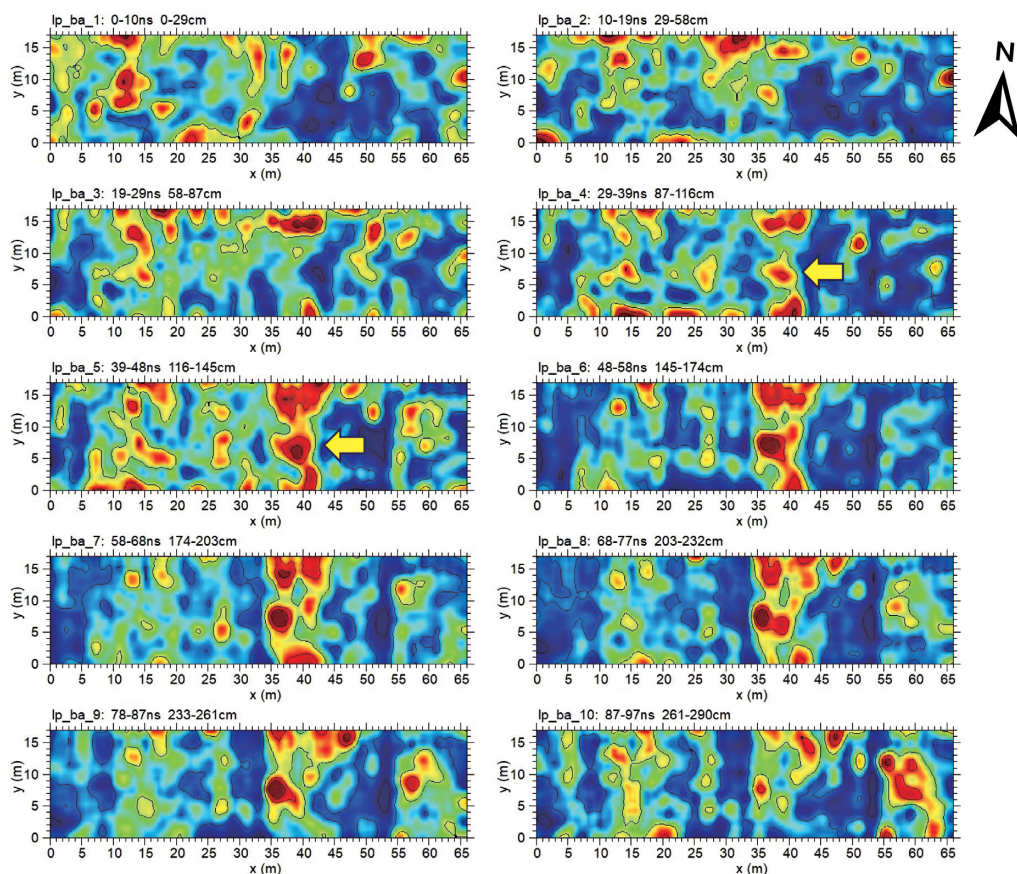


図5 A区におけるtime-slice図

探査の結果

図5にA区で得られた全てのデータより作成したtime-slice図を示す。地表面より深度29ns（推定深度87cm）までは探査区全体に異常応答（赤色で示す）が散見されるが、深度29-39ns（推定深度：87-116cm）以深では探査区中央やや東寄りに南北方向に帯状に続く異常応答が認められる（図中黄色矢印で示す）。同異常は深度2m続き、かつ幅が約5m程度と大きく、何らかの遺構を捉えたというよりも、かつての自然流路、もしくは人工的な水路跡を捉えた可能性が高いと考えられる。各深度において異常応答はいくつか認められるものの、何らかの遺

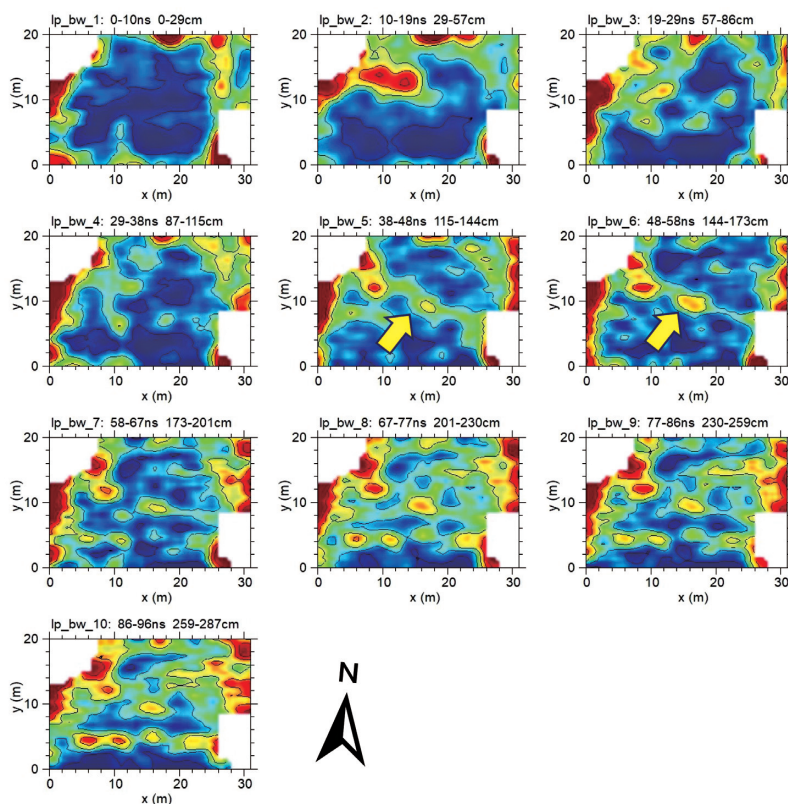


図6 Bw区におけるtime-slice図

構を捉えたとは積極的に解釈できる異常は判読できなかった。

図6にBw区のtime-slice図を示す。深度38-48ns（推定深度：115-144cm）、深度48-58ns（推定深度：144-173cm）において、探査区を北西-南東へと斜めに横切るように異常が帯状に延びている。これは溝等の遺構を捉えたとも考えられるが、古代寺院に伴うものかどうかは不明である。圃場整備以前の水路の可能性も考えられる。

図7に示すBe区のtime-slice図では深度29-38ns（推定深度：87-115cm）以深で探査区の西縁に異常応答が集中している。その平面形は不鮮明だが、南北方向から軸を約45度傾けた方形を呈するようにも見える。異常の西側は探査範囲外へと続くようであるが、Bw区の東縁にみえる異常がこれと同一のものであるかどうかは不明である。しかし何らかの遺構の可能性は高いと考えられる。

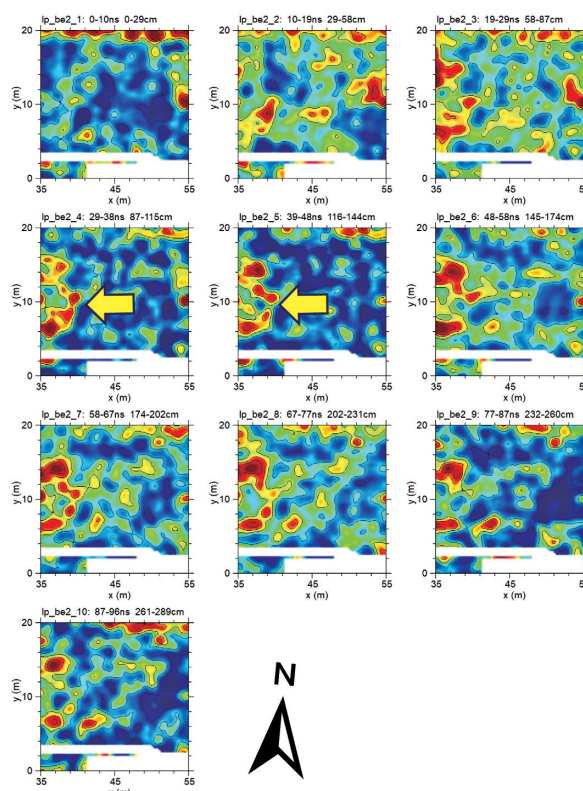


図7 Be区におけるtime-slice図

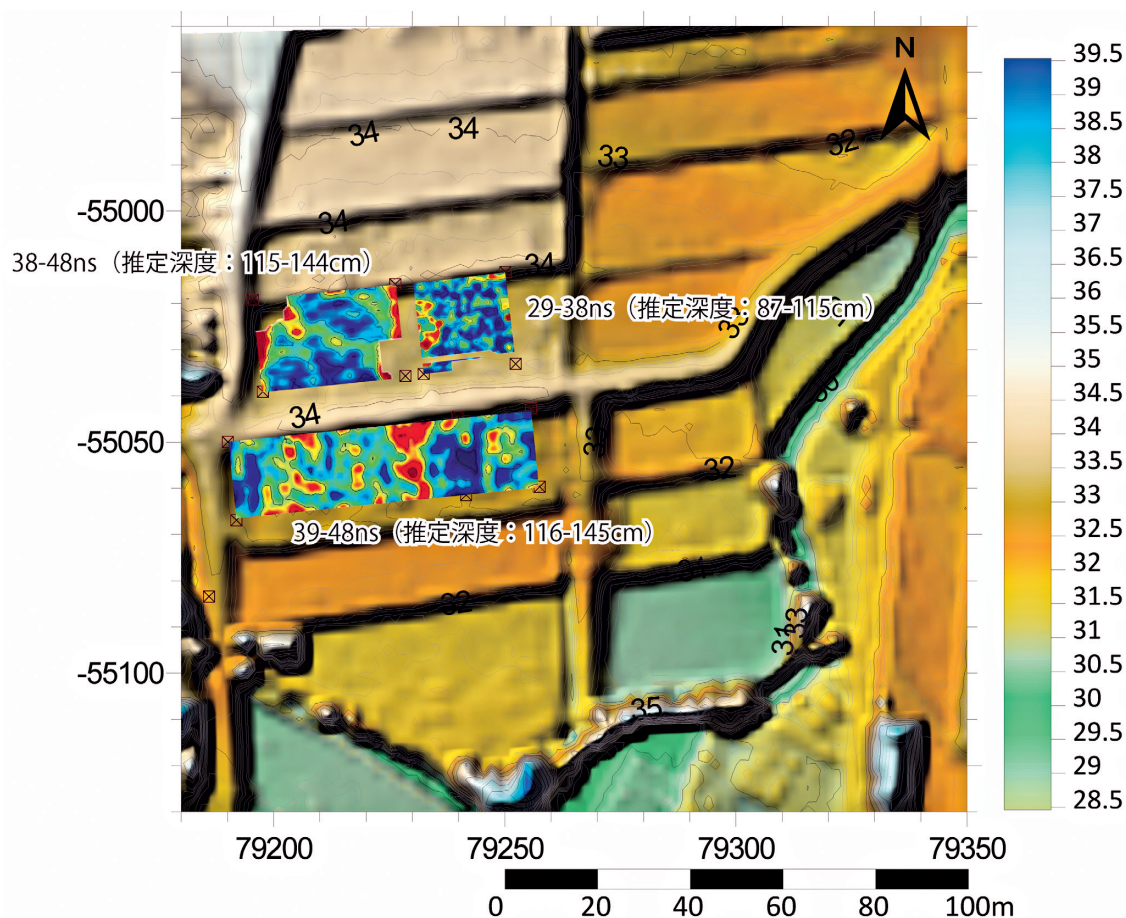


図8 平ノ前廃寺における代表的な地中レーダ探査結果

まとめ

松江市平ノ前廃寺において古代寺院に関連する遺構を非破壊で推定するべく、地中レーダ探査を実施した。その代表的な探査結果を図8に示す。A区においては、探査区中央に南北に帯状に延びる異常応答が捉えられた。ただ、その幅は約5mと広く、かつての自然流路や人工的な水路跡の可能性が考えられる。A区においては農作物用の支柱が邪魔になり、密な測線を設定できなかったことに加え、金属支柱や畝による地表の凹凸から生じるノイズの混入が多く、遺構を判読するに足る詳細なデータを取得することができなかった。Bw区においては溝と考えられる異常応答を、Be区においては何らかの方形状の遺構（建物跡か）が推定された。ただし寺院に関連するものかどうかは現時点では不明である。まずは圃場整備前の地形図や過去の発掘調査成果と今回の探査結果を十分に比較検討する作業が必要であろうと考える。

参考文献

岡崎雄二郎・丹羽野裕（2023）「平ノ前廃寺・宮ノ下遺跡の調査」松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課編、『松江市歴史叢書16』（松江市史研究14号）、松江市、p.101-130.

謝 辞

本調査にあたり、天理大学文学部考古学民俗学研究室より地中レーダ探査機一式を借用し調査を行った。ご協力に感謝申し上げます。

（きしだ とおる 同志社大学文化情報学部文化遺産情報科学調査研究センター嘱託研究員）
（つむら ひろおみ 同志社大学文化情報学部時空間情報科学・行動計量解析学研究室
文化遺産情報科学調査研究センターセンター長）



写真3 平ノ前廃寺 地中レーダー探査実施の状況
2021年11月

平ノ前廃寺における地中レーダ探査結果をうけて

丹羽野 裕

1. はじめに

平ノ前廃寺は1973年に、東生馬町周辺の圃場整備が行われることに伴い、当時の島根県文化財愛護協会がトレンチによる発掘調査を実施した、古代寺院跡と推定される遺跡である。実質的に調査にあたった岡崎雄二郎氏が中心となって、残された資料から発掘調査の概略を報告している（岡崎・丹羽野2023）。筆者はその調査概要の報告の編集を手助けしていたが、後に図面の縮尺等の誤りに気付くとともに、調査内容を筆者なりに解釈して古代寺院としての評価を試み、翌年に本誌に掲載した（丹羽野2024）。

一方で松江市は、2021年に同志社大学文化遺産情報科学調査研究センター（以下「同志社センター」と呼ぶ）と、共同研究を実施するための連携協定を締結した。松江市では『松江市文化財保存活用地域計画』で示した地域の調査の一環として生馬地区の調査を行っており、その協定に基づいて平ノ前廃寺周辺の水田の地中レーダ探査を、同志社センターと共同で実施した。本報告はその結果が公表された（津村・奥田2025）ことに基づいて、調査結果や筆者の想定と探査結果の関連性について検討するものである。なお、当時の調査位置と現在の探査場所との照合は、座標データ等の正確なものではなく、圃場整備前の水田図面とトレンチとの関係性を、近年の都市計画図にはめ込んで行ったものであり、正確性は担保できない仮作業であることをお断りしておきたい。

併せて前著（丹羽野2023）の記述で、明らかな誤りがあったことが判明したため、最後にその訂正も行いたい。

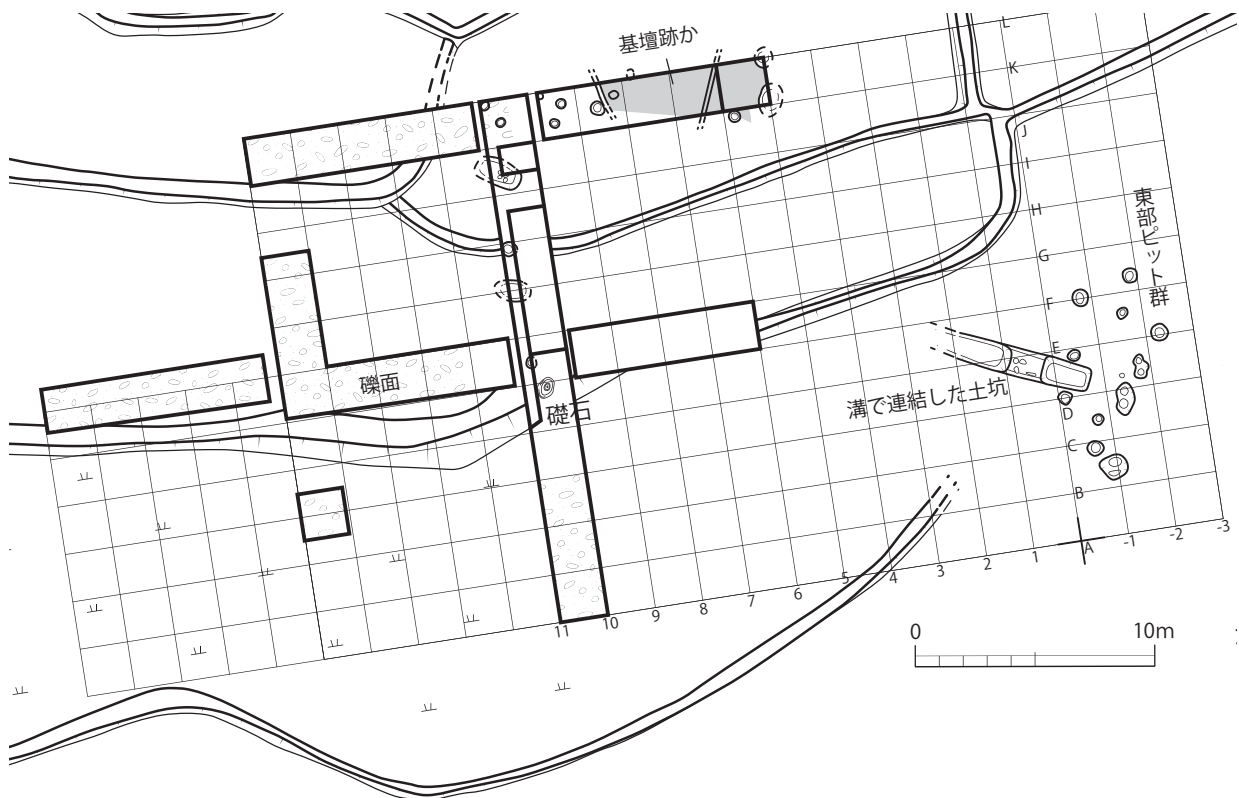


図1 平ノ前廃寺調査区と検出された遺構（岡崎・丹羽野2023より引用）

2. 発掘調査結果と推測寺院配置の概要

まずは発掘調査結果を検討して、建物や基壇などの配置を推測した前著（丹羽野2023）の概要を述べておきたい。北側の東西に設定されたトレンチでは、その東端付近に溝状遺構が報告されている。これは写真の検討から、下方に向かって伸びている土層の一部が平面で切られて、溝状に現れたもので、基壇の存在を想定できると考えた（図2 想定基壇A）。またその基壇の南東側で検出されている土坑を連結した溝を布堀建物跡と推測して、比較的大型の建物を想定した（想定建物B）。そして、基壇と建物の方向がほぼ直角に交わることに注目した。一方想定建物Bの西側には、写真に発掘停止面が北に盛り上がっている様子が窺えたため、基壇Cを想定しているが、その方向性に根拠はない。

また注目される遺構として「礫敷」がある。礫敷は平面図にその範囲が示され、写真でも明瞭に確認できる。礫敷が切れる箇所を結び、直角に交わるように交差させると、想定した基壇や建物と方向がほぼ一致するため、前著（丹羽野2024）では建物などが存在する範囲の外側に、礫敷面が広がっている可能性を指摘した。

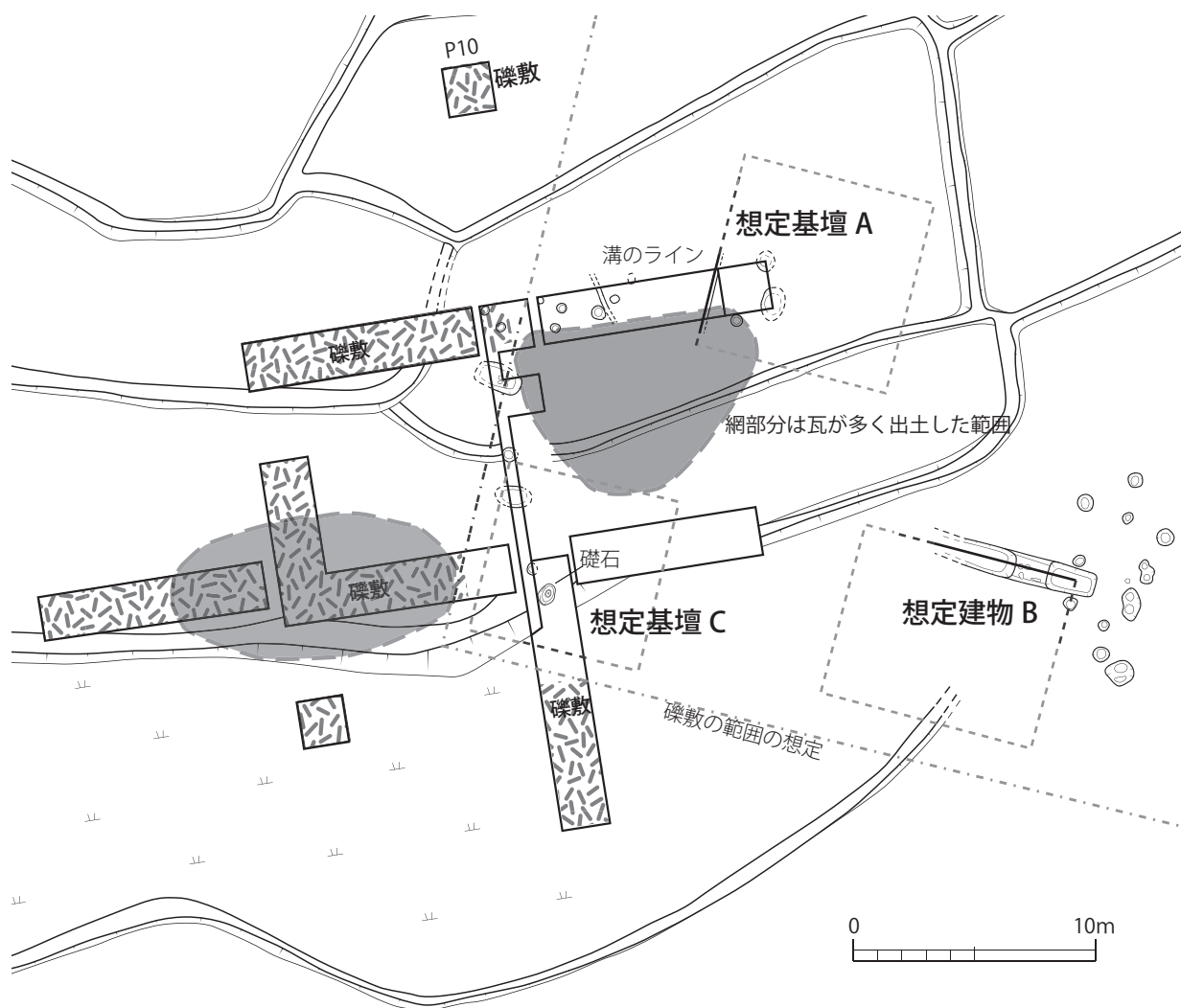


図2 平ノ前廃寺で想定される遺構等の境界（丹羽野2024より引用改変）

3. レーダ探査結果との関連性の検討

地中レーダ探査結果報告は、2023年報告（岡崎・丹羽野2023）の遺構配置を基礎として報告をされており、筆者の寺院配置にかかる想定を反映していないことをまず述べておきたい。そのうえで、探査結果と想定遺構等との関連性について検討を行いたい。

まず南側水田のA区では、中央やや東寄りに南北方向の強い異常反応が認められる。想定復元と重ねてみると、礫敷が切れる西側の境界と重なっていると見えなくはない。その西側に強い反応が広がっているのも、礫に反応していると仮定すれば矛盾はない。しかし、探査報告では、かつての自然流路や人工的な水路跡を捉えた可能性が高い、とされており、調査後に行われた圃場整備において、暗渠排水路などが設置された可能性も十分にあり得る。赤く強い反応と考えられ、古代の遺構との関連を強く主張することは憚られる状況であろう。

一方北側水田のB区でも注目される反応が報告されている。西側のBw区では、斜めに横切るように異常反応が認められる。このラインは、想定した基壇や建物、礫敷の境界ラインとほぼ直交している。東に隣接するBe区では、斜め方向の「コ」字形を呈す異常反応が認められ、Be区に続く可能性も指摘されている。Bw区では、中央付近の斜めラインと平行した異常反応ラインが続くようにも見え、これも想定ラインと直交している。平ノ前廃寺と直接関わるかは不明としながらも、何らかの遺構を反映している

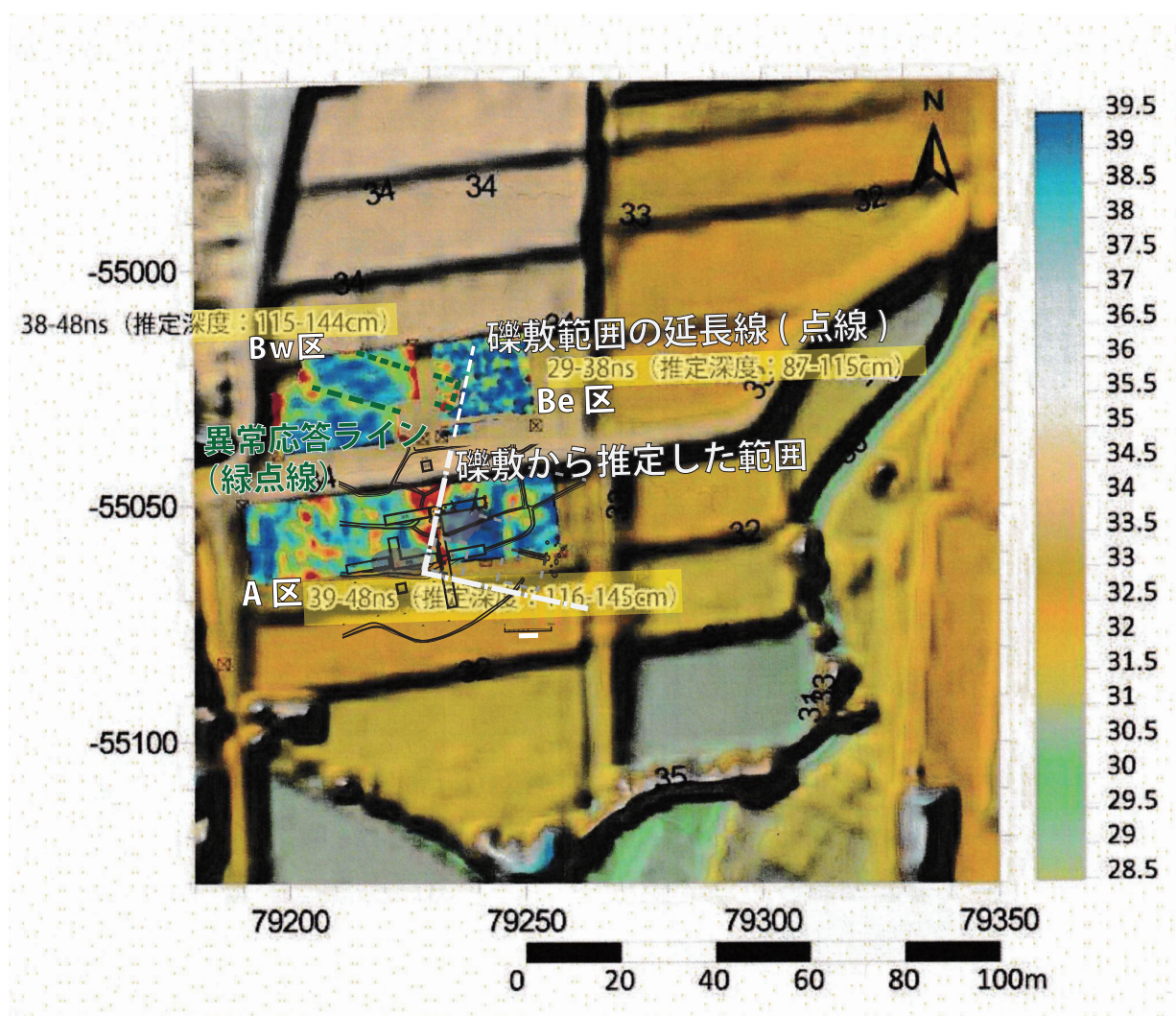


図3 平ノ前廃寺における代表的な地中レーダ探査結果と礫敷想定範囲・異常応答ラインの一部

可能性が指摘される。溝などの境界や遮蔽施設、長舎等の建物跡が反映しているとすれば、平ノ前廃寺に関わる可能性が出てくる。希望的観測に過ぎないが、方向の一致は事実として指摘しておきたい。

4. まとめ

以上、レーダ探査と発掘調査結果との関連性について検討を行った。探査によって認められた反応が、平ノ前廃寺の遺構と関わりがある可能性を指摘できたことは、ひとつの成果と考えられる。しかし、小区域の発掘調査成果であるとともに、二つの結果の位置を合わせるにあたっては、一定の誤差が生じている可能性も高い。こじつけと言われれば、反論はできない。レーダ探査の異常反応も、何を示しているかは判断できないのであり、発掘調査を行って過去の調査位置や新たな遺構の広がりを確認するしかない。将来の課題としたい。

平ノ前廃寺に関わる報告を、三回にわたって紙上に掲載してきた。これは冒頭に述べたように『松江市文化財保存活用地域計画』に定めた「地域の調査」や「他機関との共同研究」、「過去の調査の見直し・再整理」といった課題と方針を実現していくための道のりだったといえる。本来であれば、もっと迅速に諸調査を実施し、一体的な報告にまとめるべきだろう。しかし、これまでの松江市の調査体制や他事業との関わりを勘案すれば、可能な範囲で迅速に報告を行うことはやむを得ないことだったと考えたい。松江市内部組織での他分野との連携も含めて、過去に行った様々な調査の再検討を実施していく契機となるよう、努めていきたい。

最後になったが、探査にあたっては松尾衛館長（当時）をはじめとする生馬公民館の皆様、法恩寺、山根純一氏には多大なご協力をいただいた。記して深謝申し上げたい。

参考文献

岡崎雄二郎・丹羽野裕2023「平ノ前廃寺・宮ノ下遺跡の調査」『松江市歴史叢書』16

岸田 徹・津村宏臣2025「松江市平ノ前廃寺における地中レーダ探査結果」『松江市歴史叢書』18

丹羽野裕2024「松江市東生馬町 平ノ前廃寺について」『松江市歴史叢書』17

【附編】 前稿「松江市東生馬町 平ノ前廃寺について」の訂正

2023年に本誌17号において掲載した表題の報文について、注(17)の内容に重大な誤りがあったため、訂正し陳謝いたします。前稿注(17)は以下の通りです。

「かつて松江市東朝日町に所在していた松江財務事務所から、2004年ころ島根県文化財課に連絡があり、新築された国の松江地方合同庁舎に移転するにあたり、来美の礎石を引き取ってくれないか、との依頼があった。八雲立つ風土記の丘が改修される時期でもあり、移設をしたものと記憶をしている。この件については、当時の録取記録がとられていたが、探索したものの発見できなかった。よって、当時担当の東森晋氏と筆者の記憶によるものである。」

この記載について、2024年5月に松本岩雄氏から指摘がありました。それは1999年10月に松本氏が関わって、松江財務事務所から移転をしたもの、というもので、写真も添えられていました。それをうけて記憶を整理したところ、2004年に礎石移転の経緯を調べた時に1999年の復命書を発見し、財務事務所に問い合わせをしたことを、自らが移転手続きをしたと勘違いしたと気づきました。風土記の丘展示学習館前に設置している山代郷北新造院跡の礎石は1999年に移設されたものです。誤った情報を記載したことをお詫びすると同時に、冷静に情報の提供をいただいた松本岩雄氏に感謝いたします。

(にわの ひろし 松江市文化財総合コーディネーター)

北小原横穴墓群の発掘調査

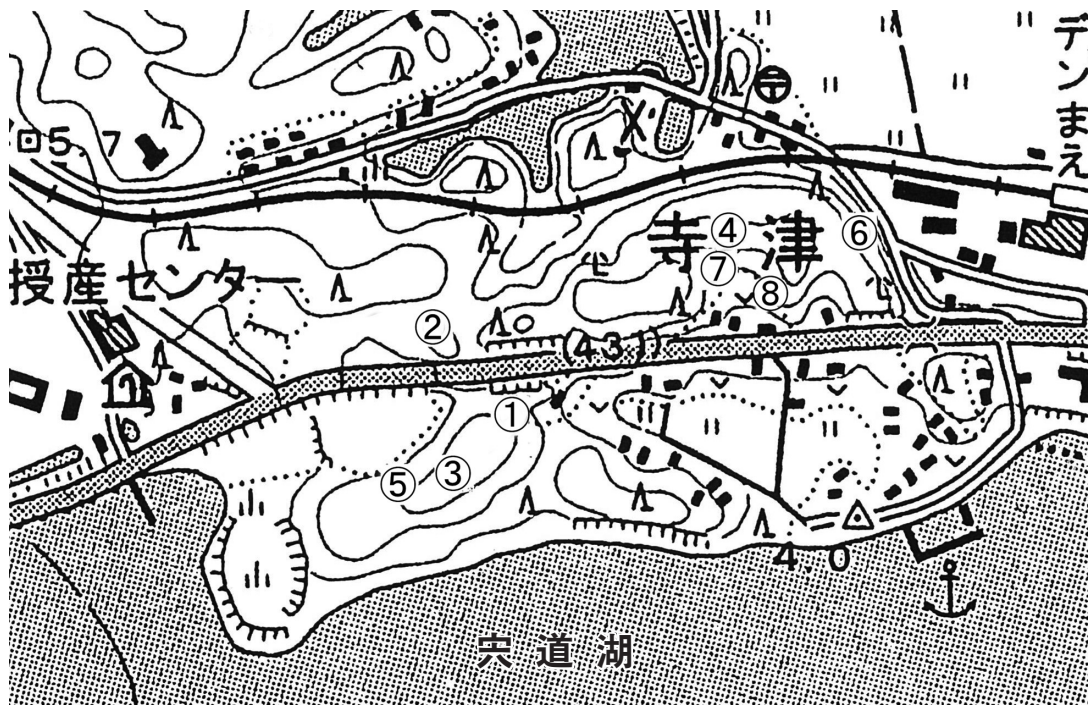
岡崎 雄二郎

1. はじめに

本書は、昭和48年に調査した松江市西浜佐陀町地内の北小原横穴墓群にかかる発掘調査記録の補遺である。本件の内、北小原第2号横穴墓については、島根県埋蔵文化財調査報告書第V集に概要を報告している⁽¹⁾。

しかし、紙数が限られていたこともあって、調査したすべての記録を掲載していなかったもので、今回当時の図面や遺物、実測図、写真などを再点検し、可能な限り当時の資料を掲載し、情報を提供するものである。

編集は、岡崎雄二郎が行い、遺物の点検・確認作業には渡辺真二氏の協力を得た。記して感謝する次第である。



①北小原横穴墓群 ②釜代古墳群 ③北小原古墳群 ④寺津古墳群 ⑤釜代横穴
⑥寺津停留場裏横穴墓群 ⑦寺津横穴墓群 ⑧寺津古墳

図1 周辺の遺跡分布図

2. 周辺の歴史的環境

釜代古墳群

方墳2、円墳1、不明7（半壊3）から成る。この内、1号墳は国道の北側法面上にあり、差し渡し20×16mの楕円形を呈する前期後半の古墳。埋葬施設は2基あるが、粘土槨の1基のみ調査され、仿製内行花文鏡1、碧玉製勾玉、ガラス製小玉が出土した。別の埋葬施設からは古式土師器の供献土器が発見された。現状保存されている⁽²⁾。(図1-②)

北小原古墳群

国道の南丘陵にある。平成12年、携帯電話の無線基地造成にかかり古墳2基を調査した。内、北小原2号墳は径約10mの円墳で箱式石棺があった。保存されたため内部は調査していない。同3号墳は一辺9×7mの方墳で箱式石棺があり、内部から仿製の珠文鏡1、棺外から剣又は槍状鉄器、土器棺2が出土した。いずれも前期の古墳である⁽³⁾。(図1-③)

寺津古墳群

国道の北側尾根上に11基の方墳、円墳から成る。(図1-④)

釜代横穴

北小原古墳群の南西丘陵北斜面にある。平成3年6月、民間会社のヘリポート敷地造成に伴うトレンチ試掘調査で発見された。一辺約2mの玄室内右手に須恵器甕片の屍床があり、蓋環5、提瓶1が見える。天井部はドーム形である。未調査のまま埋め戻してある。(図1-⑤)

寺津停留所裏横穴墓群

横穴の推定数は不明。(図1-⑥)

寺津横穴墓群

国道北側丘陵の円弧状南向き斜面に所在する。くぼみが5箇所あり横穴墓が10穴以上推定される。尾根上には円墳1基、方墳11基がある。昭和35年8月に松江高校考古学部が調査した横穴墓2穴の内、1穴は前室をもつ複室構造で前室の右側に小規模の横穴墓が造られていた。別の横穴墓は、四注式家形の天井に朱塗りの十字型の出っ張り部があった⁽⁵⁾。(図1-⑦)

寺津古墳

円弧状南西向き斜面の途中の尾根下には、横穴式石室を埋葬施設とする古墳の存在が最近明らかになっている。この古墳は「寺津古墳」と呼ばれ昭和39年(1964)に発見され、近藤正らが調査している。(図1-⑧)

3. 調査の概要

1号穴

(1) 調査に至る経緯

昭和48年春(月日不詳)、採土工事中に発見され、調査した。発見当時、崖面に羨道部の断面が見えており、羨門付近から前庭部にかけては破壊されていた。

(2) 遺構について

羨道部 長さは向かって右側で1.4m、横幅は崖面で0.66m、玄室側で0.87m、高さ0.6mを測り、前庭部に向けてすばまる。床面中央に長さ1.3m以上、上幅17cm、深さ10cm余の断面V字形の排水溝を設ける。天井部はドーム形である。

玄室 中央部で横幅2.16m、奥行き2.00mの略方形を示す。羨道部に接して奥行き1.2m、横幅1.15m、深さ10cmの方形の落ち込みを設ける。さらに左手にも奥壁に向かい長さ0.8m、上幅12cm、下幅8cm、深さの浅い排水溝を設ける。

床面の平面は概して中央部の方形の低い区画に接して右床とそれに続く奥の正面から右にかけての床、そして小さな排水溝を隔てて左壁沿いの床の計3つの台床がある。つまり、当初から身長差は別にして3体分の遺骸を葬ることが出来るように設計されている。

高さは周辺で1.14m、中心部の低い床面で1.25mを測る。側壁は内傾し、天井部との境に明瞭な区画を設ける。天井部の形状は不明だが棟は無くドーム形となっていたようだ。

(3) 玄室出土の須恵器について

中央部の方形の低い区画の中央部に須恵器の坏蓋1個、坏身1個が置かれていた。又、向かって右手の台床手前に須恵器の坏蓋1個が置かれ、そこから30cm離れて部位不明の人骨片が1片出土した。他の2つの床台には何ら副葬品や人骨が確認されなかったので、本横穴墓の埋葬は右床1回で終わったようだ。これらの観察は全て実測図やカラースライド写真によるもので、須恵器の現物は不明である。写真によれば、ヘラ削りを施しており出雲4期の頃の通例の蓋坏であろうと思われる。

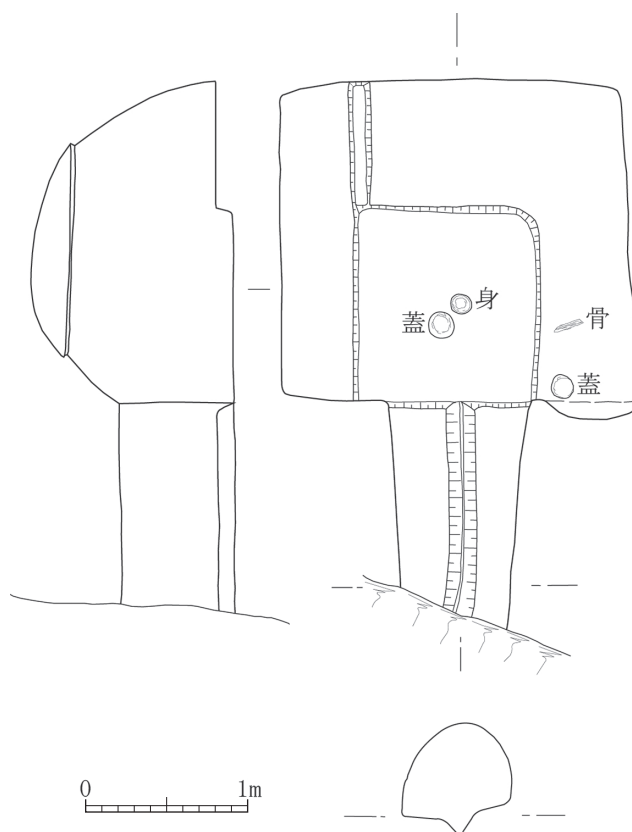


図2 北小原1号横穴墓 実測図

2号穴

(1) 調査に至る経緯

この横穴が発見されたのは、昭和48年9月14日のことで湖北農協が付近の水田中に育苗センター敷地を造成する為、北小原の山林を重機により採土工事中に発見され、たまたま現場に居合わせたその土地の所有者である杉谷豊氏が古江公民館の主任曳野唯義氏へ通報され更に曳野氏が市教委へ連絡し、同日文化財担当者が現地へ赴き確認したものである。

市教委は、同日曳野氏を通じ湖北農協の担当者に横穴周囲の採土工事を横穴の緊急調査完了まで実施しないよう口頭で申し入れ同意を得たので15日と16日の2日間、前室の応急調査を行った。15日午後には県文化財専門委員である山本清氏の現地視察を受けた。さらに9月29日から10月5日まで県文化課、風土記の丘資料館の文化財担当者と合同で調査を実施した⁽⁶⁾。

(2) 遺構について

玄室 平面形は奥行き2.61m×奥壁部の幅2.81m、羨道側の幅2.63mの略正方形で、高さは中央部で約

1.7mある。壁と天井を区別する界線を設け、天井は妻入りの四注式を示す。棟は長さ0.96mを測る。排水溝はないが、左右両側には石棺を設えるための掘り込みがある。

敷石 両石棺の間には一辺40～55cm、厚み9cm余の7枚の切り石からなる敷石がある。敷石の隅部は調整されず、丸みを帯び、その為、隙間が生じている。

横口式家形石棺 玄室に向かって左側に位置する。灰白色凝灰岩質の軟質で加工しやすい白粉石製である。棺蓋は、長さ2m、幅0.82m、最大厚さ25cmを測る。蓋の中心部に長さ1.29m、幅13cmの棟を表現し、四方に降り棟の稜線が走る。蓋の北端側は約3cmほど斜めに立ち上がり軒先様の形を表現している。長辺の側石に設えた横口は高さ25cm、長さは下端で1.2m、上端で1.3mを測る。

側石は平部が2枚ずつ、小口部が1枚ずつ、計6枚から成る。小口の側石は、長辺の側石で挟まれている。床石は大小2枚の板石から成る。

横口式組合せ石棺 玄室に向かって右側に位置する。横口式家形石棺と同様、灰白色凝灰岩質の軟質で加工しやすい白粉石製である。棺蓋は、大小2枚の板石を架構するが、調査時点で手前の大きな蓋石は南へずれて、奥が横口部に落ちていた。側石は横口の側石は1枚、奥側の長辺の側石、両小口の側石は各1枚ずつである。横口は高さ15～18cm、長さ下端で0.98m、上端で1.13mを測る。長辺の奥側の側石は2枚から成る。床石は3枚の切り石から成る。切り石は隅部が調整されず、丸みを帯び、その為隙間が生じている。左右2枚の石棺とも地山の砂岩層を掘り込み、側石をしっかりと据えている。

羨道部 長さ1.23m、玄門側の幅1.0m、羨門側の幅0.82m、高さ約1.0mを測る。天井は切妻形式となっている。

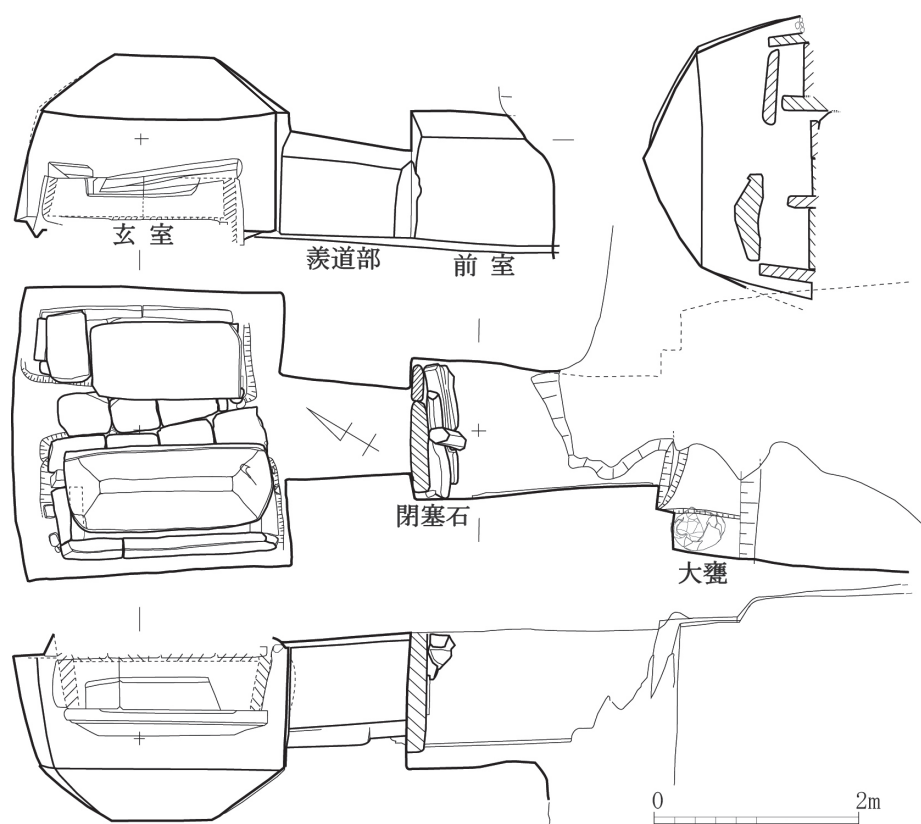


図3 北小原2号横穴墓 実測図

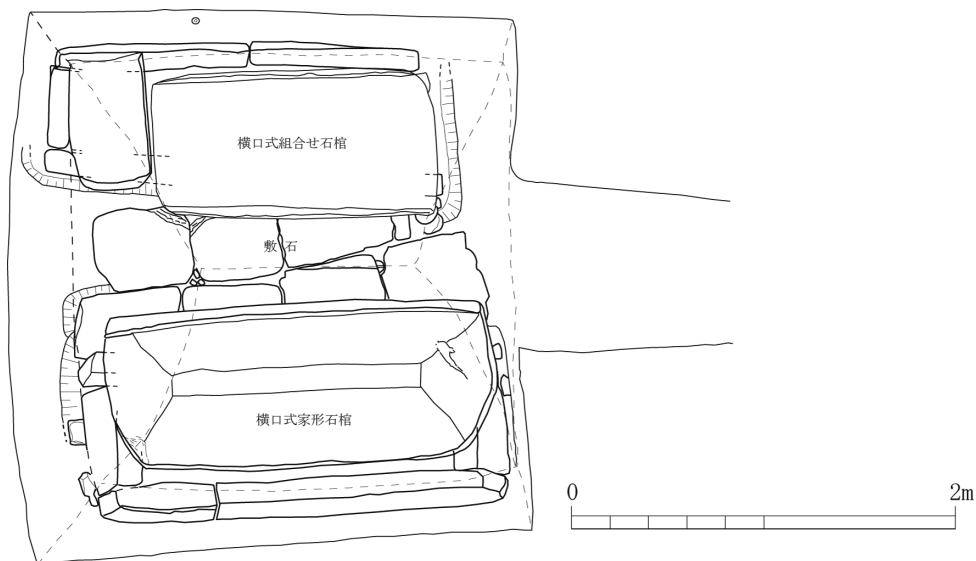


図4 北小原2号横穴墓玄室、蓋石をみる

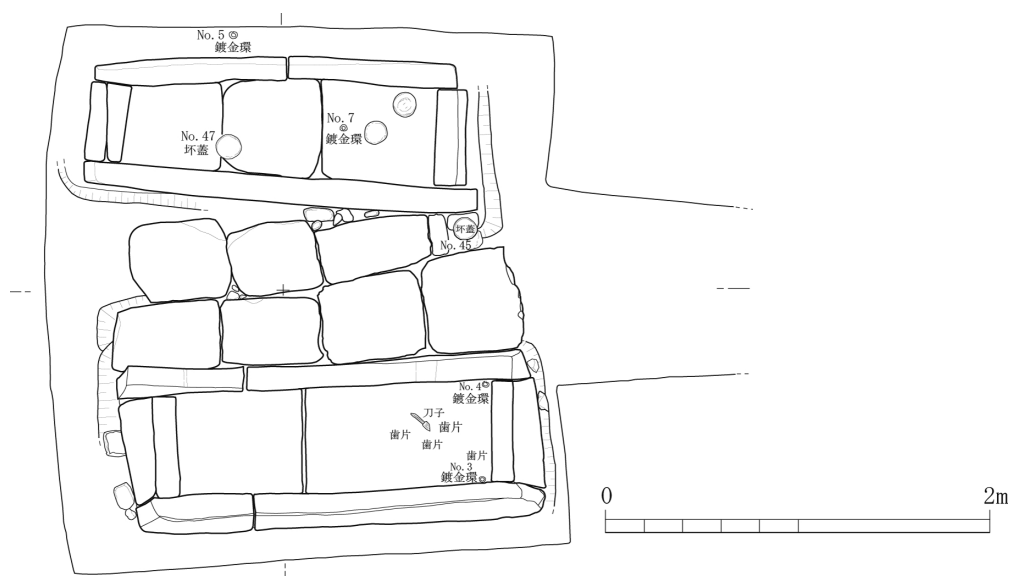


図5 北小原2号横穴墓玄室、棺内遺物をみる

閉塞石 羨門に大小2枚の白粉石を加工した板石を立てかけている。大きい板石には「門」状の文様の陽刻がある。2枚の閉塞石を固定するため、閉塞石手前の左右に2個ずつ多角柱状の特徴的な石が積まれ、さらにその押さえとして中央部に直角（縦方向）に別の石が立てかけてあった。この多角柱状の石は、柱状節理の石を想像させる。似たような石は、今でも例えば、法吉町の白鹿上、下池の林道周辺で見受けられる。概して大変嚴重に閉塞している様子が伺え、追葬を全く考えず、1回限りの葬送であったと考える。

前室 幅と長さも通常より一回り大きい。特に長さは、供献土器を置き並べるスペースをあらかじめ予想して確保している。右壁に近く大刀が1振り供献されているのが注意される。本来玄室内、石棺内に置かれてしかるべきものだが、どう解釈するか。

表1 北小原2号横穴墓出土遺物一覧表

既報告書記載の番号	出土場所	器種	実測図の番号	摘要
第8図-1	前室	大刀	—	鯿（かます）切先
第8図-2	横口式家形石棺内	刀子	No.2	
第8図-3	玄室横口式家形石棺内	渡金環	No.3	
第8図-4	玄室横口式家形石棺	〃	No.4	
第8図-5	玄室横口式組合せ石棺外	渡金環	No.5	
第8図-6	玄室横口式組合せ石棺内	〃	No.7	
第9図-1	前室	蓋	No.49	49、4組
第9図-2	〃	身	No.4	
第9図-3	玄室内横口式家形石棺外	蓋	No.45	45、46組
第9図-4	玄室横口式家形石棺内	身	No.46	
第9図-5	〃	蓋	No.47	47、48組
第9図-6	〃	身	No.48	
第9図-7	前室	蓋	No.6	6、3組
第9図-8	〃	身	No.3	
第9図-9	〃	蓋	No.16	16、14組
第9図-10	〃	身	No.14	
第9図-11	〃	蓋	No.28	28、10組
第9図-12	〃	身	No.10	
第9図-13	〃	蓋	No.9	9、15組
第9図-14	〃	身	No.15	
第9図-15	〃	蓋	No.23	23、11組
第9図-16	〃	身	No.11	
第9図-17	〃	蓋	No.37	37、2組
第9図-18	〃	身	No.2	
第9図-19	〃	蓋	No.32	32、7組
第9図-20	〃	身	No.7	
第9図-21	〃	蓋	No.24	24、33組
第9図-22	〃	身	No.33	
第9図-23	〃	蓋	No.41	41、40組
第9図-24	〃	身	No.40	
第9図-25	〃	身	No.8	
第9図-26	〃	身	No.22	
第9図-27	〃	身	No.30	
第9図-28	〃	身	No.31	
第9図-29	〃	身	No.34	
第9図-30	〃	身	No.35	
第9図-31	〃	身	No.42	
第9図-32	〃	身	No.43	
第9図-33	〃	蓋	No.5	
第9図-34	〃	甗（はそう）	No.12	
第9図-35	〃	甗（はそう）	No.29	
第9図-36	〃	甗（はそう）	No.27	
第9図-37	〃	甗（はそう）	No.20	
第10図-1	〃	高坏	No.19	
第10図-2	〃	高坏	No.36	
第10図-3	〃	高坏	No.38	
第10図-4	〃	高坏	No.18	
第10図-5	〃	高坏	No.21	
第10図-6	〃	高坏	No.39	
第10図-7	〃	有蓋高坏	No.44	
第10図-8	〃	有蓋高坏	No.26	
第10図-9	〃	提瓶	No.17	
第10図-10	〃	提瓶	No.25	
第10図-11	〃	平瓶	No.13	
第10図-12	〃	器台形土器	No.1	
記載なし	前室床面	坏	図6-1	小片若干
記載なし	工事掘削土中	高坏	図6-2	坏部破片

前庭部 向かって左側が壊されずにかろうじて残っていた。前室の前端部には閉塞施設を固定させるための繰り込みがある。そこから2度に亘り、幅が拡張されている。2つ目の拡張部分には高さ約50cmの須恵器・甕が1個置いてあった。底部が穿孔されており、葬送儀礼の過程で使用された後「斎瓷(いつへ)」として置かれたものであろう。

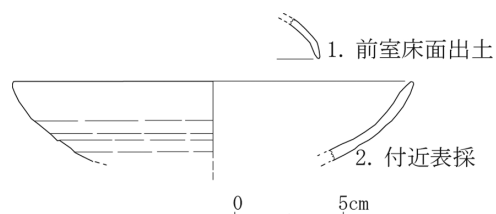


図6 報告後、確認した遺物実測図

(3) 特徴

①玄室内に二つの石棺を安置した複室構造の横穴墓について

調査の結果、玄室内の左右両側にはそれぞれ白粉石を加工した横口式の石棺が安置されていた。加工の度合いから向かって左側の家形石棺のほうがより精緻な作りで、右側の組み合わせ石棺の被葬者より中心となる人物であろう。しかも、閉塞石や前室の供献土器の状況から見ても、追葬ということは考え難く、左右の棺に同時に埋葬されたと考える。左棺の蓋石の側部先端は、軒先のようなアクセントを表出している。夫婦か親と嗣子の関係になる人物像が浮かび上がる。玄室内に石棺を内蔵した横穴墓は、例が少ない。ましてや二つの石棺の例になるとさらに少ない。さらに、本例は前室が備わり、そこにおびただしい数の供献土器が置かれたことから考えるならば、被葬者が棺に本葬された後の墓前での祭礼が前室を舞台にして盛大に執り行われたことを示唆している。

②白粉石について

玄室内の両横口式石棺と羨門に立てかけて入口を封鎖した閉塞石はいずれも白粉石又は白来待と呼ばれる白色の石英安山岩質凝灰岩である。この石は穴道湖南岸の来待、穴道地域で今からおよそ1400万年前に堆積したいわゆる来待石（凝灰岩質軟砂岩）層の上層として含まれている⁽⁷⁾。白い色が珍重されたこともあって、石棺や閉塞石に用いられている。用例は、少ないが表2のとおりである。

表2 白粉石を採用した古墳など一覧

所在地	名称	使用部材	文献
松江市古志原6丁目	向山西2号墳	前方部副主体部の石枕	注8
松江市乃木福富町	弥陀原1号横穴墓	横口式石棺	注9
松江市西浜佐陀町	北小原2号横穴墓	羨門の門状の陽刻のある閉塞石、横口式石棺2	
松江市玉湯町	徳連場古墳	舟形石棺	
松江市玉湯町	玉造築山古墳	舟形石棺	

③門状の陽刻について

表3のように類例は数少ないが穴道湖南岸一帯に分布するものが大半で、本例のように穴道湖北岸にあるものは他に例を見ない。その上、白粉石や石棺式石室を取り入れている傾向にあり、この点が注意される。白粉石を求めたという、石材の供給地の穴道湖南岸の特に玉湯、来待地域の有力集団とただ単に経済的な交流があったということだけではなく、政治的にも強い関係が成立した結果ではないだろうか。

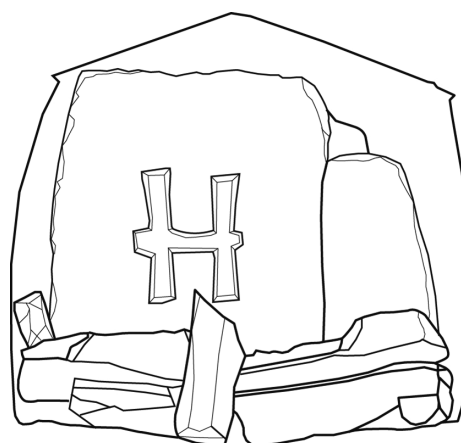


図7 前室「門」状陽刻を表現した閉塞石

表3 「門」状陽刻を表現した古墳など一覧

所在地	名称	時期	文献
松江市宍道町	伊賀見1号墳 石棺式石室、円墳	6世紀後半	10
松江市宍道町白石	下の空古墳 石棺式石室、墳形不明		11
出雲市斐川町出西	出西子丸1号墳 切り石造りの横穴式石室、 径10mの円墳	7世紀前半頃	12
松江市古志原6丁目	向山1号墳 石棺式石室 前方後方墳	7世紀前半	13
松江市西浜佐陀町	北小原2号横穴墓	7世紀前半	
松江市宍道町東来待字鏡	鏡北廻古墳 来待石を切り出した石造りの横穴式 石室 一辺10mの方墳	7世紀中頃	14

④供献土器について

前室に供献された土器では、1合のセット関係になる蓋坏が24合もあり、通常の横穴墓では須恵器は10～20個代などで、本例は圧倒的に多いことが注意される。根拠はないが墓前祭に於ける被葬者集団の比較的濃い血縁関係の範囲を表しているのではないだろうか。

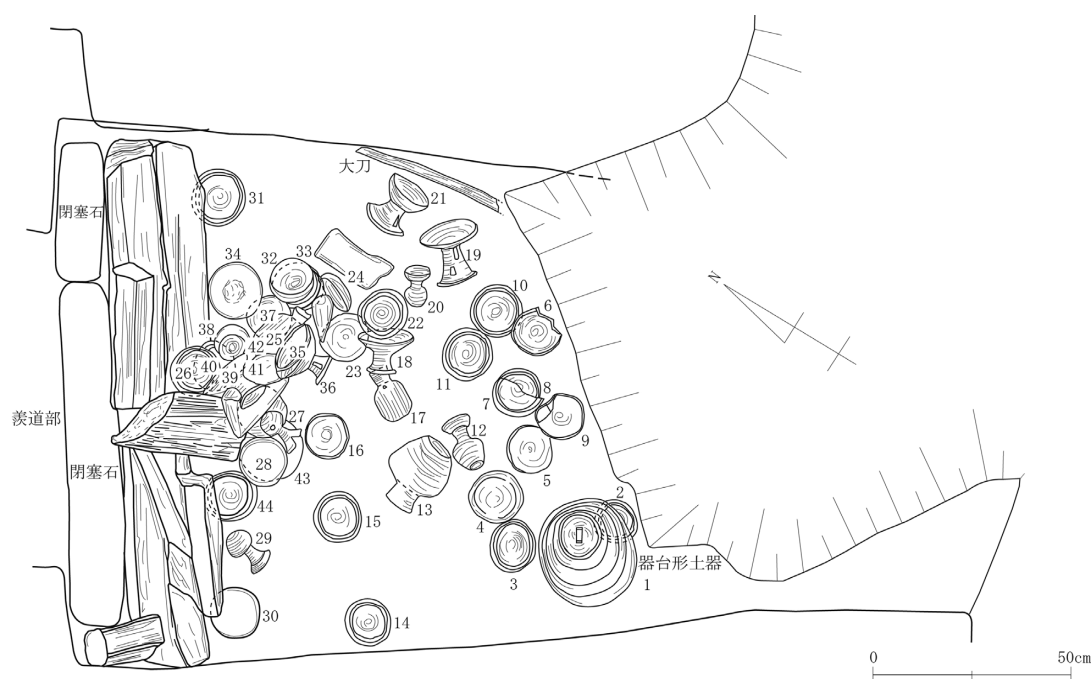


図8 前室 供献須恵器群出土状況平面図

⑤前室出土の器台形土器について

前室の供献土器の中には、器台形土器と呼んでいる植木鉢を逆さにしたような特異な形の須恵器がある。このような形の類似品としては松江市東出雲町掛屋の渋山池古墳群中、1号横穴墓出土の陶棺の台部が挙げられる⁽¹⁵⁾が、大きさを比較してみると、本例に対して渋山池例は全体に小ぶりである。長方形

の透かしはなく、径1、2 cmの円孔を穿つのみであり、用途が全く異なる。

一方、平成18年（2006）、松江市大井町の大井古窯跡群中の岩汐窯跡が調査された⁽¹⁶⁾。6世紀～7世紀の須恵器の窯跡である。その出土品の中に、本例と似たものが2例ある。いずれも上部のみの破片だが形状や大きさは本例と極似している。そして上面には長方形の透かしが施され、その直下に長方形透かしと直交する円孔が穿たれていることも共通している。本例は、今のところ岩汐窯から供給された可能性が高い。

焼き台ではないかという考えもあるが、これほどまでの細工を設ける必要はないだろう。北小原例は長方形の穴にその大きさに合った直方体の棒を差し込み、下方で竹ひごのような細い棒で動かないように固定したのではないだろうか。このように想定するならば、台の上に立てられたものは何か？「御幣」のような角い棒状のようなものが考えられる。葬送儀礼の過程でそのような用具を使いながら前室で墓前祭祀が執り行われたと想像される。

⑥特異な形の供献土器について

もう一つ見なれない須恵器がある。報告書では「低脚付蓋坏」と名付けた須恵器で2個あった。坏の部分だけを見れば正しく蓋坏の坏身である。しかし、この身に合致する坏蓋は無かった。県内でも見かけない器形である。聞けば岡山県赤磐市の「岩田14号墳」や徳島県内の古墳から類似した須恵器が出土しており「低脚有蓋高坏」と呼ばれている。これらは低脚の先端部が垂直に切られており、坏部も高坏らしい形状である。時期が新しくなれば本例のように低脚の先端部が単純に丸みを帯びた断面になるかも知れない。今のところ山陽側と直接結びつくような要素はなく、系統は不明である⁽¹⁷⁾。

⑦前庭部出土の甕について

現物未確認のため、観察できない。しかし、調査当時のメモから高さは約50cmを測り、底部付近に大きな穿孔が認められる。葬送儀礼の際、使用し忌み穢れた容器として穴を開け仮器化し、前庭部の隅に置いたものであろう。底部穿孔の例は少ない。通常はことごとく割って破片にして、横穴墓の前庭部床面や最終埋葬後、前庭部の埋土に破片を散布する例（十王免横穴墓群中、17号、18号、19号など）や、玄室内の須恵器屍床に使用した例（十王免横穴墓群中、1号、19号、27号、35号など）がある⁽¹⁸⁾。地域によって或いは集団によって儀礼の方法が異なるようである。

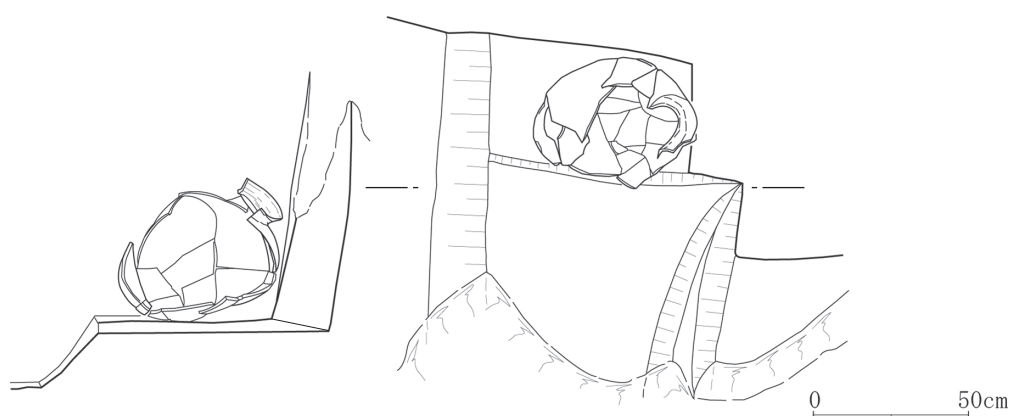


図9 前庭部底部穿孔の甕出土実測図

⑧後背墳丘について

2号穴の真上の最高所に墳丘と思われる高まりが遺存していたので、これを北小原古墳と称した。当時の図面から推測すれば、元々一辺約12～15m、高さ1.5mほどの墳丘が残っていたと思われるが、9月29日に中央部から西部にかけて削平されてしまったので、翌30日に急きょ平面や断面を実測した。

残存部は南北約12m、東西約6m、高さは最北端を仮0点とすると南に向けて傾斜し-2.5mの等高線以南は平坦となるので、-2.5m付近が墳裾のラインになると思われる。等高線は一様に北東から南西方向に向けて直線的であるので、元は方形であった可能性が高い。西向きの崖面中央部から北部にかけての断面図によれば、盛り土の厚みは中央部で1.0m、北部で0.9m、南部で0.4mを測る。

土層は第Ⅴ層、黄褐色の砂質土である地山面の上が第Ⅳ層で炭を含む黒褐色土の旧表土層である。盛り土層は第Ⅲ層が地山の黄褐色土を含み、第Ⅱ層が黒色土を含む暗褐色土である。1層は表土で厚み2cmと薄い。埋葬施設や土器などの遺物は確認できなかった。

調査当時は、古墳と見なしていたが、その後の研究で横穴墓の直上にあって、埋葬施設を持たない墳丘については、「後背墳丘」という用語で古墳とは区分され、高まりのある古墳を外観的に指向した横穴墓と位置付けられている。本例もまさに後背墳丘に該当するものと思われる。例えば、松江市菅田町の菅田横穴墓群では2基確認されており、一辺は10mに満たない小規模の方形墳である。須恵器の甕片が破碎され投棄されていた。7～8世紀頃に何らかの祭祀が行われたと推定されている⁽¹⁹⁾。

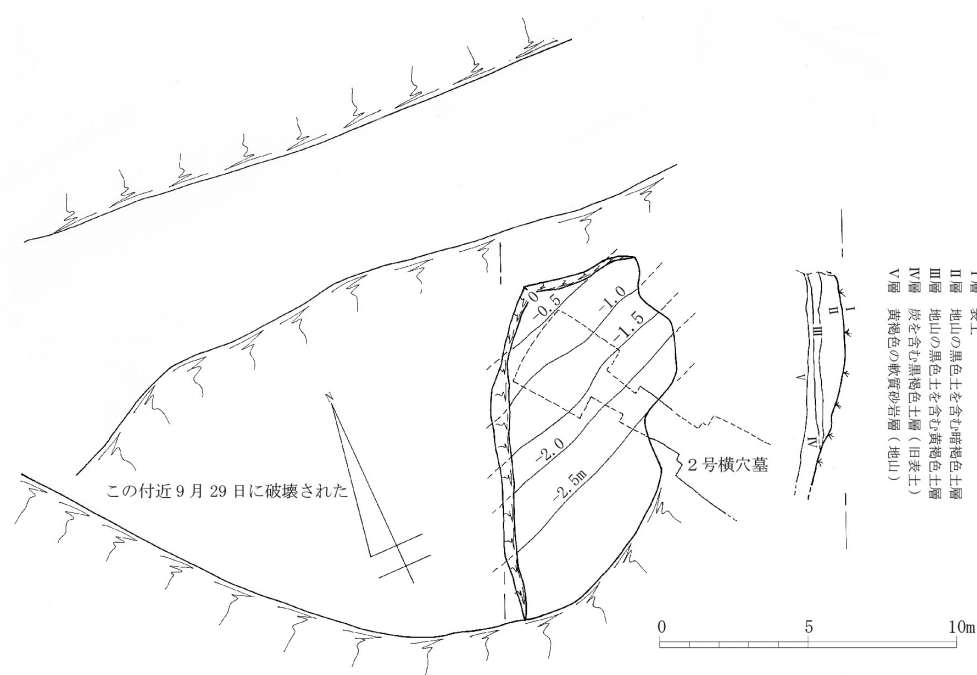


図10 2号横穴墓と後背墳丘の位置関係図

(当時 近藤正氏と井上由里氏測量)

(4) まとめ

- ① 1号横穴墓は、通例の構造の横穴墓である。
- ② 2号横穴墓は、既報告にも述べたように、精緻な副室構造を有し、石棺を玄室の左右に配置し、石棺の内、左側の石棺は横口式家形石棺を設えている。石棺の間の床面には略方形に加工した切り石を7枚も敷き詰めている。
- ③ 羨門の閉塞石には「門」状の浮彫を表している。「門」状の浮彫は、穴道湖沿岸のいくつかの古墳にも見られる。政治的なネットワークがあったかも知れない。
- ④ 両石棺、敷石、閉塞石に使われた石材は、「白粉石」と呼ばれる来待石の間層に含まれる堆積岩で白色を呈することから荘厳な色の石として珍重され、こうした葬送儀礼の中で採用されたと考えられる。両棺の間の敷石も案外そうかも知れない。
- ⑤ 白粉石は穴道湖の南岸、今の玉湯町から穴道町来待にかけてのみ産出する岩石であるから、7世紀前半頃、穴道湖の北岸にあたる古江地区と南岸の地域とは政治・経済的に友好・連携する関係にあったと考えられ、言うなれば「環穴道湖同盟」のようなつながりがあったかもしれない。
- ⑥ 閉塞石の前の前室の床面には、おびただしい数の須恵器が奉納されていた。閉塞石を据え付けた後の墓前祭が執り行われたのであろう。出土場所について見てみると、玄室内の石棺内からも刀子や須恵器があるので、これは被葬者に最も親しい人たちが奉納したものであろうか。一方、対照的に前室の床面には計46個の須恵器と大刀の残欠があった。このような例はあまり知らない。私が以前調査した十王免横穴墓群では、確かに前庭部からも奉納された須恵器は出土したが、わずか数個である。本横穴墓の場合は、異常な数である。閉塞石を立てかけて完全に横穴墓を封鎖した後の墓前祭祀だが被葬者の親族の人たちが、1軒に1個ずつというように割り当てられていたと考えてもよいと思う。玄室内祭祀から徐々に前室、前庭部での墓前祭祀に重点が変わってきたことを示しているかもしれない。
- ⑦ 当該横穴墓群の周辺には多数の横穴墓群が確認されている。今も地質的に松江層と呼ぶ軟砂岩層があちこちに露出しているので、横穴墓が造りやすかったという有利な条件はあるが、「寺津停留所裏横穴」「寺津古墳群（横穴5穴）」の他、浜佐陀、古志、西谷地区にも広い範囲に散在する。一大横穴墓群密集地帯である。本横穴墓の北側国道432号沿いの崖面にも当時横穴墓を削ってできたと思われる4か所の不定形の穴が認められた。

一方、本横穴墓の南西側穴道湖寄りにも横穴墓の存在が明らかである。

このように、おおむね古墳時代の前、中期から後期の初め頃までは、丹花庵古墳に代表されるように大形の盛り土古墳が盛んに築造されたが、後期の中期（6世紀の後半頃）になると、周辺で盛んに横穴墓が造られ、終末期の7世紀前半代には本横穴墓や寺津古墳（切石造りの横穴式石室）が造られ、その内容からして最も勢力が大きくなった時期と思われる。

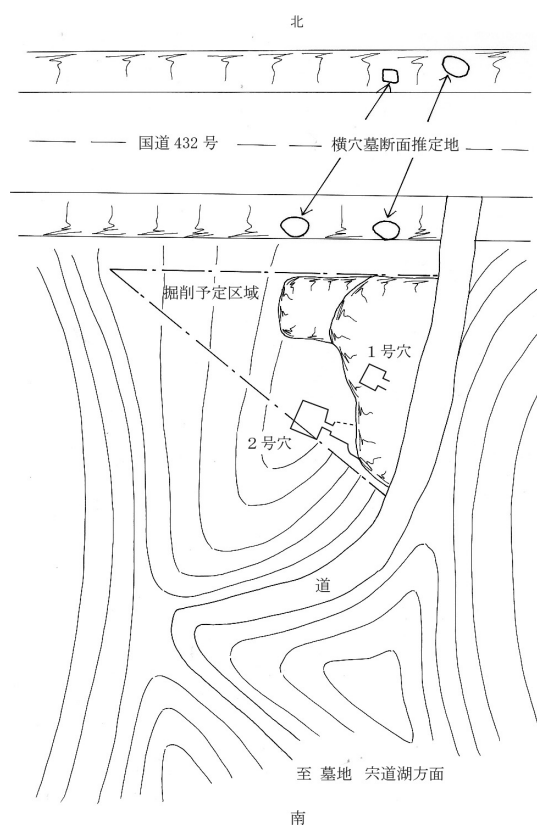


図11 北小原横穴墓群周辺略図

- ⑧奈良時代の733年に成立した『出雲国風土記』によれば、国引き以前の所在場所は、大まかに「狭田の国」に入る。そこで、国という意識が芽生える「弥生時代」から「古墳時代」にかけての主な考古学的な様相を見てみると、

表 4 講武平野～浜佐陀地域の主な遺跡の推移一覧

時 期	講武平野北部地域	講武平野南部地域	浜佐陀地域
弥生時代	(古浦砂丘遺跡)、堀部第 1 遺跡	草田遺跡、佐太前遺跡	
古墳時代前期	名分丸山 1 号墳 堀部古墳群	奥才古墳群	釜代 1 号墳 石田古墳
古墳時代中期	堀部古墳群	奥才古墳群	丹花庵古墳 古曾志大谷 1 号墳、神主塚古墳、 寺津 8 号墳、同12号墳
古墳時代後期	堀部古墳群、 講武向山古墳	奥才古墳群	堀部 5 号墳、寺津横穴墓群など
古墳時代終末期	講武岩屋古墳		北小原 2 号横穴墓、寺津古墳

国引き神話に登場する狭田の国は、佐太大神の生まれた加賀の神埼から日本海沿岸の恵曇辺り、佐太大神の鎮座する今の佐陀神社（佐陀の御子社）や背後の朝日山（神名火山）そして宍道湖沿岸の古曾志・浜佐陀地域までを含む、佐太大神の広大な信仰圏を包含する国だったと思われる⁽²⁰⁾。

奈良時代には、佐太河を境界にして、東が島根郡、西が秋鹿郡に行政区分されている。しかし、風土記記載の狭田国の範囲や古墳時代の古墳などの動向を見ると、律令制以前は、必ずしも川で区別されるものではなくて、いくつかの中心地は、佐太河や佐太の水海の両岸一帯にみられる。

このような変遷の中で、最終的に勢力を確固たるものにしたのが、講武平野北部の講武岩屋古墳と浜佐陀地域の北小原 2 号横穴墓と寺津古墳の横穴式石室に埋葬された人物ではなかったかと思う。

注

- (1) 岡崎雄二郎「Ⅱ 松江・北小原横穴」（島根県教育委員会『島根県埋蔵文化財調査報告書』第Ⅴ集、昭和49年 3 月、所収）
- (2) 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団『釜代 1 号墳外発掘調査報告書Ⅰ』1994年
- (3) 松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団『北小原古墳群発掘調査報告書』2000年 9 月
- (4) 北小原古墳は、曳野律夫ほか 2「松江市古曾志町神主塚古墳墳丘測量報告」（『島根考古学会誌』第40集所収）の注4に記載されている。1964年 6 月16日、恩田清、近藤正が残存した石室を実測している。石材は凝灰岩で横穴式石室の奥壁 1 枚、両側壁各 1 枚、天井石 1 枚、床石 2 枚が残っていた。図面によると石室は奥行き1.25m、横幅1.05m、高さ1.3mを測る。天井石は2.0×1.7m、厚み40×45cmあった。採集品は蓋坏 2 合、甕 1、甕の口縁～頸部片で、昭和41年 7 月10日、近藤が実測している。時期は 7 世紀前半（新しい段階）頃と考えられる。当時の「菅田考古」の 5 号にニュースとして報じられている。
- (5) 松江高等学校考古学部「古墳発掘（古江村寺津）」（『松高生徒会誌』第 6 号、1960年）
- (6) 松江市教育委員会「北小原第2号横穴発見経過報告書」昭和48年 9 月
- (7) 高安克己「来待石ができた頃」（『石と人 考古学、地質学から考える来待石』宍道町教育委員会、平成 7 年 3 月所収）
樋口英行「白粉石・来待石の宝篋印塔、五輪塔」2004年 3 月、宍道町菟古館
- (8) 門脇俊彦「向山古墳群の調査」（『松江考古』創刊号、松江考古学談話会、所収）
- (9) 岡崎雄二郎、飯塚康行「松江・弥陀原横穴群」（『島根県埋蔵文化財発掘調査報告書』XⅦ集 所収）
- (10) 宍道町教育委員会『宍道町埋蔵文化財調査報告2』1980年

- (11) 宍道町教育委員会「地域と古墳と摩崖仏」1980年3月
- (12) 出西子丸1号墳は径10mの円墳で、切り石造りの横穴式石室を有する。
- (13) 松江市教育委員会「向山古墳群発掘調査報告書」1998年3月
- (14) 宍道町教育委員会『松石古墳群－古墳群と周辺地域』1978年
- (15) 島根県教育庁『一般国道9号（安来道路）建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書』西地区11
- (16) 松江市教育委員会・松江市教育文化振興事業団「岩汐窯跡発掘調査報告書」平成21（2009）年3月
- (17) 大谷晃二氏のご教示による。
- (18) 岡崎雄二郎「十王免横穴墓群」（『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』所収）
- (19) 松江市教育委員会、財団法人松江市教育文化振興事業団「ソフトビジネスパーク進入路予定地内 菅田横穴墓群 薦沢砦跡」2005年3月
- (20) 島根県古代文化センター編「解説出雲国風土記」平成26年3月、77頁佐太大神の信仰圏参照

（おかざき ゆうじろう 元松江市文化財課長）



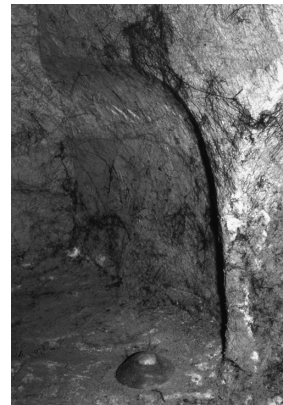
1号穴 羨道部露出



1号穴 玄室内 須恵器 左No.1 右No.2



1号穴 玄室内 須恵器 No.3



1号穴 玄室右手前側壁 須恵器No.3



2号穴 採土工事で発見される



2号穴 慰霊祭を執り行う



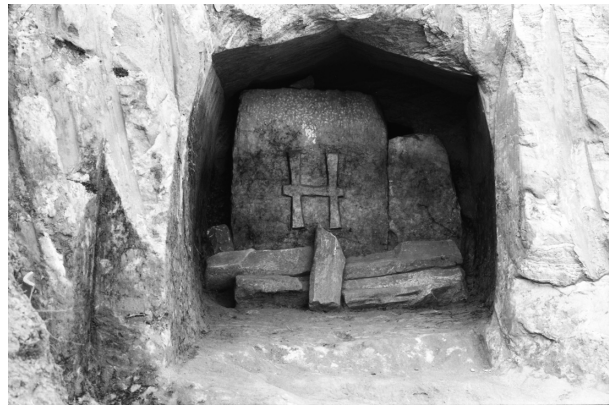
前庭部 甕出土



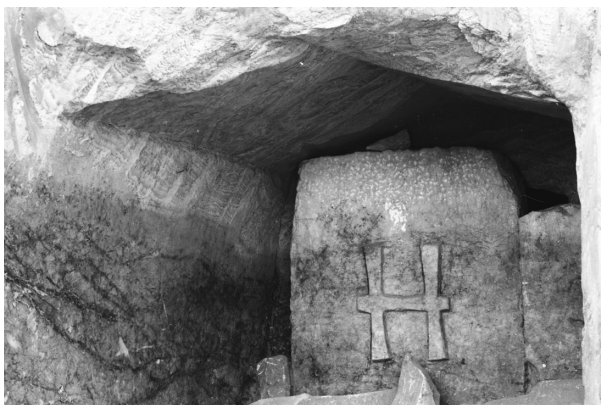
前室 閉塞石と供献須恵器



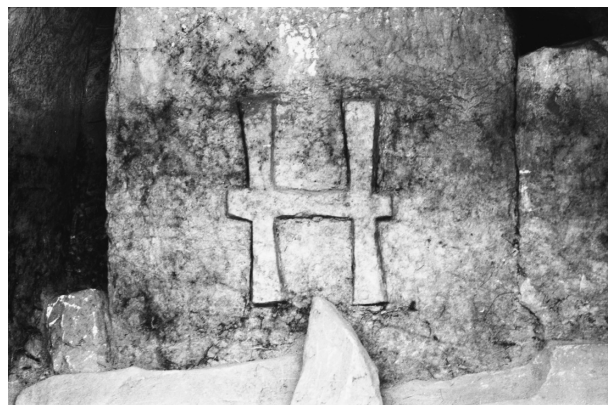
前室 供献須恵器



前室 須恵器群除去後



前室の天井部と閉塞石



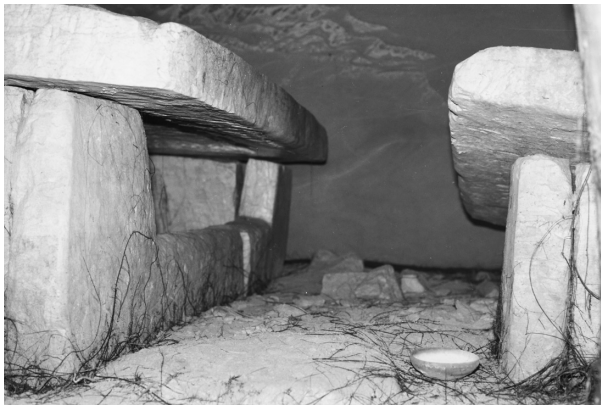
閉塞石の門状陽刻



前室の供献須恵器群（器台形土器）



前室の供献須恵器群



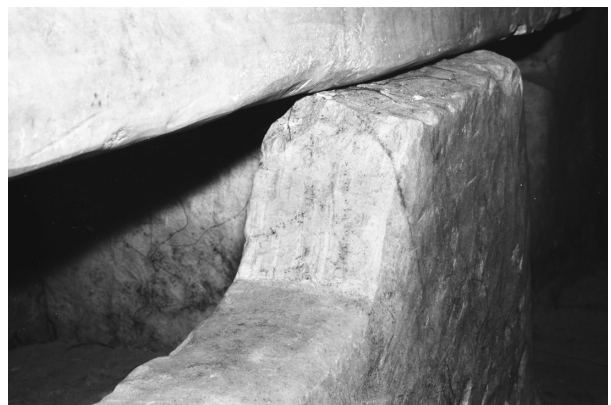
玄室内 左:横口式家形石棺
右:横口式組合せ石棺



左の石棺の蓋石 屋根部



左の石棺



左の石棺 横口部



左の家形石棺 蓋石内面



右の組み合わせ石棺



右の石棺 蓋石奥部



両石棺の間の敷石



敷石



後背墳丘

岡崎雄二郎 「松江・北小原横穴」

『島根県埋蔵文化財調査報告書第Ⅴ集』

島根県教育委員会 昭和49年 3 月発行

7 頁～14頁より転載

(島根県教育委員会提供)

Ⅱ 松江・北小原横穴

1) 所在地と環境

北小原横穴は、松江市西浜佐陀町字北小原1372番地にある。湖北西部一帯に特徴的な南北に細長い丘陵の南端東側斜面に位置し、正面直下に寺津の集落を見、はるか東方には松江市街地を望み、さらには茶臼山や大山を見はるかすことの出来るまさに眺望絶佳の地である。

この横穴のすぐ北側の斜面において昭和48年春、採土工事によって横穴が1穴発見されており、須恵器（蓋坏3個）と人骨片が遺存していた。これが北小原第1号横穴



第5図 北小原横穴の位置

である。さらに県道湖北線の両法面を観察すると両側に2箇所ずつの横穴断面が認められる。また、県道の北側丘陵一帯の斜面には、「寺津古墳群」、「寺津停留所裏横穴」のほか横穴を推定させる凹地が多数認められる。本横穴はこれら一連の横穴群の延長線上最南端にあり、北小原第2号横穴と呼んでいるものである。

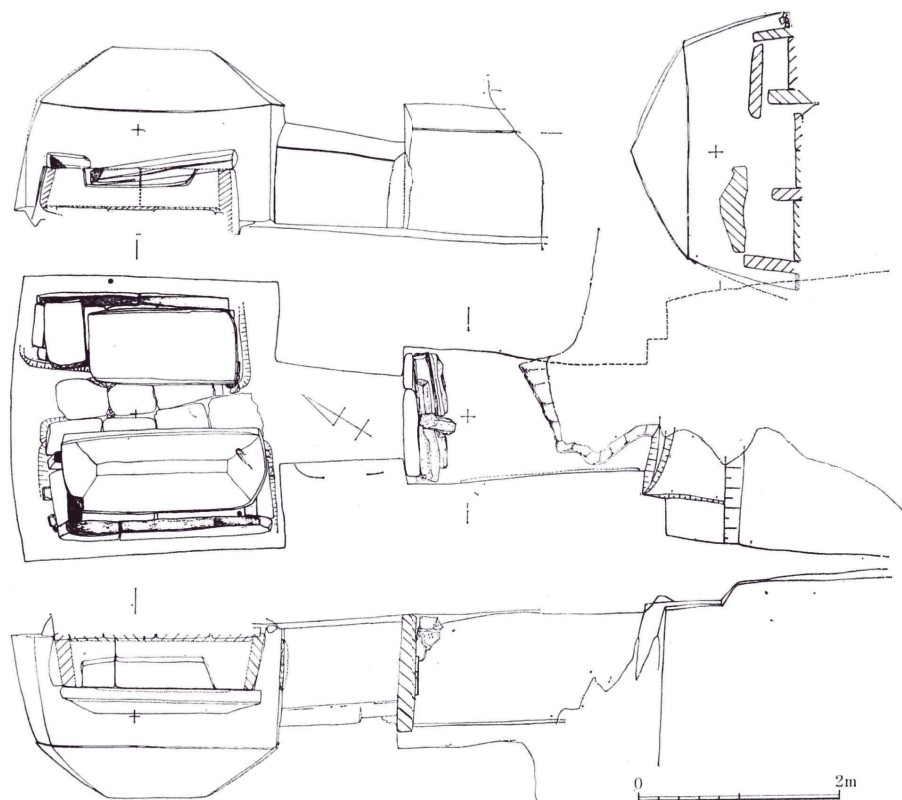
2) 発見の経緯

昭和48年9月14日、松江湖北農業協同組合が附近の水田中に「松江湖北農業協同組合農業団地センター」の敷地を造成するため北小原の山林を重機により採土していた時発見され、たまたま現場に居合わせた地主の杉谷豊氏が古江公民館へ通報され、さらに公民館主任の曳野唯義氏が市教委へ連絡されたものである。

早速、岡崎が現地へ赴き横穴であることを確認、公民館を通じ湖北農協へ緊急調査の完了するまで横穴周囲の採土工事を中止してもらうよう口頭で申し入れ、了解を得たので9月15日、16日の両日前室の応急調査を実施し、さらに9月29日から10月5日まで県教委文化課、県立八雲立つ風土記の丘資料館の方々および島根大学名誉教授山本清氏の協力を得て玄室内の調査を実施した。

3) 横穴の概要

横穴は新生代第3紀に形成された軟砂岩層に掘られ、複室構造を有するものである。前室の約半分と前庭部の大半が失なわれているほかは、玄室、羨道ともに完存している。残



第6図 北小原横穴実測図

存する部分の全長は南壁に沿った部分で9.0mを測る。

玄室は奥行き2.61m、奥壁部の幅2.81m、羨道側の幅2.63m、天井部の高さは中央部で約1.7mを測る。玄室プランは隅が角ばり、奥壁が最大12cmのふくらみをもつ略正方形を示し、北側に横口式組合せ石棺、南側に横口式冢形石棺を安置し、両石棺に挟まれた部分の床面には一辺40～55cm、厚さ9cmあまりの灰白色切石を7枚敷き並べている。壁、天井は、四注式妻入り形式のもので四隅の稜線は明瞭に通って棟部分に連結している。壁面は工具の刃文を消しよく整形している。主軸の方向は北西―東南を示して東南部に開口している。

羨道部は中軸線上で長さ1.23m、玄門部の幅1.0m、羨門部の幅0.82mを測る。天井は高さ約1.0mあり、切妻形式となっている。前室は長さ2.4m、幅は羨門部で1.37mを測る。前半分が破壊されているが、全体に狭長で奥に広がっている。天井は玄室と同様な妻入り形式である。床面のレベルは前庭部寄りが6cm低くなっている。

前門から前庭部にかけては大半が失われているが、幸い向かって左側の壁がかるうじ

て残存しているので大方の形は推定できる。すなわち、前室との境の床面に閉塞施設を推定させる割り込みがあり、そこから前方へ二度にわたり幅を拡張している。前庭部の長さは現存長2.2mあるが、本来は3～3.5mあったと考えられる。

4) 遺 構

(1) 横口式家形石棺

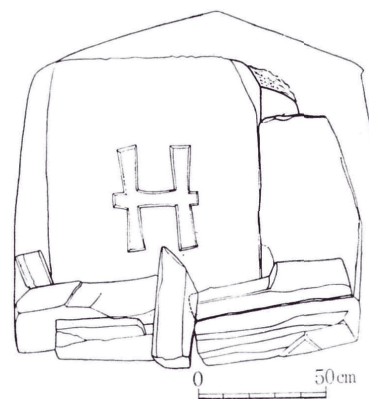
玄室に向って左手に位置する。灰白色凝灰岩質の軟かい石材を使用している。棺蓋は長さ2m、幅0.82m、厚さ25cmあり、左角は強くカーブして左縁辺の長さは1.65mほどになる。これに対して右辺は棟から下がった屋根の縁をもう一度三角状にもちあげ、いわゆる軒先を表現している。蓋上面は中心部に長さ1.29m、幅13cmの棟を表現し、四方に下り棟の稜線が走っている。横口は平の中央に開けられ、高さ25cm、長さは上端1.3m、下端1.2mを測る。棺蓋の縁辺と横口の縁は、全て面取りを施し磨研されている。石棺周囲は、2.35m×1.0mの範囲で深さ15～20cmの掘り方が形成されており、側壁を立てた後は小石を詰め固定したものと思われる。

(2) 横口式組合せ石棺

玄室内右手に位置し、同じく灰白色凝灰岩質の石材を使用している。棺蓋は、大小2枚の板石で構成している。いずれも側面はよく整形し面取りを施している。横口は平に設けられ、高さ15cm、長さ上端1.1m、下端98cmを測る。内部床面は3枚の板石を敷いている。石棺周囲は左側の石棺と同様に土壇を掘り、側壁固定のために小石を詰めている。

(3) 閉 塞 石

羨門部にあり、大小2枚の長方形灰白色凝灰岩質の石材が使われている。大きい方の石は幅0.84m、高さ1.15m、厚さ平均18cmあり、正面中央に「++」字状の陽刻を施している。この陽刻は縦棒の長さ40cm、横棒の長さ35cm、幅7～9cmで、表面より約3cm突出している。陽刻の上端と下端では、上端の方が1～2cm内側に入っている。表面はよく研磨されており、縦棒と横棒の交叉部分に段差はない。この閉塞石の裏面左端には上下に1条の刻線が走っている。小さい方の石は、幅25～35cm、長さ0.9m、厚さ15～18cmある。これらの閉塞石下部には多角柱状の石英安山岩質の石が左右にそれぞれ2個ずつ積み重ねてあり、さらに中央には別の石が立てかけてあ



第7図 閉塞石正面図

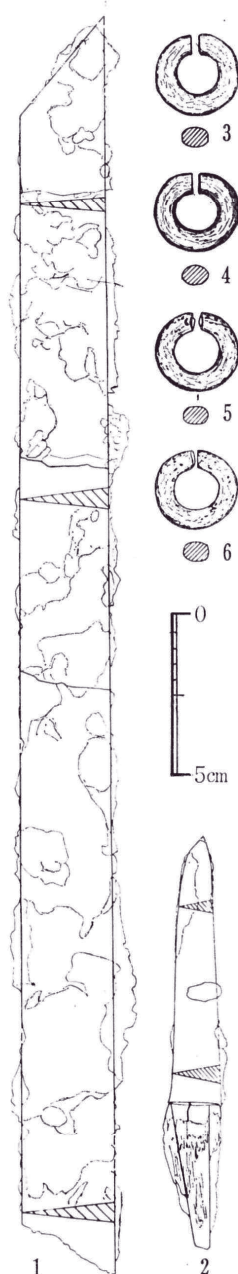
た。これらの石は2枚の閉塞石を固定する役割りを果たしている。

5) 出土遺物

発見された遺物の種類、数量及び出土地点は下表に示す通りである。以下、個々について説明を加えることにする。

出土遺物一覧表

出土地点	種別	鉄器		装身具	須恵器										その他
		大刀	刀子		鍍金環	蓋	身	高	環	環	環	瓶	瓶	瓶	
玄室 内	横口式家形石棺内		1	2											2
	横口式組合せ石棺内			1	1	2									
	棺外			1	1										
前室	内	1			11	18	7	4	2	1	2	1			
前庭部															1
計		1	1	4	13	20	7	4	2	1	2	1	1	1	2



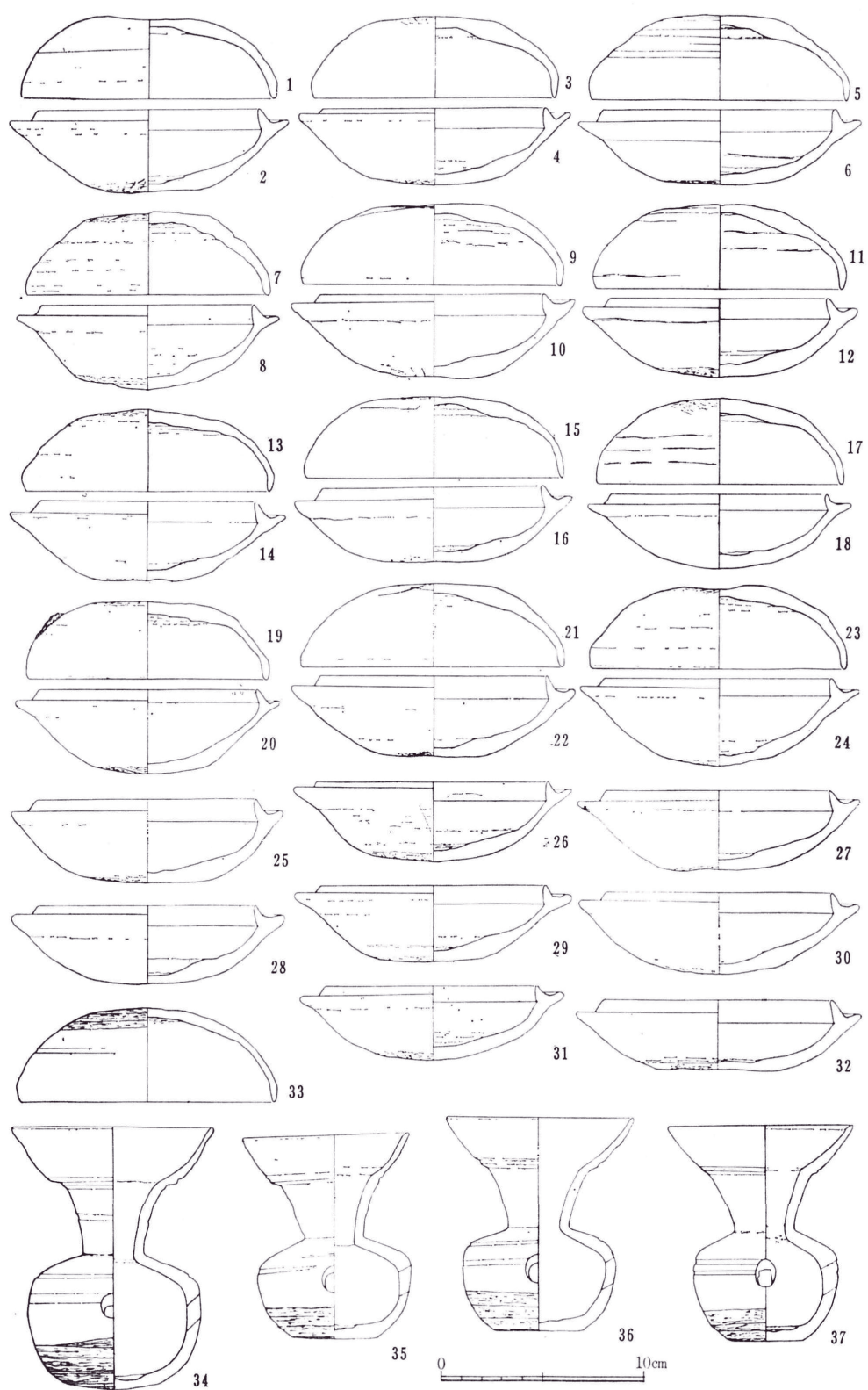
第8図 鉄器及び鍍金環
実測図

大刀（第8図1） 現存長38.9cm、刃幅は切先のつけねで2.6cm、中央部で2.9cmを測る。茎の部分に欠いている。切先は、いわゆる齧切先で古墳時代終末期から奈良時代にかけて製作された形式のものである。

刀子（2） 全長12.9cm、刃幅1～1.5cmを測る。茎部分に木質の柄を残している。

鍍金環（3～6） 径2.6～2.65cm、断面径6～7mmある。横口式家形石棺内から出土した2個は、鍍金の厚さが1mm近くあり、腐蝕もなく優美なものである。他の鍍金環は、若干鍍金が剥落し、厚さも0.1～0.2mm前後である。

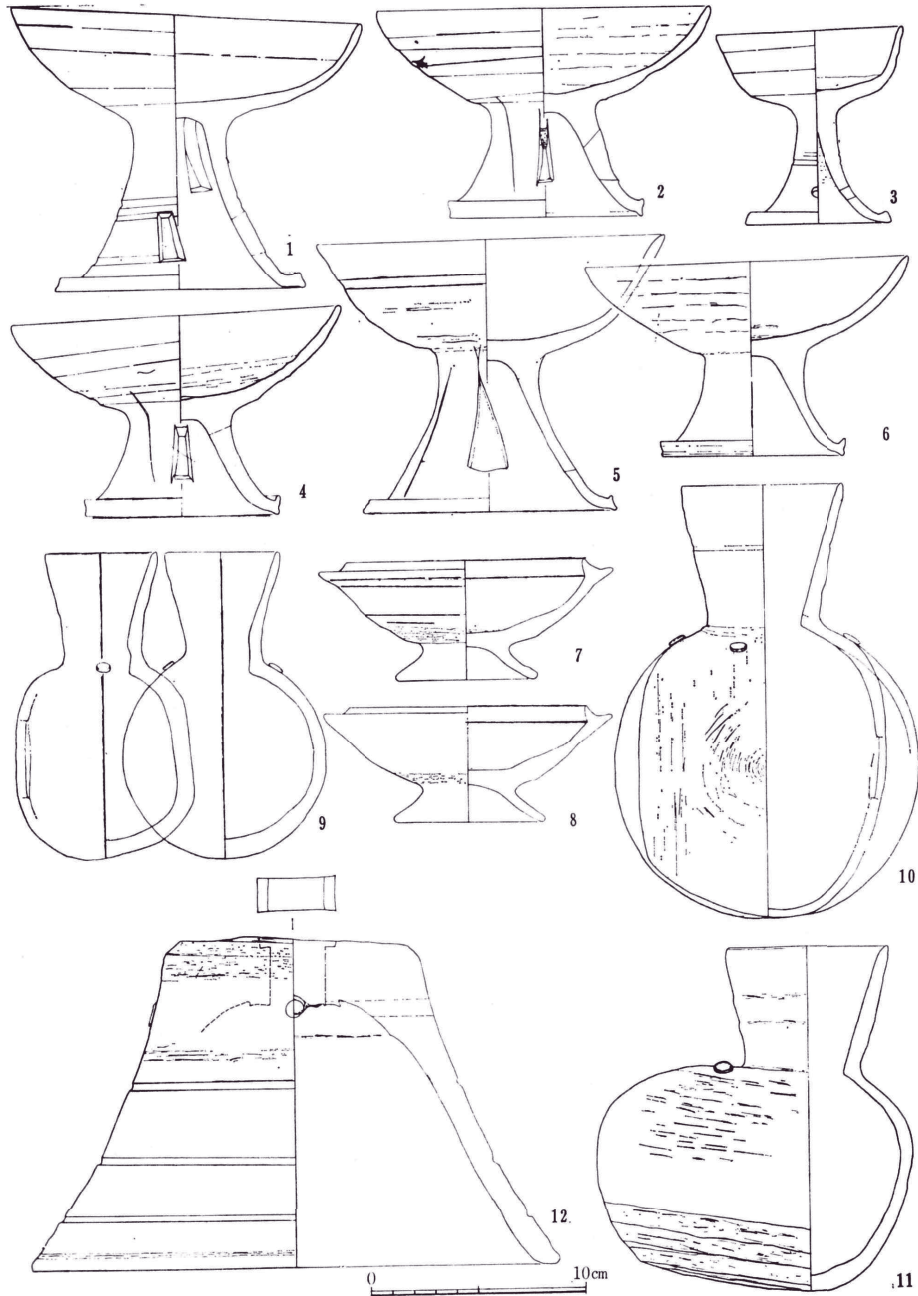
蓋環（第9図1～33） 明らかにセットをなすのは玄室内から出土した3と4、5と6の2合である。蓋についてみると、突帯部分に弱い沈線を施し天井部を篋削りしたもの（33）を除くと他は、口縁部断面が丸く、突帯の明瞭な表現も篋削りもない。口径11～12cm、高さ4～4.2cmあり、胎土は良く焼成は強い。身は口径11cm前後、高さ3.4～4cm、蓋受けの立ち上がりは0.9～1.1cmで篋削りはない。これらの蓋環類は、概して第IV



第9図 北小原横穴出土須恵器実測図(1)

期前半のものである。

甕 (34~37) 2種類あり、その1は通常の大さきのもので口径10cm、高さ13cmあり、
頸部に1条、胴部に2条の沈線を施している。その2は、口径9~9.5cm、高さ10~10.6



第10図 北小原横穴出土須恵器実測図(2)

cmあり、胴部に2条の沈線を施す。淡灰色で整美なものである。

高坏（第10図1～6） 形状からみて3種ある。その1は口径16cm、高さ12.6cmのもので脚部に2段の長方形の透しを千鳥状に入れている。その2は、脚部に2方透しあるいは1条の刻線を施すもので両者を併用したものもある。その3は、小形のもので3方に径6mmの円孔透しを施したものである。

提瓶（9・10） 大小2個ある。大形のものは口径7.4cm、器高20.1cmあり、胴上部に直径8mmの円形浮文を2個貼付する。小形のものは口径5cm、器高14.3cmあり、これも径7mmの円形浮文を2個貼り付けている。

平瓶（11） 口径7.4cm、器高16.1cmあり、胴上部に径9mmの円形浮文を2個貼付する。

低脚付蓋坏（7・8） 同形同大のものが2個ある。口径11cm、器高5.5cmで、坏身下部には篋削りの痕跡を残す。セットとなる蓋は出土品中からは見出せない。いずれにしても類例まれな器形といえよう。

器台形土器（12） 上端径10.5cm、下端径24.4cm、器高15.4cmあり、上部に1.6cm×3.7cm、深さ3.1cmの長方形透し孔があり、その孔の上部は長辺が左右にそれぞれ5mm狭まくなっている。胴上部には長方形透し孔と直交するように径8mmの円孔が通っている。胴には中央部から下部にかけて3本の太い凹線が施してある。全体の器形は、截頭円錐形を呈す。これも類例が乏しく用途は明らかでないが、長方形透し孔に木の棒、さらに円孔に円棒をさし込み、これで長方形透し孔にさし込んだ木の棒を固定したことなどが考えられる。いずれにしても供献専用の特殊な土器であろう。

甕 前庭部南壁に沿って一段上がった床面に納置してあった。多くの破片に分かれていたが、器高は約50cmあり底部に焼成後の穿孔を有する。人骨が入れられていたことなどが考慮されるが、詳細については不明である。

6) 小 結

本横穴は玄室内に2つの横口式石棺を有し、羨門に特異な「++」字状の陽刻をもつ閉塞石が存在し、さらに前室にはおびただしい数の須恵器が供献しており、形式も出雲東部の横穴としては珍しい妻入り形式の複室構造を有するものであった。これらの特色について、いまいし考えてみると、

(1) 横口式石棺

出雲地方に所在する数多くの横穴の中で石棺を有するものは数少なく、知り得る限りではこれが29例目である。しかも1つの横穴に2棺も内蔵した例はこれを加えて3例しかない。

(2) 閉塞石の陽刻

閉塞石に「卅」字状の陽刻を施した例は、県内ではいまのところ、

1. 伊賀美古墳（八束郡穴道町） 石棺式石室を内蔵する円墳
2. 下の空古墳（八束郡穴道町白石） 石棺式石室、墳形不明
3. 丸子古墳（簀川郡斐川町出西） 切石造りの横穴式石室を内蔵する円墳

の3例があり、県外では福岡県久留米市の浦山古墳が知られているのみである。しかも横穴の閉塞石に陽刻されたものとしてはこれが初例である。陽刻の意味についてはかんぬきを図案化したものだとの考えもあるが、なお今後の検討にまつところが大きい。

(3) 特異な須恵器

低脚付蓋坏と器台形土器は、いずれも類例の少ない器形で前室における須恵器の大量供献の在り方と併せ考えると、埋葬儀礼において土器供献の行為がかなり重要な役割りを果たしていたことが考えられる。

(4) 構築年代と被葬者

須恵器や大刀の形式などからこの横穴は、おおよそ7世紀の前半頃に構築されたものと考えられる。そしてその被葬者は、当時この地域社会を構成する農民層の中でもかなり有力な者ではなかったかと推定される。

なお、本横穴の調査は県教委文化課、県立八雲立つ風土記の丘資料館の方々、島根大学考古学研究会の諸君、市教委河原薫社会教育課長の御家族、古江公民館・湖北農協の関係者、地主の杉谷豊氏など多くの方々の協力のなかで行なわれた。また、遺物の整理にあたっては西尾克己君、井上由里女史から多大な援助を受けた。稿を終えるにあたり記して関係各位に感謝の意を表する次第である。

松江藩における村役人制度について（3）

— 近世後期の五人組帳を紐解く —

奥原 啓三・小山 祥子

1. はじめに

松江藩領における村役人制度について、近世初期、前・中期、中期の秋鹿郡下大野村を具体例として、地元に残る古文書を用いて、その実態に踏み込むことに努めた。時期としては、松江藩における本格的な藩政改革が行われる直前まで。その時期の村役人、とりわけ五人組について述べて来た。

そこで明らかになったことは、下大野村の場合には藩政改革後の五人組の組親的な存在をかなり早い時から確認出来た。それは村役人（庄屋・年寄）を補佐・補助する役割を持ったり、あるいは、時には百姓の立場の代表的な存在であったりする人物だった。【事例2】

また、藩政改革直前の18世紀後半には、明確に村役人を補佐する任務を持った存在として、村の重要な課題に、庄屋や年寄の次の位置に署名捺印し、あたかも、藩政改革後の19世紀に入ってから文書の様なもの【事例6】まで残っていることが明らかになった。松江市歴史叢書16「5. あとがき」の中で述べたように「しかし、松江藩領内では『五人組』という言葉の持つ意味が一般的に言われるような意味だけではなかった」と言えるのである。

松江藩は今までの五人組制度を改め、寛政10年（1798）に断行した二十五人組制度への大転換によって、領内の領民に質素儉約を求める「殿り合い（しまりあい）」を徹底させることになった。⁽¹⁾

2. 五人組帳とは何か

五人組帳とは「五人組手形ともいう。五人組の遵守すべき法令を前書に列挙し、町・村役人およびすべての五人組員が連署・連判して法令に違反しない旨成約した請書をつけた帳簿。年に何回か五人組員に読み聞かせた。帳簿の一冊は町・村役人が保管した。」とある。⁽²⁾

現在までに、松江藩領内における五人組帳の存在を各自治体等が発行した「郷土誌・史」で調査した。現在の行政区分で言えば、松江市内では薦津町や宍道町東来待、雲南市では加茂町や木次町といった、極限られた旧村内で発見され、公表されている程度である。また、島根県立図書館所蔵古文書一覧の中に、隠岐国卯敷村⁽³⁾と隠岐国某村⁽⁴⁾の五人組帳が記録されている。だが、現時点でこれらの原文書の確認は行っていない。

これらとは別に、本論で初めて取り上げる松江市西長江町の中倉家に旧蔵されていた文久2年（1862）のもの一冊がある。以上は総て19世紀のものであり、それより以前、17～18世紀の五人組帳は一冊も確認出来なかった。

これらから言えることは、松江藩領では藩政改革を契機とした「殿り合い」を徹底させる目的のため、従前から幕領や他藩領で用いられていた五人組帳を松江藩も積極的に活用するようになったのではないのか。

参考までに、筆者は幕領や他藩領での五人組帳の存在を調査した。すると最古に近いものとして山梨県山梨市の市指定有形文化財になっている「永昌院五人組帳」があり、元和4年（1618）のものである。⁽⁵⁾

また、長野県佐久市の市有形文化財になっている「信州佐久郡下桜井村五人組帳」があり、これは寛永17年(1640) 庚辰3月18日のものである。なお、同市には寛永19年(1642)の「糠尾村五人組帳」や慶安3年(1650)の下桜井村のものも現存している。⁽⁶⁾

さらに、滋賀県には慶長16年(1611)の近江国浅井郡の組中連判請書は五人組形式を備えた国内で最古のものがあったと記されている。⁽⁷⁾

なお、前掲書にも記されているが、寛永9年(1632)3月の福井藩「今泉浦五人与之覚」なる五人組帳があり、こちらは「福井県史 通史編3 近世一」にも載っている。⁽⁸⁾

これらは江戸時代の初期から寛永期にかけての五人組帳である。これ以降の年代のものは、全国各地に残されており、具体的な事例は省略する。出雲国では短い統治期間だった堀尾氏や京極氏の時代を経て、寛永期に入府した松平氏になって初めて村役人制度が整えられたと考えられる。従って、幕領や他藩領の制度確立時期に比べて、何れもが遅くなる傾向は否めない。

松平氏が入府した当初は兎も角、18世紀の年号を持つ五人組帳が1つも発見されないのは、何か特別な理由があるのだろうか。松江藩では特に必要としなかった訳でもないはずである。松江藩領での18世紀の五人組帳の発見が望まれる。

3. 松江藩の藩政改革後の村役人制度

○村役人制度はどのような姿になっただろうか。

従来からの村役人として庄屋1名と年寄2～3名の定員に変更はなかった。だが、村役人に課せられた任務や役割・仕事等は次第に多くなり、彼らを補佐する新たな村役人が必要となった。そこで目を向けられたのが、松江市歴史叢書15や16で【事例2】として取り上げた五人組祖右衛門のような立場の人物である。彼のような人材を活用するには、座るポストが問題となる。庄屋や年寄と言った役に座らせるにはそれなりの理由が必要となる。また、藩の側から村役人人事に口を挟むことは混乱が生じやすい。そこで考えられたのが村役人のポストの増設ではないか。これなら複数の人材を同時に登用することが出来る。それに加え、曖昧だった五人組制度を二十五人組制度に改め、二十五人組の代表として「二十五人組親」という名称の村役人を新設した。但し、「組親」と記した文書なら兎も角、単に「五人組」と記した文書は改革後も数多くあるので、注意を要する。

また、松江藩領内では従来から五人組という名称で、その組の代表者を呼んでいた。ところが、本来は「五人組」とは制度の名称であって、その代表者を言い表す言葉ではない。しかし、そこら辺りを長らく中途半端な状態で使っていたため、混乱を生じることが多かったはずである。この度の藩政改革を契機として、本来の五人組の代表を「判頭」と呼ぶように改めたとと言える。

○五人組を五つまとめて二十五人組にした理由として考えられること

既存の五人組を上手く利用すれば、自然発生的に出来た一集落の家数が20軒や30軒だったとしても、その家数なら5軒で割った時の五人組の数が4～6組になる。その程度の組数なら、それらを束ねる者は1人で済むことになる。それが「二十五人組親」と呼ぶようになった新設の村役人である。この村役人はいわば「集落の代表」と言い換えてもよいではないか。そのような立場の人だから、庄屋や年寄と言った従来からあった村役人より、さらに身近な村役人として存在させたのだろう。

一般的には五人組制度の役割を「相互監視」と「連帯責任」という視点で捉える傾向が強いが、⁽⁹⁾

それだけではない。庄屋・年寄という極めて少人数の村役人で村政全般を担って来たのであるが、庄屋は自村の者であるとは限らず、むしろ他村の者が庄屋として派遣される場合が多い。反対に、年寄は自村の者だけで人選されている。⁽¹⁰⁾

例えば、下大野村の場合は次の通りである。1698年から1871年までの173年間に、下大野村の庄屋を拝命した人の居住地を調べたら、この期間の庄屋の人数は42人。その内、地元下大野村の人は七右衛門・長右衛門・喜右衛門・長左衛門・卯助・熊次・林太・柳八・権三郎・柳右衛門・善右衛門の11人である。他村の人は不明者の1人を除いて、実に30人である。つまり、下大野村の場合の庄屋は7割以上が他村の人だったことになる。

しかも、彼らは大高持の者が多く、下大野村の一般農民との乖離が考えられる。反対に年寄は居住者が登用されるから乖離は少ない。他村の者が庄屋であるなら、年寄に圧しかかる負担は大きくなる。それが組親を新設する大きな動機ではないだろうか。

組親になる人材の経済的な状況は年寄までとは言わないまでも、一般の農民よりも余裕のある頭百姓の中や、それに次ぐ農民たちの中の適任者が人選されたと考える。

なお、紙面の都合上、本稿では具体的な事例は取り扱わない。しかし、機会が許されるなら、是非とも解明して、論じてみたいテーマである。

○秋鹿郡西長江村の五人組帳について

松江藩領における村役人制度について、秋鹿郡下大野村を一例として論じて来た。何故に、一例として下大野村を取り上げたのか？ それは下大野村には近世文書が数多く残されていたことが、大きな要因となっている。しかし、本稿で取り上げる五人組帳に限って言えば、下大野村のものは一つも発見されないという壁に阻まれた。

幸なことに、松江市史編纂事業が行われた折には史資料の発見や調査が進み、その結果、寄託や寄贈が多く行われた。その中の1つとして松江市西長江町の中倉家(屋号宗垣)から2,500点余りに上る史資料が松江市に寄贈された。しかもその時期が事業の初期だったことも幸いし、目録化や画像化が行われたのが早かった。そのため史料を探し出すことが容易くなって、中倉家文書の中に西長江村の五人組帳の存在を早く知ることが出来たのである。

その西長江村の五人組帳は、次のようなものである。

正式な名称は「西長江村戌年人別五人組合殿合受書印形帳」で、年号は文久二年戊二月十三日とある。

表紙を捲ると、前書と言われる部分があり、そこには23にも上る領民が守るべき事項が箇条書きで、「一 何々」と書かれている。その後、怠りなく領民が遵守しますと書き記されている。

続いて、この五人組帳には17人の判頭がいたことから、西長江村には五人組が17組あったことが解る。数えてみると、五人組の人数が85人あり、その他には4人の若者頭が記されている。都合89人の名前がここに記されている。

判頭17人の中の3人が、4人いた組親の中の3人であり、この3人は兼務していることが読み取れる。残る1人の組親は兼務ではなく、単独で組親を行っていた。

一般的に五人組帳は同じものが二冊作られ、一冊は藩に提出され、もう一冊はその村に残されることが多いと言われている。だが、中倉家文書の中のこの五人組帳は「印形帳」とあるが、実際には89名全員が印を押しているのではなく、17人の判頭の内の7人と、判頭と兼務していない組親の、合計で8人が押印しているだけである。これは何を意味するだろうか。

各村々では、村行政に必要な費用を村民から徴収している。当然、村行政に関わる五人組帳の用紙代も対象となるはず。しかし、この五人組帳は再利用された紙が使われている。古紙の利用には、何か特別な理由があるだろうか。

ここで西長江村の五人組帳の写しと思われる史料が同村の中倉家に残されていた理由を考えてみよう。文久2年に当主である与八郎は秋鹿郡の現役与頭を行っていた⁽¹¹⁾ ことに関係があるのではないかと考える。つまり、与頭という郡役人を行っていた与八郎が個人的に必要性を考えたから、手許に残そうと私的に作った「手控え」のようなものではないだろうか。そのように考えた根拠となる点を述べておこう。

1つには前述したように五人組帳印形帳にもかかわらず、捺印した人数が人数全体の1割に満たないという不自然さを感じた。

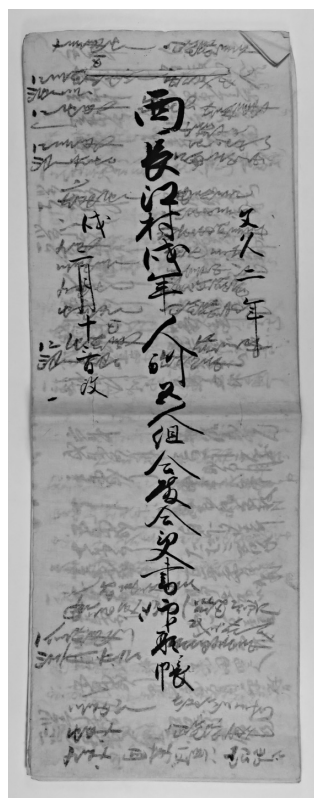
2つにはこの五人組帳の末尾に若者組関係の人々を載せているが、本文の部分とは異なった形式で紙が綴じられているという、如何にも無理やり付け加えたような不自然さを感じた。

以上の2点から、筆者はこの五人組帳は中倉与八郎が何か私的な意図をもって作ったものとする。

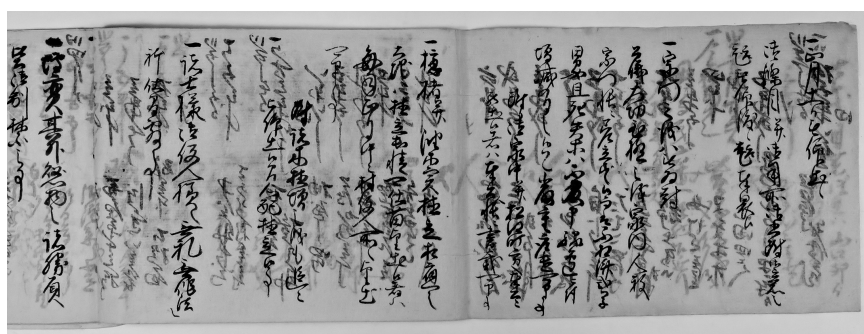
また、この五人組帳に名前が載っていない人々がいる。前述した秋鹿郡与頭を務めていた中倉与八郎と中倉忠市親子、当時の西長江村庄屋を務めていた南波友八郎、年寄の1人である惣佐衛門⁽¹²⁾、東西両長江村の氏神である国司神社の宮司の幡垣氏が挙げられる。因みに、もう1人の年寄である栄十は組親と判頭とを兼務し、御蔵方の惣兵衛は判頭を兼ねていたとする関係した史料⁽¹³⁾から読み取れる。

なお、幕末期の秋鹿郡西長江村の村組織の中に、殆ど実態が知られていない若者組が組み込まれている姿を表した史料の存在は注目に値するものである。これを機に藩政期の若者組の実態解明に向けた調査や研究がなされることに期待したい。

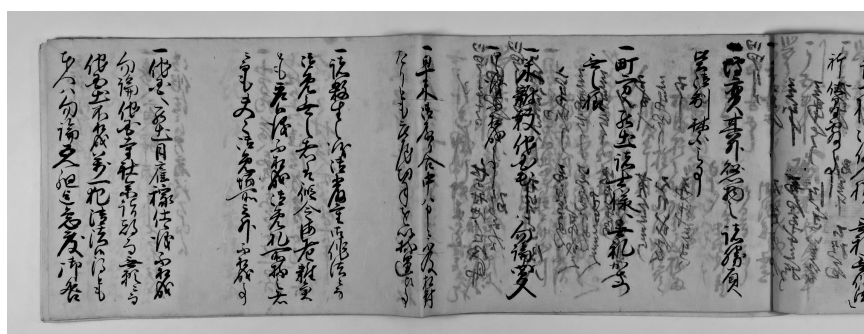
「西長江村戌年人別五人組合殿合受書印形帳」(文久二年戌二月十三日)



(表紙)



(見返し)



(一丁表)

翻刻文 (表紙) 文久二年 西長江村戌年人別五人組合殿合受書印形帳 戌二月十三日改 一、正月十一日被仰出候御條目并御用所御書附御意之趣被仰渡候趣奉畏候 一、宗門之儀ハ被為対公儀大切至極之儀家内人数宗門帳ニ差立ず候而は不相済式ツ子男女且死失等ハ不及申縁辺ニ付増減有之候ハ、嚴重取遣可申候事 附御家中并松江町方へ奉公ニ罷出候者ハ奉公人帳ニ書載可申事 一、櫨楮并油木實植立相應之土地ニ植立出情可仕苗望出候者ハ毎年正中ニ村役人所へ望出可申事 附諸木植増之儀も追々被仰出候間心配植立候事 一、諸士様御役人様へ無礼無作法之躰仕間敷事 一、博奕其外懸物之諸勝負皆御制禁之事 一、町方へ罷出諸士様へ無礼かさつ無之様 一、米雜穀他国出しハ勿論買入候儀不相成事 一、早米御殿り合中ハ申ニ不及相對たりとも庄屋切手を以持運ひ候事	大意 (表紙) 文久二年 西長江村戌年人別五人組合殿合受書印形帳 戌二月十三日改 一、正月十一日に仰せ出された、御条目ならびに御用所御書附御意の趣旨を仰せ渡されたことについては、恐れ入り奉る。 一、宗門のことについては、公儀に対し大切至極のことであるから、家内人数を宗門帳に記さないのでは済まない。二歳になった男女、かつ死亡した場合は言うまでもないが、縁辺に増減があれば厳しく取り扱うこと。 附、御家中や松江町方へ奉公に出ているものは奉公人帳に記載すること。 一、櫨・楮ならびに油木の実を植えるのにふさわしい土地に植えて精を出したいと望むものは、毎年正月に村役人の所へ願ひ出ること。 附、諸の木を植え増しのことも追って仰せ出されるので、心配りをして植えること。 一、諸士(藩士)様や御役人様へ無礼・無作法のことがないようにすること。 一、博奕(ばくち)そのほか賭け事など勝負事はすべてご制禁のこと。 一、町方へ出かけて諸士に対し無礼・がさつなことのないように。 一、米雜穀の他国出し(国外への輸出)はもちろん、買入れもしないように。 一、早米(早稲米)の御殿り合い中はもちろんであるが、相對であっても庄屋切手をもって持ち運ぶこと。
--	---

一、諸殺生之儀、御嚴重御作法ニ而御免無之者は假令海老雜魚とも取候儀不相成御免札所持之者ニ而も夫々御免場所之外不相成事 一、他国へ罷出日雇稼仕候儀不相成、勿論他国寺社參詣都而無頼ニ而他国出不相成、萬一犯御法候得とも本人ハ勿論五人組迄急度御咎被仰付候事 一、旅人宿ハ驛場之外些不相成御作法ニ候間宿致間布候 一、小間物荷へ賣ハ賣子札所持不仕候者ハ御法度候間、無札之者入込候ハ、村役人所へ届出候事 一、諸船新造立造替、或者買船仕度者ハ前以願出御聞届之上可申事、勿論新造り古御免札打付候事、皆不相成候事 一、男女衣服婦人髪飾之制、兼而被仰出候通、高染并まかへかんさし（簪）たりとも不相成候事 一、自他国留入札一切不相成事 一、漆弓羽子板取遣一切不相成 一、雛天神共取遣至而輕き取扱事 一、五月節句幟ハ紙のほり（幟）とも取遣勿論一切建間布事 一、人狐之儀ハ請書之通相心得候事 一、木綿合羽御免無之者ハ着用不相成	一、殺生のことは嚴重に御作法によること。許可されていない者はたとえ海老雜魚であっても取ってはいけない。免札を所持しているものでもそれぞれ許された場所の外はいけない。 一、他国へ出かけて行って日雇いの稼ぎを行うことはできない。もちろん、他国の寺社參詣もすべて無頼にて他国に出ることはならない。万一御法を犯すことがあれば、本人はもちろん、五人組までお咎めを仰せつけられる。 一、旅人の宿は宿駅以外ではならない御作法であるので、宿を致さざる様に。 一、売子札を持たない者が小間物荷の売り子を行うことはご法度であるので、無札の者が入り込んだ場合は村役人の所へ届け出ること。 一、諸船の新造・造り替え、あるいは購入したい者は、前もって願出すること。お聞き届けの上は勿論新造の船に古い免札を打ち付けることは決してしてはならない。 一、男女の衣服、婦人の髪飾りの決まりは兼ねてから仰せ出されている通り、高染并まかへ簪であってものならない。 一、自国・他国ともに入札は一切してはならない。 一、漆塗の弓・羽子板を用いることは一切ならない。 一、雛天神はいたって軽く（豪奢にしないように）取り扱うように。 一、五月の節句幟は紙幟とし、もちろん一切建てることのないように。 一、人狐のことは請書の通りと心得ること。 一、木綿合羽の着用を許可されていない者は着用してはならない。
---	--

判頭 夫一郎 嘉一郎 孫三郎 戸五郎 伴助 ／五人 判頭 小七 覚十 源七 三郎太 ／四人	一、惣而不限何等差継御家中繰出し候事不宜相 慎事 一、石地を潰し家普請不相成 一、早米作増之儀八年々被仰渡候有ものニ候へ 共、兎角作増相成兼候間、当年種用意致し 急度作増可申事 右之條々五人組合俱吟味仕御作法嚴重相守候様 萬一心得違仕候得ハ当人与合ハ勿論、品ニ 郡村役人衆中迄御迷惑相成候間、万々家内和順 之上銘々本業を以相守家名永續之根元不取失 様委細被仰渡候趣一統奉其意候、然上者俱々申 合急度相守可申上候、組合連印請書仍如件
（以下、連名は翻刻文のとおり） ※判読不明な文字は□とした。 ※翻刻文は、原則として史料原本と同様に改行した。また、本史料の一部には、近世 社会において差別された人々に関わる記述などが含まれている。 事実即した歴史認識を通して差別の克服をはかるといふ立場から、そのまま掲載 した。その旨を了解し、適切に活用していただきたい。	一、総じていずれかによらず、差継を御家中に繰り出すことはよろしくな いので、慎むこと。 一、田を潰して家を建てることはしてはいけない。 一、早稲米の作増しについては毎年仰せ渡されているが、なかなか増えて いないので、今年も種を用意し必ず作増しすること。 右の条々を五人組で詳しく吟味し、御作法を嚴重に守るように。万が一心 得違いがあれば本人の組合はもちろん、場合によっては郡村役人中まで迷 惑をかけることになるので、よくよく家内で和順した上で、各々本業を以 て家名を守り、永續の根源を取り失わないように、委細仰せ渡しの趣旨を 理解し、よくよく申し合わせて守るように。組合の連印請書はこのとおり である。

判頭 貞助（印） 忠蔵 千蔵 判頭 栄十 式拾五人組親 ／五人 銀助 惣助 忠之助 太三郎 弥次平（印）	判頭 栄十 林四郎 和十 伴蔵 龜助 ／五人 判頭 文右衛門 和三郎 磯五郎 孫兵衛 愛助 ／五人
---	---

判頭	惣五郎	源九郎	／五人	判頭	善市（印）	丈四郎	源助	夫蔵	孫助	／五人	判頭	民三郎	覚五郎	文兵衛	甚助	柳助	／五人	判頭	和七	彦七	源六郎	忠五郎	林三郎	／五人	式拾人組親	和七
----	-----	-----	-----	----	-------	-----	----	----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-------	----

判頭	周兵衛	土口事	伊助	新七	平三郎	銀三郎	／五人	判頭	久右衛門（印）	長次郎	圓太	小平次	伊三郎	／五人	判頭	惣兵衛	兵十	徳三郎	猶兵衛	善三郎	／五人	判頭	恵助（印）	善八	甚四郎	善右衛門	菊十	／五人
----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	----	---------	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----	----	-------	----	-----	------	----	-----

判頭	市右衛門	傳右衛門	夫助	夫兵衛	龜五郎	／五人	式拾五人組親	善右衛門（印）	判頭	豊兵衛	長五郎	常三郎	周助	金助	／五人	判頭	傳三郎（印）	祐蔵	才七	友兵衛	□平	／五人
----	------	------	----	-----	-----	-----	--------	---------	----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	--------	----	----	-----	----	-----

判頭	源八（印）	喜八郎	兵助	与平	助蔵	／五人	拾五人組親	傳三郎（印）	儀右衛門組下	若者頭	小七倅	喜一郎	弥次平孫	傳之助	／	八四郎組下	若物頭	恵助弟	兵市	惣右衛門倅	権市	／
----	-------	-----	----	----	----	-----	-------	--------	--------	-----	-----	-----	------	-----	---	-------	-----	-----	----	-------	----	---

4. あとがき

○松江藩の財政危機を乗り越えるために行われた数々の改革では思うほど効を奏しなかった。そのため、藩主の松平宗衍公は隠居した。父に代わった7代藩主治郷(不昧)公主導による藩政改革が行われることに。治郷公の改革の中心となったものは、「殿り合い」と呼ばれるものであり、今までの五人組制度を改革した二十五人組制度などであったと言えよう。

曖昧なままだった今までの五人組制度を二十五人組制度として整えることにより、従来の村政は庄屋と年寄といった少人数で行っていたが、新たに五人組組親を設置することにより、実質的に村役人は増え、領主側の意向を領民に徹底することが可能になったのではないかと論じた。領主側の意向とは五人組帳の前書に触れられている、質素・儉約などを領民に徹底させることである。

不昧公の藩政改革の柱ともいうべき「殿り合い」については、深く論じなかった。その理由を述べるとすれば、「殿り合い」を論じると、松江市史編纂の折に用いられた「池尻家文書」に頼ることが多くなり、それに依拠した松江市史や伊野郷土誌の内容と重複する恐れがあると判断したからである。

なお、西長江村に残された五人組帳の末尾に若者組が組み込まれていると述べた。若者組についても、言及する必要があったかも知れないが、後進に実態の解明を期待する云々と述べるに留めた。

実は時間があつたため、県立図書館において「若者組」に関した史資料を探した。ところが、何れも、藩政期のもではなく、明治期に入ってからのものであり、紹介するに至らなかったことを加えておく。

○また、次号で論じる予定のテーマを以下に述べておきたい。

題名を「松江藩における村役人制度について(4)」とし、副題を「奥原家文書にみる『殿り合い』」として、治郷公の藩政改革が始まった同時期の秋鹿郡下大野村における「殿り合い」の実態を論じる予定である。

また、「殿り合い」を徹底した結果、村政はどのように変化しただろうか？

前述したように、元々は藩役人が行っていた村方の仕事を藩政改革が行われた結果、村方に転嫁させ、村役人の仕事が増える傾向になった。それは即ち、新たな村役人を生み出すことになる。

その一つが「御蔵方」と呼ばれる、従来の村方にはなかった任務を帯びた新役人が生まれたのである。筆者は「下大野村村役人年表」を作成する過程で、「池尻家文書目録」の中で発見したのが初見である。続いて、「中倉家文書目録」の中にも「御蔵方」の肩書を持つ村役人がいることを確認した。

また、現在進行中の「奥原家文書」の二次調査の過程で複数の「御蔵方申付書」を発見したのである。これらを紹介すると共に、「御蔵方」という新たな村役人の実態を紐解いてみたいと考えている。

○今まで論じて来た「松江藩における村役人制度について」と言うテーマは次号で終了する予定である。

とかく私たちは近世の農民を考える時、その功績と名を後世に残した例えば周藤弥兵衛、卜蔵孫三郎と言った著名な農民の姿を思い浮かべてしまう。だが、彼らだけが江戸時代の農民ではない。大勢の農民が生きていたのである。その大勢の農民たちの中には貧困な農民から、少し生活が安定した「本百姓」とか「頭百姓」と呼ばれた様々な階層の農民たちが同じ農村の中で暮らしていたのは否定することの出来ない事実である。

この度、所有者のご好意で「享保3年 下大野村御検地帳」を読むことが出来た。この検地帳とともに、奥原家文書等を用いて松江藩領における近世の農民の姿を追うという新しいテーマが生まれた。今後は、下大野村に住んでいた農民たちの実像や実態に、多少なりとも迫りたいと考えている。

注・史資料一覧

- (1) 池尻家文書1836など 『池尻家文書目録』2003年 島根県立図書館編
- (2) 「日本史用語辞典」1979年10月9日 柏書房 (株)
- (3) 「安部家文書目録」より 島根県立図書館作成
- (4) 「松江市雑賀町佐藤家文書目録」より 島根県立図書館作成
- (5) 山梨市ホームページ「山梨市の文化財」
(<https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/site/cultural-assets/1654.html>)
- (6) 公益財団法人八十二文化財団ホームページ「信州の文化財を探す」
(<https://www.82bunka.or.jp/bunkazai/detail.php?no=1257>)
- (7) 「近世農民生活史」新稿版 児玉幸多 昭和32年10月25日 (株) 吉川弘文館
- (8) 福井県立図書館・文書館・文学館・若狭図書学習センターホームページ
(<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/07/kenshi/T3/T3-3-01-01-02-04.htm>)
- (9) 「松平治郷(不昧)の治世」小林准士 2022年7月31日 松江市文化スポーツ部
- (10) 「下大野村の村役人を行った人々」改訂版 奥原啓三 2024年2月20日 自家製本
- (11) 「秋鹿郡の郡役人年表」改訂版 奥原啓三 2023年10月30日 自家製本
- (12) 中倉家文書1-9-3 文久元年12月
- (13) 中倉家文書3-8-2 文久元年8月28日

参考文献

- ・『古江村誌』須藤吉郎 昭和24年 八束郡古江村立古江中学校
- ・『松江市史』通史編「近世Ⅰ」松江市史編集委員会編 2019年 松江市

(おくはら けいぞう 島根県中世史・近世史合同研究会会員)

(こやま さちこ 松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課 史料調査係長)

持田神社棟札に見る神社造営の実態

附 松江市西持田町和田の石灯籠について

面坪 紀久・丹羽野 裕

1 持田神社棟札調査の経緯

令和5年(2023)10月、西持田町和田交差点近傍に建つ高さ6メートルの和田石灯籠撤去の相談が当課に寄せられた。昭和3年(1928)に地元の有志で結成された「丁未会」によって持田神社に寄進されて以降、約100年にわたり持田のシンボルとして地元で愛された大灯籠である⁽¹⁾。撤去にかかる詳細はこの後の丹羽野報告に譲るが、石灯籠が住宅に近接して建っていること、目視でも僅かに見られる傾きが地震等による倒壊を誘発しかねないことが危険視されての地元からの要望であった。自治会側では移設の検討もなされたが、令和5年10月に実施した調査の結果、石灯籠上部に見られる剥落の痕跡や、僅かとはいえ確かに確認された傾きが決め手となり、解体はやむを得ないとの判断に至った。12月16日(土)、初冬の冷たい小雨のなか、撤去作業は関係者約10名に見守られながら行われた。作業自体は1時間ほどで終了したが、その間時折足を止めて作業を見守る住民の姿もみられ、建立から約100年になるうかという和田石灯籠の歴史がしのばれる印象深い出来事であった。

さて、持田神社棟札調査は、この和田石灯籠撤去にかかる一連のやりとりが端緒となり実現したものである。持田神社では奇しくも令和6年4月に約30年ぶりの遷宮を控えており、この時既に御神体は社務所に設けられた仮殿に遷されたあとであった。持田神社の宮司井上浩修氏との雑談の中で話題にした棟札調査が驚くほど早く実現したのも、こうした事情があつてのことである。

調査は令和5年12月1日(金)、12月4日(月)の2日間にかけて松江城・史料調査課主導のもと、松江歴史館、島根大学大学院生らの協力を得て実施した。当初30枚程度と聞いていた棟札等は、ふたを開けてみれば、幣殿・拝殿にところせましと並ぶ71枚にも及び、なかには以前からその存在が知られていた中世棟札も含まれるなど、嬉しい誤算であった。

ここで、本稿における棟札の定義を確認しておきたい。『国史大辞典』では「上棟上るとき、建物名・願主・工匠名・上棟年月日などを書いて、棟木に打ちつけた板。新築に限らず、大修理・屋根替の時にも造られる。古くは棟木の下面に直接書いた棟木銘が多いが、鎌倉時代の中ごろ以後は棟札がふえ、南北朝時代以後はほとんど棟札となる」と記している⁽²⁾。

実際には、棟木に打ちつけられたものや、その痕跡が確認できる棟札はそう多くはなく、近世期になると打ち付けずに保存する「置札」として残されるものが数量的には圧倒的に多い。基本的に置札の内容は棟札とほとんど変わらないが、釘や釘穴などはついていないので、棟札に対して「置札」と称して厳密には区分されているのである⁽³⁾。

これに従えば、持田神社の場合、厳密には棟札5枚・置札58枚となるが、本稿では混乱を避けるため、やや大雑把ではあるが「建物の造営や修造にあたって作成された木札」は全て「棟札」と包



調査の様子(持田神社拝殿にて)

括的に定義したい。なお、残存する71枚のなかには祈祷札や寄進札なども含まれているが、これらについては「寄進札」「祈祷札」などと表記し、棟札とは区別する。また、本稿のさいごには【別表】として「持田神社所蔵棟札（祈祷札・寄進札）一覧」、【資料編】として本稿で主に取り扱う大宮大明神（持田神社）棟札の翻刻（一部）を掲載した。本文と併せて、適宜参照されたい。

2 合祀神社をめぐる諸相

持田神社は、松江市の北東部、西持田町字亀尾に鎮座する古社である。「出雲国風土記」に所載の「持田社」⁽⁴⁾、嘉禎2年（1236）「持田庄所当米注進目録写」に表れる「仁佐社」に比定される⁽⁵⁾。近世期に至ると、主祭神・大宮姫命の称号を採って「大宮社」「大宮大明神」と称され、一時所祭神三座(天太玉命・県大宮姫命・天鈿女命)に由来する「三所大明神」と称した時期もあったようであるが、棟札上は概ね「大宮大明神」と記されている。現在の「持田神社」に改号したのは明治5年（1872）のことであり、「出雲国風土記」に回帰する形での復旧改号であった。

さて、本稿に付す【別表】に見るように、当社に残される71枚の中には、明治以降通時的に持田神社に合祀、または廃社となったと思われる14社の神社棟札が含まれている。

周知のように、明治4年（1871）に明治政府は太政官布告（第234）を公布して、神社を「国家ノ宗祀」と位置づけた。同時に全国の神社に対して官国幣社以下村社までの社格を付与し、これらに該当しない雑社についての合併整理を推し進めた。これに伴い、持田村では、明治6年

（1873）に青影大明神・高野神社の2社を持田神社に合祀し、さらに同所丸山神社（和田字丸山）および若宮神社（和田字太源）を賀茂神社に合祀している。さらにその後の明治39年（1906）には、「府県社以下神社ノ神饌幣帛供進ニ関スル件」（勅令96号）および「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」（勅令220号）といった神社整理の具体的手続きに関する通牒が相次いで公布され、これらによる半強行的な神社整理が遂行されるに至った⁽⁶⁾。当地でも、明治41年（1908）に持田神社が神饌幣帛料供進社に指定されるに及んで、同年7月に賀茂神社（境内社金毘羅神社）・日吉神社・熊野神社・国司神社の4社が持田神社に合祀されている。この時の経緯が「賀茂神社・国司神社合祀記録札」[No.25（史21）]に残されている。

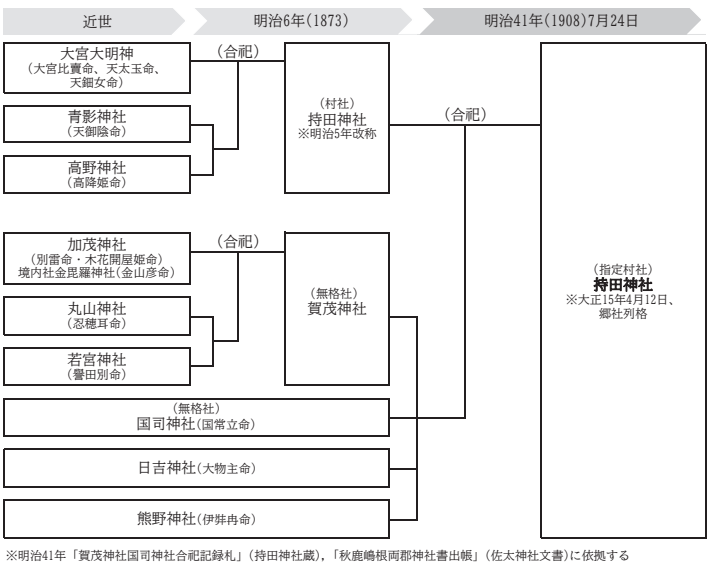


図1 合祀図

賀茂神社ハ、御祭神別雷命相殿木花開耶媛命ヲ奉斎シ、往古ヨリ持田村大字西持田字和田部内ノ産土神ト尊崇シ奉リシヲ、明治六年ノ度神社改正ノ際無格社ニ定メラレ、当社ノ氏子ハ凡テ村社持田神社ノ氏子ニ属スルコト、ナリ、尚同時ニ和田字太源ニ鎮座ノ若宮神社祭神譽田別命、及字丸山ニ鎮座ノ丸山神社祭神忍穗耳命ノ二社ヲ当神社ニ合殿シ奉リ、神社ノ営繕及祭典等咸和田信徒ヨリ執行シ来リシヲ、明治三十九年其筋ノ訓示ニ基キ信徒一同協議ノ上、同四十一年四月七日当社及宇国

司ニ往古ヨリ鎮座アリシ無格社国司神社ヲモ併セテ村社持田神社ニ合祀ヲ願ヒ出デ、同年四月二十七日知事ノ許可ヲ得、同年五月三十一日両神社ノ御祭神ヲハジメ相殿合殿ノ御神輿渡御、先竹ノ登々遠々遠々ニ合祀シ奉リ了。自今当社ノ御祭神ハ村社ノ祭神ニ列セラレ益々稜威ヲ輝カシ給フヘク、信徒一同ハ愈崇敬ノ誠ヲ尽シ偏ニ神靈ノ恩頼ヲ冀フヘキモノ也。 (句読点は筆者による)

すなわち、明治6年の神社御改正に際して賀茂神社には無格社の社格が付与されたため、当社の氏子たちは持田神社に所属することになった。このとき、和田内に鎮座する若宮神社・丸山神社のご祭神は賀茂神社に合殿となったため、当社の営繕・祭典については、引き続き和田信徒によって執り行うこととした。その後、明治39年の訓示に従い、同41年4月7日に賀茂神社・国司神社の村社持田神社への合祀願を提出し、知事の許可を以て同年5月31日に両社ご祭神の遷移を行った、という。その後、持田神社では大正15年(1926)に郷社昇格が承認され、計9社15柱の御祭神を奉斎する西持田村惣社としての地位を確立するに至った。

ところで棟札のなかには、合祀時期が明らかな上記9社のほかに、三所大明神・疱瘡神社・三武神社・鰯池神社・大蛇神社の記銘を持つ近世棟札も確認されている。これらの由緒や旧鎮座地などは定かではないが、上述の神社整理のなかで廃社となった神社のものと思われる。このように、明治初年から末年にかけて合祀・廃社を迫られた小祠・小社にも、当然ながら長い年月をかけて蓄積された造営・修復の記録が棟札として残されており、行き場を失ったそれらが持田神社に吸収されたものと思われる。棟札のなかには廃社や合祀に及んで滅失してしまう事例も少なくないが、そうしたなかでこれほど多くの神社棟札がほぼ損なわれることなく持田神社に集約され、今日まで継承されてきたことは注目されよう。このような棟札の遺存率の高さに、かつての持田村の信徒たちが各社に寄せてきたひたむきな信仰の姿を見ることは容易であるが、もうひとつ想像を巡らせて、その背景に、早くから専業神職が配置され、かつ近世を通じて統一的な神社支配体制が敷かれてきた出雲国特有の事情も考えたい。

近世を通じて神社神職支配の基調となったこの制度を、朝山皓は「社頭幣頭制」と呼びその構造を明らかにしている⁽⁷⁾。社頭幣頭制とは、「社頭」のもとに出雲国十郡の神社・神職たちが統率される仕組みであり、両者の間にたって、中小神社をとりまとめる中間管理的な役割を担ったのが「幣頭」と呼ばれる神職達であった。地域差はあるものの各郡におよそ2～3名程度の幣頭職が配置され、彼らを中心にいくつもの神職集団が形成されていた。なかには、幣頭を介さずとも社頭との直接的な交渉が認められた一社立社や、格別の由緒を以て社頭から独立して存在した一社一例社などの例外はあったが、出雲国内の神職達は概ねこの制度のもとに統率され、ほぼ全ての神職が、社頭―幣頭―幣下(社家)という支配軸のなかに組み入れられることとなった。

「社頭」として出雲国内の神職達を統率したのは、「出雲国神社惣検校職」を自認し、かねてより国内の神職達に独自の神道裁許状を発給するなどしていた杵築大社(出雲大社)であったが、その一方で、秋鹿郡に鎮座する佐陀神社(現佐太神社)でも、中世以来、同社で執行される莫座替祭に島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・意宇郡西半部の神職達を出仕させる独自の祭祀組織を有し、これらを「手下」と称して実質的な支配に及んでいた。そうしたなか、元禄6年(1693)に佐陀神社上官吉岡家の相続問題に杵築大社が介入したことを発端として、両社の間で出雲国内の神社・神職に対する支配権をめぐる争論へと発展する。争論は藩を越えて幕府の裁定に持ち込まれることとなり、元禄10年(1697)、4年にも及ぶ争論の末に下されたのは、佐陀神社の実質的な勝訴とも言える判決であった。すなわち、杵築大社側が主張してきた出雲一国支配は否定され、島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・意宇郡西半部の3郡半については佐陀神社の配下とする旨が確認されたのである。

本稿の舞台、島根郡に鎮座する大宮大明神（持田神社）は、佐陀神社を社頭とし、古曾志神社の神職吉岡家を幣頭とする集団に所属した。佐陀神社や松江藩との意思伝達はみなこの吉岡幣頭を介して行われ、また遷宮には必ず幣頭が立ち会う旨などが明確に定められていた⁽⁸⁾。持田神社に残る元禄11年（1698）の棟札〔No.5（史2）〕に初めて幣頭の記載がなされ、またこれ以降の近世棟札に必ず幣頭名が記されるのも、このような事情によるものであろう。

また、早くに確立された統一的な支配体制によるものか、出雲国では神社には必ず専任の神職が配置され、他宗教者や百姓神主による神社管掌はほとんどみられない。さらに、神職は概ね特定の神職家に世襲的に継承される傾向にあり、彼らは本務とする神社のほかに村内の小社・小祠に至るまで、複数の兼帯社を持つのが通常であった。持田神社（大宮大明神）の神職井上家の名は、現存する元禄6年の賀茂社造立棟札〔No.18（史14）〕に「神主井上左近」と見えるのが初見である。古文書類は既に失われているが、佐太神社に残る宝永3年（1706）「秋鹿嶋根両郡神社書出帳」には、井上家が管掌する神社として、大宮大明神（西持田村）・加佐奈子神社（東持田村）・虫大明神（福原村）と、それぞれの末社約50社が挙げられており、当家が近世を通じて持田村一帯の神社管理を担っていたことがうかがえる⁽⁹⁾。このような、近世期の神社制度のなかで醸成されたと思われる高い職掌意識が、本務とする神社以外の兼帯社に対しても強く発揮されてきた結果が棟札の確実な継承に繋がったとも考えられないだろうか。

3 棟札の保存状態とその形態

当社の棟札は、本殿に据え付けられた引戸の奥に、多くは頭を南向きに収蔵されていた。昭和61年（1986）に行われた前回の遷宮以降、開閉や移動の形跡はなく、故に近代以降の棟札については概ね良好な状態が保たれていた。一方、中世～近世期に作成された棟札については、ほぼ全てに経年による劣化と深刻な虫害が確認された。【別表】備考欄に「虫損」「破損」などと注記した棟札は、とくに著しく損傷し、棟札内部の空洞化や腐朽が見られたものである。表面的には軽微な虫損に見えても、表皮の下はトンネル状に食べ進められ、手に持つと木粉や虫糞が落ちてくるような棟札も複数確認された。損傷の最も激しい天正5年（1577）大宮社棟札〔No.3（史51）〕は、虫害による腐朽が進み、中央から縦に真二つに割れ、底部は崩落し、形状を保つことが困難な状態にあった⁽¹⁰⁾。また、打ち付け痕（釘跡）が確認された〔No.6（史4）〕〔No.64（史68）〕なども、釘穴を起点に広く割れ目が入り、同様に取り扱いには慎重さを要した。

ところで当社の棟札は、【別表】のとおり、持田神社（大宮大明神）棟札・賀茂神社棟札に150cmを超える比較的大型なものが数枚見られるほかは、100cm未満の小～中型のものが大半を占めている。頭部形状は、僅かに平頭（角）型のものも見られたが、9割が尖頭型であり、そのうち半数以上が左右非対称であった。また、これらの棟札の中には、底辺の隅を切り欠いたものが複数みられる。これは切欠（隅切）または「鬼門切り」とも呼ばれ、完形のものの一部を意図的に欠くことで魔除けとしたものである。多くは底辺の一隅を欠くが、中には二隅を直角に切り落とした軍配のような形状のもの〔No.4（史52）〕や、側面を深く面取りすることで切欠とする

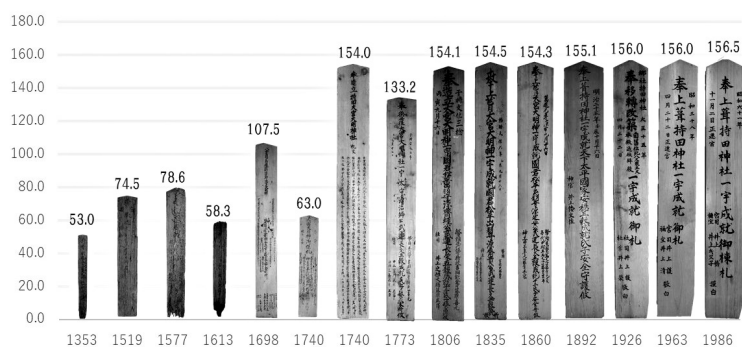


図2 持田神社(大宮大明神)総高の推移

[No.31 (史27)] なども確認できた。

このうち、持田神社（大宮大明神）棟札についてみれば、元文5年（1740）以降、総高150cm前後・肩幅約20cm前後とその形状はおおむね固定化していく傾向が看取できる。さらにこの頃より、銘文配置や記載情報も定型化し、持田神社（大宮大明神）における棟札様式なるものが整っていく様子も確認できる。すなわち、表面中央に大きく主文を配し、その上部左右に執行年月日、下方部に幣頭名・神職名を記載する。裏面には、執権（家老）、村役人（庄屋・年寄・肝煎）、建築工匠（大工・小工・木挽・鍛冶）といった造営にかかる関係者の名前が列記される形である。

4 個別報告

（1）文和2年（1353）大宮大明神社建立棟札 [No.1 (史1)]

当社最古の紀年銘を持つ棟札である。総高53.0cm、幅3.7cm～6.5cmとかなり小ぶりの棟札であり、底面に近い側部は虫損により大きく抉れ、内部は空洞化が進行している。

本棟札については、18世紀初頭の成立とされる地誌「雲陽誌」⁽¹¹⁾のなかで既に「文永二年建立の棟札あり」とみえており、その存在が早くから知られていたことが窺える。また、宝永3年（1706）に各郡の神職から幣頭を介して佐陀神社に提出された「秋鹿嶋根両郡神社書出帳」⁽¹²⁾にも所蔵棟札として「文永二年癸巳年」の棟札写しが掲載されている。さらには、持田神社に遺存する「棟札写」⁽¹³⁾にも「文永二年」と記されており、長らく文永2年（1265）成立と伝えられてきた棟札である。ところが、明治以降に編纂された『八束郡誌』『持田村誌』⁽¹⁴⁾などには、「文和二年」棟札として取り上げられており、成立時期については時代によって揺れが生じていたことも窺える。

この度の調査において改めて現物を確認したところ、棟札に記載された年号は確かに「文永二年」であったが、干支には「癸巳」（みずのとみ）とあり、長く信じられてきた「文永二年」の干支である「乙丑」（きのとうし）と整合しないことが明らかとなった。これまで「永」と読まれてきた文字は「和」の誤りであり、正しくは「文和二年癸巳」ではないか。これを断定するには本願「内田孫兵衛」の素性が手がかりとなるも、この人物に関する詳細は、ほとんど分かっていない⁽¹⁵⁾。

ところで、当棟札には中央に大きく「奉建立大宮大明神社一字成就攸」と記され、上部には四天王を表象する符号と「阿弥陀如来」「薬師如来」を表す梵字（種字）が記されている。さらに、その両脇には「聖主天中天」から始まる『法華経』の偈句が記され、神仏習合の様相を伝えている。以上の梵字や偈文は、永正16年（1519）棟札 [No.2 (史50)]、天正5年（1577）棟札 [No.3 (史51)] にも鮮明に記されており、続く慶長18年（1613）棟札 [No.4 (史52)] にも梵字と思われる墨書が確認できるが、著しく摩耗しており判読は困難である。しかし、その後の元禄11年（1698）棟札 [No.5 (史2)] では梵字や偈句といった仏教的な色彩は失われ、これに代わって「国家安全」「天下太平」や祝詞が表れるようになるなど、寛文年間以降徹底した神仏分離が進む出雲国の特徴があらわれている⁽¹⁶⁾。

（2）元文5年（1740）大宮大明神棟札 [No.6 (史4)]、同・持田大宮大明神社造立棟札 [No.7 (史5)]

元文5年（1740）記銘をもつ棟札は、成立月の異なる2枚が残存している。うち、同年9月の成立を伝える [No.6 (史4)] は総高63.0cm×幅12.5cmの小ぶりの棟札であり、中央上部から中ほどにかけて3か所の釘打ち痕が確認できる。表面には主文「大宮大明神御棟札」と記され、両脇に願文（「天下太平」「国家安全」）、主文の下に神職・村役人・作事大工が列記される。裏面には中央にただ大きく「元文五年庚申九月日」と記されるのみである。

一方 [No.7 (史5)] は、総高154.0cm×幅19.7～22.0cmと、当社棟札のなかでは大型に分類される棟

札である。成立は「元文五載庚申霜月一日」とみえ、先の〔No. 6（史4）〕からわずか2か月後に作成された棟札であることが分かる。先行して作成された〔No. 6（史4）〕の記載内容を土台にしながらも、「太守松平幸千代君」（松江藩松平家6代藩主宗衍）の名や、執権（家老）、寺社奉行、幣頭など、前者にはない情報が補足されている。さらに、本棟札の最も目を引く特徴は、表面に記された「祝文」の存在であろう。

出雲国島根郡持田村此地下津磐根_仁宮柱大敷立鎮座大御神_波懸大宮姫命・天太玉命・天鈿女命也。
掛_毛畏_幾大御神_乃御舎、往古_波雖為大守建立社、中古以来氏子加修理処_仁近年雖及大破氏子困窮_而難成
修覆、故愁訴申之處有感心_而福引蒙於免許_並郡中以勸化社頭造立矣。嗟時哉、今又国君有愛愍之厚恵
也。弥神慮正無二之感応_於至_礼給_伊今上皇帝宝祚長久、大樹東君、当国大守手長_乃御代_仁而御子孫繁栄、
諸臣達弓矢之道_仁達志、四海安泰、五穀豊穰_仁而殊_仁波郷中氏子安穩、息災延命_仁志_而常磐堅磐_仁夜_乃守利日_乃
護_仁守幸賜_陪止、恐美恐美_モ申_寿、再拝々々

（読点・傍線は筆者による）

ここにはこの度の修復造営費の調達手段について記されている。これによれば、「当社はかつて「太守建立社」（造営にあたり領主が経済的な支援を行う神社）であったが、中古以来は氏子が修理費用を賄ってきた。近年大破し修復を行いたいが、氏子困窮のため難しく、藩に愁訴したところ、福引と郡中勸化の許可があり、これにより修復が成った」というのである。

江戸時代、松江藩では一般寺社に対する厳しい建築規制が設けられていた。なかには、松江藩作事所が建築を指揮して修復を行う御修復寺社などがあったが、御修復寺社に選定されるのは代々藩主と深いかわりを持つ特定の寺社に限られ、一般寺社の多くは自力で修復費用を調達しなければならなかった⁽¹⁷⁾。藩主の援助を得られない多くの中小神社にとって、主な収入源となるのは賽銭や祈祷料、寄進といった限られた手段に留まり、自然災害等の突発的に発生する修繕費などにも対応しながら滞りなく神社を運営しかつ存続させていくには、それらはあまりにも心元ないものでもあった。そうした中で行われた郡中勸化や福引は、公的な援助を受けることができない中小寺社に対する救済手立てのひとつとして松江藩が容認したもので、県内では宝物開帳によって得られた木戸銭を造営費に充当する寺社の事例も報告されている⁽¹⁸⁾。やや感情的な見方ではあるが、「氏子困窮」という神社の存続さえ危ぶまれる状況の中で許された郡中勸化や福引は、これを担う信徒達に大きな安堵をもたらしたものと思われる。後日、わざわざ経緯を補足して作成された棟札の存在は、この度の造営の難しさと、無事に成った歓びを物語っていよう。

5 おわりに

令和6年4月27日（土）、持田神社では約30年ぶりの造営を果たし正遷宮祭が斎行された。遷宮行列には白木の美しい新たな棟札が披露され、72枚目の棟札として持田神社の歴史に加わることとなった。翌夜には持田神社に伝わる亀尾神能が奉納され、境内には老若男女多くの観客が詰めかけた。取り上げきれなかったが、当社の棟札群のなかには「降雨御祈祷札」〔No.66（史63）〕など、かつての信仰の実態を伝える祈祷札も複数残されている。さらに前述の和田石灯籠をはじめ、【別表】に記載した多くの寄進札の存在は、持田神社や合祀・廃社された諸社に寄せられた信仰の証左といえよう。今回は紙数の限りから、概報に留まったが、今後総合的な調査が進められ一層研究が進むことを期待し、筆をおきたい。

注

- (1) 持田神社御造営記念として創立20周年を迎えた丁未会によって奉納された石灯籠。寄進年である昭和3年11月10日は昭和天皇御大典の年にあたり、各地で記念式典や記念碑の造立が行われた。本灯籠もこれに併せて寄進されたものと思われる。
- (2) 『国史大辞典』第13巻（国史大辞典編集委員会編、吉川弘文館、1992年）
- (3) 佐藤正彦『天井裏の文化史―棟札は語る―』（講談社、1995年）
- (4) 『持田村誌』（持田村誌刊行委員会、1953年）
- (5) 前掲注4
- (6) 「府県社以下神社神饌幣帛料供進ニ関スル件・御署名原本・明治三十九年・勅令第九十六号」、「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件・御署名原本・明治三十九年・勅令第二百二十号」国立公文書館蔵
- (7) 朝山皓「出雲に於ける旧藩時代の社頭幣頭制度」（『國學院雑誌』37巻8号、1931年）。このほか、出雲国における神職制度の研究には、石塚尊俊「近世出雲における神職制度」（『神道学』80号、神道学会、1974年）、面坪紀久「近世後期、出雲国における社家組織の変容―本所吉田家の神道裁許状をめぐる―」（『古代文化研究』第28号、島根県古代文化センター、2020年）などがある。
- (8) 前掲注7、朝山皓1931年
- (9) 佐太神社蔵「秋鹿嶋根両郡神社書出帳」（佐太神社文書6-1）。宝永3年（1706）に、島根郡・秋鹿郡両郡の幣頭をつとめた許曾志神社吉岡家を介して佐陀神社に提出された神社書出帳。配下の神職に対して、自社のご祭神や由緒・棟札・宝物等の有無・末社等について改めさせ、提出させたもの。虫大明神（現虫野神社）は幕末頃に井上家の手を離れ、近隣坂本村の比加夜神社を本務とする石川家に引き継がれていく。
- (10) 天正5年棟札をはじめ、激しい損傷が確認された棟札については、本調査をきっかけに、地元大工の手による保管ケースが作成され、奉納された。
- (11) 『大日本地誌大系 雲陽誌』（蘆田伊人編、雄山閣、1930年）
- (12) 前掲注9
- (13) 持田神社蔵。明治25年持田神社上葺棟札までを写し取る。
- (14) 『八束郡誌』文書篇（奥原福市編、八束郡自治協会刊、1926年）、『持田村誌』（持田村誌刊行委員会、1953年）
- (15) これについては、東京大学史料編纂所（中世史料部門）西田友広准教授から、棟札に記された文字は明らかに「永」であるが、当棟札は「文和二年棟札の複製」であり、複製に際して「和」を「永」と誤写した可能性が高いとのご指摘を頂いた。本稿ではご指摘を踏まえ、干支との整合を図り、「文和2年」を棟札の成立年として推定する。ただし、断定には今後より踏み込んだ考証が必要となろう。推定にあたり、西田氏には格別のご教示を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。
- (16) 出雲大社寛文度の造営事業では、松江藩の主導のもとで神仏分離が強固に推し進められた。鰐淵寺との関係が絶たれ、社殿は伊勢神宮にならって朱塗りから白木に変えられ、境内からは仏教施設が撤廃された。（『出雲大社社殿等建造物調査報告』大社町教育委員会、2003年）。出雲国内の神社棟札を調査すると、寛文度を境に梵字や偈句などの仏教要素が排除される事例が多々みられ、出雲大社寛文度造営における神仏分離の影響が周辺社にも及んでいたことが窺える。
- (17) 『松江市史』通史編4 近世Ⅱ（松江市史編集委員会、松江市、2020年）
- (18) 面坪紀久「出雲国における神能の執行形態について―十九世紀の大原郡を事例として―」（『島根県古代文化センター研究論集第29集 出雲神楽の研究』島根県古代文化センター、2023年）

【別表】持田神社所蔵棟札(祈禱札・寄進札)一覧

通番No. (史料番号)	資料名称	年号月日			法量 (cm)						形状		保存状態 ※特に取扱いに注意 を要する棟札のみ 記載	
		和暦			西暦	総高	肩高		幅		材厚	頭部		切欠 ※断らない限りは下部
		年	月	日			左	右	上	下				
1 (1)	大宮大明神社建立棟札	文和2	9	吉	1353	53.0	52.5	6.5	3.7	1.0	尖頭	不明		
2 (50)	□宮三所大明神造立棟札	永正16	9	吉	1519	74.5	73.4	12.5	12.6	1.3	尖頭	無	汚損・摩耗・釘穴有	
3 (51)	大宮社棟札	天正5	11	吉	1577	78.6	77.2	12.2	10.7	0.6	尖頭	不詳	破損	
4 (52)	大宮大明神建立棟札	慶長18カ			(1613)	58.3	52.5	8.5	1.6	0.4	尖頭力	左右	虫損・破損	
5 (2)	大宮大明神新御舎造営棟札	元禄11	11	吉	1698	107.5	106.0	17.5	16.1	2.2	尖頭(非対称)	無		
6 (4)	大宮大明神棟札	元文5	9		1740	63.0	61.7	12.5	12.5	1.8	尖頭	無	釘穴有・割れ	
7 (5)	持田大宮大明神社造立棟札	元文5	霜	1	1740	154.0	151.7	22.0	19.7	2.0	尖頭	左		
8 (6)	大宮大明神社修覆棟札	安永2	9	17	1773	133.2	131.2	22.3	17.2	2.0	尖頭(非対称)	無		
9 (7)	大宮大明神造立棟札	文化3	9	16	1806	154.1	151.8	21.0	20.0	2.1	尖頭	左		
10 (8)	大宮大明神上葦棟札	天保6	9	16	1835	154.5	151.3	24.0	22.0	2.0	尖頭(非対称)	左		
11 (9)	大宮大明神上葦棟札	万延元	9	16	1860	154.3	151.0	25.5	20.0	2.1	尖頭(非対称)	無		
12 (10)	持田神社上葦棟札	明治25	10	16	1892	155.1	149.0	25.5	20.0	1.8	尖頭(非対称)	右		
13 (11)	郷社持田神社御昇格記録札	大正15	4	12	1926	157.5	151.8	22.8	20.5	3.0	尖頭(非対称)	右		
14 (12)	移転改革棟札(本殿・通殿・拝殿)	大正15	4	22	1926	156.0	150.4	24.3	19.3	3.0	尖頭(非対称)	右		
15 (13)	鳥居建立棟札	昭和25	10	10	1950	60.0	55.7	14.5	11.8	1.8	尖頭	無		
16 (70)	持田神社上葦棟札	昭和38	4	22	1963	156.0	150.0	23.5	19.8	2.0	尖頭(非対称)	右		
17 (71)	持田神社上葦棟札	昭和61	11	2	1986	156.5	152.0	24.2	19.5	2.3	尖頭(非対称)	右		
18 (14)	賀茂社造立棟札	元禄6	3	20	1693	71.6	69.7	17.8	16.0	0.7	尖頭	無		
19 (15)	賀茂大明神社修覆棟札	享保4	2	吉	1719	90.3	87.8	21.9	15.4	1.6	尖頭	左右		
20 (16)	和田賀茂大明神社造栄棟札	寛保3	12	5	1743	105.5	103.5	18.0	14.5	2.0	尖頭(非対称)	底面	虫損	
21 (17)	賀茂大明神社修覆棟札	天明2	2	29	1782	145.2	142.5	25.5	18.7	2.3	尖頭(非対称)	無	虫損	
22 (18)	賀茂大明神社造立棟札	享和3	11	2	1803	145.4	138.9	25.6	15.8	1.4	尖頭(非対称)	左		
23 (19)	賀茂大明神社上葦棟札	天保4	8	29	1833	145.6	142.0	26.0	16.0	1.7	尖頭	右	破損	
24 (20)	国司神社造営棟札	明治15	11	11	1882	43.7	42.5	41.5	10.7	0.6	尖頭	右		
25 (21)	賀茂神社・国司神社合祀記録札	明治41	5	31	1908	145.5	144.1	24.3	19.9	1.2	尖頭(非対称)	右		
26 (22)	日吉三王神社建立棟札	元禄16	8	吉祥	1703	88.0	86.2	17.2	14.5	2.0	尖頭(非対称)	無		
27 (23)	日吉山王権現修覆棟札	享保4	8	吉祥	1719	85.5	85.0	13.0	12.5	1.4	尖頭(非対称)	右側部力		
28 (24)	日吉三王神社修覆棟札	享保21	3	3	1736	72.5	70.3	12.5	9.0	1.5	尖頭	右側部力		
29 (25)	日吉山王神社建立棟札	宝暦7		中冬吉	1757	101.0	99.8	16.5	15.0	2.2	尖頭(非対称)	無		
30 (26)	日吉山王神社上葦棟札	寛政4	神在	18	1792	77.0	75.5	17.5	16.3	1.3	尖頭(非対称)	無	虫損	
31 (27)	日吉山王神社建立棟札	文化13	9	6	1816	104.2	102.8	13.3	13.0	2.0	尖頭(非対称)	右側部		
32 (28)	日吉山王神社上葦棟札	弘化2	9	4	1845	103.8	102.5	15.3	13.5	2.0	尖頭	無		
33 (29)	日吉神社上葦棟札	明治13	4	23	1880	104.5	103.0	17.1	14.5	1.7	尖頭	無		
34 (30)	熊野神社建立棟札	正徳3	卯	吉	1713	50.4	50.0	11.5	8.0	1.0	尖頭	左	虫損	
35 (31)	小倉熊野神社建立棟札	正徳3	卯	吉	1713	90.9	87.2	16.2	10.1	1.3	尖頭	右		

36	(32)	熊野神社建立棟札	寛延3	10	吉	1750	45.0	43.8	43.3	11.8	10.6	1.3	尖頭(非対称)	無	虫損
37	(33)	熊野神社建立棟札	寛延3	神在	吉	1750	91.0	88.0		14.2	9.2	1.5	尖頭	左右	
38	(34)	小倉熊野神社上葺棟札	天保15	9	8	1844	66.5	63.8	65.0	17.5	12.0	1.2	尖頭(非対称)	無	
39	(35)	小倉熊野神社建立棟札	文政2	霜	10	1819	66.6	64.0	64.2	17.5	12.0	1.0	尖頭(非対称)	左	
40	(36)	小倉熊野神社建立棟札	文政2	12	10	1819	91.0	87.7		16.0	10.2	1.3	尖頭(非対称)	左右	
41	(37)	熊野神社移転棟札	明治13	4	30	1880	90.4	88.9	74.5	17.0	12.8	1.7	尖頭(非対称)	右	
42	(38)	若宮神社建立棟札	元文3	3	上旬	1738	50.5	50.5	46.5	9.8	13.0	0.6	平頭	上部左右	
43	(39)	若宮八幡宮建立棟札	安永4	重陽	中5	1775	49.8	48.4		11.6	11.4	1.2	尖頭(非対称)	左	虫損
44	(40)	若宮八幡宮修覆棟札	寛政2	10	1	1790	39.7	38.5	38.8	8.0	7.4	1.5	尖頭(非対称)	無	
45	(41)	若宮八幡宮修覆棟札	享和元	9	吉	1801	32.5	29.8	31.5	7.8	5.7	1.5	尖頭(非対称)	左	
46	(42)	若宮八幡宮建立棟札	文化6	10	1	1809	45.6	44.0	45.0	7.0	5.0	1.5	尖頭(非対称)	左	虫損
47	(43)	若宮神社上葺棟札	万延元	10	1	1860	50.2	49.0	45.5	11.4	9.0	0.6	尖頭(非対称)	右	
48	(44)	高野神社修覆棟札	安永元	神有	9	1772	42.7	42.5	41.8	8.5	7.7	1.2	尖頭(非対称)	無	虫損
49	(45)	高野神社修覆棟札	寛政10	5	吉良	1798	46.5	45.7	43.4	8.0	5.2	1.1	尖頭(非対称)	右	虫損
50	(46)	高野神社建立棟札	文化8	8	17	1811	47.5	45.8	46.0	8.5	6.5	0.8	尖頭(非対称)	左	
51	(47)	青影神社建立棟札	享保20	閏3	3	1735	58.2	56.5	57.0	11.5	8.5	1.7	尖頭(非対称)	右	
52	(48)	青陰大明神建立棟札	文化4	10	9	1807	63.5	62.5	62.8	11.5	10.0	1.2	尖頭(非対称)	側部カ	
53	(49)	青陰大明神上葺棟札	文久元	10	9	1861	71.3	69.5	69.0	11.8	10.6	1.8	尖頭(非対称)	無	
54	(53)	三王七社之権現建立棟札	寛文13	6	吉	1673	85.3	84.7		14.1	11.8	0.8	平頭	不明	虫損・破損
55	(54)	建立棟札(三社大明神)	正徳元年	8	吉	1711	56.2	55.7		15.0	14.6	0.6	平頭	無	
56	(55)	王子権現修覆棟札	享保19	霜	20	1734	62.5	58.0		16.5	12.0	1.4	尖頭	左カ	汚損
57	(3)	持田疱瘡神社修覆棟札	元文2	8	4	1737	56.0	54.0		10.5	7.5	1.0	尖頭	右	虫損・欠損
58	(56)	丸山権現社建立棟札	宝暦10	7	2	1760	50.7	48.5		13.3	10.0	1.1	尖頭	右	欠損
59	(57)	三社大明神建立棟札	安永7	神有	吉祥	1778	82.6	78.9	81.2	16.2	10.5	0.9	尖頭(非対称)	左	
60	(61)	天明元年棟札	天明元	11	吉辰	1781	54.5	53.5		7.2	5.6	0.5	尖頭	無	
61	(58)	三武神社鱈池神社建立棟札	天保4	6	7	1833	41.3	39.1		10.1	9.1	2.0	尖頭	無	
62	(59)	三武神社佐和良神社建立棟札	天保4	6	7	1833	48.1	46.4		14.5	13.8	1.6	尖頭	無	虫損
63	(60)	大蛇神社再立棟札	万延元	9	11	1860	47.7	45.0		10.8	9.2	1.9	尖頭(非対称)	無	
64	(68)	拜殿再建棟札	明治27	6	吉	1894	53.7	52.2		12.5	10.9	0.6	尖頭	無	釘穴有・割れ
65	(62)	祈禱札(謹請)	天保6	9	吉	1835	44.8	43.5		6.5	6.4	0.4	尖頭	無	
66	(63)	降雨御祈禱札	文久3	7	8	1863	77.3	77.3		11.6	12.4	2.4	平頭	無	釘穴有・割れ
67	(64)	高麗狗一対寄進札	明治13	4	23	1880	61.2	59.4		13.4	11.0	1.2	尖頭	無	
68	(65)	唐銅燭台一対奉獻札	明治25	10	16	1892	47.5	46.3		8.5	7.0	1.7	尖頭	無	
69	(66)	奉獻宮社修繕用材木松木	明治25	10	16	1892	97.5	93.4		20.4	15.6	1.3	尖頭	無	
70	(67)	奉獻宮社修繕用材木松木	明治25	10	16	1892	97.2	93.3		20.5	15.8	1.4	尖頭	無	
71	(69)	祈禱札カ	不詳				47.6	45.8		9.2	8.5	0.8	尖頭(非対称)	無	

※ 原則、神社毎に分類(下記、A～I)した上で採番を行ったが、採番・撮影後に同一神社の棟札であることが明らかになったものが多数あった。史料番号は調査時に付与した番号であり、本表において史料番号が前後するのはそのためである。

※ 【A】持田神社(大倉大明神・三所大明神)、【B】賀茂神社・国司神社、【C】日吉山王神社(日吉山王権理)、【D】熊野神社(小倉熊野神社)、【E】若宮(若宮大明神・若宮八幡宮)、

【F】高野神社、【G】青影神社、【H】その他(持田疱瘡神社・山王七社権現・王子権現・丸山権現・三社大明神・三武佐和良神社・大蛇神社・不詳)、【I】祈禱・寄進札

※また、なかには複数の社名を持つ、または年代によって社名を異にする神社が複数見られた。これらの内、同一神社と推測されるが確証が得られないものについては「Hその他」に分類した。

【資料編】

・通番No.および史料番号は【別表】に対応する。
・旧字は原則として新字体に修正した。梵字・符号は梵(符)などとした。
・文字を推定した場合にはその後ろに(カ)と記した。虫損等損傷により判読不可能な場合は□で記し、判読困難な文字は■で表した。

No.1 〈史料番号1〉

文和二年(一二三三) 大宮大明神社建立棟札 ※裏記載なし

総高五三・〇cm 肩高五二・五cm 上幅六・五cm 下幅三・七cm 材厚一・〇cm

聖主天中天 文和二年癸巳年九月吉日

(表) 大宮大明神社建立棟札 敬
(梵) 奉建立大宮大明神社一字成就攸 本願内田孫兵衛之也
迦(陵頻伽声カ) 白



No.2 〈史料番号50〉

永正一六年(一一五九) □宮三所大明神造立棟札

総高七四・五cm 肩高七三・四cm 上幅二二・五cm 下幅二二・六cm 材厚一・三cm

一切日皆善 一切宿皆賢 諸佛皆□ 永正拾六年

(表) 奉造立□宮三所大明神 右 大工□
(梵) 佐々木久長

以町誠実言 願我常吉祥 □

橘重久 橘□□ 橘咸重 藤原兵衛四郎 藤原四郎衛門 藤原

(裏) 一切日皆善 佐々木久長 九月
(梵) 一切宿皆賢 于時永正拾六年
(梵) 諸神皆令満足 大工長将 吉日

橘重久 橘光重 橘咸重 藤原兵衛四郎 藤原四郎衛門 藤原九郎 ■



No.3 〈史料番号51〉

天正五年(一一七七) 大宮社棟札

総高七八・六cm 肩高七七・二cm 上幅二二・二cm 下幅一〇・七cm 材厚〇・六cm

(表) 一切日皆善 一切宿皆賢 諸仏皆威徳 奉行山縣太郎右衛門□□
(梵) 大願主吉川少輔三郎平□□ 代官山縣孫左衛門□□
(梵) 大願主吉川少輔三郎平□□ 大工高橋藤兵衛□□

(裏) 天正五年丁丑拾一月吉日 大宮社棟札



No.4 〈史料番号52〉

慶長一八年(一六一三) 大宮大明神建立棟札

総高五八・三cm 肩高五二・五cm 上幅八・五cm 下幅一・六cm 材厚〇・四cm

慶長□□卯月 □

(表) 大宮大明神上葺成就 大 □

□□ 神主 □

(裏) □□ 神主 □



No. 5 〈史料番号2〉

元禄十一年（一六九八）大宮大明神新御舍造宮棟札

総高一〇七・五cm 肩高一〇六・〇cm 上幅一七・五cm 下幅一六・一cm 材厚二・二cm

当国大君松平出羽守源綱近公
御壽命者真佐木乃羅永水
御子八十統繁諸士弓矢道長伝坐

（表）八雲国島根郡山口郷大宮大明神 奉造宮新御舍一字国家安全祈所

四方國中上出雲國此地上下津磐根宮柱太敷立天御蔭日御蔭坐安國平所聞食
社奉行 本多又市 郡奉行 横田新兵衛 代官 隼見為市兵衛
同官 井上左近 同寄 石橋太左衛門 同寄 石橋太左衛門 同寄 石橋太左衛門
本願寺 井上左近 同寄 石橋太左衛門 同寄 石橋太左衛門 同寄 石橋太左衛門
鍛次 大工 石田六左衛門 六之助 次郎右衛門

（裏）叶 元禄十一 戊 丑年十一月吉日

地下十二氏子



No. 6 〈史料番号4〉

元文五年（一七四〇）大宮大明神棟札

総高六三・〇cm 肩高六一・七cm 上幅一二・五cm 下幅一二・五cm 材厚一・八cm

天下太平

（表）大宮大明神御棟札

庄屋勘兵衛 年寄喜平次 同弥右衛門 同六郎兵衛
棟梁 大工安達六郎兵衛 小工幾右衛門 友七 熊治郎 和助 藤兵衛
神主 井上三記 同宮門 持田村地下旦那中
棟梁 檜皮又三郎 古右衛門 徳兵衛 藤八 善六 木挽彦三郎
作事肝煎 納座市兵衛 比後菊右衛門 鍛冶市郎兵衛
龜尾太郎兵衛 日吉徳左衛門

（裏）

元文五年

庚申九月日

No. 7 〈史料番号5〉

元文五年（一七四〇）大宮大明神棟札

総高一五四・〇cm 肩高一五一・七cm 上幅二二・〇cm 下幅一九・七cm 材厚二・〇cm

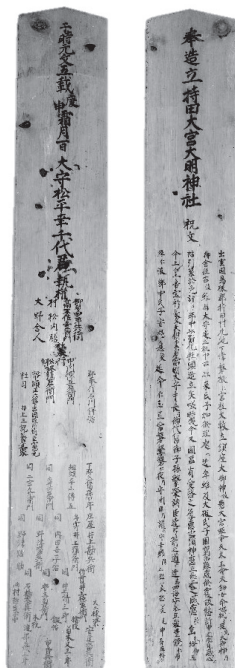
（表）奉造立持田大宮大明神社 祝文

出雲国島根郡持田村此地下津磐根宮柱太敷立鎮座大御神懸大宮
姫命天太玉命天細女命也掛毛畏大御神乃御舍在古波難為大守建立
社中古以来氏子加修理処近年雖及大破氏子困窮難成修葺故懇
申之処有惑心而福引蒙於免許並郡中以勸化社頭造立矣嗟時哉今又
君有愛戀之厚惠也弥神慮正無二之感心於今上皇帝宝祚長久
大樹東君当国大守手長乃御代仁御子孫繁栄諸臣達弓矢之道達志四
海安泰五穀豐穰仁而殊仁郷中氏子安穩息災延命仁志常磐堅磐仁夜乃守
利日乃護仁守幸賜止恐美恐美申再拜々々

（裏）于時元文五載 霜月一日 執権

大守松平幸千代君

柳多四郎兵衛 郡奉行石川伴治 下郡久保田保四郎 庄屋上場兵衛 大棟梁安達六郎兵衛
高佐五郎門 中川源右衛門 組頭平山伝五 年寄上弥右衛門 肝煎井上徳左衛門 檜皮兼木三郎
村松内膳 甚右 同吉治右衛門 同内田喜治 同井上清郎 鍛冶市郎兵衛
大野舍人 松林弥左衛門 同宮九左衛門 同野津勘助 同安立菊右衛門 木挽部彦郎
幣頭兵位下高藤原朝臣憲元 同野津勘助 同石橋太左衛門 同村惣兵衛
社司井上三郎原正家



附. 松江市西持田町和田の石灯籠について

(1) 経緯

令和5年10月20日(金)、和田上自治会長(当時)三代照季氏が松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課に来訪され、表記の大型灯籠の取り扱いについて面坪が相談を受けた。その概要は、次の通りである。西持田町和田交差点の脇に位置する和田石灯籠^①について、近隣住民から和田中自治会長に「灯籠が傾いており、地震の際に倒壊する危険性がある。対処してほしい」との相談があった。詳細は、「所有者である持田神社では撤去または頭部を降ろす方向で話が進んでいるが、文化財的価値について判断できない。差し迫った問題であり、一度伝えておくべきだと思い、訪れた。早くて今月末、遅くとも今年中の撤去を考えている。」ということだった。

この相談を受けて対応を協議した結果、状況を調査したうえで最善の記録を取ることが重要と判断された。高さ約6mという大型石造物であり、通常の手計り実測を行うことは困難なこともあり、デジタル撮影した複数の写真から対象物全体の立体モデルを生成するフォトグラメトリーが現状で最適な方法と考えた。三次元計測は松江城・史料調査課では実施困難だったため、埋蔵文化財調査課の協力を得て行うこととなり、現地での実見をして撮影・計測することとした。

(2) 調査と撮影・計測の経過

まずは令和5年10月30日に、地元の三代照季氏(和田上自治会長)、西村昌志氏(持田公民館館長)、森本昭氏(持田神社総代)、野津邦廣氏(和田下)、金村雄二氏(和田中自治会長)、狩野律子氏(和田中)の立会いのもと、現地の確認を行った。松江市からの参加者は、丹羽野裕(松江市文化財総合コーディネーター)、森山優花(松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課 学芸員)、面坪紀久(松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課 学芸員)である。

当該石灯籠は、市道の舗装されていない路側に屹立しており、目視ではわずかながら傾いているように見えた。南側には民家が隣接し、路側は南側に向かって若干傾いているのも気になった。また灯籠の上部の一部には剥落の痕跡も観察された。以上のような状況から、何らかの外部からの



図1 和田石灯籠の所在地(国土地理院地図)



写真1 和田石灯籠の全景(令和5年10月撮影)

力で倒壊する可能性は否定できないこと、現状で剥落がみられて今後も石材が落下する可能性があることから解体はやむを得ないと判断するに至った。

それを受けてさっそく写真撮影を開始した。灯籠上部の撮影にあたっては、コンパクトデジタルカメラを長さ7mのスタッフの上端に縛り付け、自動シャッターを用いて行った。当日は快晴だったが、灯籠の南東側に2階建ての建物が隣接していたため、大部分は日陰となり、おおむね撮影は終了した。しかし、時間経過により上端の宝珠部分に直射日光が当たり、反射が強すぎたため、一部の撮影は翌日以降に持ち越した。

翌10月31日には、9時から丹羽野、森山、面坪に高橋真千子（松江城・史料調査課 歴史史料専門調査員）を加えて撮影を行ったが不十分だったため、さらに11月1日の6時30分の日出前に森山が撮影を行った。データはMetashapeによりポイントクラウドを生成して構築した3Dモデルに、CloudCompareを使用して座標の入力を行い、オルソ画像化した。図2は灯籠の中心軸を垂直に補正したオルソ画像である。現地では相当の傾きを感じたが、実際は1度未満のわずかな傾きだったことが判明している。

（3）和田石灯籠の概要

特徴 全体の形態は、竿の横断面が円形で笠や基礎が六角形の春日灯籠と呼ばれる型式をとるが、本灯籠独自の特徴がみられる。第一の特徴は、全体の高さが6m以上でとても高いことがあげられる。法量の詳細は後に記すとして、一つ一つの部材が大きいこともあるが、竿の部分が4つの部材をつないで構成されていることが、高さを出す最も大きな要素である。

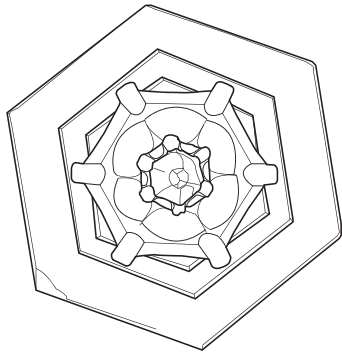
一方で、装飾等の変化も目立つ。まずは基礎部分が平面六角形の台石に置き換えられ、何ら装飾がない。竿部は部材をつないだためか節の表現が省略される。中台部分は、通常下端にみられる蓮弁は刻まれておらず、側面も無装飾である。火袋部分も彫刻等は見られない。笠部には、蕨手の表現はあり、おおむね約束事としての装飾はあるものの簡素である。宝珠部の請花には蓮弁は刻まれず、独自の彫刻が施される。先端の宝珠部は細長いのが特徴である。中台部や請花に蓮弁が刻まれないのは、神社に奉納されることを意識したものかもしれない。

法量 各部のサイズは表1のとおりである。全体の高さは6.1mである。各部のサイズは、おおむね30センチで割り切れる部分が目立ち、寸寸によって制作されたものと推量される。



図2 和田石灯籠の三次元オルソ画像

宝珠部 部位としては最上位の宝珠と、それをうける請花に分かれている。両者は別づくりの可能性もあるが、解体後に確認ができなかったため、事実は不明である⁽²⁾。宝珠は風化・剥落度が大きいが、六角の稜線があった可能性がある。請花には蓮弁が刻まれるのが一般的だが、本例は蕨手状の突起を六方に設け、その間を盃状のえぐりを入れているのが特徴的である。



笠 六方に蕨手を突出して設け、その間は若干反って辺がつけられる。棟の表現は、簡潔に線状の表現がされるのみである。

中台 低い六角柱部分の側面は無文で、格狭間などの装飾は施されない。上端と下端部分は棟線を表現するだけで、蓮弁の表現もない。縦断面は平餅のような形である。

竿 横断面円形、縦断面が台形の4つの部材を重ねて、全体の高さを出す役割を果たしている。内部は空洞である。最下段から順に幅が小さくなり、最上段は逆台形（短辺を下）に設置し

表 1 和田石灯籠 各部法量一覧表

部材	細部	高さ(cm)	長幅(cm)	短幅(cm)	辺(cm)
宝珠	宝珠	60	34.6	27.4	17.5
	請花	27.5	46	43.5	24
笠		51	131	93.5	55.5
	火袋	72	85.5	74	32.5
中台		37	105		
竿	部材 1	62.5	54.5	48	
	部材 2	60	58	48	
	部材 3	60	68	58	
	部材 4	60	90	68	
基礎		45	124	100	59
基壇	基壇上部	30	159	136	74
	基壇下部	45	214	182	106
全体高		610			
火袋	火口	39.5	23.5		

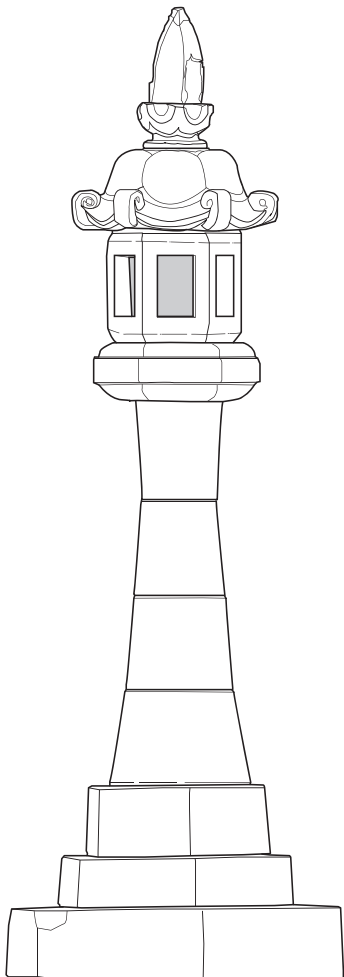


図 3 和田石灯籠実測図



図 4 和田石灯籠
印刻文字 Scaniverse 画像 1



図 5 和田石灯籠
印刻文字 Scaniverse 画像 2

て、安定感と弓反り状のデザイン感を演出している。その分、節は表現されない。竿部分の三方には銘文が刻まれている。

基壇・基礎 基壇は単純な六角柱で、基礎部分とは高さが高いことで差別化しているようである。もちろん格狭間や反花の表現はない。基礎は2段積んでる。

銘文 銘文は竿の三方に刻まれている。正面には「獻燈 丁未会」と刻まれている。献灯の文字は、地元の俳人であり、昭和13年～18年にかけて持田村長を務めた野津善之助（無字）によるという。奉納者が丁未会と考えられるが、その詳細は分かっていない。その左には「郷社持田神社御造営（改行）本會創立二十週年（二行どり）記念」、さらに左に「昭和三年十一月十日竣工」とある。基壇に、石工は「名村万太郎」とある。持田神社境内地に所在する大正15年凱旋記念灯籠⁽³⁾の石工と同一人物である。

（４）小結

西持田町周辺は現在は住宅地となっているが、昭和50年代以前は一面の田園地帯で、和田の石灯籠はとても目立っていたに違いない。当時6メートルにも達する巨大な灯籠の建立には相当の対価と労力を要したはずである。地域の人々が持田神社に寄せた信仰の大きさが窺える。

昭和3年という時期に、大灯籠が建立されたことは、当時の社会背景が影響を及ぼしていることは想像に難くない。持田神社境内の大型灯籠が建立された大正15年とも近い時期であり、今後同種の灯籠の調査を進めて、その時代背景を探ることが課題といえよう。

松江市内を通じてみると、西茶町の須衛都久神社境内にある灯籠が8m近い大型のもので、社域拡張を記念して大正3年に竣工している。また現在灘町の宍道湖大橋南詰に移設されている「青柳楼の大燈籠」⁽⁴⁾が高さ6m余りといわれ、大型の灯籠である。たゞいづれも宍道湖畔に設置されたもので、一般の灯籠と同列には扱えないかもしれない。いづれにしても和田石灯籠は市内で最大級だったと推測される。

記念碑的灯籠の解体が検討されている情報を得て、事前に記録を作成できたことは、持田地区の地域調査において大きな成果の一つといえる⁽⁵⁾。未指定文化財を保護・記録化するにあたっては、地元住民との繋がりを持っておくことの重要性を認識させられた一例である。

注

- （１）本灯籠は以前、現在地より約10メートル西方の和田交差点中央に建っていたが、県道松江～加賀線工事に伴い、昭和40年に現在地に移転したという。持田神社旧参道入口にあたっている。
- （２）後に述べるように、持田神社境内の大型灯籠は同工で、宝珠と請花が別に造られている。
- （３）持田神社境内の同作者による灯籠も高さ4m余りある大きな灯籠で、竿は三部材を継いでいる。
- （４）現地の松江観光協会が設置した説明板によると、入り江の灯台の役目を果たしていたとあり、また直接寺社に伴うものでもないため、常夜灯と呼ぶ方が適切であろうか。
- （５）和田石灯籠の三次元画像は、持田公民館のパソコンにデータを保存し、希望者が観覧できる状態にした。

謝 辞

和田石灯籠調査および持田神社棟札調査にあたっては、持田神社宮司井上浩修氏、氏子の皆様、前和田上自治会長三代照季氏に多大なるご協力を賜りました。ここに記して、感謝申し上げます。

（おもつば きく 松江市文化スポーツ部 松江城・史料調査課史料調査係学芸員）
（にわの ひろし 松江市文化財総合コーディネーター）

宍道町古文書悉皆調査と古文書所在再確認調査2023について

稲田 信・松本美和子

1. 宍道町古文書悉皆調査と2023年に実施した所在再確認調査について

宍道町古文書悉皆調査は、「宍道町史編纂基本計画」に基づき、町史編纂事業の付帯調査として平成8年（1996）6月より始まった。旧宍道町で行った「古文書悉皆調査」は、一つの自治体を単位として行った徹底的な古文書調査としては、今日に至るまでの島根県内では例のないものであり、地域の歴史史料調査（地域調査）の一つのモデルとなっている。その手法については以前紹介したところであるが^①、約5年におよぶ古文書悉皆調査により、総数18,761点の古文書が確認され、調査の内容は平成13、14年（2001、2002）刊行の『宍道町史料目録』^②にまとまった。これらの成果は、『宍道町史』、『松江市史』を編纂するうえで重要なものであった。

宍道町古文書悉皆調査の実施にあたっては、史料の写真撮影（マイクロフィルム等）を行い、原史料は中性紙袋に入れて整理箱に収め、家別文書は調査終了後に所有者に返却することを原則とした。返却した整理箱には、「古文書史料の保存に関するお願い」を貼り付け、保管が困難になった場合は宍道町教育委員会まで連絡してもらいたいこと、責任をもって保管させていただきたいことを記しておいた。

その後、所有者の意向で寄贈・寄託された史料もあるが、平成17年（2005）の松江・八束市町村合併により新松江市に事業が継承された今日でも、いまだ多くは所有者の元に返却した折の状態であり、史料の散逸、寄贈・寄託の意向などが生じている可能性も考えられた。

そこで、旧宍道町での古文書悉皆調査から約25年が経過した機会をとらえ、かつて所有者に返却した史料（家別文書）について、新松江市での古文書悉皆調査の一環として、所在の再確認調査（古文書所在再確認調査2023）を実施した。調査にあたっては、地元の状況に精通した6名の方々に依頼し、古文書所在確認調査委員として現所有者に直接ご連絡いただくなど、多大なご協力をいただいた。

なお、区有文書、寺社所蔵文書、棟札等は、散逸の可能性は低いことから今回の調査対象から除いた。学校所蔵文書は松江城・史料調査課史料調査係の業務として別途実施することとした。

2. 古文書所在再確認調査2003の手法、実施体制、調査経緯について

所在再確認調査の手法、実施体制、調査経緯は次のとおりである

【所在再確認調査の手法】

- ①所在確認リストの作成・・・『宍道町史料目録Ⅰ・Ⅱ』より（項目：地区名、文書名、現所有者、目録頁、対応者、所在確認、寄贈・寄託意向、備考）
- ②リストに基づき、古文書所在確認調査委員、専門調査員、事務局による所在確認 → リストの更新
- ③寄贈（寄託）の意向がある場合の対応（行政手続き→受領→保管〔菟古館、将来的には文書館へ〕）
- ④所在再確認調査中、追加史料の提供があった場合の対応（所在再確認調査終了後に追加調査を実施する）
- ⑤「古文書所在再確認調査2023」の報告（本稿）

【実施体制】

古文書所在再確認調査2023調査指導

井上寛司（元宍道町史編纂委員会副委員長、執筆委員長）、竹永三男（元宍道町史編纂委員）、小林准士（元宍道町史編纂委員）

古文書所在確認調査委員

（宍道地区）○庄司武久、佐藤和彦（宍道公民館長）、藤原治義、長富時枝

（来待地区）○森田裕光（弘長寺住職）、土江幸

古文書所在確認専門調査員

松本美和子（元宍道町史編纂委員会専門調査員）、稲田信（元宍道町史編纂係長）

事務局

松江市松江城・史料調査課史料調査係 小山祥子（史料調査係長）、面坪紀久（史料調査係学芸員）

* 古文書所在再確認調査に要した経費は松江市で負担。

【調査経緯】

令和4年（2022）12月15日 田中尚文家文書の寄贈（受領・移動）

令和5年（2023）1月20日 古文書所在再確認調査2023について、古文書所在確認専門調査員（松本・稲田）、事務局（小山・面坪）で所在再確認調査の手法、実施体制等について協議

同 年 1月27日 宍道公民館佐藤和彦館長に調査への協力依頼

同 年 2月13日 庄司武久氏（古文書所在確認調査委員：宍道地区責任者）との協議。所在再確認調査の手法、実施体制等について説明。

同 年 3月3日 森田裕光氏（古文書所在確認調査委員：来待地区責任者）との協議。所在再確認調査の手法、実施体制等について説明。

同 年 4月24日 古文書所在確認調査委員の会。所在再確認調査の手法、実施体制等について説明。調査状況について経過報告。（参加者：庄司、森田、佐藤、土江、藤原、長富、松本、稲田）

同 年 7月3日 古文書所在確認調査委員の会。調査状況について報告（家別文書の所在再確認が概ね終了）。（参加者：庄司、森田、佐藤、土江、藤原、長富、稲田）

同 年 9月29日 古文書所在確認調査委員の会。寄贈・寄託への対応について。（参加者：庄司、森田、佐藤、土江、藤原、長富、松本、稲田、小山、面坪）

3. 古文書所在再確認調査2003の調査結果

平成8年（1996）6月より始まった旧宍道町での古文書悉皆調査から、約25年が経過して行った所在の再確認調査（古文書所在再確認調査2003）であるが、結果は表「宍道町古文書所在確認リストー古文書所在再確認調査2023ー」のとおりである。

家別文書所有者の多くが世代交代しており、残念ながら約25年前に行った古文書悉皆調査の記憶があまり伝わっていなかった。所有者にお返ししたはずの整理箱についても、「廃棄はしていないと思うが家中のどこに納めてあるのか見つからない（不明）」、という返答も多かった。また、「焼失、転居、自宅建替え、家の整理などにより現存しない（滅失）」、との返答もあり、改めて、四半世紀という時間の経過を感じさせられた。平成16年（2004）9月の宍道町史編纂事業終了や平成17年（2005）3月の松江・八束市町村合併などにより、旧宍道町内でのその後の手当てが行き届かなくなってもいた。

今回の再確認調査で明らかになったように、古文書悉皆調査と史料保存に向けての取り組みを精力的

に行った旧穴道町域でさえ、古文書の消滅は進んでいる。

約25年前の穴道町古文書悉皆調査の際には、先祖伝来の古文書に対する思いも強く残っており、調査終了後には所有者に返却することを原則とすることが出来たが、今後の古文書調査では、所有者の了解を得ながら、可能な範囲で行政（文書館など）による積極的な古文書の収集、保管を行っていくことが必要なのだろう。

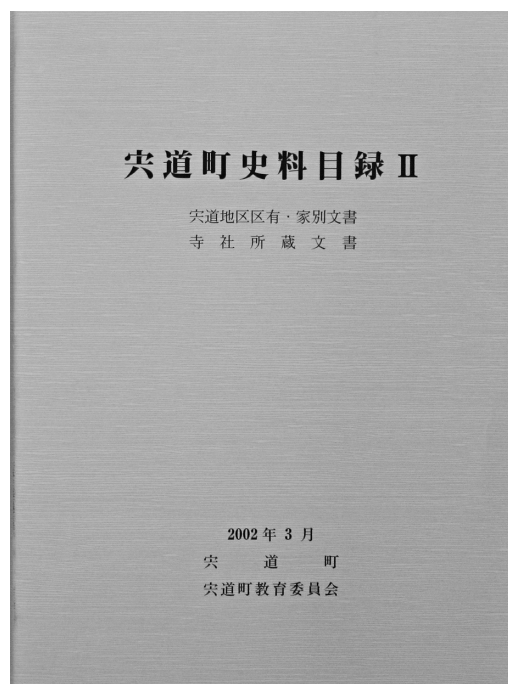
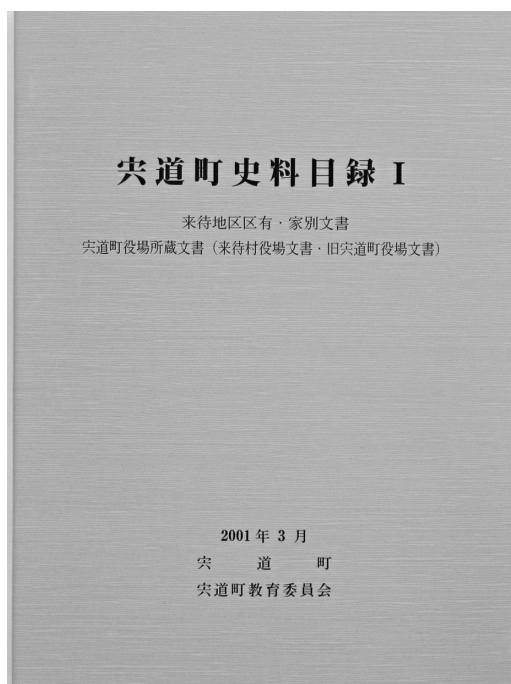
注

- (1) 穴道町史編纂室2002「穴道町古文書悉皆調査とその手法」『穴道町歴史叢書7』穴道町教育委員会（穴道町教育委員会編2005『プロジェクトS-穴道町史をつくった人々と支えた人々-』穴道町・穴道町教育委員会に再録）
- (2) 穴道町・穴道町教育委員会2001『穴道町史料目録Ⅰ』（来待地区区有・家別文書、穴道町役場所蔵文書）、同2002『穴道町史料目録Ⅱ』（穴道地区区有・家別文書、寺社所蔵文書）

(いなた まこと 元穴道町教育委員会町史編纂係長、松江市客員研究員)
(まつもと みわこ 元穴道町教育委員会町史編纂係専門調査員)



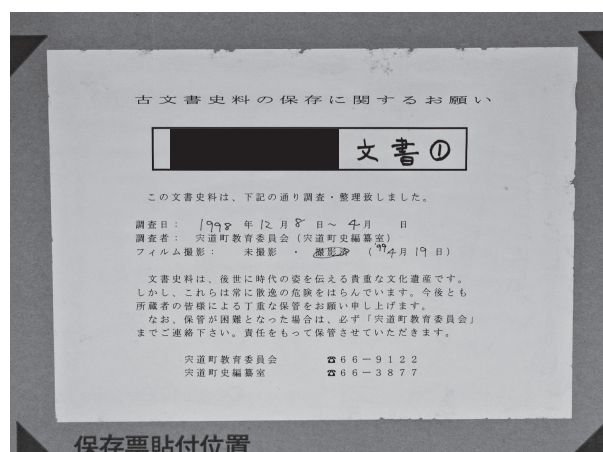
穴道町古文書所在確認調査委員の会の様子（令和5年9月29日）



『Aida Town Historical Materials Catalog I』(来待地区区有・家別文書、Aida Town役場所蔵文書)
『Aida Town Historical Materials Catalog II』(Aida Town地区区有・家別文書、寺社所蔵文書) 表紙



古文書所在再確認調査2023において寄贈を受けた家別文書。約25年前当時の状態のまま個人宅で保管されていた。



整理箱には、「古文書史料の保存に関するお願い」を貼り付け、保管が困難になった場合はAida Town教育委員会まで連絡してもらいたい旨を記載していた。

宍道町古文書所在確認リスト ― 古文書所在再確認調査2023 ―

【宍道町史料目録Ⅰ】

(2024年3月31日現在) (敬称略)

地区等	文書名	現所有者	目録頁	対応者	所在確認	寄贈意思	備 考(状況、所有者の意向等)
来待地区(区有・家別文書)							
来待大森	内田松寿家文書	内田松寿	8	森田裕光	○		自分で保管
	太田耕家文書	太田明宏	11	土江 幸	不明		倉庫修理時に整理
	高木一成家文書	高木秀樹	17	土江 幸	○		自分で保管
	高木皎家文書	高木 勇	18	土江 幸	○		自分で保管
	百合沢喬家文書	百合澤博文	19	土江 幸	不明		家の整理時に廃棄か
	吉岡孝一家文書	吉岡彰紀	26	森田裕光	不明		確認できないが、自分で保管
佐倉	永原和男家文書	永原和男	33	土江 幸	不明		
	永原敏夫家文書	永原寿久	34	土江 幸	○	寄贈	寄贈意思あり→今回寄贈(宍道菟古館で保管)
田根							
和名佐	和名佐区有文書		45		—		
	和名佐・小林連合会文書		50		—		
	福山博家文書	福山 博	54	土江 幸	○		自分で保管
	森田真家文書	森田正七	55	土江 幸	○		寄託希望はあるが当分自分で保管
小林	小林区有文書		65		—		
	永江浩家文書	永江 一	78	土江 幸	○		自分で保管
菅原	永江正家文書	永江久夫	80	土江 幸	○		自分で保管
	狩野信吉家文書	狩野勝俊		土江 幸	不明		
鏡	鏡区有文書		86		—		
	勝部伸夫家文書	勝部一夫	88	森田裕光	不明	寄贈	所在不明であるが、寄贈意思あり
弘長寺	石富頼男家文書	石富 亨	90	森田裕光	○		自分で保管
	土江定吉家文書	土江敏明	90	森田裕光	不明		確認できないが、自分で保管
	土江弘泰家文書	土江郁子	91		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
浜	浜区有文書		116		—		
	栗原忠義家文書	栗原忠義	123	土江 幸	○	寄贈	寄贈意思あり→今回寄贈(宍道菟古館で保管)
久戸	久戸区有文書		128		—		
	伊藤英夫家文書	伊藤清善	154	森田裕光	不明		確認できないが、自分で保管
	坂本研次家文書	坂本和徳	155	森田裕光	○		自分で保管
	坂本順家文書	坂本 順	175	森田裕光	不明	寄贈	所在不明であるが、寄贈意思あり
小松	西来待水利組合文書		184		—		
中垣	中垣区有文書		187		—		
	土江嘉久家文書	土江 幸	188	土江 幸	○		自分で保管
内ヶ峠	梶谷和久家文書	梶谷正幸	202	森田裕光	不明		確認できないが、自分で保管
横見	石富栄一家文書	石富 修	205	森田裕光	不明		所在不明であるが、寄贈意思あり
	出川和美家文書	出川和美	206	土江 幸	○		自分で保管
大野	曾田邦雄家文書	曾田邦雄	208		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
宍道町役場所蔵文書(来待村役場文書・旧宍道町役場文書)							
	来待村役場文書		233		○		松江市所蔵(宍道菟古館で保管)
	旧宍道町役場文書		264		○		松江市所蔵(宍道菟古館で保管)

【宍道町史料目録Ⅱ】

地区等	文書名	現所有者	目録頁	対応者	所在確認	寄贈・寄託	備 考
宍道地区(区有・家別文書)							
宍道(一区東・一区西・二区・三区・四区・五区・六区)							
(一区東)	石富寅芳氏所蔵文書	安田 晃	9	松本美和子	○		自分で保管
(一区西)	石原隆子家文書		15	長富時枝	×		転居の折に廃棄か
(一区西)	佐藤眞子家文書		17	長富時枝	×		確認できない
(二区)	小豆沢敬家文書	小豆沢 敬	18	長富時枝	×		確認できない
(二区)	小豆澤七生(良久)家文書	小豆澤七生	20		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(松江歴史館で保管)
(二区)	田中尚文家文書	田中尚文	59		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(二区)	長富利助家文書	長富英光	91	長富時枝	○		自分で保管
(三区)	木幡修介家文書(氷川神社関係)	木幡 均	115		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(三区)	内藤久一家文書	内藤久一	174	長富時枝	○		自分で保管
(四区)	因幡良三家文書	因幡良三	175	長富時枝	×		転居、確認できない
(四区)	太田清家文書	太田 清	178		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(四区)	梶谷博己家文書	梶谷博己	180	長富時枝	×		整理した折に廃棄
(四区)	佐藤達朗家文書	佐藤恒安	181	長富時枝	×		確認できない(廃棄か)
(四区)	山本親家文書	山本 親	182	藤原治義	○		自分で保管
(五区)	大野敦司家文書	大野敦司	184	長富時枝	×		転居の折に廃棄か
(五区)	庄司治義家文書	庄司喜好	184		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(五区)	田中伸夫家文書	田中伸夫	184	佐藤和彦	○		自分で保管
(五区)	坪内権吉家文書	坪内研二	189		○		自分で保管
(五区)	馬田実家文書	馬田尚良	243	長富時枝	○		自分で保管
昭和	小豆澤隆久家文書	小豆澤隆久	248	佐藤和彦	○		自分で保管
	須藤新吾家文書	須藤新吾	251	佐藤和彦	○		自分で保管
	高木晃家文書	高木 晃	252	佐藤和彦	○		自分で保管
白石(上・下)							
(下白石)	小豆澤弘安家文書	小豆澤弘安	257	佐藤和彦	不明		
(下白石)	須田正美家文書	須田正美	258	佐藤和彦	不明		
(上白石)	上白石区有文書		259		—		
(上白石)	持田昌良家文書	持田昌良	263		○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(上白石)	持田力男家文書	持田力男	264	藤原治義	不明		確認できない
下倉	下倉区有文書		266		—		
	内藤淳家文書	内藤 淳	267	藤原治義	○	寄贈	寄贈意思あり→今回寄贈(宍道菟古館で保管)
才							
坂口	坂口区有文書		285		—		
	小豆澤文夫家文書	小豆澤文夫	290	藤原治義	不明		
	伊原茂夫家文書	伊原茂夫	291	藤原治義	×		転出、確認できない

	伊原幸広家文書	伊原幸広	292	藤原治義	×		
金山(上・下)							
	金山連合会文書		297		○	寄託	宍道町史料目録作成後に寄託済(宍道菟古館で保管)
(金山上)	錦織英夫家文書		301	藤原治義	不明		
(金山上)	福島幸二家文書	福島律子	302	藤原治義	○		自分で保管
(金山下)	高木和家文書	高木 博	305	藤原治義	○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
(金山下)	高木家(金山平屋敷)文書	高木康治	318	藤原治義	×		廃棄
(金山下)	福田明正家文書	福田宣政	320	藤原治義	○		自分で保管
(金山下)	森脇家福田潔文書		322	佐藤和彦	不明		
佐々布下	庄司武久家文書	庄司武久	325	庄司武久	○	寄贈	寄贈意思あり→今回寄贈(宍道菟古館で保管)
	庄司敏郎家文書	庄司潤子	362	庄司武久	不明		
	三島龍夫家文書	三島洋子	363	庄司武久	○	寄贈	寄贈意思あり→今回寄贈(宍道菟古館で保管)
	三島隆一家文書	三島宏治	364	庄司武久	○	寄贈	宍道町史料目録作成後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
	佐々布下地区所蔵文書		380		—		
佐々布中	佐藤知通家所蔵文書	佐藤道義	382	庄司武久	不明		
	野津誠次家文書		384	庄司武久	×		火災により焼失
宍道大森	宍道大森区有文書		387		—		
	宍道町所蔵旧家原文書		390		○		宍道菟古館で保管
	藤原勝義家文書	藤原治義	408	藤原治義	○		自分で保管保管
岡ノ目	川島正吉家文書	川島勝典	410	藤原治義	×		
佐々布旭							
畑	江藤淳家文書	江藤 淳	412	藤原治義	×		確認できない
	江藤卯家文書	江藤 卯	413	藤原治義	×		確認できない
	佐藤郁家文書	佐藤雅彦	427	佐藤和彦	不明		
荻田							
小佐々布							
伊志見	持田朝光家文書	持田朝光	432	佐藤和彦	○		自分で保管
宍道町史料目録Ⅰ補遺			454				
寺社所蔵文書							
来待地区	来待神社文書		462		—		
	岩屋寺文書		471		—		
	剣神社文書		485		—		
	狩野道彦家(梅ノ木天神教会)文書		489		—		
	向津神社文書		504		—		
	遠藤春夫(日吉神社)文書		505		—		
	屋風呂神社文書(坂本順家所蔵)		511		—		
宍道地区	岩船神社文書		512		—		
	亀島神社文書		514		—		
	秦忠男家文書		514		—		
	正定寺文書		515		—		
	雲松寺文書		519		—		
	専称寺文書		520		—		
	鞍馬寺毘沙門堂文書		529		—		
	西城寺文書		531		—		
	豊能寺文書		536		—		
	大森神社文書		571		—		
棟札・木札・その他文字史料	伊甚神社文書		572		—		
			573				
学校・婦人会文書							
宍道町内学校所蔵文書目録	宍道町立来待幼稚園		597				歴史公文書として史料調査係で別途調査
	宍道町立宍道幼稚園		597				歴史公文書として史料調査係で別途調査
	宍道町立来待小学校		597				歴史公文書として史料調査係で別途調査
	宍道町立宍道小学校		598				歴史公文書として史料調査係で別途調査
	宍道町立宍道中学校		599				歴史公文書として史料調査係で別途調査
	島根県立松江南高等学校宍道分校		600				歴史公文書として史料調査係で別途調査
宍道町内婦人会文書目録	農協婦人部・婦人会文書		601		○		宍道町史編纂後に寄贈済(宍道菟古館で保管)
	宍道町婦人会文書		601		○		宍道町史編纂後に寄贈済(宍道菟古館で保管)

①地区等・文書名・目録頁は、『宍道町史料目録Ⅰ・Ⅱ』に対応。②所在の確認は、古文書所在確認調査委員(対応者)により直接現所有者に行った。
 ③所在確認欄:○印=所在を確認 不明=廃棄はしていないと思われるが今回の確認調査時には見つからない ×=焼失、転居、自宅建替え、家の整理等の諸事情により現存しないと思われる(滅失) ④寄贈意思 所有者から寄贈・寄託の希望が示された場合、行政手続きを経て松江市(松江城・史料調査課)で受領を行った。今回、宍道菟古館で保管し、将来的には松江市文書館(仮称)に移転予定。⑤区有文書・寺社所蔵文書・棟札等は、今回の調査対象から除き、学校所蔵文書は松江城・史料調査課史料調査係の業務として別途実施することとした。⑥現所有者名は今後の手掛りのために掲載した。寄贈済や一部最新ではない場合もある。

		439	一 青磁夜学 火灯	
			昔より有り 墨屋極姓宜 七官	
		440	一 志野角 火灯	
			文化年中道具屋より調 墨屋極姓宜	
			〔二紙空白、改丁、二紙空白〕	
			〔灰炮録 4〕	
		441	一 赤楽宗入 灰炮録	
			御成ニ遣 文化年中墨屋持参調 代金三歩	
		442	一 赤楽作人不知 灰炮録	
			御成遣 昔より 墨屋見 当時焼失之節大損シ	
		443	一 赤並大 灰炮録	
			御成ニ遣 昔より有り 墨屋見 焼失	
		444	中ノ上 風炉	
			一 御本 鉢ニモ宜 灰炮録	
			文化年中外方より調 墨屋姓宜	
			〔四紙空白、改丁〕	
			〔翻 3〕	
		445	上々 一朝鮮沙張 翻	
			御成ニ遣 文化年中墨屋持参調	
		446	中下 一 唐金和物 翻	
			昔より有り	
		447	中下 一 備前 翻	
			文政二道具屋より調 至而下値	
			〔二五紙空白、改丁〕	
			〔皿 1件〕	
		448	一 南京古染付 鮑形 皿五ツ	
			一 〔以下空白〕	
			〔三紙空白、裏脱落跡、改丁〕	
			〔以下二七丁分脱落跡と空白〕	
			〔以上〕	

427	下	由	文化年中松原より出 調代金三両 墨屋称美 唐物之	菜籠	426	上々	一蔓竹組	一青磁	大風呂	不昧公御覧ニ入レ候処尾張ノ古キ由御沙汰有リ 昔より有リ 茶ニ遣口六ヶ敷
423	一奈良大	昔より有リ	風呂	422	一唐金奈良	昔より有リ	風呂	一藤組	大風呂	文化年中御部屋より出ル 和物不断
424	上	一唐金鮫康	風呂	425	一権兵衛焼	天保年中求之置	風呂	〔三ツ羽 4〕	〔五紙空白、改丁〕	〔菜籠・炭斗 5〕
430	下々	一竹組 和物	菜籠	429	一不昧公御好形籠組	菜籠	428	一遠州好 黒塗瓢箪スカシ 炭斗	一三ツ羽 二	一三ツ羽 二
435	一御山焼	昔より有リ 権兵衛半土六両人之内不分 格別目利ニカ ケズ	蓋置	436	一角文字有リ	昔より有リ 何焼カ不分焼失	蓋置	〔六紙空白、改丁〕	一鶴 中	三ツ羽 二
438	一奈絵平角	昔より有 墨屋極姓宜	火灯	437	一唐金	昔より有リ	蓋置	〔二紙空白〕	〔火灯 3〕	〔菜籠・炭斗 5〕
433	中	一三家五信	三ツ羽 二	431	上々	一野鷹一文字 当時虫入	三ツ羽	432	中	一孔雀ホロ
434	中	一三ツ羽 二	三ツ羽 二	432	中	一孔雀ホロ	三ツ羽	433	中	一三ツ羽 二
435	一御山焼	昔より有リ 権兵衛半土六両人之内不分 格別目利ニカ ケズ	蓋置	436	一角文字有リ	昔より有リ 何焼カ不分焼失	蓋置	〔六紙空白、改丁〕	一鶴 中	三ツ羽 二
438	一奈絵平角	昔より有 墨屋極姓宜	火灯	437	一唐金	昔より有リ	蓋置	〔二紙空白〕	〔火灯 3〕	〔菜籠・炭斗 5〕

- 402 極上
一 芦屋桐地紋 釜
当君モ御成ニ遣 昔より有り 墨屋称美極
- 403 極上
一 芦屋鶴首 腰ニ地紋 大損モノ 釜
当君御成ニ遣 墨屋極別極折紙有り 昔より有り
後ニ底取替京都へ遣 箱極有り 車軸形と有り
- 404 上々
一天猫阿弥堂 釜
当君御成ニ遣 墨屋御国ニテ取出くれ候 至而下値モ
ノ性宜旨 文化年中道具屋へ遣
- 405 中
一 桜地紋共蓋 釜
当君御成ニ遣 昔有り 作不知 墨屋一見悪キニ付出
ス
- 406 中
一 姥口筋 釜
御成御広座ニ遣 昔より有り 墨屋も作不分
- 407 上ノ中
一 霰平 釜
御広座ニ遣 昔より有り 墨屋古作之由作ハ不分
- 408 上々
- 一 浄味作阿弥胴 釜
御成ニ遣 文化年中有沢織部殿世話ニテ調 墨屋極宜
- 409 中
一 筒巴地紋 釜
御成御広座ニ遣 昔より有り 墨屋不分 性悪キニ付
道具屋へ出ス
- 410 一 丸大共蓋 不断 釜
文政元道具屋より調 作不知
- 411 極上々
一天猫 腰巴地紋 風呂釜
不昧公御隠居始而御成之節遣 天猫之由御称美 墨屋
モ称美 昔より有り
- 412 下
一直形之様成ル作不分不断 風呂釜
墨屋見候得共不分 昔より有り 車環付 道具屋出ス
- 413 中
一 台子 釜
昔より有り
- 414 中
一 風呂 切りカケ 釜 風呂モ有り
文化年中次郎郎〔兵衛カ〕方より貰 墨屋モ宜ト申候
- 〔以下六紙異なる筆跡混在〕
- 415 中
一 庄兵衛作霰棗形 釜
文政年中調之置 道具屋より調
- 416 中下
一 庄兵衛作中形丸 釜
道具屋より調
- 417 中
一 松竹梅 底唐金 釜
煙返シ 道具屋より調
- 418 一 唐金 小 釜
昔より有り 天猫写
- 419 一 唐金四方 釜
カンチ写 右者先年森脇屋嘉右衛門より替事
- 420 一 唐金軒号付 富士形 釜
村松古金写
- 421

385 上

一呉州染付 芋頭形 水指

当君御成御広座ニテ遣 文化年中町安立瑞設より貫ニ
仁清茶入沢庵小色紙懸物右両品ト替ニいたし茶入懸物
中位ノモノ 墨屋極性宜 少し外清ニ候ヘハ慥ニ代金
五両ハいたし物ニ候由

386 上

一権兵衛菱 水指

不昧公御成ニ遣 昔より有り 墨屋モ不怪称美 当君
御成御広座ニテ遣

387 上

一権兵衛単口耳付 水指

当君御成ニ御広座ニ遣 文化年中次郎兵衛方より戻ル
墨屋不怪称候

388 中

一瀬戸耳付 水指

当君御成ニ御広座ニ遣 先代より有り 墨屋極性ハ宜
佐々木松貞方ヘ伊賀之水指与替ニ遣

389 中ノ下

一伊部備前瓢箪 水指

文化年中ソハカス茶碗柳多氏江被取江戸ヘ参不昧公御
世話ニ而道具屋ヘ六十両ニナリ七十五両并戸茶碗拾五
両手出ニテ被調其替ニ右ノ水指御成前ニ参 右水指墨
屋見せ候処形悪姓モ中古モノ代銀一枚位之由 当君御

成ニ始而遣

〔以下十一紙異なる筆跡(楷書)〕

390 上

一権兵衛耳付 水指

度々御成ニ出ス 昔より有り

391 上

一信楽瓢箪釣付 水指

朝日氏より貫

392 上

一伊賀耳付 水指

松貞より瀬戸と替

393 上々

一瀬戸耳付尻張 水指

道具屋より調

394 中上

一黒楽角共蓋 水指

調

395 上

一備前烏帽子箱 水指

調

396

一備前芋頭 水指

調

397 上々

一古丹波 水指

京都竹屋不怪賞美 道具屋より調

398 下

一交趾平 水指

新物 調

399 下

一新唐津釣付 水指

調

400 上々

一古伊部単口 水指

北嶋より貫

〔二紙空白、改丁〕

〔釜・風呂釜・風呂 25〕

401 極上々

一芦屋直形 釜

御殿様共ニ御成之節相遣 墨屋モ不怪称美 箱ニ古庄
兵衛極有り 昔より有り 代金五両位之由

367	一 錫花生	一對	373	中	一 唐金角 細口 置	花入
	昔より有り				道具屋より調	
368	一 布志名焼 唐津写瓢箪	花入	374	上々	一 唐金船釣	花入
	齊恒公御茶被下置候節御遣被遊候 唐津不怪面白モノ ニテ織部殿内匠殿と文化年中三人ニテ右御花入写奉願 被仰付被下置候 クハンノ穴所モ御墨ニテ有沢御成之 節一所ニ被下置				朝日氏より貰	
369	上		375	上中下〔ママ〕	金屋五郎三郎作	
	一 宗旦作獅子口	花入		一金朱銅経筒	花入	
	文政年中調之 置		376	下	一 唐金尾張 小 置	花入
				道具屋より調 長分		
〔以下八紙異なる筆跡（楷書、誤字多）〕						
370	下		377	〔三点を一紙に記載〕	一 信楽懸 小下	花入
	一 竹船釣	花入			一 青磁龍懸 小下	花入
	道具屋より調				一 備前懸 小下	花入
〔水指 23〕						
371	殿様より拝領	花入	378	極上	一 青磁手桶	水指
	一 謙映院様御作				当君御成ニ遣 七官 昔より有り 拝領ト斗有り御何 代目より頂戴ニ候哉不分候へとも専ラ綱隆公より拝領 ト存候 墨屋モ称美 代付等別帳ニ有り	
372	上	花入				
	一 赤楽懸					
	松貞より替候事					
				</		

- 348 中ノ下
一白南京 置 花入
墨屋極 昔より有り
- 349 上
一南京染付 花入
昔より有り 墨屋性宜之由 文政三年カケニスル
- 350 極上々
一青磁角 置 花入
当君御成ニ遣 昔より有り 墨屋至宜七官之由 代付
別帳ニ有り
- 351 極上々
一青磁 中ふく分置 花入
当君御成遣 昔より有り 墨屋至而宜七官之由 代付
別帳ニ有り
- 352 中ノ下〔左右にそれぞれ記載〕
一赤楽 置 花入
昔より有り 性宜之由 形悪
- 353
一志渡焼 カケ 花入
文化年中調 墨屋極下物
- 354 中
一唐金 細口 花入
- 355 上
一唐金耳付 置 花入
道具屋より調
- 356 上々
一唐金耳付大 置 花入
道具屋より調
- 357 上
一唐金鈞 花入
道具屋より調
- 〔一紙脱落跡〕
- 358
一竹筒 花入
不昧公御作蓬庵園御絵図ニテ出来 始而御懸御越之節
青竹ニ御墨被下置候由 当君御成之節遣
- 359
一竹尺八 花入
不昧公御作 御銘天龍 則御筆箱モ御書附 文化年中
布施源兵衛殿ヲ以相願ニ付被下置候
- 360 上々
一遠州公作竹窓 花入
御両殿様共ニ御成之節相遣宜之由御沙汰有り 墨屋モ
性宜之由 昔より有り
- 361
一武州赤坂銘玉川 花入
昔より有り 作不相分 墨屋モ見
- 362
一布引尺八 花入
昔より有り 作不分 同人見
- 363
一細井廣澤作 花入
昔より有り
- 364
一濱萩 花入
昔より有り 作不分
- 365
一思無邪 花入
有澤織部殿作
- 366 中 コツ籠形 花入
一籠 文政二調 下値

昔より有り

331 上々

一金梨子地誥構蒔絵 香箱

茶箱菓子入ニ出置 昔より有り

332 極上々

一青貝蟬丸 香箱

道具屋より調

333 中

一堆黒角 香箱

道具屋より調

334 中下 ホタン

一堆朱牡丹丸 香箱

道具屋より調

335 中

一堆朱石榴丸 香箱

道具屋より調

336 中下

一飛来二閑 香箱

宗旦好 道具屋より調

337 下々

一竹金椿蒔 絵 香箱

道具屋より調

〔一紙脱落〕

338 中下

一青貝入花形鉛縁 香箱

赤崎山付

〔一紙空白、改丁〕

〔花入 41〕

339 唐物極上々

一旅枕 唐金置 花入

不昧公 齋恒公 御殿様共ニ御成ニ遣 美事之由御沙汰 墨屋モ

不怪ホメ 昔より有り 右銘ハ何れの哉はきと分不申

候得共昔遠州守弟神尾若狭守殿へ目利ニ遣不怪称美

手紙モ有り 代金付等モ有り

340 極上々

一唐金 地紋有り 大損 置 花入

昔より有り 右ト一對ノ作村松氏ニ有り 不昧公唐物

性宜御沙汰之由被申候 右ノ分ケハ不知手前ノハ口ヲ

切耳モホソメサセ■ニ而右村松より咄由 文政三ノ春

村松ニ承候

341 中ノ下

一山梨子 置 花入

唐金 昔より有り 墨屋極

342 上々

一唐金大 置 花入

昔より有り

343 上々

一銅西瓜 置 花入

昔より有り 墨屋極

344 中

一唐金卓 花入

昔より有り 墨屋見候

345 中

一唐金掛 花入

谷松屋極 日本モノ由 随分有候形ニテ性宜由 文政

二道具屋より調 至而ゲデキ〔下値カ〕

346 極上々

一青磁卓 花入

墨屋礎手ト申候 不怪称美 代付等別帳ニ有り 昔よ

り有り 当君様へ御覧ニ入候処礎手ニテハ無之ヤハリ

七官ノ至而性宜キ由御沙汰有り

347 上々

一瀬戸卓花生 花入

昔より有り 墨屋至而性宜

右代付ハ別帳ニ有

道具屋より調

大圓庵様御隠居始而之御成之節遣 墨屋モ極 昔より
有り 代付別帳ニ有り

315 下

一 楽ふくら雀 香合

昔より有り 墨屋見候へとも至而あらめ

321 上々

一 中古染付 カンコ形 香合

佐々木三等より調

327 極々上々

一 いん堂い布袋 香箱

堆朱 右御覧 墨屋モ極 代付有り 昔より有り

316

一 焦尾 香合

昔より有り 墨屋見候へとも至而あらめ不分

私見極ハ楽と有り得共〔ママ〕楽ニハ無青織部又交趾

共ニ候哉 不面白候ニ付

322 下

一 手クス子カホチャ 香合

道具屋より調

328 上々

一 光リン桐 赤楽 一 双入 香合

不昧公御好 黒塗ハ先久米十郎箱 御書附文化年中森

本文太以ヲ茶杓御覧に入候処綱隆公御作之由 右ニ付

則筒ニ御書附被下置候処右茶杓布施源兵衛殿所望ニ付

替ニ右之香箱参候 右之茶杓ハ与力向坂善左衛門方よ

り貰候 本ハ先年遣候物之由 右香箱代金五百足ツ、

と申事候

317 下

一 南京染付 にく入平蓋別物 香合

墨屋極 文化年中調 道具より

324 中

一 織部 ワンドン形 香合

ハチキツキ 同

329 極上々

一 菊桐時絵 香箱

不昧公御好 楽長次郎右之通之御香合御所持ニ付右写

被仰付久米十郎塗被仰付候 則箱ニ御筆 文政ニ伊勢

屋小市持参ニ付調 尤夏冬共ニ被用候 代金〔以下空

白

318 上々

一 隅田川 香合

万曆時代 道具屋より調 江戸道具屋本屋伏見屋極

319 上々

一 膳所織部写 香合

葛西より貰 代萩茶碗相馬焼茶碗遣

〔四紙空白、改丁〕

〔香箱 13〕

320 中

一 楽 黄槿梅の花 香合

326 極々上々

一 時代蒔絵角 香箱

330 極々上々 丸

一 茄子青貝入 香箱

〔以下九紙異なる筆跡（楷書、誤字多）〕

昔より 作不知

300 下

一無名茶杓

昔より 作不知 行なと墨屋見候

301

一利休形塗茶杓

不昧公御好則筒箱御筆 ゴウゲ下ケヅリ又哲塗 御国

清兵衛 代金五百足ツ、此伊勢屋持参ニ付三百足ニ

而相調候 文政二

302

桑

一不昧公御好 道安写 茶杓

303 上々

一遠州茶杓

三好屋茶碗二所ニ出ス 供筒 歌銘有り

304 上々

一少庵作茶杓

共筒 天保年中求之

〔九紙空白、改丁〕

〔香合 21〕

305 祥瑞

一立爪はじき

香合

昔より有り 墨屋極 本形ハハジキニテハ無ナリ エ

ノモノニ候得共やはり立爪ニテはじきモ面白性ハ至而

美事候

不昧公齊恒公御尚殿様ニモ御成之節相遣美事之由御沙汰有り

306 極上々 祥瑞

一立爪

香合

墨屋極候由ニ付町家稲葉屋助左衛門より出調 代金二

両 文化年中 尤右蓋ニ少し損有り

当君御成之節相遣

307 上々 古染付

一冠手 ぬり桶とも云 香合

墨屋極 昔より有り 代付別帳ニ有り

当君御成之節遣

308 極上

一駒形古染附

香合

大圓庵様御覽ハ無之候得共墨屋より御咄申上候由 右

墨屋持参ニ付調 代金七両 谷松屋モ咄ニ而随分形物

ニ而性宜旨 墨屋モ形物之由 文化年中 右大圓庵様

ニハ形物之処はきと御覧不遊候

309 上々

一交趾

香合

当君御成之節遣 墨屋極 昔より有り

先年不昧公ニモ御覧

310 上々

一御本桐乱形

香合

不昧公箱御書附 御国道具屋佐田屋安右衛門ト申モノ

持居候処墨屋見取出候 代銀二両 持居候ニ付所望い

たし夫より則墨屋江戸へ持帰り不昧公へ御覧ニ入御書

附迄被下置直ニ江戸表より贈りくれ候ニ付代本ニ増二

百足カ遣候 文化年中大堀出シ

当君御成ニ相遣

311 中ノ下

一錦手 くは分

香合

昔より有り 墨屋極

312 上々

一青織部

香合

当君御成ニ遣 昔より有り 墨屋極 性至而宜代付別

帳ニ有り

313 上

一志野織部

香合

当君御成遣 墨屋極 昔より有り

314 中

一信楽瓢箪

香合

文化年中ニ調 墨屋極 性宜中古モノニ候得共形不怪

宜候由 代銀四五拾匁相調候処余程掘出シ之由申候

一仁清 撫子もよふ 茶碗
道具屋より調

282 中 小服 沓形

一織部 茶碗

283 上々 小服

一古萩 茶碗

仙石より貰候 代リニ権兵衛水指遣 先年月潭院様御
成之節新屋庄数松敬より借ル相遣

284 中 至而小服

一瀬戸唐津 茶碗

285 一七種楽 茶碗

道具屋より調 一箱入内一品無

286 上 へらめ大茶碗

一権兵衛 茶碗

見輪より貰 代リニ玉舟和尚短冊懸物遣

287 一唐津 小服少々損シ有 茶碗

道具屋より調

288 一志野 小服端ハリ 茶碗

道具屋より調

〔一二紙空白〕

〔茶杓 16〕

289 一茶杓 一箱

綱隆公御作 不昧公箱御書附 昔より 拝領

290 一時烏茶杓 極上

三齋公作 筒石州筒 御銘時烏 不昧公筆別ニ御筆掛

物添へ有り 両殿様共ニ御成ニ遣 墨屋不怪称美

291 一初時雨茶杓 一

利休作黒塗筒 墨屋筒ハ不相分様ニ申候 昔より有り

大圓庵様当君様ニモ御覧候得共且た不相伺ニ付不分候

292 一蓬雪作茶杓 一

小堀権十郎共筒 先代より有り 極札有り 墨屋宜之

由 当君御成ニ遣

293 一道安作茶杓 極上

筒極権十郎筆 極札モ有り 文化年中墨屋持参相調代

金三両 当君御成之節遣

294 上

一明月茶杓 一

権十郎作共筒 則銘正筆極札有り 文化年中伊勢屋権
平持参ニ付相調代金三両 当君御成之節遣 墨屋宜キ

由 後ニ森脇屋江出ス

295 中

一時雨茶杓 一

松志摩守様右御作 先年江戸御屋布へ御茶ニ罷出候節
拝領 昔より有り

296

一宗旦茶杓 一

墨屋モ不相分 昔より有り 上トモ下トモ不分

297 中

一日影山茶杓 一

神尾若狭守殿作 昔より有り 墨屋ハ遠州ノ様ニ見候
旨尤筒違之様ニ申候

298 下

一おはしま茶杓 一

昔より 作不知

299 下

一まの竹茶杓 一

- 262 上
一瀬戸唐津 茶碗
昔より有り 墨屋モ極称美
不昧公御覧 当君ニモ御成之節御薄茶ニ遣
- 263 中
一黄瀬戸 茶碗
墨屋極谷松屋ハ瀬戸唐津と申候
町家出 道具屋より 文政ニ調
- 264 中ノ下
一唐津筒 茶碗
谷松屋極 文政ニ相調 至而下値
- 265 中
一萩 高台内飛葉 茶碗
墨屋極 森脇屋嘉より出相調下値 文政
- 266 上ノ中
一古萩 茶碗
道具屋より調 文政元 至而下値
墨屋極 古萩之由 高麗左衛門とも云
- 267 下々 大
一萩 茶碗
墨屋極 昔より 大損シ 不断出
- 268 下 小中古
- 269 中ノ下 至而小服
一唐津 茶碗
墨屋極 文化年中道具屋より調
- 270 中ノ下 小中古
一仁清 茶碗
墨屋極 文化年中道具屋より調 不断出
姓ハ少々新候へとも至而美事出来 服頃宜鷹茶ニハ宜し
- 271 中ノ下 小
一入黒楽 茶碗
墨屋極谷松屋ハ宗人之由 文政元栗原春齊より貴候
- 272 大損下
一赤楽 茶碗
墨屋モ不分 不断出 昔より有大損
- 273 一権兵衛 茶碗
文政二道具屋より調 外へ出
- 274 中ノ下 小
一権兵衛 窺め有り 茶碗
文政三道具屋より調 外へ出
- 275 中服
一半六 砂はぜ有り 茶碗
文化年中園山三内より貴候
- 276 唐物
一呉州染付 茶碗
墨屋極 姓至而宜候へとも蓋物之由ニテ下値
黒屋〔ママ〕へ遣
- 277 同 小
一人形手 茶碗
文政三道具屋より調 外へ出
- 〔以下八紙異なる筆跡(楷書)〕
- 278 中上 中服
一御本青磁 茶碗
道具屋より調
- 279 中
一金海 茶碗
道具屋より調
- 280 上々
一刷毛目 平茶碗
性宜キ 大損ニ物 道具屋より調
- 281 中

- 246 上々
一伊羅保 内ハケメ 茶碗
不昧公度々御覽 有沢織部殿迄ニ御称美有ル由 先代より有ル 墨屋谷松屋共称美
- 247 上々
一魚々屋 茶碗
不昧公御覽 昔より有り 大損 当君御成之節遣 墨屋姓至而宜候ヘトモ余リ損ニテ代付ハトノクライニテ宜候哉不極
- 248 上々 中服
一伊羅保 茶碗
齊恒公御成之節御覽 宜キ由 北尾玄昌世話□而 京都竹屋より調 谷松屋モ性宜旨 代金〔空白〕
此分森脇嘉石衛門方江遣ス
- 249 上ノ中
一万乗五器 高台糸受有り 茶碗
墨屋極 文化年中次郎兵衛より出ス
- 250 上々
一御本五器写 茶碗
不昧公御極御称美 墨屋持参ニ付相調 代金六両 掘出シ之由御沙汰有り 右墨屋ハ大徳寺五器カマ五器之由申候処五器内ニテハキリゴキハ新キ内ナリ 不昧公ニハ五器ニテハ無キリ五器ノ時代やはり御本上作之由御称美
- 251 上ノ中 小
一御本半使 茶碗
谷松屋極 油屋孫一郎出 文化年中
- 252 中 青出来 小
一伊羅保 茶碗
墨屋極 道具屋より文化年中調 墨屋代百式拾匁位之由 谷松屋ハ似せ物之由 当君御成之節御鷹茶碗ニ遣
- 253 上 大天目
一夕暮 茶碗
昔より有り 大圓庵様御覽 墨屋モ極 御当君様御所望ニ而差上代リニ謙映院様江被進御同人ノ御作御花入相州おく山の名物竹 此節御肴御添被下置 右殿様ヨリ拝領〔この項、文章の順不明〕
〔一紙脱落跡〕
- 254 中ノ下 高麗
一玉散水 茶碗
同極 昔より有り 当時ハキ不申候
- 255 下 御本不出来
一新正 茶碗
同極 昔より有り 外出ス
- 256 上々
一半使 茶碗
- 257 極上々
一鬼熊川 茶碗
大圓庵様箱御書付 尾崎仙次より貰候 右代リニ大小一腰遣
- 258 上々
一三嶋 茶碗
道具屋より調 氏家より出候由
- 259 上々 大損
一古三嶋 茶碗
太田より貰 代リニ萩小服茶碗遣
- 260 上々 小服
一人形手 茶碗
道具屋より
- 261 上々
一絵御本 茶碗
道具屋より
是より和物
- 〔以下五紙異なる筆跡（楷書）〕
三好屋より出ス 尤茶杓遠州公作一所ニ出ス
度々 大圓庵様 月潭院様 御覽御称美 江戸人モ度々□

- 墨屋極
- 230 上 古 一 菊蒔絵 棗 墨屋より調之代金三両 文化年中
- 231 上 小 一 宗長 棗 谷松屋より調 名ハ無之候へとも宗長紛なしニ付 文政ニ北尾玄昌へ頼江戸伏見屋へ見候処随分古棗ニ而宜候得共本蓋ノ裏ニ而も判有之ヲスリ落ヲロシ塗スリコミタルモノト申候 袋定家緞子ノ由 右モ伏見屋ハ似世物ノ由ニ申候 棗ノ性ハ宜旨
- 232 一 菊桐 黒蒔絵 棗 大圓庵様御好形 御国清兵衛作 蓋裏ニ御刻後ニ清兵衛スエル
- 233 中 古 一 藻蒔絵 棗 墨屋極 道具より求 至而下値 文化年中
- 234 上ノ中 大中古 一 宗哲黒 棗 文化年中道具屋より求 墨屋極
- 235 清兵衛作
- 一 菊 黒蒔絵 平棗
- 236 中 古 一 無名黒中 棗 墨屋谷松屋共ニ性宜旨 但見屋〔ママ〕ハ惡之申候 文政元道具屋より求 至而下値 本町家虎屋より出
- 〔三紙空白、改丁、五紙空白〕
- 237 一 錫 大中次 一 昔より
- 238 一同 中中次 二 昔より
- 239 一 葛桶 一 大圓庵様御好形
- 240 一 朱雪吹 一 昔より有り 焼失
- 241 一 朱中次 一 昔より
- 242 一 錫 黒塗中次 一 文化年中
- 〔二紙空白、一紙剥がし跡、二紙空白〕
- 〔茶碗 46〕
- 是より唐物
- 243 極上 井戸 一 桃原 茶碗 文化年中森本文太世話ニ而大崎布施源兵衛殿より出不昧公見極ニ而調 代金拾両 御隠居後 二度ノ御入御成之節相遣 当君様御成ニモ遣
- 244 上々 一 堅手 茶碗 不昧公御覧ニ入ル 先代ニ調 御隠居始而御成之節相遣 当君様ニモ遣 墨屋宜布由
- 245 上々 一 堅手 茶碗 不昧公箱御書附 文化年中岡本瑞庵より貰 森本文太ヲ以御覧ニ入右御書附被下置候 箱ハ家来広瀬平兵衛作 委細文太状有り 当君御成之節遣 墨屋ハ長崎堅手ノ方付候哉不分ト申候 江戸道具屋大和屋源兵衛モ右ノ由申候

不昧公箱御書附 近來調候処此分北嶋江遣ス

212

一 仁清 茶入

不昧公箱御書附 袋片身替 文政三北尾玄昌世話ニテ
求 代金〔以下空白〕

213

一 織部 茶入

昔より有し分ト文政三御国道具屋より替る 昔ノハ墨
屋ハ三步ト代付有り

214

一 播 茶入

昔より有り

215

一 堂越屋受 茶入

昔より

216

一 山吹 茶入

昔より

217

一 霞 茶入

昔より

218

一 庭月 茶入

昔より

219

一 松虫 茶入

昔より

220

一 延袖 茶入

昔より

221

一 朝霞 茶入

昔より

222

一 飯銅 茶入

昔より 墨屋姓宜之由

223

一 七官青磁 薄茶器

昔よりシンキリツボニテ有り 文化年中シン切ツボニ
テハ無右薄茶器スル 墨屋モ称美

224

一 呉州 薄茶器

文政二町家森脇屋嘉右衛門方より替る 祥瑞姓宜候ヘ

とも口大損有之 墨屋モ姓宜之由ニ付昔よりはいふき
ニテ有り候 はいふきニ焼物ハ六ヶ敷事 仍而文化年
中薄茶入ニスル 右ト替尤形ハ芋ノ子

225

一 南京染付肩衝 薄茶器

昔より灰吹ニテ有 文化年中薄茶入スル 墨屋姓宜之
由

226

一 南京染付 薄茶器

文政元安達其太世話ニテ取出ス

〔九紙空白、改丁、七紙空白〕

〔中次・棗 16〕

227

上 一対

一重供中次 一對
御西殿様共御覧 昔より有り 墨屋モ宜之由 尤一ツ
ニハ印無之

228

一 閑張 棗

大圓庵様ヨリ御トリモツニ拝領仕候

229

中 古 棗

一百合時絵

〔三紙空白〕

198 桐鳥時絵

一 伽羅箱

昔より有り 墨屋姓宜キ

199

一時代伽羅箱

昔より有り 墨屋極

200

一青貝同

昔より 墨屋姓宜キ

201 金梨子地青貝入

一香具箱

昔より有り 墨屋見候 葉箱ニスル文化年中

202 桔梗女郎花時絵

一重香具箱

昔より有り 墨屋宜キ

〔三紙空白〕

其外 軸盆 香盆 菓子重 菓子入類

食籠 ■■■ 別帳ニ有り

其外諸々之諸道具類別帳ニ委しく知而有リ

茶器〔240件〕

〔茶入・薄茶器 24〕

203

一廣澤

茶入

御両殿様共ニ御成ニ遣 御称美 箱銘神無月 小堀權
十郎筆 袋唐物代金拾

文化年中黒川弥悦殿へ江戸御世話ニ而参候処外ニ茶入
有ルニ付有沢織部殿世話ニテ 本姓宜モノ候間御国へ
遣何れにて求候様内沙汰ニ付参候由 至而下値ノ由
大堀出シ

204

一洪紙

茶入

御両殿様共ニ御成ニ遣 宜由 袋ニツ古金蘭紹智切
唐物綴子 先代より有り 墨屋不怪称美

205

一生海鼠手

茶入

当君御成ニ遣 大圓庵様ニモ御覧 袋唐物 先代より
有り 墨屋宜候由

206

一橋姫

茶入

当君御成ニ遣 先代より有り 袋ニツ古金蘭富田切片
身御朱印切 右両様共墨屋ハ姓宜申候へとも伏見屋甚
右衛門へ袋斗見セ候処富田ハ写物御朱印ハ宜候と申し
候 谷松屋も伏見屋と同様ニ申候 墨屋助三郎谷松屋

宗長両人共ニ黄茶宜布姓と申候
不味公モ御覧 尤可備幼少之時ニテ是不分

207

一籐四郎

大海

墨屋助三郎極 文政ニ森脇屋嘉右衛門より出ルニ相
調 代金一両

208

一伊勢春慶

ダツマ
達磨

同年道具屋より調ル 至而下値 谷松屋宗長極メ

209

一万右衛門

茶入

不味公御歌御銘 山本後簞落穂手 袋ニツ古金蘭紹智
切唐物もふる 右ハ松原八郎大夫より安立瑞設世話相
調 本ハ有沢出ル 代金拾両 文化年中調之 当時ニ
テハ大堀出シ 当君御成ニ遣

〔一紙脱落跡〕

210

一丹波

茶入

不味公箱御書附 袋古金蘭トクサ切 此分いよ屋江返
ス

211

一高取耳附

茶入

〔三紙空白〕

〔硯箱・短冊箱・香具箱〕（22件）

昔より有り

191

一同黒塗

一

昔より

179 吉野山 春正蒔絵

一 菊桐蒔絵硯箱乱箱
昔より有り

一対

192

一 長目録箱

二

黒塗 昔より

一 料紙硯箱

一

墨屋助三郎極メ 代付等別帳ニ有り 不怪美称〔ママ〕
昔より有り

186 時代松梅模様
一 連歌硯箱
昔より有り

三重

180 あじさい 本阿弥光悦蒔絵

一 葛屋形大硯箱

一

墨屋助三郎極 不怪称美 昔より有 代付等別帳ニ有
リ

187 一 黒塗松藤之蒔絵硯箱
昔より有り

一

194

一 黒塗目録箱角

一

昔より

181 本地蒔絵 蜻蛉蒔絵

一 文台硯箱

一対

188 一同蒔絵六所玉川硯箱
昔より有り 何れも墨屋見候

六面

昔より有り 墨屋極

代付別帳ニ有り

195

一 齋箱

一

蜘蛛蒔絵

182 青貝菊模様

一 乱箱

一

〔四紙空白〕

昔より有り 墨屋極

189 水仙蒔絵

一 短冊箱

一

196 唐草蒔絵

一

一 短冊箱

昔より

183

一金梨子地様馬之模様硯箱

一

昔より有り 墨屋極

190

一同堆朱

一

197 黒塗唐草緑り蒔絵

一

一目録箱

先代より

184 一 梅蒔絵硯箱

一

159	小堀遠州公				
	一同硯之記	一			
	昔より有り 墨屋称美				
160	一同湧月硯	一			
	昔より				
161	一同平等硯	一			
	昔より				
162	一瓊産龍蹄硯	一			
	昔より 右何れも墨屋姓宜				
163	一鹿筆荷	一			
	唐金 昔より有り				
164	一唐子筆荷	一			
	南京 昔より				
165	一舟形筆荷	一			
	古南京染付 此分水入ニ成ル 昔より有り 墨屋称美 別帳ニ有り				
166	一堆朱筆之軸	一			
	昔より				
167	一待墨	一			
	角形 昔より				
168	一同丸形	一			
	昔より				
169	一大硯屏	一			
	七官青磁 昔より有り 墨屋極				
170	一青磁硯屏	一			
	同布袋模様 昔より有り 墨屋極				
171	一同硯屏	一			
	同人形模様 昔より有り				
172	一白南京角硯	一			
	昔より有り 右何れも墨屋姓宜キ				
173	一青貝大香台	一			
	唐物 昔より有り 墨屋極				
174	一同中香台	一			
	文化年中道具屋より求至而下値 墨屋見候和物之由				
175	一青貝卓	一			
	唐物 昔より有り				
176	一唐物時絵小平卓	一			
	昔より有り				
177	一冠棚	一			
	黒塗時絵 昔より有り 和物				
178	一鷺台	一			
	唐物唐紙箱共云 昔より有り 右何れも墨屋姓宜キ				

〔四紙空白〕

〔香台・卓・棚〕（5件）

唐金 昔より有り 墨屋極	139	一玉取獅子大香 炉 一	七官青磁 昔より有り 墨屋極	140	一鷺香炉 一	唐金 昔より有り 墨屋極	141	一三味線耳香炉 一	青磁 昔より有り 墨屋極	142	一獅子香炉 一	七官青磁 昔より有り 墨屋極	143	一麒麟香炉 一	唐金 昔より有り 墨屋極	144	一獅子香炉 一	古南京 昔より有り 墨屋極姓至而宜キ	145	一おし鳥香炉 一
--------------	-----	-------------	----------------	-----	--------	--------------	-----	-----------	--------------	-----	---------	----------------	-----	---------	--------------	-----	---------	--------------------	-----	----------

唐金 昔より 墨屋極	146	一獅子香炉 一	古銅 昔より有り 墨屋宜由	147	一二羽 一	昔より有	148	一獅子 一	149	一青磁香炉 一	昔より有り 墨屋極	150	一豊嶺香炉 一	昔より 墨屋	151	一寒松香炉 一	昔より	152	一翠簾香炉 一	昔より
------------	-----	---------	---------------	-----	-------	------	-----	-------	-----	---------	-----------	-----	---------	--------	-----	---------	-----	-----	---------	-----

153	一捨船香炉 一	昔より	154	一密竹香炉 一	昔より	155	一梅花香炉 一	昔より	156	一青磁無銘香炉 一	箱黒塗 昔より	157	一竹ふし香炉 一	昔より 右何も墨屋姓宜称美	〔五紙空白、改丁〕	〔硯・筆架・墨・硯屏〕〔15件〕	158	一書院硯 一	天成 昔より有り 墨屋極
-----	---------	-----	-----	---------	-----	-----	---------	-----	-----	-----------	---------	-----	----------	---------------	-----------	------------------	-----	--------	--------------

119	一新歌仙 昔より有り	同一箱
120	一天正之連歌 二百歌 昔より有り	同軸一箱
121	一陸治韃靼人絵 昔より有り	同軸一箱
122	一頼政卿正源記 昔より有り	同一箱
123	一六百番歌合 徹書記門人正般筆 昔より有り	同一箱
124	一養法院様御筆 昔より有り	同一箱
125	一趙仲穆馬画 昔より有り	同一箱
126	一春待や之連歌 右ハ近來池田八郎右衛門に遣ス 〔二紙空白〕	
127	一金葉和歌集 昔より有り	冊物一箱
128	愛宕中納言通福御筆 一和歌三部抄 昔より有り 外に花鳥和歌一冊	冊物一箱
129	一百番歌合 昔より有り	同一箱
130	一非有庵懷旧千句 昔より有り	二冊一箱
131	一千載集 佐々木殿資敦卿 昔より有り	一冊一箱
132	一古今和歌集	四冊一箱
133	一詞合和歌集 正晃筆 昔より有り	二冊一箱
134	一愚問賢注 昔より有り	一冊一箱
	〔改丁、二紙空白〕	
	〔香炉〕（23件）	
135	一青磁香炉 七官八卦手 昔より有り 墨屋姓宜布由	一
136	一黄瀬戸黄葉香炉 昔より有り 墨屋極姓宜キ	一
137	一時代木地蒔絵香炉 昔より有り 墨屋極	一
138	一獅子蓋大香炉	一

- 昔より手鑑ニ有 文政三懸物スル 姓宣布沙汰
茶
- 101 一玉舟和尚詩短冊 一幅
文政二江戸参り岡本瑞庵世話求 代金二両三步
右ハ不昧公御覽有候モノ由 北尾見輪へ権兵衛茶碗と
替リニ遣
茶
- 〔裏五紙脱落跡、改丁、二紙空白、一紙脱落跡、七紙空白、改丁、二紙空白〕
- 古筆手鑑冊軸物類〔33件〕
- 102 一番
一手鑑和歌の浦 色紙短冊両面
昔より有り
- 103 一番
一手鑑 色紙短冊類両面
昔より有り
- 104 三番
一手鑑 色紙短冊類両面
昔より有り
- 105
- 一四番 之分ハ柳多氏へ先年遣ス
昔より有り
- 106 五番
一手鑑 色紙短冊類両面
昔より有り
- 107 六番
一手鑑 色紙短冊類両面
昔有り 右何も紙数ハ別帳ニ記有り
- 108 一七番手鑑 色紙短冊類
先年〔乙部〕次郎兵衛方へ遣ス
- 109 百人御筆
一小倉山庄色紙之和歌 折本一箱
昔より有り
- 110 一八景折本 一冊一箱
昔より有り 右何れも筆者ハ本書ニ有リ
- 〔二紙空白〕
- 111 伏見貞敦親王御筆
一堀川院艶書歌合 軸物一箱
昔より有り
- 112 青蓮院尊応御筆
一三十八歌仙 軸物一箱
昔より有り
- 113 一唐絵竹之巻物 同一箱
昔より有り
- 114 一寂蓮百種 同一箱
昔より有り
- 115 一紹巴法眼 石山独吟連歌 軸物一箱
昔より有り
- 116 一賦何花乃色も 連歌師宗汎筆 同一箱
昔より有り
- 117 一書画集 軸物一箱
昔より有り
- 118 一中院也足軒筆 同一箱
昔より有り

- 84 一同筆懸物一ツ書横物 一幅
昔より有り 墨屋極
- 85 一為家卿歌切掛物 一幅
当君始而御成ニ遣 昔より有り 墨屋極
- 86 一中院通躬卿御筆 一幅
昔より有り
- 87 一雅次懷紙 一幅
昔より有り
- 88 唐筆上々 一幅
一祝允明真蹟横物 一幅
昔より有り 不昧公御称美 当君御成ニモ遣 墨屋不
怪称美
- 89 一一休和尚墨蹟横物 一幅
墨屋モ極候由ニ付文化年中町家いよ屋より出求之 代
金三両 本ハ有沢氏より先年出分有テ森脇屋調置夫よ
り出いよやへ
茶ニ宣布
- 90 探幽画 沢庵和尚讃 一幅
一布袋絵立物 一幅
先代より有り 墨屋宣布由
当君御成ニ遣 両人共ニ極札有り 茶懸物ニモ成ル
- 91 一清巖宗渭墨蹟横物 一幅
先代より有り 墨屋宣布由 別ニ極札有り
茶懸物 道具江遣
- 92 一江月和尚 兩筆立物 一幅
清巖和尚 墨屋宣布由
不昧公江岡本瑞庵以テ入御覽候処姓宣布之由御沙汰ニ
付表具モ思召ニテ瑞庵申付取帰候 伏見屋甚右衛門当
時江戸一番ノ目利者之処是モ称美之由 只今此まゝニ
而千疋ニ頂戴ト申候由 別ニ極札モ有り
文化年中御国道具屋より求之 至而下値大掘出シ
茶懸物
- 93 一江月和尚墨蹟横物 一幅
先代より有り 極札有り 墨屋宣布由
茶
- 94 一翠岩宗珉和尚墨蹟横物 一幅
文政二いよ屋より出調 至而下値 姓至而宣布相見候
- 95 一隱元和尚墨蹟懸物 一幅
昔より有り 墨屋極
- 96 一道者元大字横物 一幅
昔より有り 墨屋極
- 97 一木庵即非 兩筆觀音号 二幅対 一幅
昔より有り 墨屋極
- 98 一本阿弥光悦色紙 一幅
当君御成ニ遣 昔より手鑑ニ有 文化年中懸物致ス
極札モ有り 姓宜沙汰
茶
- 99 一近衛信尹卿色紙 一幅
当君御成ニ遣 昔より手鑑ニ有 文政二懸物ニスル
極札モ有り 宣布沙汰
茶
- 100 一広橋大納言兼賢卿短冊 一幅

- 65 宣准公〔宣維カ〕御十三歳
一 御筆懸物 一幅
昔有り
- 66 宗衍公御筆
一 長楽鐘声 二幅対
龍池柳色
昔より有り
- 67 治郷公御筆
一 御色紙掛物 一幅
先代御絵図之■出来ニ付御歌御筆被下置
- 68 同御筆 大字
一 一行物 一幅
文化年中布施源兵衛殿御世話ニ而拝領
- 69 治郷公御讃
一 普化禅師 尚信
文化年中〔ママ〕神谷氏世話ニテ求之 米田義敬取次 本ハ尾塩〔牛尾カ〕宗泰へ被下置所持居候処御国ニテ借金ノ分ニテ仙石猪右衛門殿方へ右懸物置候ニ付而其後出候ニ付調之 代銀五枚 右宗泰ハ江戸人茶人
- 70 治郷公御筆
一 円相内ニ御歌 一幅
文政ニ道具屋より求 至而下値
- 71 一 仙洞様御色紙 一幅
昔より有り
- 72 一 後水尾院御色紙懸物 一幅
昔より有り
- 73 二 一首詠草
一 後西尾院宸翰横物 一幅
昔より有り
- 74 一 後土御門院御筆 一幅
昔有り
- 75 伏見中務卿邦永親王御筆
一 懷紙横物 一幅
不昧公御隠居始而御成ニ遣 昔より有り
- 76 三 一首詠
一 為和懷紙 一幅
御両殿様共ニ御成ニ遣 墨屋称美 本屋モ称美 代付 別帳ニ有り
- 77 一 光源院殿義輝公御筆 一幅
昔より遣
- 78 一 長嘯子歌横物 一幅
当君様御成ニ遣 墨屋称美 昔より有り
- 79 一 著到懷紙 幽栖暗雨 一幅
昔より有り
- 80 太閤秀吉公
一 白詠倭歌横物 一幅
昔より有り
- 81 一 相尚卿御文懸物 一幅
昔より有り 此分いよ屋江遣ス
- 82 一 小堀遠州筆文懸物 一幅
昔松志摩守様より拝領 茶懸物 墨屋宜布由
- 83 一 同筆文富士自詠 一幅
昔より有り 墨屋は極兼候 悪候ニ而出ス

〔一紙空白、改丁、四紙空白〕
〔その他の墨蹟〕（31件）

	御成ニ出ス 江戸晴川方ニ而大ニ称美 御国ニ而大堀 シ〔ママ〕 天保年中		
	〔二紙空白〕		
46	中ノ下 ツナギ 一鷹之絵立物 名印無シ不分 昔より有り	52	一文殊菩薩之像 一幅 昔より有り
47	中 何家共不分 一菊童子 豊信筆 捲リニテ昔より有り 文政元仕立	53	一弁財天神像 一幅 昔より有り
48	一土佐光長絵 一幅 一平業兼讃 一幅 昔より有り	54	一松山僊隠之絵 一幅 昔より有り 大横もの
49	中ノ下 画ハ不分 讃萬寿寺和尚 一緋衣達磨 一幅 龍潭讃 昔よりアリ	55	一鵜鴛絵 一幅 昔より有り 焼失
50	下 一大成至聖文宣王尊像 一幅 昔より有り	56	中 八枚屏風押絵 雲谷筆 一人馬之画 雲谷筆 昔より有り 墨屋洞益とも候哉 腕与不致 此分権大 夫殿焼失ニ付遣ス
51	下 一千手観音之像 一幅 昔より有り	57	一押画捲り絵類品々 昔より有り 格別なる品は無之 別帳ニ有り
		58	一山水一幅 〔竹内〕春山筆 先代より有り
		59	一山水二幅対 同筆 先代
		60	下屋印附 一唐人馬乗絵 無名卯〔印カ〕 先代
		61	直政公 一御筆掛物 一幅 昔より有り
		62	綱隆公 一御筆掛物 一幅 昔より有り
		63	綱隆公御讃 一兼好法師像 永雲筆 昔より有り
		64	綱近公御筆 一御色紙懸物 一幅 昔より有り

御両殿様共ニ御成ニ遣 昔より有り 墨屋称美 代金
付等別帳ニ有り 拾兩位

30 極上

一松絵立物

雪村筆

御成ニ遣 昔より有り 墨屋極 竹ノ絵ト二幅対ニテ
候処竹ノ分ハ調候節今村修礼殿方ト分ケ取ニいたし候
由申伝有り 近年其ノ竹ノ絵ハ御国ニテ似筆為致候テ
所持いたし候由ニ付文化年中道具屋へはなし申候

31 極々上々

一瀧見観音立物

周文筆

御両殿様御成ニ遣 昔より有り 永真極札有り 名印
無シ 墨屋本屋了賀モ称美

32 上々

一花鳥絵

玉畹子筆

文化年中道具屋より求 墨屋称美 本ハいよ屋より出
テ至而下値ニテ調

33 中

一二幅対

驢馬之画

洞益筆

御成ニ遣 昔より有り 墨屋極 名印無シ

34 中

一柳水曲水之図

英一蝶筆

昔より有り 墨屋極 名印無シ 右之由申伝ヘル

35 中

一鐘馗之像

雪村筆

昔より有り 墨屋助三郎ハ惡之由 仍櫃り交置

36 上

一牛布袋横物

小堀権十郎筆

文化年中道具屋より求め至而下値 墨屋称美

〔一紙空白、改丁〕

唐画〔7件〕

37 極上々

一蒲萄絵立物

中洄白画自讃

御両殿様共ニ御成ニ遣 御称美 昔より有り 永真法
眼極有 代付等モ有り 江戸墨屋本屋モ不怪称美

38 極上

一竜絵立物

海披筆

御両殿様共御成ニ遣 御称美 昔より有り 永真法眼
極有 墨屋モ称美

39 同

一梅絵立物

聞極筆

右ニ同 昔より有り 墨屋モ称美 永真法眼極有

40 中上

一山水絵立物

林達筆

御成ニ遣 昔より有 墨屋極

41 上々

一水仙鶏画立物

顔輝筆

御成ニ遣 昔より有り 名印無シ 助三郎明画文進之
類之由申伝 後ニ江戸晴川方江遣候処珉画之由

42 上々

一桐鳳凰絵立物

舜举筆

御成ニ遣 昔より有り 墨屋ハ舜举トハ不見之由申伝
有り

43

一山水横物

唐絵老枚

昔より有り 墨屋宜布之由 大矢印有 捲リニテ有り

〔二紙空白、改丁、一紙空白〕

〔和画〕〔17件〕

44 極々上々

一二幅対山水

雪舟筆

当君様御成ニ出ス 天保年中〔三六〕権大夫殿話中西
山其太世話ニ而求之 代金拾六両 極も有り 極有り
〔重複ママ〕

45 極々同

一真山水

雪村筆

一二幅対 山市晴嵐 尚信筆
墨屋極 昔より有り 代付別帳ニ有り

14 中

一松之絵大横物 牧心斎筆
昔より有 墨屋極 至而大横もの 天保十一子年北
嶋国造江遣候由持参いたし刀ノ身一備前筒水指乾山
焼硯箱右三品と替る

15 上

吉野
一三幅対 富士 永真筆
龍田

御両殿様御成ニ遣 昔より有り 墨屋本屋なとも称
美 墨屋代付別帳ニ有り 代金拾両位

16 中

益信洞雲ノ子
一桃鶴 二幅対 洞春筆
墨屋極 昔より有り

17 中

周信ノ弟
一二幅対 桃鳩 岑信筆
墨屋極 柳黄鳥 昔より有り

18 同

雀
一三幅対 人 栄川筆
燕

当君御成ニ遣 先代より有り 墨屋極

19 同

牡丹
一三幅対 菊童子 栄川筆
菊

先代より有り 御部屋より文化年中御出ニ成ル

20 中

一山水横物 安信筆
昔より有り 捲リ 文政元懸物スル

21 同

一達磨絵立物 養川筆
先代より有り

22 同

鳩 養川筆
一二幅対 鷹
先代より有り

23 同

上リ鯉
一二幅対 猩々 洞雲筆
下リ鯉

当君御成遣 先代有り 墨屋極

24 中

一龍虎絵 永雲筆

昔より有り 墨屋極 名印無シ

25 上々

竹之絵 常信筆
一二幅対
当君様御成ニ出ス 天保十年求之 代金五両

26 上

松二日ノ出 探信筆
一二幅対横物 竹ニ月
同御成出ス 天保年中ニ求之

27

土佐光貞筆
一千羽鶴
御成之節奥江出ス 天保十年求之

一〔以下空白〕

〔二紙空白、改丁〕

28

伊川法眼筆
一猿猴絵立物
文化年中御国竹内君之助江戸宮弔ニ貫

〔四紙空白、裏五紙脱落跡、改丁〕

逸人画家〔8件〕

29 極々上々

小栗宗丹筆
一雪景山水絵立物

〔史料1〕乙部九郎兵衛家九代可備「道具帳」翻刻

（凡例）

- ・ 本史料は乙部家文書11―8（個人蔵、松江歴史館寄託、一冊）全文を翻刻したものである。
 - ・ 分類名にあたる語句は太字とし、下に件数を（ ）で補った。
 - ・ 各項目の最初にアラビア数字で通番を付し、項目間は一空白とした。
 - ・ 各項目は作品・作家名を中央とし、格付と作家情報は右、その他は左に一字下げでまとめた。
 - ・ 翻刻者による補足は（ ）で示し、原文の当て字・脱字等は〔ママ〕〔〇〇カ〕等と傍記した。
 - ・ 傍線は原本ママ。現状変更または放出した品の印と考えられる。
 - ・ 虫損箇所は□とし、判読困難な箇所は■とした。
- 翻刻は村角紀子が行い、校正を松江城・史料調査課の高橋真千子氏にお願いした。

画掛物 狩野家（28件）

- 1 □上々
- 松八伽鳥絵 古法眼筆
不昧公 御両殿様共ニ御成ノ節遣 御称美 永真極有り
齋恒公 墨屋本屋了實〔我カ〕共ニ江戸道具屋ニ而目利者 就
中墨屋助三郎ハ宜キ 昔より有り

2 上中 自画讃

- 一山水横物 探幽筆
墨屋極 昔より有り 尤ニ枚折ニ張有り文化年中懸物
ニスル

3 同

- 一栗折枝横物 探幽筆
当君様御成ニ遣 文化年中江戸伊勢屋権平持参調 極
有り 代金大堀出シ 墨屋モ美事之由

4 極上

- 蘭絵横物 探幽自画白讃
当君御成ニ表間ニカケ 墨屋極称美 代付等別帳ニ有
リ 昔より有り

5 □上々

- 鳩 一三幅対 達磨 探幽筆
鷹 齋恒公御成ニ遣 墨屋モ極不怪称美 代付等別帳有り
昔より有り

6 中ノ上

- 八幡太郎 一三幅対 日本武尊 永真筆
楠 正成 昔より有り

7 上々

- 一山水横物 尚信筆
墨屋称美 昔より有り 代付等別帳ニ有り
此分御国目附衆見候節上江御用立候処紛失いたし候

8 上中

- 一獅子絵立物 尚信筆
墨屋極

9 極上々

- 一柳月絵 自適斎筆
文化年中墨屋持参 神谷氏世話ニテ調 代金三両

10 上

- 一二幅対八景 常信筆
当君御成ニ小書院江カケ 墨屋称美 昔より有 代付
別帳有り 代金拾両位也

11 上

- 一瀧季〔李カ〕白絵立物 常信筆
当君御成ニ遣 墨屋極 代付別帳ニ有り
此分御国目附見候節上江御用立候処其節紛失いたし候

12 上

- 一長果老之絵 尚信筆
墨屋極 代付帳ニ有り 昔より有り

13 上

伝に関する情報提供を受け、あわせて墓石撮影を行った。

(26) 安食良三郎編刊『久木村誌』一九二四年、二五・二六頁

(27) 「龐居士投機偈」附属の古筆・意極裏には「柳宮 己丑四」とあり、文政二二年（一八二九）四月時点で徳川將軍家所蔵だった可能性がある。

(28) 前掲（2）①拙稿、本屋平蔵「覚」（乙部家文書8-1-2、松江歴史館寄託）

(29) 大倉隆二「第三章第一節第五項 肥後画壇の復興」『新熊本市史』通史編4近世Ⅱ、熊本市、二〇〇三年。佐々木英理子「絵画を愛した熊本藩主・細川斉茲」、板倉聖哲「江戸時代細川家の「唐絵」収集―『古画御掛物之帳』を起点として―」『季刊永青文庫』一〇八号、二〇一九年。明清画コレクターとして知られる細川斉茲は文政四〜七年（一八二二〜二四）、肥後狩野派の狩野伊圭弘信に東海道から京大坂、奥州仙台より南部へ「唐画」の「御吟味」にあたらせた（狩野家先祖附（先祖由来記））個人蔵。本史料は熊本県立美術館より複写を提供いただいた。

(30) 前掲（17）相見。「乙部仕立」を最初に論じた前掲（2）⑤竹崎ではその源泉として、極箱は雲主松平家に伝来した不味菟集作品、帙は広島藩浅野家菟集品の「浅野箱」を挙げる。本章では同論を参照しつつ、その後の調査で得られた事例と史料からこれを補足したい。

なお、前掲（2）①拙稿において、「總門雲煙集」という題は乙部家上屋敷が松江城北惣門前にあったことから相見が大正期に名付けたと仮定した。だが、今回の調査で絲原文書に同題の明治期写本を確認した。さらに赤崎（現松江市石橋町）の乙部家下屋敷はかつて広大な惣門を構え、城北地区には現在も「惣門跡」という土地の名称が残る。さらに、乙部家旧蔵絵画の重要性に着目したのは相見よりも審美書院主幹・田島志一が先だった（田島志一「古画縷々記（一）」『美術之日本』一巻一号、一九〇九年五月）。今後稿を改め自説を再考したい。

(31) 前掲（2）①拙稿ではこの点を誤解し、「金襴緞子を用いて贅を尽くした表具」を「乙部仕立」としたが、ここで訂正したい。

(32) 外覆と帙に使用される染織品については、今回新たに東京国立博物館の小山弓弦氏に調査画像から種類を同定していただいた。記して感謝申し上げる。

(33) 相見香雨「黙庵の布袋」『日本美術協会報告』四三輯、一九三七年（相見香雨集）三所収

(34) 出光美術館編刊『御茶器帳（雲州蔵帳）』二〇二一年の「参考旧帳」翻刻を参照。また、藤原幹大「三井記念美術館所蔵の雲州名物絵画について」『三井美術文化史論集』一六号、二〇二三年に治郷旧蔵「白梅図」「六祖破経図」「柘榴図」「竹図」の極箱が写真図版で紹介されており、すべて同様の「不味極箱」であることが確認できる。

(35) 福岡市美術館コレクション展「表具のキホン」（会期：二〇二四年六月四日〜八月十八日）で三幅の中「章駄天」旧軸木と寸法書が展示された。筆者は同年七月二十八日同館にて調査を行った。なお、前掲（34）『御茶器帳（雲州蔵帳）』では同作品に「左章駄天／紙中下之方より表具に懸ケ虫入」と書入があり、これが修復された可能性もある。

(36) 松平治郷（不味）研究会編『不味の手紙―「大圓公手翰」を読む―』松江市、二〇二〇年、六八〜七一頁（原本は月照寺文書A群4-1「松平治郷書状」）

(37) 『松江市史』史料編7近世Ⅲ、松江市、二〇一五年所収、88「松平斉恒書付」（月照寺文書）一四三頁

(38) 同前、89「松平斉貴書付」（月照寺文書）一四五頁。ただし他へ出さないという斉貴の覚は守られなかったことが前掲（36）小林准士解説七一頁に指摘される。

(39) 和田嘉宥・安高尚毅「大崎下屋敷の拡張・整備と建築に関する考察」『松江市歴史叢書』八号、二〇一五年に本絵図や各種建築図面が紹介される。

(40) 乙部仕立を成立させたのが宝蔵守護とすれば、前掲（30）「浅野箱」の仕様の情報は修復を担当した江戸の表具師等を通じて得られた可能性を指摘したい。

(41) 『松江市史』通史編3近世Ⅰ、二〇一九年、三五六・三五七頁、および前掲（39）和田・安高

(42) 拙稿、調査コラム第四回「御茶道方御懸物書拔写」―松江藩赤坂上屋敷を飾った掛軸―松江市ホームページ、二〇二四年七月三十一日記

（むらかど のりこ 松江市松江城・史料調査課歴史史料専門調査員）

日

・ 八代斉恒…文化四年二月二五日、同六年二月二五日、同八年一月二二日、同一〇年二月二二日、同一二年二月一八日、同一四年二月三日、文政二年一月二五日

・ 九代斎貴…文政一〇年二月一八日、同一一年二月二二日、天保二年一月一日、同四年一〇月二五日、同六年二月二二日、同八年九月七日、同一〇年九月一七日、同一四年閏九月一七日

治郷が三回と少ないのは、乙部家八代可敬が寛政三年（一七九一）に早世し当時二歳だった可備が一七歳で家督するまで同家への藩主御成がなかったことによる。

(9) 前掲(8)「九代目 乙部九郎兵衛」。なお、治郷御成の際に「御茶事」が記録されるのは可備のほか岡本瑞庵（藩医）、大橋茂右衛門（家老）、神谷兵庫（家老）、高田極人（家老並）、村松伊賀（中老）、有澤織部（中老）、朝日丹波貴邦（家老）、塩見小兵衛（中老）の八人である『松江藩列士録』全六巻、二〇〇四～二〇〇六年。

(10) ①松平家編輯部編『松平不味伝』箒文社、一九一七年、②戸田弥七編「雲州公御蔵帳」式玄庵文庫、一九三五年

(11) 前掲(10) ①『松平不味伝』より伊勢屋権兵衛・墨屋助三郎・伏見屋甚右衛門・本屋了我が文化年間の茶会に、②松尾寿監修『宍道町歴史史料集（近世編本陣史料Ⅰ）』宍道町教育委員会、一九九六年より伊勢屋（高塚）権兵衛が享和三年・文化一三年の治郷巡郷に同行したことが分かる（本屋了我は当初予定にあるが不参加）。

(12) 前掲(11) ②『宍道町歴史史料集（近世編本陣史料Ⅰ）』および「（御立山奉行）御用日記」松平治郷（不味公）研究会編『松平治郷（不味公）関係史料集Ⅱ』松江市、二〇二三年

(13) 前掲(8)「九代目 乙部九郎兵衛」

(14) 三宅秀和・出光佐千子・江口恒明・太田（佐藤）香里・大月千冬・尾本師子・鎌田純子・喜多央子・武田庸二郎・福田道宏・藤元裕二・山本ゆかり「「添状控」（狩野養信雅信鑑定控）の紹介と翻刻」『群馬県立女子大学紀要』四四号、二〇二三年。なお、「添状控」第二冊は万延二年（一八六一）三月までとある

が、同年二月改元のため、本稿では「文久元年三月」と記した。

(15) 弘化四年五月一日、赤坂上屋敷に武田大善大夫（信典）、織田大蔵大輔（信恭）ら高家衆を招いた席に狩野雅信も招待され席画を行っている（出雲国松江松平家文書「御上京一途」一上、十二、国文学研究資料館蔵）。また、嘉永六年一月一九日にも細越中守（細川斉護）、松平大膳大夫（毛利敬親）と斎貴の食事の席に雅信が同席している（同前「斎貴公定安公御賀養子御隠居御家督御記録」三十二）。

(16) 前掲(2) ⑤竹崎

(17) （相見繁一編・翻刻）「總門雲煙集」解題、『群芳清玩』第六冊、精芸出版合資会社、一九一八年

(18) 静嘉堂文庫美術館編刊『仏教の美術』展図録、一九九九年、一〇〇・一〇二頁

(19) 薦果郷土誌編集委員会編『ふるさと薦果物語』薦果自治協会、二〇〇五年

(20) ①前掲(19)『ふるさと薦果物語』所収の霊雲寺解説、および②霊雲寺の三代政道氏がまとめた同寺資料による。

(21) 霊雲寺六世政邦宗護が「三禪師像」を奈良国立博物館へ寄託する前に附属文書と図像を筆写した控が同寺に残り、政邦は⑤⑥に「伊菴ノ筆ニテ写シタモノ」「伊菴写シ取」と付記している。

(22) 「増殖願濟」とは、霊雲寺什宝として島根県に追加届出済であることを意味すると思われる。また、前掲(20) ②霊雲寺資料によれば、明治一八年には同寺で伊菴（未徹老師）の授戒が行われており、この機に「三禪師像」を正式に登録、陳列したとも考えられる。

(23) 広戸惇、矢富熊一郎編『島根県方言辞典』島根県方言学会、一九六三年、二〇五頁

(24) 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵の長者番付「嶋根県管内耕宅地々佃持丸長者鑑」（一八八一年五月出版）に「イズモタヌイ東林木 園山九一郎」とある。また、『島根県広報』一六二号（一八八七年二月一六日）に県下三大道路修復費に金員を寄附し木盃を下賜された「出雲国榑縫郡東林木村平民」の中に園山九市郎の名がある。

(25) 二〇二四年六月一二日、龍善寺にて柳樂由乗住職より聞き取り調査を行い寺

を暗示する。そもそも、家老である可時が自らの蒐集品の格付に「御秘蔵」「御秘蔵並」という名称を用いたことには違和感が伴う。八代藩主斉恒の遺言には「我等も買置候品も在之候」とあり、宝蔵守護の管理対象には、斉恒以降の蒐集品も含まれていた可能性が高い。それらが宝蔵守護の崩壊後、可時のコレクションに「御秘蔵」「御秘蔵並」として流れ込んだとすればすべての疑問は解消するが、この大きな課題は稿を改めて論じることとしたい。

(附記)

調査にあたりご高配を賜ったご所蔵者・寄託機関の皆様、作品所在情報の多くを提供いただいた竹崎宏基氏、終始ご助言を賜った玉蟲敏子先生、助成成果報告の転載を許可いただいた鹿島美術財団に記して感謝申し上げます。

注

- (1) 拙稿「松江藩家老・乙部家の中国絵画コレクション形成に関する調査研究」『鹿島美術研究年報』第41号別冊、二〇二四年
- (2) 乙部家文書目録は以下に収録。松江市文書調査報告書第一集『乙部家等古文書史料調査目録―平成一九年度～平成二二年度―』松江市教育委員会、二〇一〇年、一九～四四頁
- 乙部家コレクションに関する研究は以下の通り。①拙稿「松江藩家老・乙部九郎兵衛の中国絵画コレクションと相見香雨―乙部家「御道具帳」と本屋平蔵「覚」―」『松江市歴史叢書』一四号、二〇二一年、②拙稿「玄装三蔵取経図」の来歴」『葉師寺』二〇九号、二〇二一年、③拙稿「松江藩家老・乙部家の幕末明治―絵画コレクション〈解体〉の背景」『松江歴史館研究紀要』一〇号、二〇二二年、④竹崎宏基「ポストン美術館所蔵の松江藩家老・乙部家旧蔵絵画、その伝来と特質―伝銭選「山茶花図」と伝徐熙「雪柳鷺図」を中心に―」『松江市歴史叢書』一五号、二〇二二年、⑤竹崎宏基「松江藩家老・乙部家旧蔵絵画を

めぐる諸問題―木挽町狩野家との関わりと「乙部仕立」を中心に―」『松江歴史館研究紀要』一〇号、二〇二二年

- (3) 東京大学東洋文化研究所東アジア美術研究室「中国絵画所在情報データベース」<http://cpdb.ioc.u-tokyo.ac.jp/picture>

歴代の先生方の貴重な調査成果である調書の閲覧を許可いただいた塚本磨充氏、確認作業を補助いただいた小林真美氏に心より感謝申し上げます。表装を含めて撮影されたカラースライドを閲覧できたのは本調査にとって特に有益だった。

- (4) ①「十代目 乙部九郎兵衛可時」『松江藩列士録』第二巻、島根県立図書館、二〇〇四年、一二九～一三三頁、②玉木勲『松江藩を支えた代々家老六家』ハーベスト出版、二〇一一年

- (5) 米村家文書1―1―47（松江市蔵）に天保一〇年（一八三九）～翌年正月に九代藩主松平齊貴が行った上級藩士宅御成の際の各家飾付が記され、このうち冒頭の乙部宅記録に「次之間／一床堅物 梅小鳥 長存仁筆」とある。

- (6) 「史料1」41「水仙鶏画立物 顔輝筆」に「御成ニ遣、昔より有り、名印無し、（墨屋）助三郎明画文進之類之由申伝、後ニ江戸晴川方江遣候処珉画之由、45「真山水 雪村筆」に「御成ニ出ス、江戸晴川方ニ而大ニ称美、御国ニ而大堀シ（ママ）、天保年中」とある。前者「珉画」の意は不明だが、「珉」は玉に似た美しい石で、韻が「明」に通じることから、「玉（顔輝）を真似たよくできた明代の作」といった意味か。

- (7) 乙部家文書11―7「御道具帳」記載の唐絵・和画は前掲(2) 拙稿①史料2に翻刻。11―8記載の「画掛物」画家名は以下の通り（雪村は重複して登場）。

- ・ 狩野家 … 古法眼、探幽、安信（永真、牧心斎）、尚信（自適斎）、常信、洞春、岑信、栄川、伊川法眼、養川、洞雲、永雲、探信、土佐光貞（ママ）
 - ・ 逸人画家 … 小栗宗丹、雪村、周文、玉腕子、洞益、英一蝶、小堀権十郎
 - ・ 唐画 … 中湊、海披、聞極、林達、顔輝、舜華、陸治、趙仲穆
 - ・ （和画） … 雪舟、雪村、豊信、土佐光長、雲谷、〔竹内〕春山
- (8) 「九代目 乙部九郎兵衛」『松江藩列士録』第二巻、一二六～一二九頁
- ・ 七代治郷…寛政三年三月五日、文化五年四月二八日、同一三年二月六



〔写真37〕張翰筆「藻魚図」外装、菊屋家住宅保存会蔵

いは国元にも継承されたと考えられる。

例えば、乙部家文書11—1「御茶道方御懸物書抜写」という松江藩御茶道方が赤坂上屋敷で使用していた四〇件の掛軸目録を取り上げたい。その大半は弘化四年〜嘉永六年（一八四七〜一八五三）に来客の場の飾りとして常用されたことが確認できる^④。この冒頭に記された「二幅対 鯉画 張翰筆」は現在、菊屋家住宅保存会に「藻魚図」として伝わっているが、同図には前掲の孫君沢筆「劉阮天台図」と同様の外覆と帙が附属している（ただし極箱はない）〔写真37〕。このことは、赤坂上屋敷においても宝蔵守護の保存管理技術が継承され、同様の外装が使用されていたことを示している。

また、前掲の佐藤重蔵は、嘉永五年（一八五二）一二月まで大崎の御茶器御道具虫干御用を務めた後、翌年六月に九代藩主齊貴の退隠を控え「御隠居様〔齊貴〕御附頭取」を仰せ付けられ一旦帰国、安政五年（一八五八）正月まで国元で御茶器御道具虫干を担当した。この「御茶器」等が国元に移動した治郷蒐集品を指すものか、あるいは齊貴の隠居所である観山御殿の収蔵品を指すものか現段階では不明だが、佐藤が松江でも継続して保存管理業務にあたっていたことは宝蔵守護の技術の伝承を考える上で重要である。

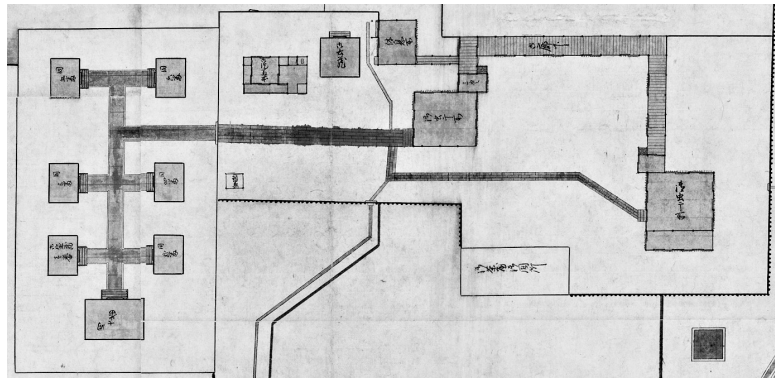
むすびに

本稿では以上の通り、第一章で乙部家九代可備の道具帳を読み解き、松平治郷（不昧）の直接的影響が一八四〇年代前半まで松江藩上級藩士の間で継続していたことを指摘した。第二章では十代可時が一八五〇年代後半以降にとった新たな絵画蒐集方法について同家旧蔵の伝明兆筆「三禅師像」（霊雲寺蔵）附属文書を基に報告した。第三章では今回の調査で特定した乙部家旧蔵絵画の表装を含む全体図をカラーで紹介し、その多彩さを指摘した。最後の第四章では「乙部仕立」成立の背景に大崎下屋敷で治郷蒐集品の保存管理を担当してきた「宝蔵守護」の存在があった可能性を論じた。

驚くべきことに、乙部九郎兵衛可時は自分の名前も松江藩家老という身分も全く表に出さず、「契約子」を使って遠隔地の絵画蒐集を行っていた。本稿で取り上げた東福寺からの直接買い付けの実例は、従来、明治初期の廃仏毀釈の中で起こったと理解されてきた大寺院からの寺宝流出が、実際にはそれより早く双方合意の上で静かに進んでいたことを示している。

幕藩体制下における上級武家の道具蒐集には、少なくとも可時の父の世代まで、「御成」「茶」など具体的な用途が存在していた。だが可時の代に至り、書院や茶室に収まりきらない請来仏画の大幅や頂相までを買い出すという奇妙な展開を見せる。本稿で詳しく論じる余裕はなかったが、これは可時に限ったことではない。こうした旧体制末期の上級武家の蒐集活動こそが、仏画・仏像を文脈から切り離して東山御物や中興名物と同レベルで評価する、近代数寄者の井上馨や益田孝らの近代的〈美術〉観を準備したのではないだろうか。

また、本稿で取り上げた松江藩「宝蔵守護」の組織的活動は、乙部家「御道具帳」記載の多彩な絵画を蒐集した人物が可時ひとりではなかった可能性



〔写真36〕「大崎御屋敷分間惣御絵図面」部分、天保9年、松江歴史館蔵

敷候、入念ニ可心得候、暑寒虫干之節、必当主自身ニ取扱可致事ニ候」という一条を挙げている³⁸⁾。

再び『松江藩列士録』によれば、「大崎御屋敷御宝蔵守護」が最初に登場するのは治郷の死から三ヶ月後の文政元年七月で、この時に任命されたのは小倉と同じく御隠居様御納戸役を務めていた志立傳八郎（六代目）と庄司郡平（二代目）だった。文政三年に志立が亡くなると大河原五郎右衛門（六代目）がこれに代わった。また、治郷

病氣により御免を願い出ている。天保四年の小倉の「宝蔵守護」就任は、こうした面々の後を引き継いだものだった。

実際の建造物としての「宝蔵」については「大崎御屋敷分間惣御絵図面」（天保九年、松江歴史館蔵）から知ることができる（写真36）³⁹⁾。広大な敷地の西側中央部には七番から七番までの「御宝蔵」が左右対称に整然と配置されており（図左）、これら収蔵庫から二箇所の「御虫干所」（保存管理作業施設）と「三畳」（居館側からの前室）へとつながる動線が石畳の通路で整備されていたことが読み取れる。また、前掲の弘化三年の軸木墨書からは、収

蔵品管理に携わったのは藩士に留まらず、必要とあれば外部の専門業者への修復委託も行われていた様子が分かる。

以上から、「雲州蔵帳」上之部記載品に外覆と帙を新たに追加したのは、藩の役職として治郷蒐集品の管理を行っていた江戸時代の学芸員と言うべき「大崎御屋敷御宝蔵守護」だった可能性を指摘したい。そして、この外覆と帙に改良型極箱を備えた「乙部仕立」も同様に、彼らの下で成立したのではないだろうか。前節で指摘した染織品の好みの不統一、複数の筆跡、細部のバリエーション、数十年の開きを感じさせる劣化の差といった乙部仕立の特徴はすべて、特定の個人ではなく一定数の人間が長期にわたり作成に携わったことを示唆している⁴⁰⁾。

（四）「宝蔵守護」の崩壊と継承

以上のように、大崎下屋敷において文政元年（一八一八）七月以来、収蔵品管理を続けてきた「宝蔵守護」だが、嘉永六年（一八五三）に起きたある歴史的事件によって唐突な幕引きを迫られることになる。

この年六月のペリー浦賀来航を受け、幕府は同年八月、海岸防御のため鳥取藩池田家の芝金杉下屋敷添地を召し上げ、代わりに松江藩の大崎下屋敷を充てることとした。このため松江藩は慌ただしく大崎を引き払い、一〇月には鳥取藩に引き渡され、同地の建造物は取り払われていった⁴¹⁾。

大崎下屋敷の宝蔵が崩壊した後、幕末の動乱から明治維新を経て治郷の蒐集品が具体的にいつどこに移されたか、全体像を明確に示す史料は見つかっていない。しかし、出光美術館本『御茶器帳（雲州蔵帳）』の書入が示すように、文久四年（一八六四）以降も虫干等の保存管理は続けられており、宝蔵守護の人材や技術はこの間も赤坂上屋敷をはじめとする江戸藩邸に、ある

追加したのは誰なのだろうか。

(三)「大崎御屋敷御宝蔵守護」の成立

再びA「韋駄天猿猴図」に目を戻す。福岡市美術館では平成一五年(二〇〇三)に修理を行い軸木等を新調したが、取り外された旧軸木に以下のような墨書があることが近年、同館学芸員の宮田太樹氏により紹介された³⁵⁾。

我藩主将公不昧所蔵愛之牧溪画共三幀維時弘化三祀丙午仲秋上旬修覆成

江戸城之南三田住 表具師 田邨藤七

宝蔵守護

小倉源左衛門美暢

佐藤重蔵邦基

これは弘化三年(一八四六)八月に江戸三田の表具師田村藤七が本作品の修復を行ったこと、この時の松江藩側の管理担当者は「宝蔵守護」の小倉源左衛門と佐藤重蔵だったことを示す極めて重要な一次史料である。紹介されたのは三幅の中「韋駄天」の旧軸木だが、左右の「竹猿猴」「岩猿猴」旧軸木にも同じ墨書があることを確認した(写真35)。では、『松江藩列士録』にある小倉と佐藤の経歴を追ってみたい。

〔写真35〕牧谿筆「韋駄天猿猴図」三幅対のうち左右「竹猿猴」「岩猿猴」旧軸木墨書(部分、福岡市美術館蔵)



小倉源左衛

門(七代目、

初名源蔵)は

一三〇石取の

松江藩士で享

和元年(一八

〇一)家督、治郷が退隠を控えた文化二年(一八〇五)一二月に「大崎御屋敷御用懸」を仰せ付けられ、翌年三月より「御隠居様(治郷)御納戸役」、

文化一〇年一二月に同役頭取となった。文政元年(一八一八)四月の治郷没

後はその肖像画と寄附品を大徳寺孤篷庵に届ける使者を果たした。御納戸役

頭取を御免となった後、いくつかの要職を経て天保二年(一八三一)六月に

「御宝蔵御道具懸り」を仰せ付けられ、翌年から御茶器虫干御用を務めるよ

うになった。天保四年一二月に「大崎御屋敷御宝蔵守護」となり、以後、嘉

永六年(一八五三)まで御茶器御道具虫干御用を毎年務めた。翌年三月に同

職を御免となり、九月に亡くなっている。

佐藤重蔵(八代目、号周鮮)は一三〇石取の松江藩士で、天保五年(一八

二四)九月に家督し定江戸御扨従番組へ組入、天保一四年(一八四三)四月

に「大崎御屋敷御宝蔵守護」を仰せ付けられ、同年一二月より御茶器御道具

虫干御用を務めた。

両者の経歴から、「宝蔵守護」とは松江藩大崎下屋敷に遺された治郷蒐集品の保存管理を担当する役職名だったことが分かる。治郷生前は「御納戸役」という通常の名称だったが、没後、八代藩主斉恒の下で新たに設けられたのが「大崎御屋敷御宝蔵守護」だった。

周知の通り、治郷は自分の死後も蒐集品の管理を生前と同様に続けるよう遺言に記しており³⁶⁾、このことは子の斉恒だけでなく、孫の九代斉貴にもよく認識されていた。文政四年(一八二二)の斉恒の遺言には「大崎ニ有之一宝物ヨリ上ノ部迄の道具、大田庵様年来御丹精ノ品、次ニ我等も買置候品も在之候、右者格別大切にいたし、手入念入可申事」とあり³⁷⁾、文政五年五月に襲封した斉貴も「厚頼置候覚」と題した天保九年(一八三八)の家臣宛の書付に「大崎屋敷ニ納置候茶器、宝物より上ノ部者千歳之後までも他江出間



〔写真33〕禅月筆「羅漢図」附属の大橋茂右衛門安幾筆由来書箱、藤田美術館蔵



〔写真32〕伝銭選筆「宮女図」極箱、個人蔵

治郷の箱書が伴う³⁴⁾。これらは「雲州蔵帳」にも「極箱桐白木 書付／治郷公御筆」と記載されることから、確かに「不昧公の好みに仿った」ものと言える（Cの筆者は不明だが八代斉恒カ）。仮にこれを「不昧極箱」と呼ぶことにしたい。乙部家の極箱は、明らかにこの形式を踏まえたものである。

不昧極箱の蓋表上部には金属製の小さな半球状の取手が埋め込まれている。これは外れやすい構造だったと見え、伝来の過程で脱落、もしくは脱落

箇所の木地を削って指がかかるよう加工されたもの〔写真29〕が散見される。乙部家の極箱は、これを薄板に改良することで欠点を克服したと考えられる。

なお、乙部家に収蔵された伝銭選筆「宮女図」（個人蔵、写真20）の極箱蓋には木地の半球状の窪みに円形の木製の取手が埋め込まれている〔写真32〕。しかし箱書は治郷の筆跡ではないことから、これは改良型への移行段階で作られた可能性を示している。

ところで、右に挙げたBは、明治四年（一八七一）九月、廃藩置県により東京移住を余儀なくされた松江藩最後の藩主で藩知事の松平定安から筆頭家老大橋茂右衛門



〔写真34〕孫君沢筆「劉阮天台図」外装、菊屋家住宅保存会蔵

家八代の安幾に下賜された。その経緯詳細を記した安幾自筆の由来書が現在も附属している。興味深いことに、その安幾の箱書が伴う由来書収納箱もまた、乙部家の改良型極箱と同じ形式を示している〔写真33〕。すなわち、不昧極箱の形式を受け継いだのは乙部家だけではなかったと解釈すべきだろう。

また、右に挙げた三点のうち、格上（大名物）のAには組紐の付いた筒状の白い革袋が伴う。「雲州蔵帳」にもこ

れに該当する「袋白革紐茶」という記述があることから、不昧極箱と同様に治郷生前からの附属品であることが分かる。一方、上之部のBにはこうした袋類は一切附属せず、「雲州蔵帳」にも記述がない。ところが、同じ上之部であるCには、「雲州蔵帳」に該当する記述がないにもかかわらず、乙部仕立の①③と同じ仕様の外覆と帙が附属する〔写真34〕。おそらく、相見もこうした外装を各所で眼にする中で先の見解に至ったと考えられる。だが、「雲州蔵帳」の状況からすれば、この外覆と帙は治郷生前には存在せず、没後に管理者が追加したと見做すのが妥当だろう。

では、不昧極箱を改良し、「乙部仕立」と称されることになる外覆と帙を

表面に画題・画家名・添帖発給者名等が墨書され、一部を除き上部に黒柿と思われる薄い板状の取手が嵌め込まれる。

③ 帙

内箱を収める。直方体状で、天地（垂直面）二箇所を開閉し、爪を上面（水平面）で留める。厚紙を芯とし、表側は江戸時代の和更紗、清時代の綾・緞子、一八〜一九世紀のインド更紗、ヨーロッパ更紗等が使用され、華やかな植物紋様が多いが、間道もしくは見られる。上面に題箋が付くものと付かないものがあり、題箋の周囲には刺繍もしくは細く裂をかがった縁取がある。内側の生地は黒・紺・茶・白・萌黄等の無地で、海気が多く使用され劣化している場合が多い。爪は銅または象牙製、紡錘形で中央に緒を通す穴があり、両端を絹の組緒で留める。

④ 内箱

仕様は様々で、元箱がほぼそのまま使われたと考えられる。

右のうち、可時の「御道具帳」に記されるのは極箱の内封物（添帖・外題・手紙等）および④の箱書情報のみである。①〜③については全く言及がない。つまり、伝来に関わる情報は記載するが、自家で整えたものはその必要がないという判断だろう。

外覆と帙の組合せは多様で、収納される軸の画家・画題との関連性や法則性は今のところ見出せない。また、帙の表裏に更紗や間道、海気を合わせる点は茶道具の仕覆にも通じるが、統一された好みを指摘するのは難しい。伝来過程における保存環境の違いや修復歴を考慮する必要があるが、題箋や箱書の書体、劣化の差、細部のバリエーションから、複数の人間が作成に携わっていたと見られ、年代にも数十年の開きがあるように思われる。

（二）松平治郷（不昧）旧蔵品との共通点、相違点

なお、乙部仕立の紹介者である当の相見香雨は、後の昭和十二年（一九三七）になって「此の仕服の形式は実是不昧公の好みに仿つたに過ぎない」と記している³³⁾。職業的に松平治郷旧蔵品の実見を重ねる中で得られた見解として尊重すべきだが、これは一面で正しく、一面で正確さを欠く表現だと筆者は考えている。以下に詳しく見ていきたい。

乙部仕立の諸要素のうち、現段階で治郷旧蔵掛物を踏襲していると明言できるのは極箱だけである。例えば「雲州蔵帳」記載品のうち、

A. 牧谿筆「韋駄天猿猴図」（大名物・画掛物、福岡市美術館松永コレクション）

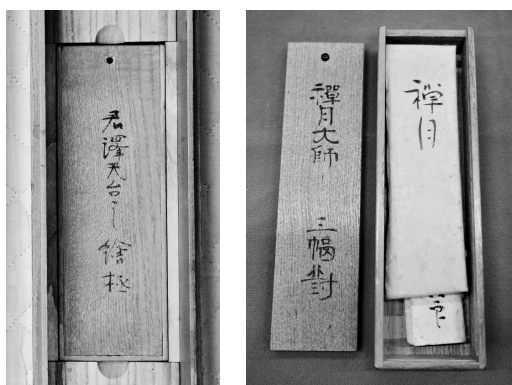
B. 禅月筆「羅漢図」三幅対（上之部・画掛物、藤田美術館蔵）

C. 孫君沢筆「劉阮天台図」（上之部・画掛物、菊屋家住宅保存会蔵）

にはすべて同じ形式の極箱（写真29〜31）が附属しており、A・Bの蓋表に



〔写真29〕「韋駄天猿猴図」極箱、福岡市美術館蔵



右〔写真30〕「羅漢図」極箱、藤田美術館蔵

左〔写真31〕「劉阮天台図」極箱、菊屋家住宅保存会蔵

〔写真26〕 乙部仕立の例 1
馬遠「観瀑李太白図（李白観瀑図）」外装、藤田美術館蔵

右から：外覆、極箱を仕込んだ外箱、帙、内箱（以下同）



〔写真27〕 乙部仕立の例 2
梁楷「寒山拾得図」外装、藤田美術館蔵



〔写真28〕 乙部仕立の例 3
夏珪「山水図」外装、静嘉堂文庫美術館蔵





〔写真22〕張思恭「羅漢図」個人蔵



〔写真21〕舜举「折枝鷄冠花図（鷄頭図）」
根津美術館蔵



〔写真20〕舜举（錢選）「宮女図
（伝桓野王図）」個人蔵（国宝）



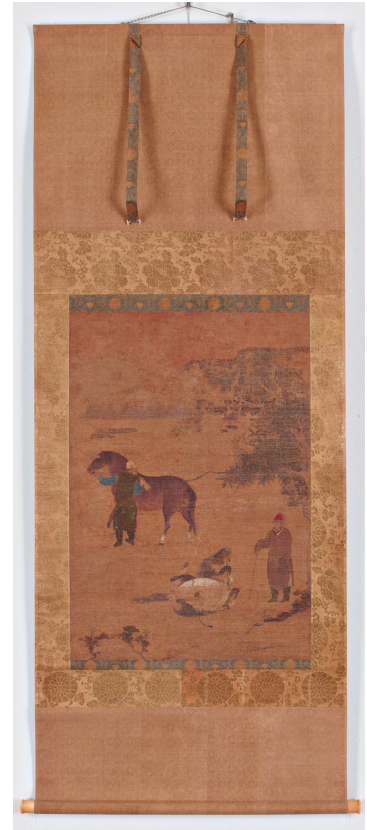
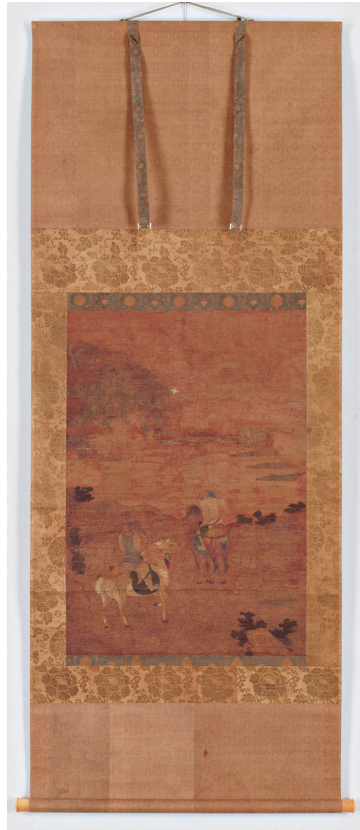
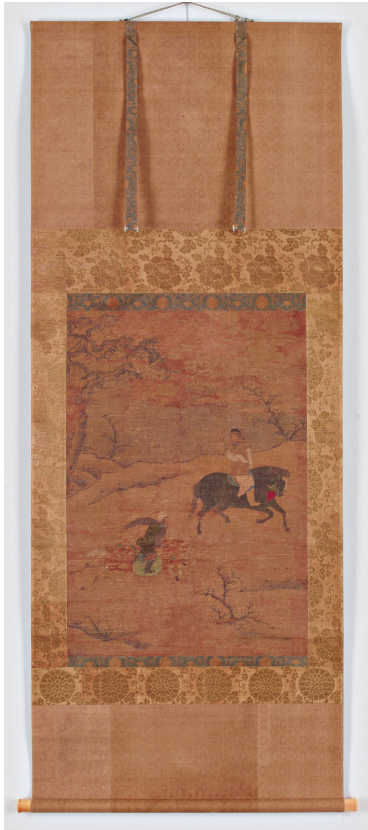
〔写真25〕雪舟「真山水図」個人蔵



〔写真24〕周白（朱氏）「三星圀碁図」
根津美術館蔵



〔写真23〕舜举「貝尽図（荷葉貝図）」
藤田美術館蔵



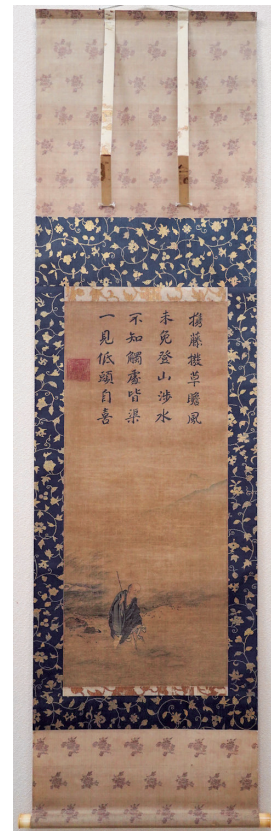
〔写真16〕韓幹「人馬図」三幅対、国（皇居三の丸尚蔵館收藏）



〔写真19〕白良玉「石座観音図」
個人蔵



〔写真18〕檀芝瑞「竹石図
(岩竹図)」根津美術館蔵



〔写真17〕馬遠「洞山渡水図」
東京国立博物館蔵（重文）
Image: TNM Image Archives



〔写真12〕李迪「芙蓉図（紅白芙蓉図）」二幅対、東京国立博物館蔵（国宝）Image: TNM Image Archives



〔写真11〕梁楷「寒山拾得図」藤田美術館蔵



〔写真15〕馬遠「鹿柴之図」藤田美術館蔵



〔写真14〕馬麟「楓林停車図」個人蔵



〔写真13〕夏珪「山水図」静嘉堂文庫美術館蔵



〔写真8〕馬遠「觀瀑李太白図
(李白觀瀑図)」藤田美術館蔵



〔写真7〕禅月（貫休）「布袋
図」個人蔵



〔写真6〕趙昌「牡丹図」国（皇居
三の丸尚蔵館収蔵）



〔写真10〕牧溪「蘆雁図」二幅対、個人蔵



〔写真10〕東坡（蘇軾）「墨竹画賛（竹
図）」藤田美術館蔵

〔表2〕今回調査を実施した乙部家旧蔵絵画

「御道具帳」	画家名「画題」	員数	所蔵	外覆	極箱	帙
1 御秘蔵	趙昌「牡丹図」	1 幅	国（皇居三の丸尚蔵館）	—	○	○
5 御秘蔵	禅月（貫休）「布袋図」	1 幅	個人蔵	○	○	○
8 御秘蔵	馬遠「観瀑李太白図（李白観瀑図）」	1 幅	藤田美術館	○	○	○
11 御秘蔵	東坡（蘇軾）「墨竹画賛（竹図）」	1 幅	藤田美術館	○	○	○
13 御秘蔵	牧溪「蘆雁図」	2 幅	個人蔵	—	○	○
23 御秘蔵並	梁楷「寒山拾得図」	1 幅	藤田美術館	○	○	○
26 御秘蔵並	張思恭「文殊釈迦普賢（文殊普賢菩薩像）」	2 幅	静嘉堂文庫美術館	○	○	○
27 御秘蔵並	李迪「芙蓉図（紅白芙蓉図）」	2 幅	東京国立博物館	—	○	○
34 上々	夏珪「山水図」	1 幅	静嘉堂文庫美術館	○	○	○
36 上々	馬麟「楓林停車図」	1 幅	個人蔵	○	○	○
46 上中	禅月「羅漢図」	1 幅	根津美術館	○	○	○
56 上下	韓幹「人馬図」	3 幅	国（皇居三の丸尚蔵館）	—	○	—
59 上下	馬遠「鹿柴之図」	1 幅	藤田美術館	○	○	○
62 上下	直翁（卒翁）「六祖図（六祖挾担図）」	1 幅	大東急記念文庫	○	○	○
63 上下	王若水（王淵）「芍薬図」（銭選「草虫図」）	1 幅	菊屋家住宅保存会	※1	※2	○
67 上下	馬遠「洞山渡水図」	1 幅	東京国立博物館	○	○	○
69 上下	檀芝瑞「竹石図（岩竹図）」	1 幅	根津美術館	○	○	○
71 中上	趙千里（伯駒）「楼閣山水図」	1 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
77 中上	張伯洪「羅漢乘白鹿図（玄奘三蔵取経図）」	1 幅	薬師寺	○	—	○
78 中上	白良玉「石座観音図」	1 幅	個人蔵	○	○	○
83 中上	舜举（銭選）「宮女図（伝桓野王図）」	1 幅	個人蔵	○	○	○
85 中上	門無関「芦葉達磨図」	1 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
87 中上	黙庵「観音図」	1 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
93 中々	舜举「折枝鶏冠花図（鶏頭図）」	1 幅	根津美術館	—	○	○
100 中々	日観「葡萄画賛（葡萄図）」	1 幅	個人蔵	○	○	○
111 中下	牧溪「寒山拾得図」	1 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
117 中下	戴文進（戴進）「山水図（春冬山水図）」	2 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
121 下上	西金居士（金大受）「羅漢図」	1 幅	菊屋家住宅保存会	○	○	○
122 下上	張思恭「羅漢図」	1 幅	個人蔵	○	○	○
126 下上	舜举「貝尽図（荷葉貝図）」	1 幅	藤田美術館	○	○	○
130 下上	李堯夫「裴休謁蓮師図」	1 幅	京都国立博物館	○	○	○
144 下中	周白（朱氏）「三星囲碁図」	1 幅	根津美術館	—	○	○
166 和画上々	雪舟「真山水図」	1 幅	個人蔵	○	○	—
188 和画下上	雪舟「石座観音図」	1 幅	個人蔵	○	○	○

- ・画家名、画題は乙部家文書11-7「御道具帳」の表記により、伝承画家を含む。現在の名称は（ ）で初出箇所につした。
 - ・薬師寺、菊屋家住宅保存会の所蔵作品は前年までに調査を実施した。
 - ・韓幹「人馬図」については皇居三の丸尚蔵館より情報を提供いただいた。
- ※1：淡灰色の紙製（野白紙カ）の覆いが伴う。
 ※2：極箱はなく添帖のみ附属。

山九市郎はおそらく京都エリアを担当する「契約子」のひとりに過ぎず、江戸や大坂周辺の担当者も別に複数存在した可能性が高い。例えば、前稿²⁸で紹介した、李迪筆「紅白芙蓉図」ほか唐絵四件を乙部家が購入した際に江戸の道具商から送られた書簡の宛名にある「奥村団蔵」もまた詳細不明の人物であり、可時の契約子だったのではないかと考えられる。

こうした代理人を通じた遠隔地の唐絵蒐集は、御抱絵師を「御吟味」に派遣した肥後熊本藩八代藩主・細川斉茲（一七五五〜一八三五）に先例が見られるものの²⁹、可時が実際にどこからヒントを得たかは不明である。

三、乙部家蒐集絵画と附属品の現存状況

今回の調査で乙部家旧蔵と特定できた作品は「表2」の通りである。他にもボストン美術館所蔵となった伝銭選筆「山茶花図」、伝徐熙「雪柳鷺図」をはじめ多くの在外作品が竹崎宏基氏によって現在確認されているが、ここでは筆者が実見できたものに限定して、表装を含めた全体図を紹介することとしたい（写真6〜25）。なお、技術的に撮影が困難だった大幅や表装が完全に変更されていた作品、写真撮影が許可されなかった作品等は今回残念ながら掲載を見送った。

これらの写真図版から理解されるように、可時の「御道具帳」に記載された作品は放出から一五〇年近く経た現在も、表装や箱を含め意外なほど原形を保って遺されている。折れを防ぐため近年修復され太巻となり新箱に移された作品もあったが、旧箱や旧表装裂は丁寧に保存されていた。

「御道具帳」の文字情報は詳細ではあるものの、染織史等に通じた者でなければ具体的にイメージしづらいものだが、現存する作品群はかつて可時が眼にしていた世界を鮮やかに伝えてくれる。画題は花鳥・山水・道釈、極彩

色から水墨まで、サイズも見上げるような大幅から小品まで多岐にわたり、ひとりの家老によるとは思えない多彩な絵画コレクションと言える。

今後、これらの乙部家旧蔵絵画を展覧会等の場で一望できる機会を設けられるよう、強く希望している。

四、「乙部仕立」再考

（一）「乙部仕立」とは

最後に、「乙部仕立」をめぐってこれまでに明らかになったことを整理し、その成立の背景を検討したい。乙部仕立とは、相見香雨が天正七年（一九一八）に「總門雲煙集」と題して乙部家「御道具帳」を活字化した際に解題に引いた言葉であり、その時点で「斯界に喧伝」された呼称だった³⁰。誤解を招きやすいが、これは絢爛豪華な表装を指すものではなく、「蔵幅の外装を二重管帙入外覆等にしたる仕様」を指す点に注意しておきたい³¹。

これまでの調査で実見できた乙部家旧蔵絵画の附属品によれば、乙部仕立とは外側から順に以下のようになっている（表紙および写真26〜28）³²。

① 外覆

埃等を防ぐため外箱に被せる覆い。底面のない五面の直方体状で、表側には概ね江戸時代の和更紗が用いられ、木綿平織、一九世紀のインド更紗等も見られる。上面（水平面）には外箱の紐を結んで固定していた痕跡が薄く残る。画題・画家名を墨書した題箋が縫い付けられており、その筆跡は複数ある。

② 極箱を仕込んだ外箱

概ね白木の桐製で、漆塗の元箱を加工する場合もある。添状等を内封した桐製の極箱を内底に嵌め込む。極箱の蓋はスリット状で、

下のようにある。

父九市郎ハ松江城五家老ノ中第二ノ家老職乙部九郎兵衛氏ノ契約子トナ
リ九ノ字ヲ貰テ九市郎ト名乗り、九郎兵衛氏ハ非常ニ道具類書画類ニ趣
味ヲ有シ居タルヲ以テ九市郎氏ハ毎年二回位九郎兵衛氏ノ命ヲ奉ジテ上
京シ古書画等ノ珍品ヲ購入シテ帰ルヲ例トセリ、靈雲寺ノ秘藏品タル兆
殿司ノ軸物ノ如キモ矢張九市郎ガ乙部氏ノ使者トシテ上京シ東福寺ヨリ
買出シ乙部氏方ニ持チ帰り全家ノ所蔵タリシモノヲ靈雲寺ヘ譲渡シノ周
旋ヲナセシモノナラン〔後略〕

すなわち、園山九市郎は乙部九郎兵衛可時の「契約子」となって「九」の
字を与えられ、使者として毎年二回程度、京に上り古書画の買い出しを行っ
ていたという。「契約子」とは、『島根県方言辞典』によれば「契約親」と対
になる語で「身分の低い男子が、年ごろになると良家の者に親になって貰
う、その親」に対する子を意味する⁽²³⁾。「芦雁図」「文殊普賢菩薩像」(当時
は釈迦を含む)も、同様の方法で東福寺から買い出されたものと見做され
る。なお、寄附金支払いの前に狩野雅信へ鑑定が依頼されたのは、九市郎で
は古画の品定めができないと判断されていたためと推測される。

では、この「園山九市郎」とはどのような人物だったのだろうか。明治一
〇年代の番付や『島根県広報』等からは彼が靈雲寺の隣村・東林木村在住の
有力者となっていた記録が確認できる⁽²⁴⁾。しかし、靈雲寺過去帳にはその名
前がない。このため、鷲巣地区(西林木町・東林木町)の寺院に確認を依頼
したところ、慈雲山龍善寺(西林木町、浄土真宗本願寺派)より発見の連絡
をいただき、以下のことが明らかとなった⁽²⁵⁾。

園山九市郎家は龍善寺の檀家で、戦国時代に武家から帰農した園山家
(屋号「勝武」^{しょうぶ})または「大園山」を本家とする分家のひとつであり、屋号
を「新屋敷」といって九市郎はその五代目にあたる。同寺「戸別過去帳」に
よれば、九市郎は明治一八年(一八八五)十一月二六日に五四歳で亡くなっ
ていた。東福寺から絵画を買い出していた安政五・六年には二七・八歳だっ
たことになる。法名は「安養院釋横超居士」で、墓は同寺本堂脇の墓地に
ある。

松江城下を遠く離れた山村の浄土真宗檀家の青年が、なぜ家老の「契約
子」となり京まで出向くことになったのか。そこには鷲巣地区に深い地縁を
有し、かつ東福寺はじめ臨済宗名利に通じた伊菴が深く関与していたと推測
される。

伊菴は西林木の福島家(屋号「伊努谷」^{いぬだに})出身で、福島家も園山九市郎家
と同じく龍善寺檀家だった。また、大正期の郷土史に紹介される伊菴の経歴
には、幼時に靈雲寺三世龍田和尚を師として得度し、後に行脚して、まさし
く東福寺で密教を究め梵字を学び、後に山口の常栄寺(臨済宗東福寺派)諦
州和尚に参禅、帰省して靈雲寺住職となり、さらに鎌倉の円覚寺(臨済宗円
覚寺派本山)東海禅師に就いて禅を究めたとある⁽²⁶⁾。

また、靈雲寺には澤庵筆「龐居士投機偈」(江雪宗立奥書、古筆了意極、
紙本墨画)⁽²⁷⁾という小品が伝来する。裏面には「武州品川東海寺澤庵大禅師
真蹟也、松江藩乙部氏所見贈也、現住靈雲器伊菴叟敬識之」と乙部家からの
寄進であることを示す識語があり、乙部家と伊菴の接点は「三禅師像」に留
まるものでなかったことが知られる。両者の交流の解明は今後の課題として
おきたい。

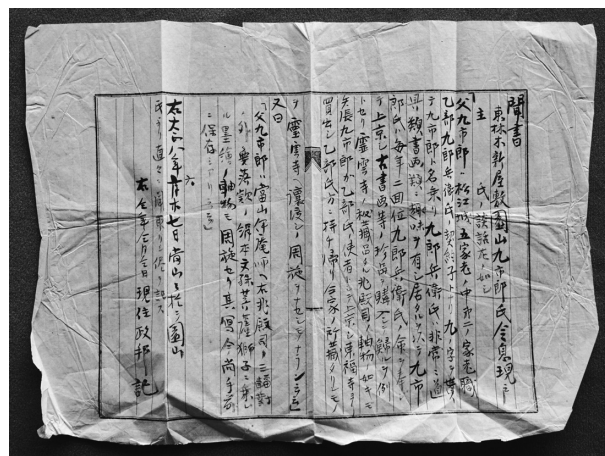
なお、可時が蒐集した絵画の量と前掲の相見香雨の言葉を想起すれば、園



〔写真4〕伝明兆筆「三禅師像」附属の極箱と文書6点

礼として一幅を贈呈する九市郎宛証文を発行。次に「百丈禅師、臨濟禅師之像」二幅について、④狩野雅信が「兆典主正筆」と鑑定。⑤二六両を寄附する返礼として二幅を園山九市郎に贈呈することで同聚院岫雲と合意、ただし岫雲は本山の譲状は出せない旨を「佐太郎氏」に伝えるよう依頼。⑥岫雲が寄附金の返礼として二幅を贈呈する「園山屋

③ 同聚院岫雲筆園山九市郎宛証文（万延元年〔一八六〇〕二月、有印）
 ④ 狩野雅信筆「百丈臨濟禅師像」添帖（万延二年〔一八六一〕一月一九日付）
 ⑤ 同聚院岫雲筆園山九市郎宛手簡（年不詳三月一日）の伊菴による写し
 ⑥ 同聚院岫雲筆園山屋九市郎宛証文（文久二年〔一八六二〕八月）および一華院春嶺筆園山屋九市郎宛手簡（年不詳八月二日）の伊菴による写し
 やや複雑だが、これらの内容を整理すると、次のような経緯が読みとれる。まず「仏鑑禅師像」一幅について、①園山九市郎が「園山氏」の使者として「義荘」なる人物に依頼、義荘から東福寺塔頭の靈雲院・龍眠院・善恵軒・一華院へ相談。②狩野雅信が「兆典主正筆」と鑑定。③九市郎が東福寺伽藍修復費の一部として二三両を寄附し、「東福寺役者」の同聚院岫雲が返



〔写真5〕靈雲寺六世三代政邦記「聞書」大正8年6月27日付、靈雲寺文書

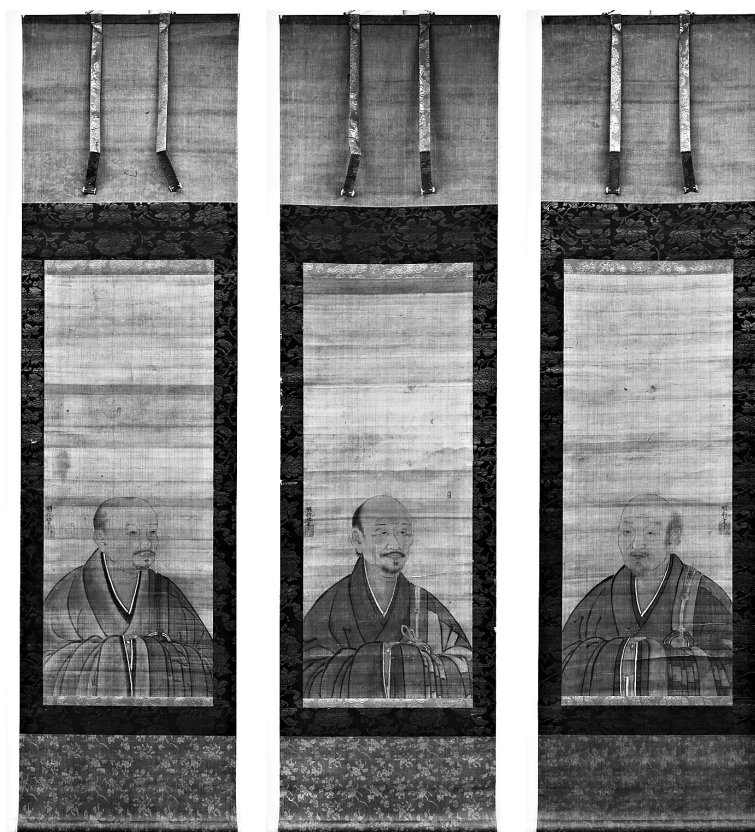
「ママ」九市郎」宛証文を発行（添書は一華院春嶺名義）。つまり、「三禅師像」は安政六年から文久二年にかけて東福寺塔頭から「園山佐太郎氏」の使者である「園山九市郎」へ伽藍修復費寄附と引き換えに順次譲渡したものということになる。

実際の作品を見ると、「仏鑑禅師像」のみ上部に絹が足されているが、像の大きさは三幅ともほぼ同じであり、元

は明兆筆「四十祖像」（東福寺蔵）等を原本とする一連の写しの中から抽出されたものと推測される。なお、三幅とも裏面に「明治十八年三月十四日増殖願濟 靈雲寺什具／伊菴梵器謹記」の墨書がある^②。

さて、前掲の木挽町狩野家「添状控」に目を戻すと、まさに右の②④の文書に該当する記録が確認できる（No.489、508）。だが、そこに記された依頼者の名は、園山でも東福寺でもなく、いずれも「乙部」である。

ここに至って浮かび上がるのは、「園山九市郎とは、乙部九郎兵衛可時の傀儡ではないか」という疑問である。今回の調査では靈雲寺八世・三代政道氏および三代達明氏のご協力により、この疑問への回答となる文書も発見された。同寺六世政邦が記した園山九市郎の息子からの「聞書」（大正八年六月二七日付、野紙墨書一枚、縦二四・一×横三一・九cm）〔写真5〕で、以



〔写真3〕伝明兆筆「三禅師像」三幅対、霊雲寺藏(奈良国立博物館寄託)
向かって左から：臨濟、仏鑑（無準）、百丈

・「芦雁図」東福寺塔頭金剛山栗棘庵譲状…安政五年（一八五八）六月、添帖…同年八月一九日付

・「文殊普賢菩薩像」東福寺譲状…安政六年（一八五九）初冬（一〇月）、添帖…同年四月一九日付

今回の調査で、この「園山九市郎」にあてた東福寺証文が附属する作品を新たに見出すことができた。松江城下から約三〇km西にある林運山霊雲寺（出雲市西林木町）所蔵で出雲市指定文化財の伝明兆筆「三禅師像」（絹本着色、三幅対）〔写真3〕である。昭和八年（一九三三）から奈良国立博物館

に寄託されており、地元でもあまり知られていない作品だが、『ふるさと鳥物語』等の郷土史で僅かに紹介されてきた¹⁹⁾。

霊雲寺は、戦国武将で鳶ヶ巣城主の穴道政慶が天正一三年（一五八五）に創建。鳶ヶ巣城廃城後、慶安三年（一六五〇）に京都の臨済宗興聖寺より天桂周悦を拝請して中興開山とし、興聖寺派末となる。享和元年（一八〇一）頃、桂山祖文が本堂兼庫裏を再建し、再興開山一世とされる。弘化三年（一八四六）に四世住職となった伊菴梵器（一八一九～一九〇一、明治以降は三代姓を名乗る）は能書家として知られ、退隠後、本山興聖寺二世管長に招聘された。六世政邦宗護（一八八〇～一九六七）の代に臨済宗相国寺派に転派し、現在に至っている²⁰⁾。

奈良国立博物館で行った調査の結果、「三禅師像」箱蓋裏の貼紙に霊雲寺四世伊菴による以下の識語が確認できた。慧日山（東福寺）所蔵だった百丈・臨済・仏鑑（無準）頂相をまず乙部家が入手し、数年を経た明治二年（一八六九）秋に霊雲寺に渡ったことが分かる。

百丈臨済仏鑑三大禅師之頂相者吉山明兆殿司真筆而慧日山宝蔵之重品也、然而所從來者珍蔵於本邦松江城乙部氏宝庫有年、于茲今秋幸得紹介拝請之、永留在於当山要為法宝第一矣、切希為俗眼勿開咽云爾、于時明治二年歲在己巳臘月仏成道日 現住霊雲伊菴梵器謹識

また、附属の極箱には以下六点の文書が収められていた〔写真4〕²¹⁾。

- ① 義莊筆霊雲丈室宛手簡（年不詳 一月二日）
- ② 狩野雅信筆「仏鑑禅師像」添帖（安政六年〔一八五九〕二月一九日付）

月、二度目が江戸御留守詰（留守居役）として嘉永二年（一八四九）四月、同三年五月、三度目が嘉永六年（一八五三）九月一〇月で九代藩主斉貴から十代定安への代替わりの際だが、この時は病気を理由に短期間で帰国している。すなわち、「添状控」への「乙部」登場は、可時の二度目の江戸滞在と一致する。

なお、狩野雅信とのつながりはこれより遡る。一度目の出府の最後、弘化四年（一八四七）秋の孝明天皇即位礼に九代藩主斉貴が將軍名代として上洛した際、可時は責任者として行列の殿を務めた〔写真2〕。その準備は同年四月から松江藩赤坂上屋敷で始まり、幕府の儀式典礼を司る高家を招いた席には「狩野勝川老」すなわち雅信も招待されていた¹⁵⁾。竹崎宏基氏も木挽町狩野家模本の留書から同年八月に鑑定依頼が開始されたことを指摘しており¹⁶⁾、可時はこうした役職を通して雅信と面識を得たと考えられる。

松平治郷と狩野榮信の交流は従来よく知られてきたが、斉貴も右の通り雅信を江戸藩邸に招いていたほか、安政六年（一八五九）一月には自身の肖像



〔写真2〕行列の殿を務める乙部九郎兵衛可時、陶山雅純（勝寂）筆「松平斉貴上京行列図」部分、東京国立博物館蔵
出典：ColBase (<https://colbase.nich.go.jp/>)

画（月照寺蔵）を描かせるなど、松江藩主と木挽町狩野家当主の親交は連綿と続いていた。そしてその藩主不在の江戸藩邸で御留守詰として守衛・統括を務めた時期に、可時の唐絵蒐集は本格的に開始されたのである。

（二）唐絵蒐集の財源―田部家・桜井家借入金

次に、可時の蒐集を支えた財源に触れておきたい。まだ不明な点も多いが、乙部家文書の中に、奥出雲の鉄師である田部長右衛門と桜井傳一郎からそれぞれ額面五〇〇両、二〇〇〇貫文（＝五〇〇両）を五年切で借用する嘉永元年（一八四八）一二月付の証文（14―7―2「借用申金之事」、14―7―3「借用申金之事」）が確認できた。借主はいずれも乙部家与力の岡野桃左衛門ほか三名、用途は「九郎兵衛殿方お江戸ニ入用ニ付」、質物はそれぞれ「島根郡大海崎山内中滑之立木」「意宇郡日吉村田地」とある。つまり、可時は江戸御留守詰としての二度目の出府を前に、少なくとも一〇〇〇両を国元で準備していたことになる。

とは言え、道具商の言い値通り唐絵購入を続けたとすれば、到底充分とは言えない額だろう。明治四年に至るまでの可時の蒐集を可能にした要素のひとつが、相見香雨（繁一）が「常に人を三都に派し諸州に廻して、尤品の物色に努め、殊に京都の寺院を漁りたれば……」と紹介したところの、道具商を介さず寺院等から直接古画を買い付ける新たな戦略だった。

（三）新たな唐絵蒐集方法―〈契約子〉園山九市郎と東福寺

乙部家旧蔵絵画の中に、牧谿筆「芦雁図」（二幅対、個人蔵）〔写真10〕および伝張思恭筆の大幅「文殊普賢菩薩像」（二幅、静嘉堂文庫美術館蔵）がある。後者は後年クリーブランド美術館所蔵となった本尊「釈迦如来像」とあわせ、伊藤若冲筆「釈迦三尊像」（三幅対、相国寺蔵）の原本であったことが知られる¹⁸⁾。この二件にはともに「園山九市郎」という詳細不明の人物にあてた東福寺譲状と狩野雅信の添帖が附属する。発給時期はそれぞれ以下の通りである。

村松、朝日、柳多)の仲介・譲渡・放出

D. 藩医(岡本瑞庵、北尾玄昌、北尾見輪、栗原春斎)、藩主側近(布施源兵衛、尾崎仙次、森本文太)、藩御抱絵師(竹内君之助、西山其太)の仲介・譲渡

E. 松江藩領の社家(北嶋国造)、豪商(伊予屋、森脇屋嘉右衛門、虎屋、油屋孫一郎、新屋松敬、稲葉屋助左衛門)との交換・譲渡・放出

F. 拝領(「御部屋より御出」「松志摩守様」「大圓庵様」「殿様」)

この他、現段階では詳細不明の人物(安立瑞設、安達其太、佐々木三等、小嶋、園山三内、向坂善左衛門、佐々木松貞)の仲介・譲渡によるものも見受けられる。

右のうち、Bの三都の道具商の名は購入先としてだけでなく「目利者」として繰り返し言及され、前述の通り彼らに極め依頼している。そしてこの顔触れは、治郷の出入商人で「雲州蔵帳」記載品を手掛けた面々^⑩とほぼ重なり、中には治郷が文化年間に催した茶会や、享和三年(一八〇三)・文化三年(一八一六)に行った巡郷に同行した者もある^⑪。また、Dは松江藩主の山荘が置かれた楽山御立山において、あるいは社参や巡郷に際して治郷に近侍した藩関係者である^⑫。

以上から、可備が出仕した一八〇〇年代後半〜四〇年代前半において、道具蒐集の目的はほぼ「御成」と「茶」への対応と見ることができ、両者は治郷の存在を軸に一体化していたと言える。そこには治郷が築き上げた道具観とネットワークの直接的な影響、文政元年(一八一八)の治郷没後も松江の上級藩士に受け継がれた憧憬を色濃く読み取ることができる。可備は弘化元年九月の隠居後、いかにも治郷門下の茶名を思わせる「宗安」と号した^⑬。

二、可時による唐絵コレクションの形成

(一) 可時の唐絵蒐集と木挽町狩野家「添状控」

以上に見てきた乙部家九代可備の道具蒐集のあり方は、「大名茶人松平不味」と「雲州名物」をめぐる数々の伝説に耳馴染んだ我々にとって、ひとつのローカルなエピソードの追加に過ぎないとも言える。だが、乙部家は次の世代の可時に至って突如、唐絵に特化してコレクションの質と量を飛躍的にアップグレードさせた。そこには旧藩主治郷とも父可備とも全く異なる道具観、および蒐集方法が垣間見える。

ここで可時の唐絵蒐集の経緯を、そこに附属する添帖(状)を軸に確認したい。三宅秀和氏ほか一名により近年翻刻紹介された木挽町狩野家九代養信・十代雅信の鑑定控「添状控」二冊(第一冊…天保一二年九月〜嘉永三年六月、第二冊…嘉永三年七月〜文久元年三月)^⑭によれば、まず嘉永二年(一八四九)四月、前掲の乙部家伝世品である聞極筆「梅之画」が松江藩御抱絵師で狩野伊川院榮信以来の木挽町狩野家門人だった飯島助九郎(雲岳)経由で鑑定に持ち込まれる(Na.239)。これを端緒として同年五月に「乙部九郎兵衛」の名が初めて登場し、禅月筆「羅漢」二幅対の箱書を依頼する⁽²⁵⁴⁾。以後、依頼者「乙部」の名は毎年切れ目なく記録され、文久元年(一八六一)二月までの約一二年間で七七件を数える。以降は「添状控」自体がないため辿ることができないが、今回調査した乙部家旧蔵絵画の添帖で最も新しいものは馬遠筆「洞山渡水図」(東京国立博物館蔵)附属の明治四年(一八七二)二月一九日付の雅信添帖だった。可時は実に廃藩置県の直前まで二三年間に渡り蒐集を継続していたのである。

これを江戸滞在期間と重ねると、可時は弘化元年(一八四四)九月の家督後三度出府しており、一度目が江戸勤番として弘化二年一月〜同四年一

〔表1〕乙部家九代可備と十代可時の道具帳記載件数

九代可備（乙部家文書11-8）		十代可時（乙部家文書11-7）	
画掛物 狩野家	28	和画懸物之部	29
逸人画家	8		
（和画）	17		
唐画（121,125を含める）	9	唐絵懸物之部	165
御代々様御筆分 墨蹟掛物	10	墨跡部	22
（その他の墨蹟）	31		
古筆手鑑・冊・軸物類	31	手鑑・冊物・軸物之部	15
（香炉）	23	香炉之部	20
（硯・筆架・墨・硯屏）	15	硯箱・硯・短冊手箱・軸物盆・筆・筆架・硯屏等之部	43
（香台・卓・棚）	6		
（硯箱・短冊箱・香具箱）	24		
茶器	225	（茶器）	239
（香箱）13、（三ッ羽）4、（火灯）3		雑物之部（鳴物）6、盆石之部9	
（食器類）	1	（食器類）	219
計	448	計	533

- ・（ ）付の分類名は表作成者により、配列は一部入れ替えた
- ・相互に対応する項目のないものは比較対象外とした（網掛）
- ・11-8は食器類を「別帳ニ有り」とするため比較対象外とした（網掛）

いものの、「御成」が八四件と突出しており、次に「茶」一〇件（うち「茶懸物」四件）、あとは「御国目附衆見候節上江御用立（幕府が派遣した国目附を松江藩がもてなす場への貸出）」が二件である。

ここで言う「御成」とは、国元の藩士宅への藩主訪問のことであり、その際に屋敷内の飾り等に使用したことを意味する。可備の在世中部宅への藩主（隠居後を含む）御成は、

記にしか登場しない。つまり「茶」とあるのはすべて「茶懸物」の略記であろう。当然のことながら、茶器の用途は記載がなくともすべて「茶」であり、件数や注記の偏りから見ても可備の関心は主に茶器にあったと考えられる。

大名茶人として知られた治郷は、文化三年（一八〇六）の致仕後、在国時の御成で「御茶事」を度々行っており、乙部宅でもその記録がある^⑧。可備「道具帳」にある「大圓庵様御隠居始而之御成之節遣」（326「時代時絵角香箱」といった注はこうした機会を指すのだろう。治郷の眼に触れることは後の代の藩主に比べても別格の名誉であった様子がうかがわれる。

また、参勤交代を行わない定府の大名だった母里藩主（松江藩支藩）「松志摩守」からの拝領品が二件記されるが、うち²⁹⁵「時雨茶杓」の注には「先年江戸御屋布（敷）へ御茶ニ罷出候節拝領」とある。可備は江戸藩邸でも大名の茶会に同席する機会があったことが分かる。

（三）九代可備の道具蒐集ネットワーク

続いて可備「道具帳」から入手方法や出所に関する記述を拾うと、多い順に概ね以下の通りとなる。これらが可備の代における乙部家の道具蒐集ネットワークと言えるだろう。

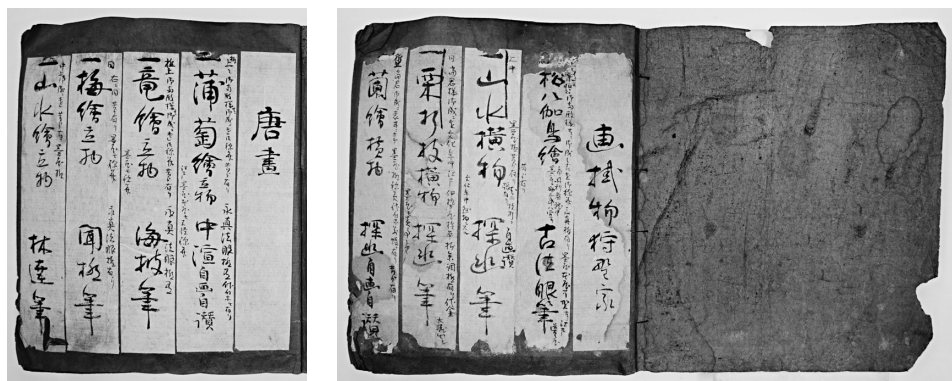
A. 乙部家に伝世（「昔より有り」「先代より有り」等）

B. 三都の道具商（墨屋助三郎、本屋了賀（我カ）、伊勢屋権平、伏見屋甚右衛門、谷松屋宗長、大和屋源兵衛、伊勢屋小市、竹屋）、地元の道具商（御国道具屋、佐田屋安右衛門）より調達

C. 松江藩上級藩士（今村修礼、三谷権大夫、仙石猪右衛門、有沢織部、乙部次郎兵衛、黒川弥悦、松原八郎大夫、氏家、太田、葛西、

『松江藩列士録』によれば七代藩主松平治郷（不昧、宗納、大圓庵）三回、八代斉恒七回、九代斉貴八回の計一八回が確認できる^⑨。

一方、「茶」は茶席での使用を意味する。もっともこの一〇件は墨蹟の注



〔写真1〕乙部家文書11-8より「画掛物 狩野家」「唐画」部分、個人蔵(松江歴史館寄託)

思われる茶色に塗布された紙を台紙とし、白い紙片(縦一四・八×横二・八cm)が半葉五枚ずつ貼られている(写真1)。紙片には分類名もしくは道具の情報一枚につき一項目墨書され、現状で四四八件を数える。全体の翻刻を「史料1」(47頁)に示した。未記入の紙片や剥落箇所も散見されることから草稿段階の可能性も高いが、清書版は今のところ見つからない。

各紙片には上端に「極々上々」「下」の格付、中央に名称・形状・作者名等、さらにその余白に個別の用途、入手や放出の経緯、購入代金等が雑然と注記されている。格付は順不同で注の分量も粗密があり一貫性を欠くものの、こうした生々しい情報は可時代の代にはなく極めて貴重である。

紙片の注記には文化・天保十一年の年紀があり、これは可時代の父である乙部家九代可備(寛政二年・弘化四年/一七九〇〜一八四七、家老出仕・文化三年・弘化元年/一八〇六〜四四)の代にあたる。206「橋姫茶入」には「不昧公モ御覧 尤可備幼少之時ニテ是不分」という文言も見える。可時(当時は栄寿郎)は天保十一年九月に行われた乙部宅御成で九代藩主松平齊貴に御目見し、翌年嫡子として一七歳で出

勤、同一三年九月に家老三谷権大夫長敏の長女鉄と結婚した⁷⁾。こうした背景を考慮すれば、本史料は可備から可時への代替わりを念頭に天保期末頃作成された道具引継目録と見做すことができる。このため以下、本史料を可備「道具帳」と記す。筆跡は少なくとも二種確認でき、大半を占める定家様が可備本人、生硬い楷書が可時の筆とも考えられるが、現段階では判断を保留としたい。

可備・可時双方の道具帳の共通点として、「画掛物」を筆頭とすること、個々に格付がなされていることが指摘できる。しかし、可備の代の唐絵はわずかに九件(「唐画」37・43および121・125)であり、このうち格付「極上々」の37「蒲萄繪立物 中洵自画自讃」と「極上」の39「梅繪立物 聞極筆」の二件が可時に引き継がれるものの、いずれも格付は「下中」と低くなり、可時にとって特筆すべき作品だったとは言いがたい。ちなみに可時の「御道具帳」で格付「下々」とされる「梅小禽図 張存仁筆」も天保期から同家の所蔵だったことが別の文書から確認できる⁸⁾。また、可備「道具帳」の極に関する注記のうち、木挽町狩野家に言及するものは二件だけで⁹⁾、永真(安信)が六件、他は道具商が極を行ったものの、鑑定者名を記さないものが大半である。

双方の分類毎の増減を比較したのが「表1」である。香炉以下の書院飾り、および茶器の件数はそれほど大きく変わっていないのに対し、和画、墨蹟、古筆手鑑類は可時代の代で半減したのが分かる(さらに和画は内容も大きく変わる¹⁰⁾)。そして対照的に、唐絵だけが二六五件へと激増している。

(二) 可備の道具蒐集の目的―「御成」と「茶」

続いて可備「道具帳」から道具の用途にあたる記述を拾うと、未記載も多

調査概要―乙部家旧蔵絵画、関連作品、史資料

(一) 乙部家旧蔵絵画

調査の概要を述べておきたい。中心となる乙部家旧蔵絵画については、まず東京大学東洋文化研究所「中国絵画所在情報データベース」(以下DB)と『中国絵画総合図録』から事前に候補をある程度絞り込んだ上で、同所の作品調書(モノクロ写真付)およびカラスライドを閲覧させていただいた⁽³⁾。次に、各作品の現在の所蔵・寄託機関に特別観覧を申請し、根津美術館、東京国立博物館、龍谷ミュージアム、島根県立美術館、大東急記念文庫、京都国立博物館、藤田美術館、静嘉堂文庫美術館、皇居三の丸尚蔵館、個人五名より許可を賜った。乙部家「御道具帳」の記載内容と実見できた各作品の画家名・画題、表装・附属品を照合した結果、これまでに三四件四〇幅を乙部家旧蔵と特定することができた(DB未登録作品および「和画」を含む)。中でも、藤田美術館に「乙部仕立」が今も完璧な状態で残る五件がまとまって収蔵されていたことは特筆される(表紙、第三章参照)。

(二) 関連作品

並行し、関連作品の特別観覧を上掲機関の一部および東京藝術大学大学美術館、奈良国立博物館、霊雲寺(出雲市西林木町)、小泉八雲旧居(松江市北堀町)、月照寺(松江市外中原町、対象作品は松江歴史館寄託)、福岡市美術館にて行った。その結果、①乙部家放出品(同家収蔵後、「御道具帳」に記載せず手放したもの)二件四幅、②松江藩七代藩主松平治郷旧蔵品五件、③木挽町狩野家門弟の松江藩御抱絵師による古画模本一五幅、および④木挽町狩野家当主の作品二件四幅の調査撮影を行うことができた(第二章、第四章参照)。

(三) 関連史資料

また、本研究課題に関する史資料として、松平直亮旧蔵鷹書(宮内庁書陵部蔵)、酒井家文庫(小浜市立図書館蔵)、米村家文書(松江市蔵)、乙部家文書、三谷家文書、根岸家文書(個人蔵、松江歴史館寄託)、大橋家文書、柴田家文書(個人蔵)、絲原家文書(絲原記念館蔵)、松平家文書(月照寺蔵)、出雲国松江松平家文書(国文学研究資料館蔵、ここでは島根県立図書館蔵複写本を利用)、霊雲寺文書、龍善寺文書(出雲市西林木町)の調査を行った。これらの成果はまだ解釈しきれない要素も多く含んでいるが、第一章、第四章ほか本文中で随時引用する。

以下、第一章で十代可時が絵画蒐集を開始する前の乙部家の状況に着目し、これと対照しつつ、第二章で可時がとった新たな蒐集方法について報告する。第三章で今回見出された乙部家旧蔵絵画と附属品を紹介し、最後の第四章で「乙部仕立」の実態とその成立の背景を検討したい。

一、可時以前の道具蒐集状況

(一) 乙部家九代可備の道具帳

乙部家の道具帳としては、これまで前述の十代可時の道具帳である乙部家文書11―7「御道具帳」を唯一確認していたが、その他の代の状況については研究が進んでいなかった。今回、存在は知られていたものの位置付けのなされていた乙部家文書11―8(題箋欠、目録上の仮称は同じく「御道具帳」)の精読を通じてこれが乙部家九代の道具帳であることを確認し、比較の材料を得たことは大きな成果のひとつである。

本史料は、四目和綴の変形堅帳(縦一七・九×横一五・〇cm)で、柿渋と

松江藩家老・乙部家の絵画コレクション〈形成〉に関する調査報告

―九代可備から十代可時への展開と新たな唐絵蒐集方法―

村角 紀子

はじめに

筆者は、研究課題「松江藩家老・乙部家の中国絵画コレクション形成に関する調査研究」により二〇二二年度鹿島美術財団「美術に関する調査研究助成」を取得し、二〇二三年五月～二〇二四年七月にかけて東京・大阪・京都・奈良・兵庫・島根・鳥取・福岡で調査を実施した（追加分を含む）。本稿はその全体報告である。第一・二章は同財団提出報告書^①を基に補筆し、そこに収録しきれなかった調査成果を新たに第三・四章として加えた。あわせて、今回の調査で見出した史料のうち特に重要と思われるものを翻刻紹介する。

まず、前稿までの成果を整理しつつ問題の所在について述べたい。松江藩代々家老六家のひとつである乙部九郎兵衛家では、幕末から明治初期にかけ、「唐絵懸物（中国絵画）」一六五件、「和画懸物（日本絵画）」二九件の計一九四件におよぶコレクションを形成していた。中心人物は乙部家十代の可時^{よとき}（文政七年～明治二〇年／一八二四～八七、家老出仕…弘化元年～明治二年／一八四四～六九）である。同家「御道具帳」（乙部家文書11―7、松江歴史館寄託、明治四年以降成立）には各幅の表装や附属品の情報が極めて詳細に記録されており、特徴として、①「御秘蔵」「御秘蔵並」「上々」～「下々」の一二段階に及ぶ厳密な格付、②一九四件中一九〇件に木挽町狩野

家の添帖（鑑定書）が附属する徹底した典拠主義、そして③現存作品には「乙部仕立」と称される様式化された外装が伴うことが指摘できる。しかし、蒐集の具体的な経緯や方法、目的等はこれまで多くが不明だった^②。

乙部家の絵画コレクションは、日本近世から近代への移行期にあたる一八四〇年代末～七〇年代初頭に形成され、一八九〇年代にはほぼ解体されていた。これは幕藩体制崩壊後の旧政権からの〈道具〉の放出、近代数寄者と呼ばれる明治新政府要人・政商らによる回収と〈美術〉としての再編、という図式で理解されてきた従来の美術品移動史の隙間に、全く未知のストーリーが存在したことを示唆している。

二〇二〇年以降のコロナ禍による県外移動の制約を受け、前稿では地域所在史料の調査を中心に同コレクション〈解体〉の背景を考察してきた。今回はその結果を踏まえた上で、各地に点在する乙部家旧蔵絵画と附属品の調査を実施し、〈形成〉過程の検討を試みた。特に、これまで対照される機会のなかった地域所在史料と中央所在作品それぞれの情報を相互補完することに重点を置いている。これは地域美術史の挑戦でもある。

寛文3年	1663	24		一遣、加増200石、都合1000石		3月25日、直政、靈元天皇の即位の賀使として上洛。（出羽守） 11月、病にかかる。
寛文4年	1664	25	次男久作、早世。			
寛文5年	1665	26	父守清、隠居（隠居料500石）の希望を出す。 9月25日、隆清、父守清より家督2000石を継ぐ。			直政、参宮（「松平綱隆書状」小竹原家文書）
寛文6年	1666	27	2月3日、直政（高真院）江戸で病死。隆清位牌を持って葬列に参加。『徳川実記』巻32、285頁 綱隆に家督の御礼をする。家老6人の列に加わり太刀目録を献上。（於赤坂館ノ客殿） 將軍家綱に拝謁。（おそろく、3月13日）同、289頁 6月7日、父隆守清、綱隆より「御茶代」として300石加増。計800石になる。			2月3日、直政（高真院）江戸にて66歳で病死。 4月10日、綱隆、33歳（寛永8年生まれ。隆清とは9歳差。）家督相続。 有澤直玄（太刀）・小田時成（刀劔）・棚橋正房（短刀）を持つ。 12月26日、綱隆、侍従。（信濃守→出羽守。

※下記を参考に作者作成。

松原基『続消暑漫筆』『七種宝納記序言

松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課『松江市歴史史料集5 松江藩松平家の給帳』（江友,2022）

島根県立図書館郷土資料編集『松江藩列士録』1～6巻（島根県立図書館,2004～2006）

松江市史編集委員会『松江市史 通史編3 近世Ⅰ』（松江市,2019）

玉木勲『松江藩を支えた代々家老六家』（ハーベスト出版,2011）

寛永20年	1643	4				
正保1年	1644	5	5月、父守清、綱隆の家老になる			
正保2年	1645	6	出生以来直政の召使。後、綱隆の御部屋住として勤める。(後に綱隆の「隆」の字を賜る)			
正保3年	1646	7				
正保4年	1647	8				
慶安1年	1648	9	10月7日「松平直政書状(8)」松平直政→福原左近元俊			直政、江戸城普請のため以来貞応元(1652年)まで在江戸 直政、4月日光参詣(家光公御供) 生母月照院、9月21日病に倒れ11月27日に死去。
慶安2年	1649	10				5月14日、綱隆日光参詣
慶安3年	1650	11				7月11日婚姻(越前忠昌女天祢院)
慶安4年	1651	12				12月26日、綱隆、元服。(信濃守)
承応1年	1652	13				
承応2年	1653	14				6月14日、綱隆日光参詣
承応3年	1654	15				綱隆22歳。この年までは在江戸の状態。
明暦1年	1655	16	8月3日、母(柳多氏縫殿助藤原光定次女)、死去。白鴿の信楽寺へ。「宝樹院殿普雲故壹永大姉」「香西茂入齋室 柳多四郎兵衛一道ヨリ法事水祭等有之」(信楽寺史料)			綱隆、23歳。この年より隔年で松江→江戸間を参勤交代する。その際、数日~数か月の間父直政を時期が被るように滞在しており、この時期(父子)の特徴という指摘。 寛文6(1666)年迄の間で松江に7度訪れる。
明暦2年	1656	17				
明暦3年	1657	18				
万治1年	1658	19				
万治2年	1659	20				3代藩主綱近誕生
万治3年	1660	21				
寛文1年	1661	22	8月15日、隆清・佐々木道慶・齋藤豊尹で『本朝見聞録』を相談して書いた		松原基、頼山は学識があったようだと評価。 (「香西頼山行状伝聞略」)	
寛文2年	1662	23				

寛永 2年	1625				
寛永 3年	1626	5月20日、祖父彦左衛門（縫殿）、死去			
寛永 4年	1627				
寛永 5年	1628				
寛永 6年	1629				
寛永 7年	1630				
寛永 8年	1631	守清、越前にて結城氏の家臣として縁者（女）を供養			綱隆、2月23日江戸にて誕生
寛永 9年	1632				
寛永 10年	1633		10月、香西八十郎（隆清実兄）、越前大野にて14歳で柳多の家督相続。500石。（初代四郎兵衛長弘が正月22日に41歳で死去したため、甥の八十郎を娘婿として養子入り）		4月、直政、信濃松本藩（安曇・筑摩郡）に7万石の加増移封。
寛永 11年	1634				
寛永 12年	1635				
寛永 13年	1636	【史料 1】			直政、日光参詣（家光公御供）
寛永 14年	1637				
寛永 15年	1638	6月7日、父守清、綱隆様の「御茶代」で300石加増。（計800石）	10月、八十郎、四郎兵衛と改め、加増で300石になり、都合出雲にて800石になる。		直政、出雲18万6千石の国持大名へ。（及び隠岐1万4千石の代理統治）ここで、乙部九郎兵衛可正・三谷権太夫長玄・神谷源五郎富次・柳多四郎兵衛一道・朝日丹波重正・大橋茂右衛門政貞を功臣として重宝。以来六家老家に。近世初期は五代家老家。
寛永 16年	1639	1月4日、【史料 2】 【史料 3】			綱隆、疱瘡に罹る
寛永 17年	1640	1 父守清の次男として誕生。はじめは源五左衛門隆清と称す。この他兄弟二男五女。長男柳多四郎兵衛一道、三女佐々小左衛門可昔室、四女小女郎（早世）、五女（早世）がいる。			
寛永 18年	1641	2 【史料 4】			
寛永 19年	1642	3			

【表2】 「香西茂左衛門家年表 - 香西守清年譜 -」

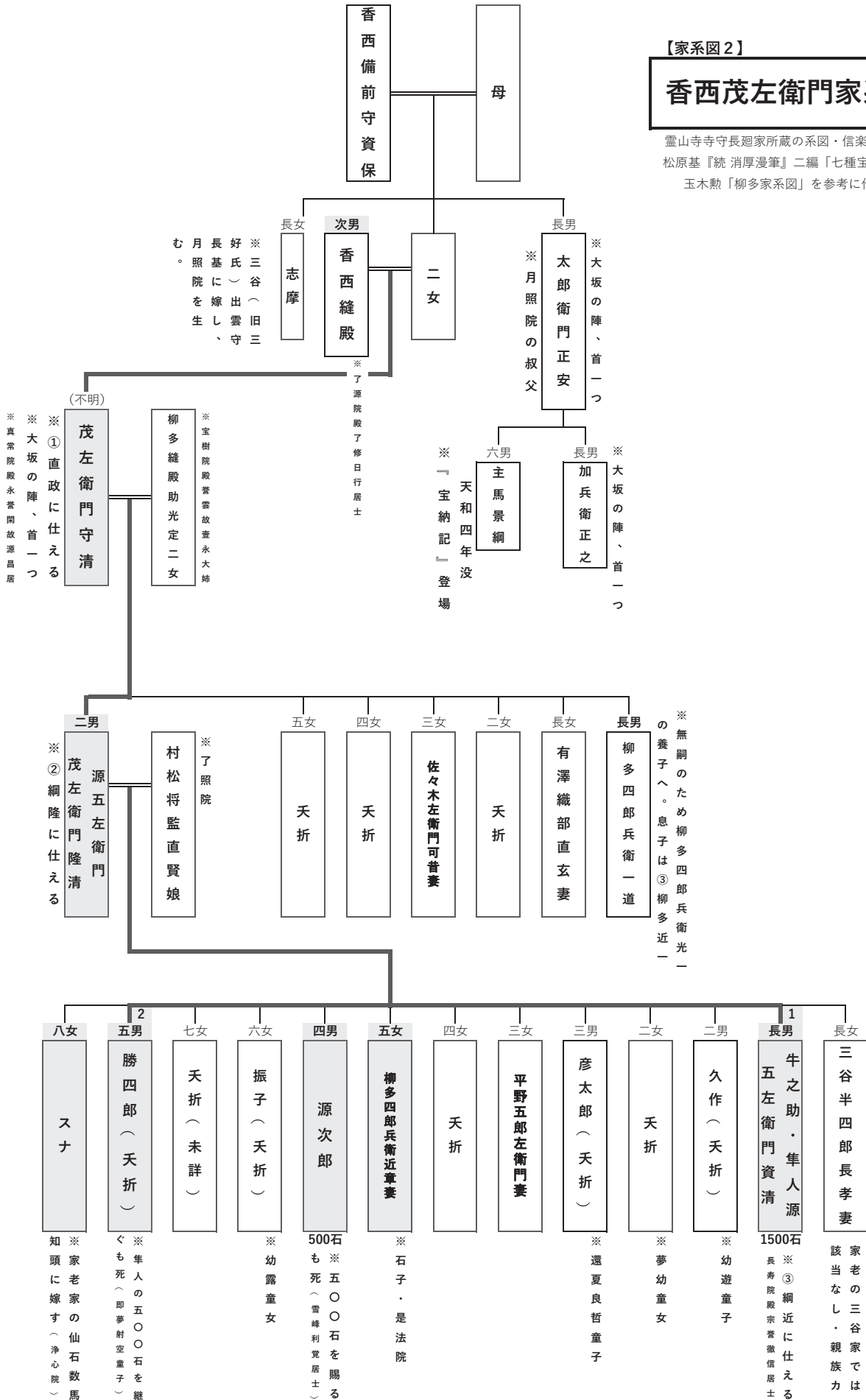
和暦	西暦	年齢	香西茂左衛門家	柳多家	松原基「七種宝納記序言」評価	雲州松平家・松江藩政
慶長6年	1601		父守清は、慶長年間から直政の家臣となる。 (時期不詳)			5月5日、直政近江にて誕生。同12年4月、藩主秀康が死去、長子の忠直相続。
慶長7年	1602					
慶長8年	1603					
慶長9年	1604					
慶長10年	1605					
慶長11年	1606					
慶長12年	1607					
慶長13年	1608					
慶長14年	1609					直政、9歳にして霊泉寺にて読書・習字を 学び始める。
慶長15年	1610					
慶長16年	1611					直政、初めて上京二条城で家康に対面。
慶長17年	1612					直政、12歳にして馬術を習う。
慶長18年	1613					忠直の諱名を賜り、出羽守直政に。
慶長19年	1614		父守清、大坂の両陣にて越前少将忠直により御 馬廻を勤める。(首取の褒美で知行を増加、最 終的に2500石になり家老へ)			直政、在越前。14歳にして大坂冬の陣で初 陣。陣所で家康・秀忠に対面。上洛
元和1年	1615					夏の陣にも出陣。5月7日に家康・秀忠に対 面。家康から打買袋を賜る。上洛
元和2年	1616					直政、越前大野郡木本にて1万石を忠直か ら分与。
元和3年	1617					
元和4年	1618					直政、江戸にはじめて参府。
元和5年	1619			香西茂左衛門守清、長男八十郎(後 の柳多四郎兵衛一道)誕生		上総姉崎1万石拝領。上洛
元和6年	1620					
元和7年	1621					
元和8年	1622					
元和9年	1623					
寛永1年	1624					越前大野城に封ぜられる。(5万石)



【家系図2】

香西茂左衛門家系図

靈山寺寺守長廻家所蔵の系図・信楽寺史料・
松原基『続 消厚漫筆』二編「七種宝納記」・
玉木勲「柳多家系図」を参考に作成。



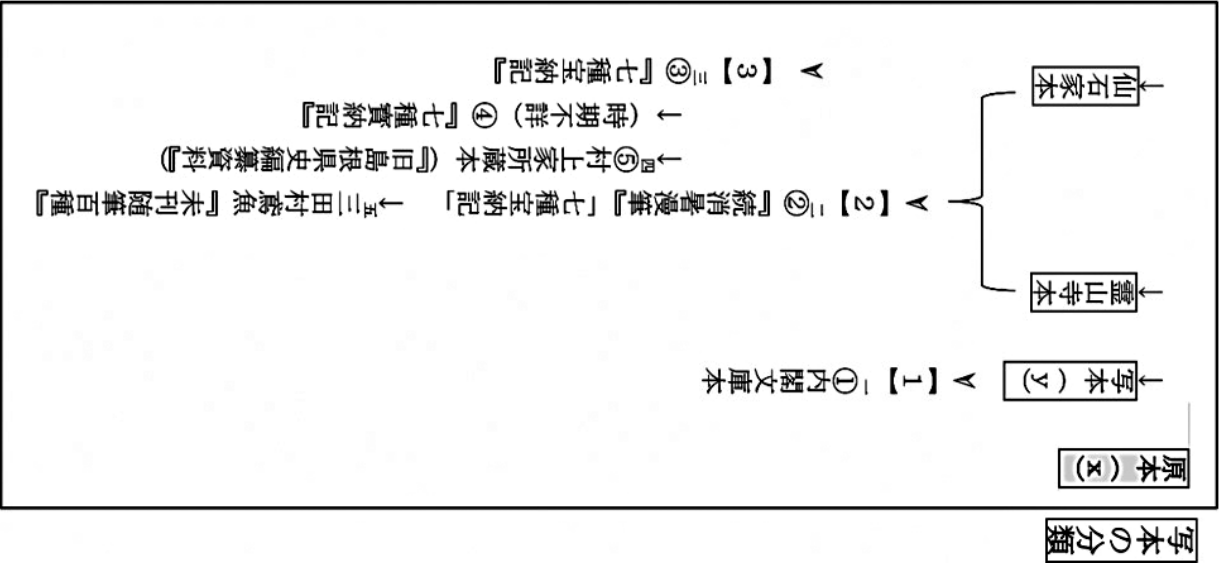
雲州松平家系図



【表1】

	案 事 目 (松原基補)	条 項 (筆者作成)
1	教示二女序言	1
2	忠考大意	2,3,4
3	婦人立行く大畧并藝事	5,6
4	婦人立貞 (胎教・黒澤三右衛門立言)	7
5	字育子教 (野中主計事)	8
6	馬術大方 (山田次郎右衛門事)	9
7	射術 (弓取ノ名・山口軍兵衛事)	12
8	炮術 (謙信幼時ノ話)	10
9	槍術	11
10	劍術	13
11	捕手柔相撲 (コバケ長右衛門事)	14
12	軍法 (付自身ノ持様始末・茨伴右衛門事)	15
13	舞楽	16
14	小笠原流	17
15	茶湯 刀劍目利	18
16	香方 算用 料理	19,20,21
17	揚弓 吹矢 (尾張有上手 基将某双六)	22,23
18	蹴鞠 和歌 連俳 (自ラノ発句)	24,25,26
19	乱舞 博打 殺生	27,28,29
20	無妻時禁妾 (附女郎買・傾城勝山名言)	30
21	野郎買 (野郎大欲)	31
22	異見子術 (蓮華坊 物数奇 驕慢人 自ノ若年形装 子ニ早ク勝手ヲ知シラ シムル徳)	32,33
23	物数奇訣	34,35
24	親族和 (香西主馬ニ付 仁君ノ言・高井又右衛門横目)	36
25	時政ノ評	37
26	諸国困窮沙汰 (賊斂ノ委細下民治方)	38
27	理非二 (三木吉右衛門事 渡部次郎右衛門行跡 寄寒乞言 清正ノ時ハヤリ ウタ・ハレシユ寺ニ云ハヤウヤ 小田伊織七ノ字譬 桂田孫兵衛古文字ノ 譬)	39
28	神儒仏總評 (自ラノ発心ノ発句)	40
29	隆清名奇話	40
30	跋文	40

【図1】



(25) この時、表記の順として太郎右衛門親子を先に記載し、その後にくるかたちであることから、大坂の陣時点では太郎右衛門家の方が家格は高かった可能性がある。

(26) 結城市史編さん委員会編『結城市史』第一巻古代中世史料編（結城市、一九七七年）六九八頁。

(27) 事実関係については定かではないが、位号に「禪門」との記載があり女性であることは相違ないため、「為息女立之」とも矛盾がないとする。一方、後述する「性雲院殿眞蒼蒙源禪定尼」は院号が与えられていることから高位な女性であることが推測できる。守清が結城家関係者として供養している女性であることから、母である可能性が少なくないと思われるが、本稿では究明に至らなかった。

(28) 寛永八（一六三一）年、直政は越前大野城を任せられている時期であり、おそらく守清も大野で直政に仕えていた。

(29) 松本市編『松本市史上巻』（松本市、一九三三年）三七三頁

(30) 松江市文化・スポーツ部松江城・史料調査課『松江市歴史史料集5 松江藩松平家の給帳』（江友、二〇二二年）。

(31) 『直政公御代御給帳下』（陶澤家旧蔵、島根県立図書館蔵）にて香西茂左衛門は「信濃様衆 御守千五百石 香西茂左衛門」との記載があり、梅半左衛門は「信濃様」（＝綱隆）の弟である「上野様」の御守を担っていたことから、『直政公御代御給帳下』（時期については不詳であるが、表紙に「寛文二三年頃 明暦二年ヨリ十一二年□成ル」との記載）の時期においては香西と梅は石高も同じであるため同格であるが、香西が長兄の「御守」を任されていることを念頭に置くものとする。

(32) 正井儀之丞・早川仲編『雲藩職制』（歴史図書社、一九七九年）中原健次「松江藩格式と職制」（松江今井書店、一九九七年）

(33) 香西守清の正室は、柳多縫殿助光定の二女である。またその縁もあって、守清の長男一道は寛永十三（一六三六）年に、光定の長男四郎兵衛光一の婿養子となり、家督相続をしている。これは、光一が継嗣の居ない状況で死去したためである。

(34) 松江市文化・スポーツ部松江城・史料調査課、前掲註（30）。

(35) 松江市文化・スポーツ部松江城・史料調査課、前掲註（30）。

(36) 松江市文化・スポーツ部松江城・史料調査課、前掲註（30）。

(37) 細川忠利書十八（資料番号…一二九二）。東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料二十五』（東京大学出版会、二〇一六年）。

(38) 細川光尚を指す。細川忠利の息子。

(39) 細川忠利書十八（資料番号…一二九二）。東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 細川家史料二十五』（東京大学出版会、二〇一六年）。

(40) 松平綱隆

(41) 医師。大阪の陣の際にも随行している。

(42) 松江市史編集委員会『松江市史 史料編7 近世Ⅲ』（松江市、二〇一五年）「松平直政書状（9）」

(43) 『列士録』『早田彦兵衛』五六九頁

(44) 島原の一揆が発生した折、当該地へ松江藩士であった三浦新五右衛門（御徒）を使として派遣し、その報告を立花左近・板倉内膳・石谷十蔵・馬場三郎左衛門・井上筑後守へしたことに。

(45) 「十蔵殿」石谷十蔵

(46) 『列士録』『三浦観弥』九四頁。「」内は割注。

(47) 直政は出陣の際、母の出自や金子の用意など様々な理由で、独断で参戦を考えていた。それを耳にした藩主忠直は結局追認するかたちで参戦を認めた。その際に護衛を頼まれたのが太郎右衛門家の正安・正之親子である。玉木勲『松江藩を支えた代々家老六家』（ハーベスト出版、二〇一一年）。

(48) 渡辺翁記念文化協会『福原家文書』上（宇部市立図書館、一九八三年）四六六～四六七頁

(49) 福田千鶴「書評 高野信治著『藩領社会と武士意識』」（『九州史学』第一九七号、二〇二四年）にて、武家の女性に対する研究史上の扱いに疑問を呈している。この指摘はまさに筆者が掲げる課題であり、身分論（階層観）とジェンダー研究の横断性が必要であると考ええる。この点については、別稿を準備している。

(50) 『列士録』『香西太郎衛門家』項五三五頁。

（う） りおん 早稲田大学大学院教育学研究科 博士後期課程

- (5) 島根県立図書館郷土資料編集『松江藩列士録』第一～六卷（島根県立図書館、二〇〇四～二〇〇六年）。松江藩松平家歴代家臣の系譜と勤功の書。初代直政が信濃松本より松江へ移封された寛永十五（一六三八）年から明治二（一八六九）年までの松江藩士（足輕・御徒を除く）約一〇〇〇〇家分について、家ごとに元祖から幕末までの歴代の勤功を年代順に記すもの。
- (6) 福島正則の旧家臣で関ヶ原の前哨戦にて武功をあげ、福島家滅封時には交渉役を務めるなどの活躍をおさめる。以降、松江藩において京極忠高に仕えた後、雲州松平家の代々家老として幕末まで藩政の中心を担う家となる。
- (7) 佐々木倫朗「松江藩の成立と堀尾氏」（松江市史編集委員会『松江市史 通史編3 近世I』松江市、二〇一九年）五〇～五三頁。
- (8) 戦国時代には尼子氏の台頭により領国支配が取って変わられたことにより、勢力は衰えた。しかし、京極高次（忠高）の父は豊臣秀吉の側室であった妹龍子の存在や、秀忠の正室江の姉である初が正室であったことにより出世をしていた。近江八幡・大津・若狭小浜・越前敦賀郡などで一万三五〇〇石の大名になる。父高次亡き後は一七歳で家督相続し、大坂冬の陣では忠高の陣営で和睦交渉が行われ、夏の陣では敵首三六〇級を討取る活躍をみせる。このような経歴から家光は政治家としての資質を評価し出雲・隠岐を任せるに至った。忠高四二歳の時であった。その三年後には石見銀山の監督も任せていることからその信頼の厚さは窺えよう。西島太郎「京極氏の入国」（松江市史編集委員会『松江市史 通史編3 近世I』松江市、二〇一九年）。
- (9) 従五位下信濃守に叙任。將軍家綱から「綱」を賜る。家督相続をした寛文六（一六六六）年十二月に侍従と出羽守を兼任するようになる。
- (10) このころ、父直政は江戸城普請のため、慶安元（一六四八）年から承応元（一六五二）年まで江戸に滞在していた。
- (11) 以後、松江藩家中の基本法令と認識される。
- (12) 三宅正浩、前掲註（2）。一〇一～一〇六頁。
- (13) 直政期は守清を含めた六名であったが、二名に倍増している。
- (14) 三宅正浩「藩政の展開」（松江市史編集委員会『松江市史 通史編3 近世I』松江市、二〇一九年）
- (15) 序章にて取り上げた、三田村鳶魚氏と伊原青々園氏によって明らかにされている。
- (16) 香西成資『史料叢書 南海通記』（弘成舎、一九二六年）
- (17) 香西頼山（茂左衛門隆清）が隠居後に住職を務めた鰐淵寺の末寺靈山寺（現・出雲市大社町遙堪）寺守を近世から代々任されている長廻家（正式には「廻」の「回」の「口」部分は梯子表記であるが、本稿においては「廻」と表記するものとする。）所蔵の香西家系図、及び菩提寺である信楽寺の史料、玉木勲「松江藩を支えた代々家老六家」（ハーベスト出版、二〇一一年）、香西家子孫が所有していた島根県立図書館所蔵『七種宝納記』複写（資料番号：910147397, 91370603）を参考に作成。
- (18) 荒木裕行「交代寄合山名義蕃書置」（日本古文書学会編『古文書への招待』勉誠出版、二〇二一年）
- (19) 桃節山著・谷口為次編『松江藩祖直政公事蹟』（秦慶之助、一九一六年）
- (20) 『甲斐叢書』第七卷（甲斐叢書刊行会、一九三五年）。その他松本市編『松本市史 上巻』（松本市、一九三三年）三七三～三七五頁にも同文書の記載がある。
- (21) 当該文書は、松江藩旧家老家である柳多家の史料を何らかの経緯で小竹原家が収容することになったものである。
- (22) 村田家は明治維新後に写真館を設立した家であり、幕末以降に出回っていた柳多家文書を買取ったため、村田家所蔵となった。そのため、散逸した柳多家文書を小竹原家文書と村田家文書の両方から確認することができ、柳多家文書を確認できるのは現状ではこの両家のみに留まる。柳多家の文書群から香西の動向が確認できるのは、香西茂左衛門隆清（頼山）の兄八十郎が寛永十（一六三三）年に柳多家に養子となり家督相続をしているためだ。（なお、香西茂左衛門守清の妻は柳多縫殿光定の二女であるため、当時無嗣であった柳多家の養子に入る運びとなった。）
- (23) 島根県立図書館郷土資料編集『松江藩列士録』第一～六卷（島根県立図書館、二〇〇四～二〇〇六年）。「香西太郎衛門家」項参照。
- (24) 島根県立図書館所蔵「松平家々譜并御給帳写」（明治四年辛未三月）。松江市文化・スポーツ部松江城・史料調査課『松江市歴史史料集5 松江藩松平家の給帳』（江友、二〇二二年）一〇六～一〇七頁。史料末尾に「右御供人数如斯元和乙卯五月六日落城、元文式年巳年迄百式拾年ニ成」

と言えるのではないか。少なくとも、息子である隆清（頼山）は母親をそのように認識していた。

おわりに

以上、香西茂左衛門家について、茂左衛門の祖とも言える守清を分析してきた。本稿における成果を簡潔に整理する。

香西茂左衛門家は、慶長期から雲州松平家の祖直政に仕えた。守清（？～一六六八）は大坂の陣の折、直政に随行して手柄をあげ、藩政の中心に位置するようになった。守清と直政の関係は非常に密接で、情誼的な一体感を持ち、四六時中近侍していたことが『七種宝納記』に記されている。実際、寛永年間には江戸詰家老として江戸藩邸の差配を行い、明暦年間以降では二代藩主綱隆の「信濃様衆御守」として二代藩主綱隆の養育における最高責任者を担うようになった。同時に、他藩の大名家との連絡窓口として役目を果たし、従兄弟関係故に月照院（直政生母）の仲介役などを行っていた。ここから、直政からの信頼は厚く、松平家との主従関係は属人的に、堅固に、結ばれていたことが窺える。

このような父守清の次男が香西隆清（頼山）である。長男は隆清が生まれる七年程前に、母の実家である柳多家に婿養子として家督相続を行っている。そして、幼少期より直政に仕え、その後二代藩主「綱隆様御部屋」勤め⁵⁰をしている。これは父守清の「御守」という職制もあつてのことだろうが、「直政―守清」と同じ図式で「綱隆―隆清」という情誼的な一体感のある強固な主従関係の構築を目指したことだろう。そして、寛文三（一六六八）年、守清はその生涯に幕を下ろした。

守清は、近世前期によくみられる情誼的な一体感を持ち、主君とは属人的な

主従関係によって結ばれていた。そして、守清室も、たとえ女性であっても「主君」という存在を認識し、統治者側の自覚を持つなど、武士階層に属する者としての心性を有していたとされる。これは、彼女が家老職を担う香西茂左衛門「家」という武士階層の属性を持ち合わせていたからであろうか。この点については、今後、より深く慎重に分析・検討を行っていきたい。

今回は、隠居までを区切りとして香西守清に着目してきた。紙面の都合上割愛したが、守清と元服前の息子隆清について分かる史料もある。隆清（頼山）の家督相続以降の香西家は、一体どのような軌跡をたどったのか。香西茂左衛門家が断絶するまでの状況については、別稿を用意している。

謝辞

本稿は、早稲田大学大学院文学研究科修士論文『近世前期の武家における「家」意識―雲州松平家の家老香西頼山を事例に―』の第一章「雲州松平家の家老を担う香西家の家筋と職務」ベースに加筆・修正を行ったものである。また、執筆にあたり、史料の調査・閲覧について宮崎肇先生、西田友広先生、松江歴史館、松江市松江城・史料調査課、島根県立図書館、信楽寺御住職、霊山寺寺守長廻様、案内・通訳をして下さった地元の方と大変多くの方のお世話になった。ご高配に厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 大藤修『近世庶民社会論―生死・「家」・性差―』（吉川弘文館、二〇二二年）
- (2) 三宅正浩「松平家の入国」（松江市史編集委員会『松江市史 通史編』近世I 松江市、二〇一九年）七六～七八頁。
- (3) 三宅正浩、前掲註（2）。八〇～八一頁。
- (4) 三宅正浩、前掲註（2）。八八～八九頁。

をあしかれと思はねば迷惑なる事なしと申され也、人の事あしく申されたる事を聞ず、神をうやまひ仏を信じ善根をなし玉ふ、少しも出し事をし玉はず、寺を建立し宝物を寄進し奉りし人なり、常に浄瑠璃をすき玉ひ、一日に五流も七流も聞玉ふにても御聞なされずやと申ければ、謠何の益なし、頼政の謠、田原の又太郎、川を渡したる所、是は聞事なり、大軍を渡さんには、これより外の川渡しなしと仰られ候き、浄瑠璃は君への忠、親への孝有、成ほど面白きとの玉ふ、母人は柳多氏なり、是はよく内を治め玉へり、家来の者もそれ〴〵に遣ひ玉ふ事、いかなる才覚の男もならぬ事共也、智恵の深き事、凡人にてはなし、力も女なれ共凡貳拾人力もあらむ、予が幼少の時見おぼへしが、六人して持ちたる長持を一人してやす〴〵と直し玉ふ、剛なる事巴山吹にも劣らんや、是も神を尊びを供養し、高野山無量寿院へ二拾五條の袈裟を寄進し玉ひ、江戸糺町八町目心法寺といふ浄土寺に三間に四間の極彩色の涅槃像を寄進し玉ふ、けふ両親ともに、君の御為を思ひ、仏神を尊み、下を憐みたまひし事あげて尽しがたし、予今世に拾られし坊主となりしかども、君より養を賜はり飢へず寒からず、安樂の身となりし事、是親の忠心、誠ある餘力にあらずや、有がたき事に思ひ侍るなり、幼少の時より忠孝の二つを專一に教ゆべき事なり、

この32条から、守清は「君の御前にて死する事本望なり」とあるように、主君の前に屍をさらすのが最大の忠義であるという、典型的な中世の武士的心性を持ち合わせている。また、直政に対しては、「殿の御顔、一日見奉らねば心もとなくぞんし奉るゆへ罷出たり、これを悪しと思召候はゞ、御成敗有べし」という情誼の一体感を持って四六時中近侍していた。直政と守清の

関係は、非常に強固に、密接に、結びついていただけだろう。これは、前節で扱った守清の職制にも大いに関わっていると言える。ここから、直政と守清は、近世前期の属人的主従関係が構築されていたと言えよう。

また、ここでは守清の妻（頼山の母）の姿にも言及されている。まず、守清室は「内」をよく治めるとあり、この場合の「内」は、「家来の者もそれ〴〵に遣ひ玉ふ事、いかなる才覚の男もならぬ事共也」とあることから、単純な香西茂左衛門家の家政という意味合いではなく、陪々臣も含めた香西茂左衛門家という擬制的な「家」を示す。彼女は、香西茂左衛門家という「家」の守清とは違う立場で「内」を支えており、それを実際に茂左衛門家の家臣達も実感していたことが言える。

さらに、もう一点強調したいのは、最後の「けふ両親ともに、君の御為を思ひ、仏神を尊み、下を憐みたまひし事あげて尽しがたし」という部分である。頼山から両親をみるに、彼らは①主君の為を思う人であり、②仏神を尊ぶという信仰に篤い人であり、③被統治者を憐れむ意識がある人など、挙げてもきりが無いとしている。特に、①と③で描かれる人物像は、理想とされる上級武士の在り方であり、家老職を担う守清にとっては自明の事柄であるかもしれない。けれども、これらの主語は「両親」であり、守清室ももちろんそのような人物であったということになる。一般的に、武士の奉公観の議論は、武士として公的領域で奉公するのは男性であるという前提があるため、男性にしか言及されない^④。実際の公的領域ではまさにその通りで、その議論に違和感があるわけではない。しかし、守清室のように、たとえ公的領域とは距離のある女性であっても、主君への奉公観を持ち合わせていた（と他者が評価していた）ことが本書より言える。つまり、武家女性自身も「主君」という存在を認識し、統治側の人間として被統治者を意識していた

第三節 香西守清と守清室の主従観

これまで雲州松平家における守清について検討してきたが、最後に守清の思想について『七種宝納記』の記述から彼の主従観を検討していきたい。彼の奉公観が端的に表れているのが、32条である。

『七種宝納記』32条

子に諸事異見を云に六十七十になる者、我が年に合せ異見をいたせば承引せぬもの也、若者の年に合せ異見をいふもの也、聖人の道にても其年に合せ至るもの也、男子女子共幼少よりを偽いはぬ様にいたすべし、少にても偽がましき事あらば二三歳よりも殊外いためたるがよし、幼少の者を言葉ばかりにては聞ぬもの也、内股をなるほどつよくつめり、跡の付ほどにいたし置くがよし、父を心やすく、母に罹るゝやうに致すべし、父は細かしき事は聞ず、大やうなれども父にはおそるもの也、母は心易く思ひ、母の事は聞兼るにより母におそる様にしたるがよし、母におそるゝ子は行儀のよきもの也、母を心易だてをすれば不礼になるもの也、いかやうの悪事にても、先母親異見をし、父の聞ざるさきに沙汰の直り候様にいたしたるがよし、両親誠あるものゝ子は親ののこれり、予が身に能々おぼへたり、予は序にかきし如く不忠不孝の者、君の命を背きたれども、親若きときより、君の御為ばかりを思ひ、我が身の為露ほども致さず、平生正直にして偽をいわず、ものをかくす事なく、君の御為と云へば君の御機嫌のほども窺ひ奉らず申上る、君、信濃の国松本に御座在しとき、元祖三谷権太夫、君の命に背き追出し玉ふ事有、其晩御前へ罷出権太夫儀御心になはず御暇を下され候、則権太夫をば私かこひ置申候、権太夫事斗方なきあほうにて御座候、何国へ参候ても飢申よ

り外これなく候、君の御爪の端の者なれとも御身かぎり御暇を下さるゝなれば、まして他人は一目も置くまじく候、左様にては君の御も出候はんところなげかしき事也、権太夫はなき者と思召候て召返させ玉ふ様にと申上る、君以外御機嫌損じ、権太夫氣に違ひ候故、追出したり、それを引とめかこひ置候へば権太夫一身の科也、以来御前へ罷出候事無用と仰られ、其儘御座を立せらるゝ、親少しも恐れ奉らず、翌日早朝に御前へ罷出る、君御覧罷出る無用と仰付らるゝに我が言葉を押して罷出候事吃怪なりとて御氣色もかわり奉る、親申上るは扱々一円合点参らざる事にて御座候、私分別の悪敷は不存、私心一ぱいは少しも残し奉らず、君の御為によき様にとこそ奉存申上る事にて候、私の心に少しも蟠る所なければ、いか程御腹御立候ても私は迷惑にぞんじ奉らず候、御前へ罷出申まじきよし被仰候へども、私は外に主を持申さねば、奉公に出申べき方これなし、殿の御顔、一日見奉らねば心もとなくぞんじ奉るゆへ罷出たり、これを悪しと思召候はゞ、御成敗有べし、腹を切る事ゆめゝ罷成不申候、私科無之、自身殺害いたすべき事なし、もとより君に命を上ヶ置たれば、君の御前にて死する事本望なりとて、しらぬ面らをいたし罷在ければ、君も御顔を脇へ御ふりなされ御座候に、此方より四方山の御はなしなど申上、何ともなげにて罷在候、君仰らるゝは扱々情のこわき無理をいふもの哉と仰られければ、私無理は生れ付なり、身の為には無理は申さず候、君の御為に無理なれば、無理とも存じ奉らずと申たれば、君の御意には、権太夫儀は汝に對し免じ置と仰られしと也、親若き時より君の御側をはなれず、大坂御陣にも御側に罷在、命を塵芥よりもかるくして、夜も御年盛まで御側に臥し、一生の内、君にしかられ奉れども、迷惑を致ざりしものなり、我がわだかまりあれば迷惑なるに、君

を国より呼寄、軍法を聞くべし、出羽守は軍者をもたず、それゆへ他の軍法を聞くと評判あればあし、又軍法は左のみ入ものにてなし、大将くゝの心に在る也と仰せられたり、

このように、綱隆の挙動について守清が召され、綱隆が他藩の軍法の師（井原番右衛門）を呼び寄せたことを咎められたことがあったようだ。以上からも、監督責任者としての立場は重かったことだろう。

これに加えて、【史料4】の寛永一八年段階では、当時の江戸藩邸の責任者であったことが分かる。いずれにせよ、江戸藩邸の中で窓口的立場であったと言えるだろう。

【史料3】の傍線部では守清に直政の母である月照院への取次を書き留めている。本稿では割愛したが、同封した綱隆の痘瘡を見舞う内容をしたためた「正月四日月照院宛書状」を預けたと考えられる。他藩の大名家からの書状を預かり且つ月照院への取次を任されるというのは、月照院との縁戚関係の上で任されていることであり、同時に家老として外部との窓口になっていることもここから窺える。

この他にも、『列士録』のなかで寛永二年に越前大野で早田八右衛門は直政に召し出されるのだが、「自是以前香西茂左衛門江被仰付御目見申上」⁽⁴³⁾られて、以降松平家に仕官するようになったとあり、守清は人材登用にも関わっていたとも言える。

さらに、寛永十四（一六三七）年の「嶋原一揆」の際には、「松但馬守様⁽⁴⁴⁾御使者上野治右衛門從嶋原越前へ飛脚差上ニ付而右之便⁽⁴⁴⁾ニ方々御返事差上之」「乙部九郎兵衛松村内記香西茂左衛門⁽⁴⁵⁾香西左門方⁽⁴⁶⁾以十蔵殿⁽⁴⁶⁾江心入急度奉公可仕之旨御意之趣申来（後略）」⁽⁴⁶⁾との記録が残っており、島原

天草一揆発生時には既に家老的立場として奉書に名を連ねていた。併せて、大坂の陣では香西太郎右衛門家の方が先に名前が記載されていたが、ここで香西太郎右衛門の息子左門よりも先に名前が出てきていることに注目したい。【家系図2】を参照するが、香西太郎右衛門家は元来長男として家督を継いでおり、大坂の陣の際には越前の松平忠直から直政の護衛を任じられ⁽⁴⁷⁾、随行了たという経緯がある。一方、茂左衛門家の守清は、直政が出陣の準備を進めている最初の段階から家臣として仕え、それに伴って随行しているという経緯がある。初期家臣団形成の際に守清の方が主君と個人同士の主従関係があったため、茂左衛門家の方が優勢になったのだろう。

『藩祖御事蹟』によると慶安元（一六四八）年九月二十一日に直政の母月照院が病に倒れ、同年十一月二七日に亡くなったことが言及される。福原家文書在中の福原左近元俊（長州藩永代家老）に宛てた（慶安元年）十月七日「松平直政書状（8）」では、「母就所勞、為見舞飛脚到来、心入之段令祝着候、気分大形被得快気、珍重候、委曲香西茂左衛門かたゝ可申候、恐々謹言」⁽⁴⁸⁾と記されており、このような場面でも窓口として香西茂左衛門（守清）を指定している。この頃、直政は九月二十一日から江戸で参府しており、十一月二十五日には姉ヶ崎の鷹場を訪れていた。同時に直政は江戸城普請のため承応元（一六五二）年まで江戸定住しており、その期間守清は「信濃様衆」であった時期と推測できることから、江戸詰家老として職制についていないときにも窓口として働いていたと言える。

以上を包括すると、越前大野時代から直政の側近として人材の引抜きを行っており、寛永年間も非常時の対応や江戸詰家老として江戸藩邸を取り仕切り、次期藩主である綱隆の養育監督などを担っていたことから、藩主からの信頼はとても厚かったと推測できる。

忠利 居判

肥後殿³⁸ 進之候

【史料3】「正月四日乙部可正并拓植小平次并松田休可并香西茂左衛門守清銘々宛書状」³⁹

出羽守様へ飛脚を進候間、令啓候、久松様⁴⁰此比組庖瘡之由承候、更とも、輕御座候由、肥後守所へ申越、近比目出度存候、程遠ニ出羽様被成御座候間、さそ御氣遣と存候、出羽様へ能様ニ御心得候而可給候、恐々謹言

(寛永十六年) 正月四日

乙部九郎兵衛殿

拓植小平次殿

松田休可老⁴¹

香西茂左衛門殿 出羽様御袋様へ能々御心得候て可給由、被仰進候、

其外御文章前ニ同也、

【史料4】松平直政書状⁴²

次飛脚越中候尚令申候、其弥相替儀無之、公方様御機嫌能候由、去二十三日之状披見満足申候、我等義無事ニ三日ニ松江立、今四日ねうまで参着候、かねく如申、二十三日ニ必其地ニ着可申候間、其心へ尤二候、作事も出来候由珍重ニ候、作事奉行共ニも此段可被申中間候、存之外はやく出来候てほねおり候段満足申事ニ候、先日之状二久松・大助むかいニ出申度由申越候、かねくかまくら見物申度と権大夫ニ物語申由聞、母ニて候人へもたんかうと申越候へ共、其元人もすくなく、二三日もとうりう不申

ハ見物成間敷候間、大かたなら者無用ニ可被申候、謹言

猶以、かまくら見物之義、あなたこなたとたんかうも候者、必無用ニ候、母にて候人も女共も内々ニて見たがり被申候者、其元之たんかう次第二候、大かたハ無用ニ候、細川越中(忠利)殿御煩以之外と久貝因幡(正俊)殿より御申越候、其以後何ニも左右無之候、か様之きつかいあんし候事すいりやう可有候、肥後守(細川光尚)殿御いとニて御越候由、よくくと存候、加藤式部(明成)殿内堀主水事被為仰出被下候由、誠式部ためニハ忝儀ニ候、くわしく様子被申越満足申候、朝日丹波中風さしおこり口こもりふびん成ていニ候、何事もやかて参着候て可申候、数馬方へも状可遣候へ共、此段久太夫兩人ニも可被申候、以上
(寛永十八年) 卯月四日

直(花押)

乙部九郎兵衛殿

香西茂左衛門殿

【史料2】について、寛永十六(一六三九)年時点で綱隆の「見廻之状」を送られている。これにより『直政公御代御給帳下』の記載通り、江戸詰家老として管理を任されていた、或いは「信濃様衆」の最上席を担っていたことが窺える。ここで、監督者としての守清について、『七種宝納記』の9条で言及されているため、参照したい。

『七種宝納記』9条(一部抜粋)

直政公、予が父を召させられ、信濃守儀、越前守が家来を呼、軍法を聞くよし、他家の軍法きく事なかれ、家中にも宮隅宗賢とて軍者あり、彼

が、のちに「執政」・「参政」と改称し、「御仕置所」には「軍用方」・「城代」・「地方勝手口」・「請口」・「御内用方」などが付属していた。

このような職制であったが、守清は中でも比較的上層部であったことが窺えるだろう。ちなみに、寛永期、守清室の実家である柳多家³³⁾は五〇〇石であった。幕末期の事例であるためその後の家格変動はあるが、家老の中の序列に限定すれば、下位の格式であったと言える。

三、江戸藩邸における香西茂左衛門守清の位置付け

守清の職制について給帳にて確認できるのは、寛永十一（一六三四）年『直政公御代御給帳上』³⁴⁾で、そこには「江戸定詰 高一千石 香西茂左衛門」と記載されている。つまり、江戸定詰の最上席に就いており、江戸藩邸において最上位の家老として取り仕切っていた。この時期、江戸定詰は一〇〇石の北川をはじめとする三人のみであった。

また、寛永十六（一六三九）年の『直政公御代御給帳下』³⁵⁾では、「信濃様衆 千五百石 香西茂左衛門」が確認できる。陶澤家旧蔵『松平家給帳』においては「信濃様衆 御守千五百石 香西茂左衛門」との記載がある³⁶⁾。「信濃様」とは二代藩主綱隆のことを指す。計四一名の内、最上席に記載され、次席は六〇〇石である。また、陶澤家旧蔵史料では「御守」との記載があることから、綱隆の監督係のようなことを任されていたことが推測できる。しかし、当該史料は現在写本のみが現存しており、細部まで検討すると冒頭に記載されている寛永十一（一六三四）年という時期に矛盾が生じているため、直政期の給帳という理解に留めておきたい。併せて、他の香西家（香西太郎右衛門家）は『直政公御代御給帳上』では「児扨侍衆 二百五十石 香西主馬」と記載されているため、守清は香西一門の中で破格の待遇

を受けていたと言える。そのほか守清に関する記述については、寛永十六（一六三九）年に綱隆が痘瘡に罹って平癒した際の「酒湯祝儀」に関連した見舞の書状を細川忠利から送られていることが【史料2】と【史料3】から確認できる。

【史料2】「正月四日書状」³⁷⁾

改年之嘉慶申納候、十二月十三日之書状、正月二日ニ相届披見中候、其元無事之由、女共気色も替儀無之通、玆重候、此方無別条、我々も一段息災候間、可心易候事、

一、上様弥御気嫌能被成御由、目出度儀共ニ候、舊冬十一月十一日ニハ、大炊頭殿之下屋敷へ被為成、両度御膳あがり、暮候て還御被成候つる由、得其意候事、

一、稲葉美濃殿痘瘡之由被申越候、為見廻先飛脚遣候間、書状可被相居候、定而頃湯を御懸り候はん間、祝儀之為使者西村半兵衛、此飛脚同前ニ熊本差出候、頓而の参着可申候間、可然様ニ樽肴被調遣可被申候、先美濃殿見廻之飛脚ニ遣候書状ハ、堀賀州・齋豆州・かすか殿半井驢庵・美濃殿家老共へ遣候、祝儀之書状遣可然所へ之分、其元にて調可被遣候事。

一、松出羽殿御息も痘瘡之由、右之飛脚使者遣可被中候、先飛脚ニ遣候書状、此方々調遣候、平愈以後之使者之儀ハ、則此者遣候間、其元見計、樽肴など計可被遣候、書状も右同前ニ候、香西茂左衛門方へも、見廻之状も遣、又祝儀之状も、其地にて計可被遣候事、（後略）

（寛永十六年）正月四日

越

九郎兵衛可正の順で仕えていることが分かっている。彼らのような越前家からの家臣は直政直属家臣団の中でも中心的位置にあり、かなりの比重を占めていた。

守清が発給者となる書状の初出は、寛永十三年に直政が幕府の命を受けて寛永通宝銭を鑄造した際の【史料1】「松本にての鑄造銭と寛永通宝銭座文書」⁽²⁸⁾の発給人側で見受けられる。

【史料1】「松本にての鑄造銭と寛永通宝銭座文書」

定

於信州松本、新銭座、望被申付而、従其方、書付を取申付候。無相違、急度用意候而、可被鑄立候。此上者、余人望申候共、貳口之外申付間敷、兵糧之儀者、相場次第、以相对可申付候。炭薪未進有之在々江、催促人差出可申候。以上。

寛永拾三丙極月廿七日

梅 マメ (梅カ)	半左衛門	居判
香西茂左衛門		居判
乙部九郎兵衛		居判
石川弥五左衛門		居判
三谷 權太夫		居判
神谷 内匠		居判
今井勘右衛門殿	まいる	

ここでは、鑄造の請元であった今井勘右衛門に向けて、新銭座の設置に際

して必要な「兵糧」(費用)は相場の通りに致し、鑄造の際に必要な「炭薪」などの徴収についてはこちらで催促をさせるといった通達を行っている。この時、寛永通宝鑄造の責任者は発給者側と見れるが、これらの面々は『直政公御代御給帳』⁽²⁹⁾によると、松江藩入部後には確実に家老格にあったことが明らかにされている。その中でも特に二番目に名前が見られることから、この事業においては、後に代々家老とされる乙部家や三谷家、神谷家よりも責任が重いことが確認できよう。転じて、主君直政からの信頼も比例しているとも言える。梅(梅カ)半左衛門については、『直政公御代御給帳下』(陶澤家旧蔵)にて「上野様衆 御守 千石 梅半左衛門」との記載があり、「上野様衆」は松平近栄(松江藩支藩三万石藩主)を示し、その「御守」を担っていたことから守清とおよそ同格であったことが推定できる⁽³⁰⁾。松本時代の給帳については管見の限り確認できていないが、当該時期に家老格にいたことがここから推測できる。

ここで一度、松江藩の職制について整理したい。近世前期における松江藩の職制については、史料があまり豊富ではないため詳細に把握することは現在できないが、幕末の松江藩における職制については「旧藩事蹟」⁽³¹⁾に詳しい。そこでは、藩の最高政治機関は「御仕置所」で、行政・司法・立法の仕事が総合的にとり行なわれた。「御仕置所」は藩邸内にあり、ここには家老・中老格の者が出仕し、彼らの中から二〜三名が選抜され、「御仕置役」に選ばれる。家老は勲功ある家柄で、禄高およそ千石以上であり、大橋・乙部・三谷・神谷・有沢・柳多・朝日の六人は世襲的に家老を勤めた。その他に大野・今村・小田・石原・高木・平賀・黒川・赤木・仙石・塩見などの諸家は、ときに家老となり、また中老となる流動的に変化している。これら家老・中老格のうちより仕置所において政務に当るものを「当職」と称した

『甲斐叢書』²⁰と松江歴史館寄託の小竹原家（旧柳多家）文書²¹、村田家文書²²の書状を参照するものとする。尚、両文書とも発給時期が記載されていないが、可能な限り時期の比定を試みた。

香西守清の生年は不明であるものの、松江藩士の家譜を整理した公的な史料『列士録』²³によると、左のように慶長年間から松平直政に長く仕えていることが示されている。

慶長年中（年月日不知）

直政様江被召出、大坂両御陣之御供相勤、其以後新知御加増都而二千五百石被下、御家老被仰付以後、網隆様 御家老被仰付、寛文五乙巳年九月廿五日如奉願隠居被仰付、隠居料五百石被下之、号茂入翌年六月七日從網隆様為御茶代御加増三百石被下、都合八百石、同八戊申年七月朔日死

松平直政が初陣で大坂の陣に参戦した際に、守清は「御馬廻」として随行しており「御首印」の戦功を挙げている。この時、大坂の陣にて参戦した家老衆は「元祖直政公大坂陣御供之面々」²⁴によると「御家老 柳多四郎兵衛長弘・神谷源五郎富次・仙石伊右エ門政吉・氏家五右エ門政次 山口七郎衛門宗張・鈴木市右エ門和重・小山主計政伯・天方山城通総・佐乙女五左エ門勝正・同三郎左エ門勝利・香西太郎右衛門正安・同性嘉兵衛正之・同姓茂左エ門守清」²⁵・皆川庄兵衛重之・梅内記将供・信田吉兵衛正矩・三上七郎兵衛吉次・佐藤平兵衛正春・天野伝左エ門正長・同性九兵衛」の面々が挙げられ、合計一九家二〇名であることが分かる。この中でも特に「柳多四郎兵衛長弘・神谷源五郎富次・仙石伊右エ門政吉・氏家五右エ門政次」は「家長」

或いは「頭分」であった。一方、香西守清等の残りの面々は、兄忠直の命によって直政に付属された者たちの中心を担う者であった。随行した彼らは、大坂の陣の翌年以降の直政家臣団の中核になった人物たちであることから、大坂の陣での活躍を評価されたとみていいだろう。その他、小姓二名、医師十名、御徒衆一三名、料理人一名、馬印一名、「外討死」八名の合計三十五名が随行しており、軍勢としては騎馬五〇騎・雑兵を加えて五〇〇人程で構成されていた。

守清の越前時代について具体的な動向は不明であるが、高野山清浄院所蔵「結城殿代々先祖」²⁶の過去帳内に関係者の名も連ねられており、その中に「如実妙清禅門霊位 讃岐国今ハ越前出羽守内香西茂左衛門母 寛永八年三月廿一日 為息女立之」という記載が確認できる。香西茂左衛門（守清）の母は松江藩香西家の祖縫殿の妻にあたる人物であり、彼女が娘²⁷のために立てたということが結城家関係者の過去帳にて確認できるというのは、香西縫殿は結城氏に仕えていた可能性が非常に高いと言えまいか。その後に「性雲院殿真誉蒙源禅定尼霊位 寛永八年生国讃岐香西庄今ハ松平出羽守内香西茂左衛門 八月廿一日 使者 久保田助右衛門」との記載がある。香西守清が使者を立てて「性雲院」なる人物を供養したと推測でき、「性雲院」は結城氏の縁者の可能性もあるが、詳細は不明である。そのため、越前時代の守清は主君直政に仕えつつも、かつての主君結城氏とも縁がある可能性が非常に高い²⁸。これらの越前時代の香西茂左衛門家についてはまだまだ調査の余地があるため、今後の課題としたい。

また、越前時代より直政に仕える香西茂左衛門守清であるが、越前家（秀康・忠直・忠昌）から移って直政直属となったのは、寛永十六年時点で一〇〇〇石を超える家老に限定すると、神谷内匠富次、香西茂左衛門守清、乙部

①茂左衛門家と②太郎右衛門家の二家が存在する。両香西家は縁戚関係にあるが、少なくとも大坂の両陣においては、その戦功書から茂左衛門家と太郎衛門家は区別されている（詳しくは次節にて扱う）。

そこで、香西守清を香西茂左衛門家の祖として、以降検討を進めていくと思う。理由は次の二点である。

第一に、雲州松平家の祖直政に仕え始めたのは、守清と言える点である。越前松平家に奉公していた香西茂左衛門家という意味では、香西縫殿という人物が系譜上、茂左衛門家の祖にあたる。しかし、縫殿は直政独立前の越前松平家に奉公していたと考えられ、実際に直政に仕え始めたのは守清であり、守清以降家老職（家老に準ずる職）や家格が継承されていったと言える。

第二に、『七種宝納記』の著者香西頼山は、必ずしも本流の先祖（中世讃岐の香西氏・松江藩香西家の祖香西縫殿）を意識しているのではなく、松平直政に仕えた父守清を強く意識していた点が挙げられる。本書の記述内容からは、中世香西氏や祖父香西縫殿については、特段深く意識していないことが読み取れた。実際、他の事例になるが、領主としての心構えを息子に伝えた「交代寄合山名義蕃書置」では、近世の山名家において、五代目当主山名豊就が江戸幕府要職に就いていた故、中興の祖として重要視していたことが分かる。他方で、室町期山名氏のことについて特段意識はしていなかった事例がある^⑧。超世代的な「家」において、先祖を意識するという推測もできるが、右の事例からも必ずしも本流の先祖を強く意識しているのではない場合もあるのだろう。むしろ、『七種宝納記』の本文からは、藩内で実権を握っていた父を「家」意識の中で重視している印象を受ける。

以上より、以降、①香西茂左衛門家は松江藩／雲州松平家においてどのよ

うな位置づけであったのか、②茂左衛門家の祖守清と藩主松平直政の主従関係や奉公観はいかなるものであったのか、この二点を分析していくものとする。

二、香西守清の誕生から家臣団の中核を担うまで

先述したような香西家であるが、近世にはいると香西守清が代を継ぐこととなる。では、この香西守清は一体どのような人物だったのか。

雲州松平家の初期家臣団については先述したが、その中心的構成員の一人であったのが香西守清である。具体的には、越前大野藩以前から長く仕える乙部家と柳多家、そして直政の生母月照院に連なる三谷家・香西家等の血縁者を中心に構成され、以降これらの「家」は、基本的には代々家老として機能していった。一七世紀後半における香西茂左衛門家は、三谷家の台頭もあり、香西家は以前の勢力を失っていき、その後の断絶に繋がっていく。

香西家は月照院に始まる「女縁」の下、直政に登用されることで雲州松平家の家臣として仕官することになる。まず、直政の生母月照院は三谷長基の娘（駒）であり、三谷家について『藩祖御事蹟』^⑨によると、旧三好氏の流れて阿波国三谷に居たが流浪の身になる。その後、備前の浮田家の家臣戸川氏に寄寓し、三谷姓に変えたという由縁を持つ。そして、月照院の母志摩（松光院）の実家は香西家である。松光院の弟香西太郎右衛門正安と正之はともに幼少期より香西太郎右衛門家として直政に仕え、さらに松光院の妹が同族の香西縫殿に嫁ぎ、香西守清（香西頼山の父）が誕生した。

守清は月照院の従兄弟という血縁もあって、松平直政の初期藩政における重要な構成員となっていく。では、守清は、具体的にどのような職制を担っていたのか。以降、新出史料も交えて実態に迫っていききたい。本論文では、

三三)年に亡くなった。同時期は、將軍家光が前年の秀忠死去をうけて將軍親政を始めた時期にもあたる。忠晴は無嗣であったため、家光は幕閣の反対を押し切ったかたちで改易を決めた。そのため、堀尾氏三代にわたる領国支配は無嗣断絶に終わる^⑦。

改易後は、幕府内で検討が重ねられた結果、寛永十一(一六三四)年に室町時代に守護を務めていた京極氏^⑧に任せる運びとなったが、寛永十四(一六三七)年に四五歳の若さで病により亡くなった。こちらも無嗣のため御家取潰しとなってしまった。寛永十四年十二月二十二日に幕府は京極家に出雲・隠岐の両国没収を通達し、家中には年貢収納を許可した上で、翌年二月中に松江城下からの退去を命じた。

以上が直政の入部以前の松江藩がおかれた状況である。度重なる不運のため、堀尾氏や京極氏は代を継承することができず、「藩祖」と称されるのは直政になった。翌年二月十一日、江戸城に登城した直政は家光より出雲一国の拝領と隠岐の代官任命を命じられた。当時の直政は信濃松本城主で七万石であったため、松江藩の公式高一八万六〇〇石(実際には約二五万石)は石高としては三倍程の大栄転であった。また、先述したように、出雲一国を拝領し、国持大名へと格を上げたことの意義も留意しておきたい。なお、松江藩は蔵米知行制を採用していたことも特徴として挙げられる。

他方、二代藩主綱隆期だが、まず、綱隆は寛永八(一六三一)年に江戸にて誕生し、慶安四(一六五一)年に元服^⑨するまでは在江戸であった^⑩。その後松江と江戸を参勤交代で訪れるようになる。綱隆は家督相続を寛文六(一六六六)年に行うと、翌年に五か条からなる「条々」を家中に向けて発布^⑪した。基本的には江戸幕府が発布した「諸士法度」と類似した内容であった。さらに、同年に別の法度を発布しており、そこでは武家社会の身分

秩序を定め、儉約しながら分相応の暮らしをすることを家中に求めていた。このように、代替わり後には家中の意識の引き締めを行っていた^⑫。

また、家老という家臣団編成面において、直政期と比較^⑬すると人員が増加するという特徴が見られる^⑭。

以上、雲州松平家と松江藩について簡単に整理したが、香西守清はこのような直政・綱隆期に家老として勤めあげた人物である。彼の具体的な職制について、以降見ていきたい。

第二節 雲州松平家における香西隆清の父香西守清の位置付け

一、香西茂左衛門家とは ― 香西茂左衛門家と香西太郎衛門家 ―

本節では、香西茂左衛門家の由縁について分析し、息子頼山に思想面で強く影響を与えたと考えられる、父香西茂左衛門守清について明らかにしていく。

まず、香西家・香西茂左衛門家はいつから創始したと言えるか。『七種宝納記』の跋文にて、香西家について「香西の元祖初メテ讃岐の国へ上り玉ひし時」とあり、香西家は讃岐に由縁を持ち、更に一五世紀時点では讃岐の守護大名(あるいは国人)であったことが現在明らかにされている^⑮。しかし、系譜として正確に繋がりがあるのかは議論が分かれるが、一般的に中世讃岐の香西氏とみられている。この頃の香西氏については『南海通記』^⑯に詳しいが本稿においては割愛する。

以降、香西家については【家系図2】「香西茂左衛門家系図」^⑰と【家系図3】「雲州松平家と香西家の関係図」、【表2】「香西茂左衛門隆清年譜」を適宜参照しながら言及していく。

【家系図2】を参照すると、雲州松平家に仕えている香西家は、厳密には

には越前大野郡木本にて一万石を忠直より拝領し、同四（一六一八）年に初めて江戸に参府しそのまま江戸に在府し続けた。

この時から直政は、実質的には越前松平家から独立した大名として將軍家から処遇されるようになった^②。その後、元和五（一六一九）年には上総姉崎を一万石、寛永元年には越前大野城（五万石）に封ぜられる。この時、元和九（一六二三）年で既に従四位に叙せられており、二三歳でのこの処遇を踏まえると、徳川將軍家の一門として諸大名の中でも高い格式を与えられていたと言えるだろう。

寛永七（一六三〇）年に長子綱隆が誕生し、その二年後寛永十（一六三三）年には信濃松本藩（安雲・筑摩郡）に七万石に加増された。松本にて、四年の年月を過ごした後、寛永十五（一六三八）年に約一〇万石の加増を受け、一八万六〇〇石の国持大名として松江藩を任される。同時に、隠岐一万四千石の代理統治も任せられており、実質的には二〇万石の支配を任されていた。

直政の入部については、幕府の対西国外様大名政策の一環として配置されたとされている。同時に、島原天草一揆の最中であつたことを踏まえると、軍事的関与への期待も想定され、大名間の関係性という点では周防・長門の毛利家との関係もあるだろう。実際、当時の毛利家当主秀就の正室は直政の同母姉（龍昌院）であり、同様の事例が他でも確認できるため、隣国を新領地として拝領するに至つたのは縁戚関係があつたためとも考えられている。以後、直政は毛利家の相談役として、特に幕藩交渉に関する事柄について指南する役目を担つた^③。

二、松平直政と初期家臣団構成

このような経歴を持つ松平直政であるが、越前大野藩以前より家臣団の形成を始めていたことが明らかにされており、初期家臣団形成にあたり出自と経歴を重視して構成している^④。出自については、五万石知行の際に、越前家当主忠昌から家臣分与の交渉を家老乙部可正に指示しており、この時点から初期家臣団の本格的形成を始めたと言つても過言ではないだろう。この際、松江藩藩士の家譜を公的にまとめた『松江藩列士録』^⑤においては、越前松平家に仕えていた武士の子弟は「御譜代之筋」として取立てられたと記載されている例が複数あることから、越前松平家筋を積極的に登用していたと言える。一方、経歴については、大橋茂右衛門^⑥を取立て与力として六〇〇〇石で家臣としており、さらに大橋と縁故のある者や与力に採用している。この背景には、大橋を中心とする集団を組織することで、一層軍団の強化をねらう目的があつた。

以上のように、登用された家臣団は初期藩政においては、特に越前出身の家臣が藩政の中心になった。その中でも特に、越前時代から長く仕える乙部家・柳多家、そして直政の生母月照院に連なる三谷家・香西家等の血縁者を中心に構成していった。彼等の「家」は、松江藩転封後における家老格の家として登用されてからは、基本的に代々家老として機能していった。

三、松江藩と直政・綱隆期の家老

近世期における松江藩は、堀尾氏によって整備されることに始まる。慶長五（一六〇〇）年に堀尾吉晴氏が松江藩主として入部し、月山富田城から現在の松江城に移動したことにより、松江が藩政の中心地となっていく。その後、二代目忠氏の後を継いだ堀尾忠晴が長く藩主を務めるが、寛永十（一六

香西茂左衛門家と雲州松平家（一） — 茂左衛門家の祖香西守清と「家」・職制・主従観 —

宇野 鈴音

はじめに

『七種宝納記』^{ななくさほうのうき}という史料がある。雲州松平家の家老であった香西頼山が、二人の娘に向けて、妻・母という女性の在り方をライフステージごとに記したものである。本書の主題としては、自身の経験を引用しつつ、男児養育の方法論を娘に教諭することが据えられている。

管見の限り現在原本は確認できないが、写本はいくつか現存している。現時点で確認できる範囲で最古のものは、国立公文書館所蔵の内閣文庫本であり、次に、島根県立図書館所蔵の松原基『続消暑漫筆』所載「七種宝納記」が挙げられる（【図1】「写本の分類」）。後者については、平成二十一年度が島根県立図書館にて郷土史料として展示されていたが、『七種宝納記』の伝播において欠かせない史料である。松原基は『国令』を制作した人物として『松江市史』には紹介されているが、彼の隠居前からしたためられたのが『消暑漫筆』と『続消暑漫筆』である。そして、『七種宝納記』は、松原基が『続消暑漫筆』にてまとめたことを契機に、範囲・程度は定かではないが、写本が作成されるようになっていった。また、本書の詳しい事項については、紙面の都合上割愛するが、【表1】「松原基 七種宝納記索事記」を参照されたい。本稿では、著者である香西頼山（俗名隆清）が一体どのような「家」に生まれ育ったのかを考える前提として、雲州松平家に仕える香西茂左衛門家の祖とも言える父守清という人物に注目したい。

そこで、松江藩士香西茂左衛門守清の来歴を中心に、一七世紀の間、松江藩家老を担っていた香西茂左衛門家について、その家筋と職務の分析を行う。一般に、一七世紀という時期は近世日本において全般的に「家」形成は未だ不安定であると言われるが^①、武家の「家」形成はいかなるものであったのか。その実態について、雲州松平家における位置付けと主家との主従関係を踏まえて検討を行いたい。資料編【家系図1～3】、【表2】「香西茂左衛門家年表 — 香西守清年譜 —」を適宜参照されたい。

第一節 一七世紀における雲州松平家と松江藩

一、松江藩初代藩主松平直政

香西茂左衛門家は雲州松平家の藩祖松平直政に香西守清が仕えることにはじまる。本節では雲州松平家について、『松江市史』を参考に簡単に整理したい。整理にあたって、適宜【家系図1】「雲州松平家系図」を参照する。

松平直政（一六〇一～一六六六）は慶長六（一六〇一）年五月五日に結城秀康の次男として近江にて誕生する。同年、結城秀康の死去に伴い長子忠直が家督相続を行っている。慶長十八（一六一三）年に忠直の諱を賜り、以降「出羽守直政」を称すようになる。

翌慶長十九（一六一四）年、直政は一四歳にして大坂冬の陣にて初陣を飾る。その翌年の夏の陣にも出陣し、その功績もあって元和二（一六一六）年

松江市歴史叢書18

松江市史研究16号

2025年（令和7年）3月31日発行

編集 松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課

発行 松江市

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印刷 渡部印刷株式会社

〒690-0874 島根県松江市中原町192